

號別特報會議會題問市都國全

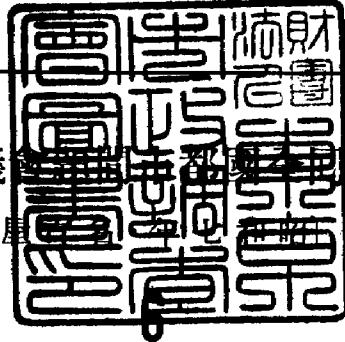
會總議會題問市都國全回三第

〔屋古名·年七和昭〕

6

錄要事議

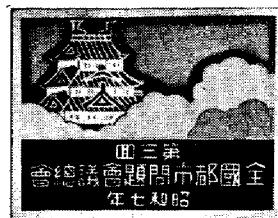
議會題問市都國全



會總議三第

議事要錄

- 編題議一第告報研·冊一第
- 編題議二第告報研·冊二第
- 編錄追告報研·冊補
- 編題議一第料資考參·冊三第
- 度年六和昭料資考參·冊四第
- 要概政財方地
- 編題議二第料資考參·冊五第



圖三第
全國都門問題議會總議會

全國都門問題議會

012653

凡例

- 一 本書は昭和七年五月名古屋市に於て開催の第三回全國都市問題會議總會に關する記録にして別冊「研究報告」三種及「參考資料」三種と併せて總會關係文書を組成するものなり。
- 二 本書の分類篇別は、便宜上（一）總會の準備行爲に屬する事項、（二）總會經過の叙述、（三）總會に現はれたる報告討議等の内容の三篇に大別したる上、各篇を更に小分類し、別に参考事項を附録せしめたり。
- 尙第二篇中に收むべき總會參加者氏名は、參照の便宜上特に卷末に掲出せり。
- 三 本書所載事項中、速記に依りたるものは大體速記の儘に收録するを旨としたるも、會議の寫實に影響なしと認めたる事項に就ては、多少速記を收縮したる個所あり、是れ唯編纂上の都合に依ること、御諒承を請ふ。
- 四 本書は前掲の如く、總會關係文書として總會參加者に配付するを主旨としたるが、獨立の文獻として取扱ふも、一般都市問題研究上の好簡の参考資料たるを信す。
- 五 本書の刊行は即ち第三回全國都市問題會議總會事務の終結なり。この機會に、總會參加者各位に敬意を表し、又總會の爲め直接間接に寄與せられたる官公私各方面の當局、殊に終始格別の盡力を煩はしたる名古屋市及内務省、愛知縣、名古屋商工會議所、名古屋市に於ける言論機關並學界、視察見學先等の關係當局に厚き感謝を捧ぐ。

昭和七年七月

第三回全國都市問題會議總會第六冊議事要錄

目 次

第一篇 總 會 準 備	……	一
第一 會議の組成並に第三回總會開催計畫に關する事項	……	三
二 會議の沿革並に總會準備經過	……	三
二 主催地名古屋市側の援助	……	三
三 總會議事方法等協議の理事會	……	三
總會第二日の報告討議に關する件(四)……第一部會役員(四)……第二部會役員(五)……次回總會開催に關する件(五)	……	三
第二 總會參加者に對する處遇	……	六
一 總會參加申込者に對する豫備資料等の配布	……	六
二 參會者に對する文書等の配布	……	六
總會用文書等(六)……名古屋市よりの寄贈書等(七)	……	六
第二篇 會 議 總 說	……	九
第一 序 說	……	二

(ヌ)(リ) 都市計畫に依る縣道費に就て ……………… 柴田茂君二五
 二以上の市町村に營業所を有するものに對する市町村稅の分別協定に就て ………………

市町村稅制改正の要求 ……………… 中村陸平君二六
 遊興稅及賦金の納稅組合に就て ……………… 大谷滋君一五

自治體の稅制合理化に就て ……………… 古畠銀次郎君一七
 地方稅の體系、稅目的負擔、稅制の改正及稅務機關の統一問題 ……………… 松本仙太郎君二七

宅地租附加稅增課の實狀 ……………… 村井林一君一七
 (タ)(ヨ)(カ)(ワ)(ヲ)(ル) 積談的報告及討議 ……………… 福田寅吉君二九

第二部會報告及討議 ……………… 村井林一君一七
 一序 説 ……………… 福田寅吉君二九

二特別報告 ……………… 北澤忠男君二〇
 (ロ)(イ) 名古屋市に於けるチフス保菌者検索の狀況 ……………… 大庭士郎君一五

下水管の繼手に就ての一案 ……………… 北澤忠男君二〇
 (ロ)(ハ)(ロ)(イ) 一般報告及討議 ……………… 長崎敏智君二〇

上下水道の施設と都市汚染問題 ……………… 長崎敏智君二〇
 都市の各家庭に於て塵芥を分類せしめ度し ……………… 北澤忠男君二〇

「必要なれども歡迎されざる」施設に對する位置及設備に就て ……………… 石川榮耀君二〇
 塵芥の堆肥化處理提倡 ……………… 金原庄治郎君二五

(ホ)(=)名古屋市屎尿市營處分二十餘個年の經驗 ……………… 金原庄治郎君二五

名古屋市屎尿市營處分二十餘個年の經驗 ……………… 金原庄治郎君二五

(一) 下水處理區域内に於ける既設汲取便所を急速に水洗式に改造する方案に就て ……………… (ヘ)

(二) 名古屋市に於て現在下水處理作業中の屎尿を直接下水道に投入する場合下水濃度の變化 ……………… (ヘ)

に對應する淨化作業上の注意事項如何 ……………… 藤田弘君三四

下水處分場位置選定その他に關する考慮に就て ……………… 藤田篤三君三七

污水處理と屎尿に就て ……………… 池田篤三君三七

下水溢流對應策如何 ……………… 衣斐清君三七

空氣污染の測定を各測候所等にて行ふ事に就て ……………… 坪島八郎君三七

都市汚物並污染の措置に關する財政に就て ……………… 大須賀君三七

汚物處理關係營利業者補助方策如何 ……………… 石橋愛太郎君三七

(二) 都市計畫法の地域として無煙工場地域の設定及無煙都市の設置に就て ……………… 金原庄治郎君三七

重ねて名古屋市屎尿市營處分二十餘個年の經驗に就て ……………… 藤原豊彦君三七

塵芥處分方法の若干問題 ……………… 須賀君三七

(カ)(ワ)(ヲ) 各部會に於ける報告及討議の經過報告 ……………… 藤岡兵一君三七

一序 説 ……………… 神田純一君三七

二第一部會に就ての經過報告 ……………… 藤岡兵一君三七

三 第二部會に就ての經過報告 ……………… (イ)特別報告(二〇)一般報告及討議(二七)

第三回全國都市問題會議總會に關する文獻 ……………… (二五)

附記 第三回全國都市問題會議總會參加者名簿 ……………… (二五)

挿 繪 目 次

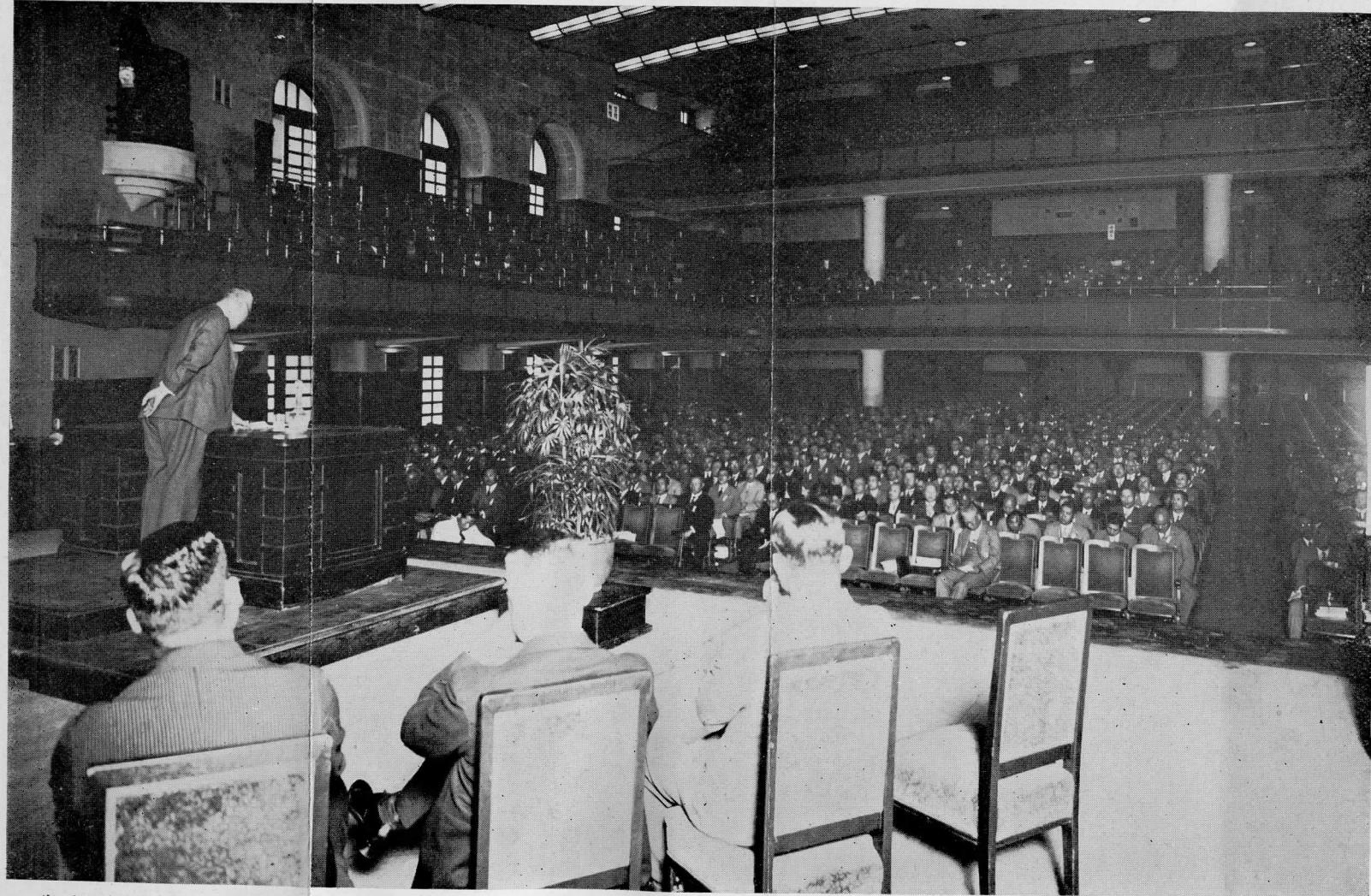


告報研究者告報主・

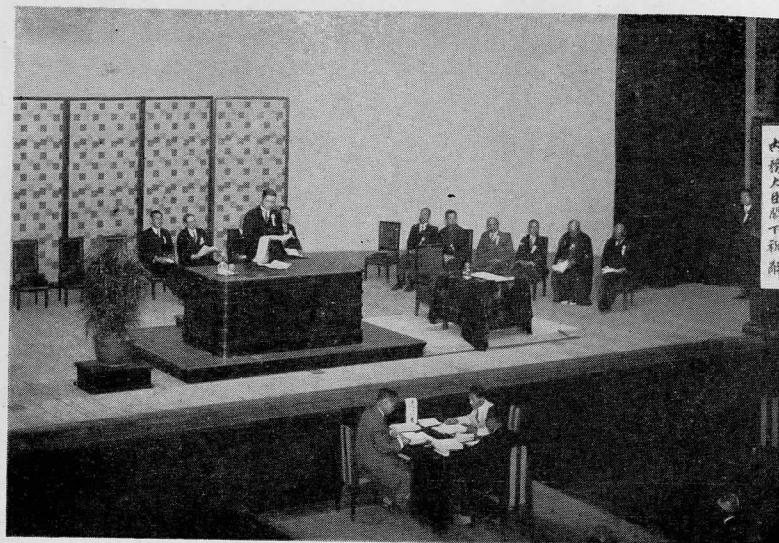
第三回全國都市問題會議總會（名古屋市公會堂に於て）

第三回全國都市問題會議第一日主報告者研究報告	口	繪一
會場たる名古屋市公會堂	同	二
第一日開會式・關會議理事式辭	同	二
同 上・鈴木内相代理祝辭	同	三
同 上・大岩名古屋市長挨拶	同	三
第一日議事・池田事務局代表事務報告	同	四
第二日部會・第一部會の報告及討議	同	四
同 上・第二部會の報告及討議	同	五
第三日部會經過報告・藤岡第一部長報告	同	五
第三日實地視察・第一班の堀留下水處理場視察	同	五
同 上・第二班の名古屋市民病院視察	同	五
第三回總會徽章	中	六

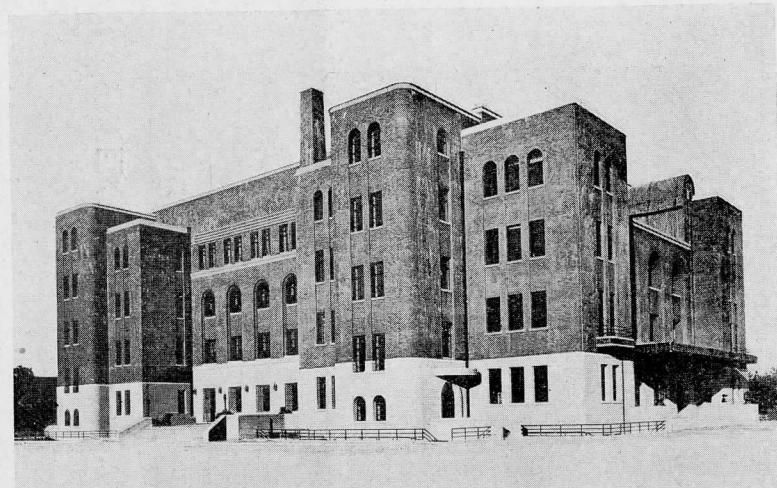
第三回全國都市問題會議總會（名古屋市公會堂に於て）



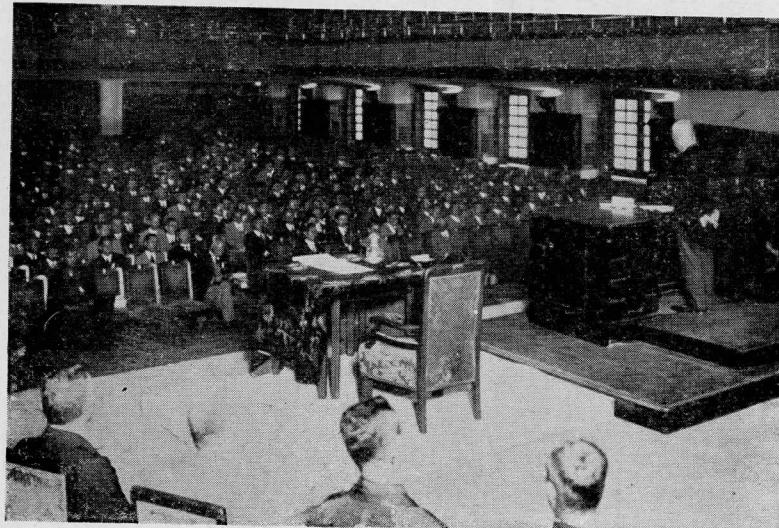
告報研究者告報主・日一第



第一回開會式・木鈴・代理相内



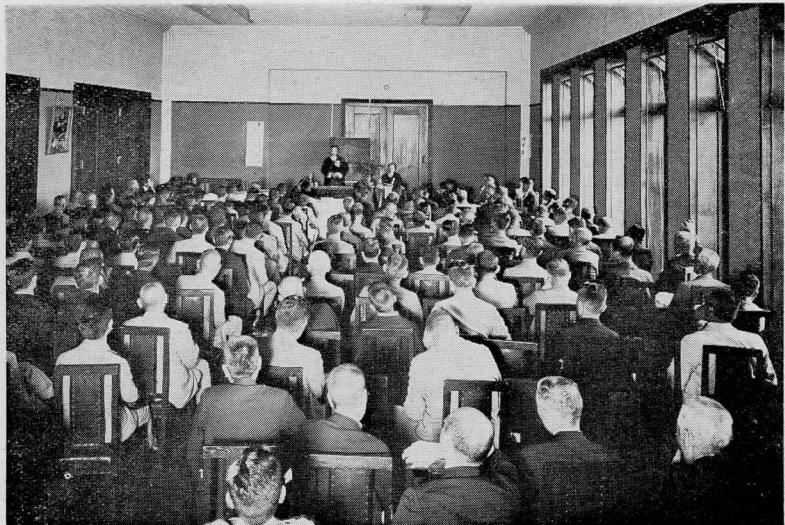
場會名古屋市公會堂



同・大岩名古市長挨拶



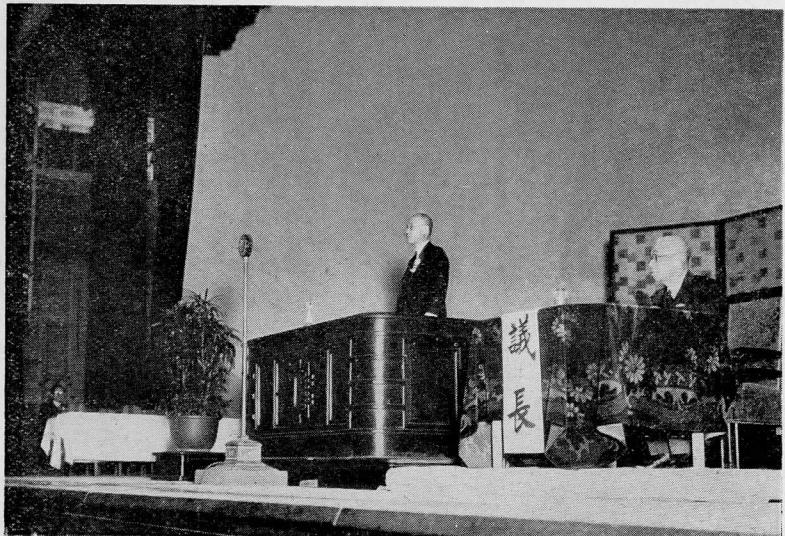
第一回開會式・關議事理式



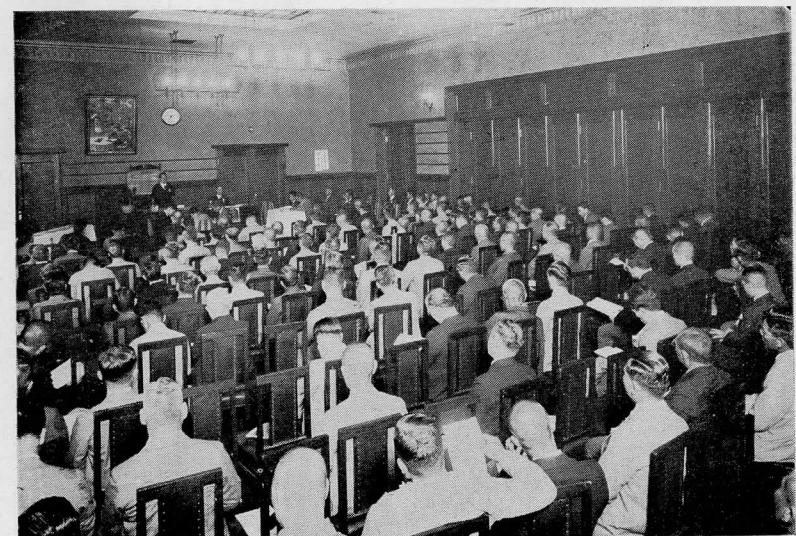
議討及告報の會部二第・會部日二第



告報務事表代局務事田池・事議日一第



告報長部一第岡藤 告報過經會部日三第



議討及告報の會部一第・會部日二第

第一篇 總會準備



察視場理處水下留壠の班一第・察視地實日三第



察視院病民市屋古名の班二第・上 同

第一　會議の組成並に第三回總會開催計畫に關する事項

一　會議の沿革並に總會準備經過

全國都市問題會議第三回總會に關する議事を要錄せんとするに當りては、その開催計畫の大要を序説し、更に溯りて會議そのものゝ創定の由來に一言すべき要あるを認むるも、これらは總て既に頒布せる文書（即ち全國都市報「第一號及第二號所載の規約、會告、會務記事の諸欄、並に今次の總會關係文書第一冊「研究報告」第一議題編目頭所掲事項等）に詳らかなるを以て茲に再錄せず。議事に對して本質的關係を有する事項（即ち付議議題の内容）につきても亦然り。

二　主催地名古屋市側の援助

總會開催地たる名古屋市側の盡力に關しては、後掲するところなるも、先以てこゝに特記して深甚の謝意を表さんとす。即ち昭和六年四月會議理事會に於て、第三回總會を名古屋市に開催すべき旨議決するや、大岩同市長以下關係當局は、その開催準備につきて最も厚意ある援助を與へられ、殊に開催期の迫るに伴れて、漸次多數の吏員諸君を殆ど専任的にその準備事務に充當し、會期中は勿論、閉會後の殘務整理に至るまで、極めて熱誠周到なる斡旋を續けられ、また總會參加者殊遇のために種々工夫を凝されて、寄與絶大なるものあり。本總會が盛會裡に滞りなく終始したるは同市當局の援助に俟つところ多大にして、眞に感謝に堪へざる次第なり。

三 總會議事方法等協議の理事會

五月十八日午後五時、名古屋市公會堂に於て、總會へ出席の會議理事參集の上、總會の議事方法に關し諸般の協議を遂げ、左の如く決定し、各部會の役員を推薦したり。

一 總會第二日の報告討議に關する件

- イ 報告討議は部會の形式を探ることゝし、第一議題につきては第一部會、第二議題につきては第二部會を設ぐること

- ロ 報告討議を爲さんとする會員は、豫め所定の用紙に討議要點を記載して提出し、部長の指圖に俟つこと

- ハ 報告討議したる者は、その演述事項の原稿または要領を書記に交付すること

- ニ 報告討議事項は採決せざること

○第一部會役員

部長 藤岡兵一君	福地由廉君	中川滋治君	飯沼一省君
理事 木村清三郎君	石倉俊寛君	西村輝一君	奥井復太郎君
伊藤次郎左衛門君	松尾國松君	小沼敬三郎君	青井恒次郎君
中村陸平君	三宅正三君	沙見三郎君	白鳥徳之助君
三宅正三君	沙見三郎君	白鳥徳之助君	肥田竹次郎君

○第二部會役員

部長 神田純一君	磯貝浩君	神田重雄君	小島太左衛門君
理事 村山沼一郎君	君島八郎君	多賀秀敏君	島重治君
丸山辨三郎君	小出鉄三君	後藤多喜藏君	石川榮耀君
戸谷銀三郎君	東後琢三郎君	和田潤君	金子藤一郎君
勝沼精藏君	瀧山良一君	田村春吉君	野邊地慶三君
草間偉君	福田常太郎君	古藤猛哉君	安達將總君
金原庄治郎君			

二 次回總會開催に關する件

- 次回總會は昭和九年秋京都市に於て開催することゝし、その確定期日、議題等は新理事に於て追て考究すること

第二 総会参加者に對する處遇

一 総会参加申込者に對する豫備資料等の配布

總會參加申込者に對しては夙に豫告したるところに基き、左の總會豫備資料を「參加者注意要項」(第三回名古屋
總會彙報第二)その他印刷物數種と共に前以て配付せり。

- 一 研究報告 第一議題編
- 二 同 第二議題編
- 三 參考資料 昭和六年度地方財政概要
- 四 會報 第一號

尙ほ地方團體職員、議員等に對しては、鐵道三三等旅客運賃三割引證を交付したり。

二 參會者に對する文書等の配布

總會當日參會の會員に對しては、前掲豫備資料等の外、左の文書及徽章等を交付したり。

- 一 參考資料 第一議題編
- 二 同 第二議題編

三 研究報告追録編

- 四 參會者名簿 (第三回名古屋
總會彙報第二) 及その追補改訂表 (同第五)

五 總會日程等 (同第三)

- 六 實地視察個所説明概要 (同第四及その附錄)

七 參會者徽章 (七寶製)

外に「會報」第一號及議題を主として取扱ひたる「都市問題」第十四卷第六號等を同時に交付したり。又名古屋市よりは特に「市政一班」、「名古屋市衛生施設概要」、「中川運河と建築敷地」、「名古屋市の都市計畫」、「名古屋市汚物掃除の狀況」外數種の印刷物及繪葉書、名古屋城天守閣並に御殿拜觀券、市内電車無料乗車券(有効期中)等の寄贈ありたり。

第二篇 會議總說

第一 総 會 第 一 日

一 序 説

昭和七年五月十九日（木）名古屋市鶴舞公園内名古屋市公會堂（大ホール）に於て、全國都市問題會議第三回總會開かる。會場の内外は、名古屋市當局の斡旋に依りて、極めて整然且便利に仕構へられ、會議事務局員並に多數の名古屋市吏員諸氏、夫々の部署に就き、萬般遺漏なきの準備整ふ。議事日程豫定の定刻に、秒時も過つ事なく、開會式舉行せらる。

二 開 會 式

定刻九時に先だつ十分、振鈴と共に參會者一同及來賓として、内務大臣代理内務省都市計畫課長飯沼一省、愛知縣知事尾崎勇次郎、名古屋市長大岩勇夫、同市助役藤岡兵一、同神田純一、同市會議長青井恒次郎、名古屋商工會議所會頭伊藤次郎左衛門、名古屋醫科大學長田村春吉、名古屋市内各新聞社派遣記者の各位並に主報告者及會議理事等約七百名着席するや、定刻の點時と共に神田名古屋市助役開會を宣し、次で會議理事大阪市長關一氏の發議に依り、この日東京市に於て葬儀執行の前内閣總理大臣犬養毅氏を弔ふの電報を發することゝし、「故總理大臣犬養毅氏の葬儀に際し會員一同深厚なる弔意を表す全國都市問題會議」なる弔文を議決したる後、會議理事

の式辭、來賓鈴木内務大臣（飯沼都市計）書課長代讀 尾崎愛知縣知事二氏の祝辭、大岩名古屋市長の挨拶に次で、參會者代表久世福岡市長の挨拶あり。即ち次の如し。

○全國都市問題會議理事大阪市長關一氏式辭

私は本會議の理事の一人と致しまして、開會に當り一言御挨拶を申上げたいと存じます。この會議は皆様の御承知の如くに、正式に全國都市問題會議として永久に常設の機關と云ふ事に相成りました以後の、第一回の會議であるのでございます。併し乍ら全國都市問題會議と云ふ名前をもつて會合致しました本日の會議に對して申しますれば、この會議の前身とも申すべきものは、二回ございまして、その第一回は私共主唱致しまして、大阪に開きましたのでございます。それは昭和二年と存じます。次に昭和五年に財團法人東京市政調查會の主催のもとに、東京に開かれましたのが第二回でございます。この第二回の會議に於きまして、斯う云ふやうな有益なる機關を常設のものにしたいと云ふ議が起りまして、それべく委員を設けまして、規約をもきめて、各方面の御賛同を得まして、本會議がその時々の思付で開くと云ふ事でなく、常設の機關と相成つた譯でございます。その委員會に於きまして規約を定め、次の總會をどこで開くかと云ふ御相談のありました結果、名古屋市に今回の總會を開くと云ふ事に相成つたのでございます。今回の總會は皆様の御賛同、又名古屋市當局の非常なる御斡旋に依りまして、幸に今日開くことに相成り、又參加された方々の人數も、東京に比べて遙色がないと云ふ盛大に相成つて居るのでございます。之は全く今日都市に關する問題が段々重要視されて參つたと云ふ事の結果である。又之に對して御賛同下さつた方々の御熱心に依るものと存じまして、會議の理事と致しまして茲に深く感謝の意を表する次第でございます。

會議の内容等に就きましては私から更めて申上げる必要もございませぬが、唯今申上げました大阪並に東京に於て開かれました會議に較べますれば、既にお手許に廻つて居りまする所の各位の研究報告等に於きましても非常な進歩を見て居ると存じます。又一面から申しますと、大阪に於きましては議題を四つ求めたのでござります。東京の會議に於ては三つございました。今回は問題は二つに相成つて居るのでございます。之は數が減つて参つたと云ふ事は、質の上に於て非常に進歩をしたものと思ふのでございます。從來の經驗よりしても、各地から御參集下さつて、僅かの日に間にさう澤山の問題を議する、或はそれに對しての御意見を承ると云ふ事は、餘程困難な事でございまして、寧ろ議題を少くして、さうして、それに對する準備を充分にすると云ふ事が必要であると云ふ事を、私共僅かの經驗乍ら考へて居りましたのでございます。従つて今回の問題は二つになつて居ります。併し乍らその二つの問題たるや、今日の吾々都市の事に關係致して居るものに取りましては、非常な瘤であります。第一の議題の如きは、今日の各都市にとりまして最も根本的の問題であると存じます。又第二の問題に對しましては、都市が次第に發達して参ります一番重要な關係を有し、密接なる衛生施設に關係した問題でございます。此の問題に對しましても第一の議題と同じくそれべく斯の道の權威ある報告者の御意見も、既に皆様の御手許に參つて居ります。又はから精しい御報告もあらうと存じます。尙ほ之に對する所の會員各位の御意見も、報告書に載つて居ります。又第二の問題に對しましては、都市が次第に發達して参ります一番重要な關係を有し、密接なる衛生施設に關係した問題でございます。此の問題に對しましても第一の議題と同じくそれべく斯の道の權威者の方の御報告があるのでございます。問題が段々減つて参つたと云ふ事は、實際に於きまして、本統に各種の問題を研

究すると云ふ機關に、本會が相成つて參つた所の事實を示して居るのではないかと思ふのであります。か様な次第でございまして、どうぞ皆様の御熱心なる御參加研究討議に依りまして、本會の所期の目的を達するやうに致したいと云ふ事を皆様に御願ひを致しまして、私の御挨拶と致します。尙ほ終りに重ねて名古屋市の當局に對し、總會に就きましていろいろ御配應を願つて居るのみならず、各所の視察等に就きましても特別な御配慮を願つて居ります事を、深く感謝の意を表しまして私の御挨拶を終ります。

○内務大臣鈴木喜三郎氏祝辭

都市人口の集積は現代に於ける最も顯著なる社會事象にして、之に對應して經營すべき交通、衛生等の施設亦益々擴充を要し、經費彌々増大して住民の負擔する所甚だ輕からざるものあり。從て都市に於ける諸般の施設を完備して都市の機能を完からしめ、而かも地方の經濟に累を及ぼさざるの方途を講ずるは、眞に刻下の急務と謂はざるべきからず。全國都市問題會議は毎回斯界の權威を集めて都市行政上指針たるべき事項を審議し、其の發達振興に貢献する所歎からざるものあり。而して今回第三回總會を開催し住民の負擔及衛生上の施設對策に關し研究討議せられんとするは誠に時宜を得たるものと謂ふべく、其の成果期して俟つべきものあらん。冀くは實に微理に照し其の蘊蓄を盡して、都市住民の利を厚くし、其の便益を保全するの途を講明せられんことを、聊か所懐を述べて祝辭と爲す。

○愛知縣知事尾崎勇次郎氏祝辭

本日茲に第三回全國都市問題會議を開催せられ全國都市の當路者並に學界の諸賢が一堂に會せられまして都市

の改善發展を企圖せむが爲に幾多重要問題を審議討究せられることは、邦家の爲慶賀に堪へないのであります。

現下我國内外の情勢は極めて多事多難でありまして、國民の緊張努力を要するものは勘くないのではあります。が、經濟難局を打開し、產業の發展を圖り、國民生活の安定を期する上に於きまして、我國都市問題に關しあらゆる方面より周到なる研究を遂げ、合理的結論を見出し、其の實行を促進することの緊要なることは、正に疑いの所と存じます。殊に我が國に於きまして、都市の占むる所の重要な地位は、年と共に向上しつゝある情勢に顧みましても、都市に關する法制並に機構の整備は固より、各般の施設を全うし市民をして健全且つ幸福なる都市生活を樂ましむるの要望更に切なるものがあると信じります。

今回の會議に於て審議せられます市町村民の負擔市町村の稅制並に都市の重要な衛生問題は、孰れも市民生活に至大の關係を及ぼすものでありますから、權威ある多數有識諸賢によりまして、適切にして有力なる結論に到着し都市の進展に寄與することの大なるを期待致し本會議の開催に對し謹んで祝辭を呈する次第であります。

○名古屋市長大岩勇夫氏挨拶

第三回全國都市問題會議總會が今回我名古屋市に於て開かれることになりまして、各方面から御集りになる多數の方々を當市に御迎へすると云ふことは、開催地として光榮此の上もなきことで、感謝措く能はざる處であります。

此の全國都市問題會議は、昭和二年五月大阪で開かれましたのを初めと致しまして、第一回目は昭和五年十月

東京に於て開かれ、此度は其の第三回目に當るのであります。

御集りになつて御居でになる方々は、中央官廳の方を初めとして、各地方の官公署、大學、學會、協會其の他の諸團體に關係のある方々で、あらゆる階級を網羅して居るのであります。又其會員の分布區域も弘く全國に瓦り、遠く樺太、朝鮮、關東州各方面に迄及んで居ります。此等各地方に於ける斯道の第一人者であり、又權威者である會員各位が、茲に一堂の下に御會合になり、都市政策上極めて緊要なる問題に付き、研究の結果を御報告にもなり、又其の御報告に基いて、研究討議をも御重ねになり、之によりて各種の疑問を解決し、以て合理的に都市政策を實行せられんとすることは、都市發展上極めて緊要であり、又最も適切なる會合であることを深く信ずるものであります。

今回の總會が其の會員數も實に七百有餘名の多きに上り、問題の内容に於ても前の二回に比して更に一段の進歩を見るに至つたのは、全く此種會合が時代の必要に迫られたるものなることは申すまでもありませんが、一面に於て本會が極めて眞面目であり、又最も有意義のものである結果に他ならないことを思ふ時、誠に御同慶に堪へない次第であります。

申上げる迄もなく、都市は社會文化の中心であり、又國家神經の中樞であります。從て都市の盛衰は直に國家の存亡に關するに云ふても敢て過言でないのです。近來我國都市の膨脹發展は非常なもので、從て都市の文化を向上進展せしむべき施設經營は實に多種多様であり、又同時に財政方面に於て幾多至難の問題に遭遇して居るのであります。今回の會議の問題となつて居ります所の經濟方面に於ける「市町村民の負擔と稅制

問題」、事業方面に於ける「都市に於ける汚物處理と汚染防止問題」とは實に都市經營上一日も研究を忽にすることの出來ぬ處のものであつて、今此等の問題に付て學識あり經驗あり、又最も斯の道に造詣の深い方々の御報告を承り、互に經營の方法を批判し、必要なる參考資料を供給せらるゝと云ふことは、都市百年の大計を樹つる上に於て其齎らす功果は實に非常なるものであると信じ、國家の爲め慶賀措く能はざる次第であります。本會議が斯くも力強いものに迄進んだのは、多數會員諸君の御熱心の然らしむる處勿論であるが、併し其の會員が斯く熱心にならるゝ迄導いたものは、何と云つても其の中心勢力たる主報告者諸君の熱烈なる御研究と、池田閣下を中心とする財團法人東京市政調査會の方々の誠意ある不斷の御努力の賜であることを忘れてはならぬと思ふのであります。私は會員諸君と共に特に／＼此等の方々に對して衷心より茲に謹て敬意と感謝の意を表する次第であります。

各位が今回折角當市に御出で下さつたにも拘らず、御覽の通り何等山水の眺もなく極めて平々凡々たる未完成の都市でありまして、御覽を願ふべき所もなく、又御氣に入るやうな御待遇も出來兼ね、誠に恐縮千萬に存じますが、其れにも不拘幸に明後日は市内に於ける各方面の施設を御視察下さることで喜んで居ります。何卒出来るだけ緩々御覽下さいまして、施設經營の上に、御批判と御忠告を賜はり度いと存じます。私共は其の御忠告と御指導により、改善進歩の實を擧げまして、市民の福利を増進し以て國家興隆の一助たらしめんと存する次第であります。

全國的に權威ある都市問題會議が大阪、東京に亞て此度我名古屋に開かれましたことに付て、重て深甚なる感

謝の意を表すると共に、此會議が豫期以上の大成功を以て其の終を完うし、益々隆昌に赴かんことを切に御祈申上げて歡迎の御挨拶と致します。

○參會者代表福岡市長久世摩天氏挨拶

先づ以て皆様の御許しを願ひたいと思ひます。今日御列席の會員各位の中には、すつと吾々より先輩の方々が在らせられる。又都市と致しましても、吾々より先進都市が澤山御参加であります。皆様に代りまして茲に御挨拶申上げると云ふ事は、甚だ僭越であります。唯參會致して居りまする中で、距離の點に於ても、又都市としても、大體其の中位を保つて居りまする關係上、私より御挨拶を申上げると云ふやうに相成つたのでござります。先づ以て今日の此の盛んなる會同を見まして、約七百のそれ／＼都市に關係のございまするものが、茲に集つて數日間に亘りまして、熱心に討議研究を重ねまする機會をおつくり下さいましたる事に就きましては、財團法人東京市政調査會關係の閣下各位、並に前回に於て出來ましたる全國都市問題會議の理事者の方々及び當地元たる縣市の御關係の方々に對しまして、厚く御禮を申上げたいと存じます。今回の此の會合に就きまして、唯今關市長閣下より御謙讓な御挨拶でありましたが、吾々は此の問題の御選定に對しまして、洵に適當の問題をお與へ下さいましたる事を、深く感謝する次第であります。又數に於ても前回から見るとやゝ遜色があるとの御挨拶でありましたが、私は多きを望まぬであります。今回御提案下さいました吾々地方自治團體に關係して居るものとして、其の市民の負擔問題及稅制の問題、之が一番實際上如何に之を善處するかに就ては、夙夜頭をしぼつて居る問題であります。此の問題を充分實際的に學理的に、論究しまして、所謂池田閣

下が常に云はれるエキゾーストして、各方面から之を探究しまして、學理と實際上論及し盡し得ましたならば、之は實に吾々に取つては至大の賜物であります。尙ほ又吾々と御同様都市に關係致して居りまするものとして、一番困つて居りまする汚物處理善處の方法であります。此の二問題を完全に論究し、都合能く處理し得る事に進みましたならば、吾々と致しましては何よりの幸福であります。それ以上の事は無いのであります。此の一問題に對して充分の御研究御解決を御與へ下されば、何よりの幸福と存じます。前回の報告として吾々頂戴致しましたる議事要録を通讀致しますと、之に依つて御同様得る所の利益は多大なるものである。今回の問題に就きましたも、既に業に澤山の參考資料を御蒐集下さいまして、御配付に與りました。之も本會の中心となつて、是迄に準備をお整へになりました財團法人東京市政調査會の幹部各位に對して、厚く御禮を申上げます。更に又今日以後茲に集まりました斯の道のオーソリティの方々が、御研究御發表下さいまする事を傾聽致しまして、それに對して御同様論議を重ねます機會をお與へ下さいました事に對し、重ねて深甚の感謝の意を表する次第であります。深く財團法人東京市政調査會の幹部各位に對して、厚く御禮を申上げます。更に又今日と致しましては先進都市として、又商工業都市として、市勢は將來十二分に發達の餘地を備へて居られます。吾々より見ますれば、最も學ぶべき先進都市であります。其の都市に於ける市勢の史ある都市であり、又今日と致しましては先進都市として、又商工業都市として、市勢は將來十二分に發達の歴史ある都市であります。御當市は私が歴々を要するまでもなく、古より不世出の英雄を出したる歴史ある都市であり、又今日と致しましては先進都市として、又商工業都市として、市勢は將來十二分に發達の餘地を備へて居られます。吾々より見ますれば、最も學ぶべき先進都市であります。其の都市に於ける市勢の

一般を吾々にお示し下さいました事に對しましては、地元たる當市の當局に對しまして、厚く御禮を申上げる次第であります。尙ほ又最後の日に於きましていろいろの施設を實地に就て御案内を辱ふ致す事に拜承致します。是れ又厚く深く御禮を申上げる次第であります。是を要するに、今回の意圖たるや、第一に問題の選定宜しきに適ひ、第二には開催地が吾々の最も先進都市として研究致し得る十二分の資料のある所に、御選定下さいました事に就きまして、吾々參集者一同は、多大の感謝の意を表する次第であります。開會に際しまして甚だ僭越ではありまするが、參會者一同に代りまして、厚く御禮を申上げる次第であります。

右を以て開會の式を了り、神田名古屋市助役より總會に入る旨を宣し、次項所掲の如く議事を進行せり。

三 議 事

先づ會議事務局財團法人東京市政調査會理事池田宏氏より、議長として大岩名古屋市長を煩はしたき旨を提言し、滿場の賛成ありて、大岩市長議長席に着き、議長としての挨拶の後、會議事務報告あるべき旨を宣す。乃ち
財團東京市政調査會池田理事左の通り諸般の報告を行ふ。

事 務 報 告

私より此の會議の成立致しましてから以後、此の總會を開きまする間の事務の御報告を致す事になつて居りますが、大體先程來御話のありました如くに、充分に主報告者其の他權威ある方々の御報告を承ります事が、總會議の主眼とする所でありまするが故に、事務の報告に就きましては、既に御手許に配布致しました會報其の

他いろいろの印刷物に依りまして御承知を願つて居る事でありますから、一切之は省略致す事に致します。どうぞ左様に御承知を願ひます。又御參會下さいました方々に對して厚く御禮を申上げなければなりませんのみならず、主催地の市長さん始め皆様方の容易ならざる御配慮に對しては申すに及ばず、主報告者の方々の眞剣なる御協力等に對しましても、感謝の誠意を披瀝すべき筋であります。是も乍勝手失禮として戴きまして、此際には此の會議を催すに就きまして、丁度御參加の御申込に依りまして、只今御出席下さいました方々の數が七百數十名に相成つたと云ふ事を、御報告申上ぐるに止めたいと存じます。此總會には、公共團體側よりの御來會者の方々、茲に個人の資格に於ての御來會の方々が、會を重ねますに從ひまして、其のペーセントを増して來て居ります事は著しい事と存じます。之は正に此の會議が、先程關理事より御話になりましたが如くに、恒久的の組織あり、權威ある會議になつて居ると云ふ事の印であると思ひまして、洵に御同慶に存する次第であります。此の會議は全國的であると云ふ事、殊に内地だけではありません、朝鮮、樺太——今回は樺太からも御參加があります——臺灣、關東州、斯様な地方からの參加者をも網羅して、眞に全國的の會議でありますことが一つの特長であります。更に又此の會議は、唯だ市長さん方だけのお集りではありません、又市理事者だけの集りではありません、先程來段々御話がありましたが如くに、府縣、市町村の公職に從事して居らるゝ所の吏員、議員の方々は固より、政府當局のそれべの機關をも網羅し、更に學界實業界、或は商工會議所、其他の公共團體は無論の事、いろいろの目的のために出來て居ります中央團體と云ふやうな各種の公私團體をも網羅し、都市に關係あるいろいろの事業會社方面に御關係の方々も多數御參加下されてゐることであ

りまして、斯様な方々が學者並に個人として都市の問題に對しまして、切實に眞剣に考へ居られる方々がお集り下さることでありますから、横斷的に非らず、縱斷的に非らず、横斷的にして縱斷的にして縱斷的、平面的で立體的である立派の構成を爲してゐることが、又本會の非常な特色とする所であります。普通の會、議でありますと、餘り用意をせず議事に這入ると云ふ實際の有様でありまするが、此の會議に於きましては、豫め一定の時期を豫定致しまして、前々から凡そ一年以前から、議すべき問題を決定しまして、さうして其の問題に對して、問題がどこに含まれて居るのかと云ふ事を、精しく解説を試みまする上に、其の問題に關係して研究せんと欲すれば、どこに抽出があるであらうかと云ふ抽出をチャント分るやうにして上げて、それに依つて立派な調査研究機關を有つてお出になる所で、御調査になり、御研究になつた其の結果を持寄られて一定の問題に對して準備された知識経験の交換をすると云ふのが此の會議の一一番大きい特色であります。又そこに此の會議の存在そのものがあります。此會議の性質は、斯様な特色をもつてゐますが、それならば此の會議は、今まで會を開いた度毎にどんな反響があつたであらうか。即ち此の會議の効果如何と云ふ事に就きましても、一應お互に承知をして置く必要があると存じます。第一回の大坂會議に於きましては、其の會議の結果と云ふものが、各地方の土地區劃整理と云ふものに對しまして、非常な刺戟を與へ、又非常な教訓を與へた事であります。不良住宅改良問題は同法の施行に影響した事が大きかつたのであります。近時公園問題或は綠地問題と云ふやうな事が、各都市に於きまして非常に研究もせられ、又其の施設せらるゝ所も多くなつて

参りましたが、之も大阪會議の反響であると存じます。大阪會議が、斯様な方面に對しまして、大きな石を投げ、非常な貢献をしたと云ふ事實を看過する事は出來ないのであります。又第二回の東京會議はどうであつたかと云ひますると、郊外地の統制問題を審議した事は空しからずして、遂に大京都の建設を促しましたのみならず、長い間の懸案でありました東京の接近町村編入問題をも、遂に時の問題として進めしめ、現に政府でも之を實現しやうと云ふ迄に、機運を作るやうになつた譯であります。又土地受益者負擔金の問題は、丁度都市計畫法施行以來約十年の経験を積みまして再吟味を必要とする場合に、恰も之が第二回の會議に於て論議の中心とされました關係上、いろいろと有益適切の御意見の交換がありましたが最近都市計畫東京地方委員會にて、先づ以て受益者負擔金規定の改正を見るに至りましたのは、それ等の意見を巧みに取入れた事であるのを見遁すことは出來ないのであります。又都市の街路の交通整理の問題亦第二回の會議に於ける中心問題の一つであります。斯様な事が、極めて簡単ではありますが、此の會議と云ふものが、如何にも反響の多い事で、而も其反響たるや、悉く是れ吾々の實生活に直接して、吾々の都市生活をより良くする事に導いて居るのであります。斯様な事が、極めて簡単ではありますが、此の會議と云ふものが、如何にも反響の多い事であると考へますと、洵に愉快であります。此事は又同時に此の會議——今回の名古屋會議に期待せらるゝ所頗る大きい事を痛感せしむる次第であります。どうぞ第一回、第二回に優ります所の効果が、此の七

百数十名の方々の熱烈なる共鳴に依りまして、お互ひの研究を發表し合ふ事に依つて、導かれる事が出来るやうにと、私は衷心より希望して已まない次第であります、一言事務報告に代へまして、事務局側の者を代表致しまして、御挨拶を申上げる次第であります。

四 主報告者研究報告

以上を以て總會の議事を了り、午前九時五十分より主報告者の研究報告に入る。乃ち先づ、第一議題「市町村民の負擔並市町村の税制問題」について、神戸正雄、永安百治兩氏、第二議題「都市に於ける汚物處理並污染防治問題」について、藤原九十郎氏の順に依り夫々報告あり、休憩午餐（公會堂内四階大食堂）の後午後一時半再開、第二議題について、池田篤三郎及高野六郎兩氏の報告行はれたり。此等報告の内容は、便宜上別項として第三篇中に收む。

以上主報告者五氏の報告を了り、大岩議長より總會第二日及三日の日程變更について宣告あり、次で財團法人東京市政調査會池田理事より、前日の會議理事會に於て議定したる總會第二日の報告討議方法及部會役員氏名を報告し、尙報告討議並に實地視察に關して種々通告並に希望の開陳あり、了りて大岩議長より散會の宣告ありて總會第一日を閉づ。時に午後三時五分。尙散會後參會者は熱田神宮參拜、名古屋城拜觀等に充つるの日程とし、また部會役員及會議理事は別室に於て各般の協議を遂げ、翌日の部會に備ふる所ありたり。

この日研究報告の傍聴は差支なきものとしたるが、名古屋市に於ける各種學校、衛生組合、町總代その他各方

面よりの來聽者二百十四名に上れり。

第二 總會 第二日

一 序 説

五月二十日（金）總會第二日の報告及討議は、豫て日程表に於て發表し且前日役員より通告したる如く、所謂部會の形式を探り、議題毎に會場を異にして、その何れの部會に出席するかは會員の選擇に委しその通告に依りて所屬を定むべきものとせり。かくて第一議題につきて報告及討議する第一部會は名古屋市公會堂内四階中食堂、第二議題につきて報告及討議する第二部會は同中集會室を會場とし、兩部會ともに午前九時を以て開議せり。尙兩部會閉會後參會者一同、名古屋市長の招待會に臨席したり。招待會は、午後五時公會堂大ホール、次で大食堂に於て催され、一同主催側の手厚き歓待を満喫したり。

二 第一部會

部長名古屋市助役藤岡兵一氏並に理事及會員約三百名參集、先づ藤岡部長より、一人の演述時間を大體十五分内外と定むる旨その他報告及討議上の注意事項を述べ、次で豫め定めたる順序に從ひて第一議題に關する報告及討議を進め、午前十一時二十五分休憩午餐の後、午後一時再開續行、同三時二十五分閉會せり。總て報告及討議

の内容は、便宜上別項として第三篇中に收む。尙本部會に於ける報告及討議中、所定の通告を行ひたる會員全部の演述を終りし後のものは、適宜協議會の形式に於て演述の交換をとり進めたり。

三 第二部 會

部長名古屋市助役神田純一氏並に理事及會員約二百八十名參集、先づ神田部長より、一人の演述時間を大體十五分内外と定むる旨その他報告及討議上の注意事項を述べ、次で特別報告として、大庭士郎氏及北澤忠男氏の報告あり、引續き豫め定めたる順序に従ひ第一議題に關する報告及討議を進め、午前十一時半休憩午餐の後、午後一時再開續行、同三時二十八分閉會せり。總て報告及討議の内容は、便宜上別項として第三篇中に收む。

第三總會第三日

一 序 説

五月二十一日（土）總會第三日は、日程に従ひ午前を部會經過報告及議事に充て、午後を實地視察に充てたり。

二 部會經過報告

午前九時名古屋市公會堂（大ホール）に、大岩議長その他役員並に參會者一同參集、議長より先づ前日の部會の經過報告を行ふ旨の宣言ありて、第一部會に關し藤岡部長より、次で第二部會に關し神田部長より、それぐ報告ありたるが、その報告内容は、便宜上別項として第三篇中に收む。

三 議 事

部會經過報告了りて、大岩議長は議事に入る旨を宣し、先づ財團東京市政調査會池田理事より、會議理事會は昭和九年に開かるべき第四回總會の開催地を京都市と決定し、日京都市長も特に今次の總會の前況視察を行はれて、欣んで次回總會の爲めに斡旋する旨の提言ありたる次第を報告せり。

次で大岩議長は會議規約の定むるところに依り、理事の互選を行ふべき旨を宣し、これについて四日市市長戸野周二郎氏より、理事は議長に於て會議事務局關係理事と打合せの上適當に推薦あるべき旨を動議し、滿場の賛成ありて、大岩議長（財團東京市政調査會池田理事と打合の結果、左の通り十九理事を指名報告し、滿場これを容れたり。

財團 東京市政調査會

内務省地方局長

内務省都市計畫課長

東京市長

（法人）

横濱市長

京都市長

大阪市長

名古屋市長

（法人）

函館市長

仙臺市長

金澤市長

廣島市長

（法人）

福岡市長

日本工學會

東京商工會議所

大阪商科大學

社團建築學會 財團法人同潤會 大阪都市協會
法人建 築 學 會 法人同 潤 會 大 阪 都 市 協 會

以上を以て全部の議事を了り、その旨大岩議長より宣言あり。

四 閉會

議事終了と共に、戸野四日市市長より、今回の總會について名古屋市長並に會議事務局に對し挨拶を述べる爲め、都市問題界の長老松本市長小里頼永氏を煩はしたき旨を滿場に語り、一同の賛成ありて、小里松本市長左の通り演述せらる。

甚だ僭越であります、今四日市々長より不肖なる私に、御挨拶を申上げるやうにと言ふ事で、それゝ拍手もあつて御承認を下さつたやうであります。僭越でございますが、御許しを得まして一言思ふ所を述べまして、感謝の辭に致したいと思ひます。私は全く總べて無顧著な者であります。もう七十八年も世の中に居るのでありますから、所謂面の皮が厚くなつて居ります。古い言葉にも、命長ければ恥多しと言ふ事がありますが、其の恥を恥とも思はず、斯うやつて立つて居ります。唯今長老云々と言ふ御話がございました。成程自治事務に關係して居る事は、相當長いのであります。其の間何等見るべき事柄がないのであります。併し御指名を受けました限りは、御辭退をして居つても相濟みませんから、一寸御禮を申上げます。第三回の總會は、第一日に御報告を得ました通り七百數十名と言ふやうな、多數の參會者があつたのであります。而して其の會議に於ては、學者の方々や、實際の事務に當つて居るゝ所の人々、其の他それゝの問題を研究發表されまして、私共に取つて得る所が非常に多かつたのであります。之に就きましては全國都市問題會議關係の皆様方に深く深く感謝を致します。又開催地たる當名古屋市と致しましては總べての事にそれゝ御苦勞下さいまして、何の不自由もなし御歎仰を感謝致します。之をもちまして御禮の言葉と致します。

次に財團東京市政調査會池田理事より、會議事務局代表の地位に於て左の通り挨拶あり。

議長の御許しを得まして、此の際事務局側の代表と致しまして、一言御挨拶を申上げたいと思ひます。第三回全國都市問題會議總會も茲に芽出度く立派なる成績を挙げまして、總べての議事を終り、唯今は七百數十名の參會者各位の代表として、小里君より満足したと言ふ旨の御挨拶を受けたのであります。名古屋市長に對する御感謝の御言葉は、私共の當然に言はむと欲する所を仰しやつて戴いたのであります。然るに此の會議の開會に際しまして、名古屋市長より事務局側に對して、いろ／＼と御褒めの御言葉に與かつたり、又久世福岡市長より參加者代表としてえらい御禮の御言葉を承つたりして恐縮に存じてゐました處へ、今は又小里市長より皆様方の代表として名古屋市長に對する感謝の御言葉と併せて、私共の方にも御言葉のありました事に對しまして、事務局側と致しましては甚だ汗顏の至りに堪へない次第であります。

事務局と致しましては、折角「全國都市問題會議」の恒久組織になつた機會に於て、一切の職務の遂行を致して、只管會議の目的を達成します様に御力添致します事に對しまして、御委任を承つて居りますがために、事務局の重任を承はりまし

た財團法人東京市政調査會と致しましては、其の組織の全力を擧げて、此の會議のために始終準備を致して居る譯であります。併し乍ら何を申しましても一財團法人の事であります。未だ其の陣容も充分に整つて居りません。財團法人として世に生れて以來既に十年の歳月を聞しましたが、洵に至らざるを心配致して居りますやうな譯であります。さり乍ら苟も任を承はりました以上は何卒全國都市問題會議の御附託に背く事のないやうにと、十分に責任を以て盡力しては居りますが、けれども、何分にも微力未だ以て皆様の御期待に副ひ得ざる事を衷心の恥と致して居るやうな次第であります。今回も可なり準備は致しました、既に差上げました所の書類等に依りまして、如何にも労力が多かつたであらうと言ふ事は、御察しを下さった事と存じまするが、併し此の會議は言ふ迄もなく、準備を重ねて會議の豫備行爲として萬遺憾なきを期さなくてはならぬ事は固よりであります、此の第三回全國都市問題會議總會としましては、總會の議事が極めて完全に取扱ふと言ふ事が、一番の要件でありまして、此の總會に依つて總べてが順序よく運ばなければ總決算せられない次第である事は申す迄もありません。然るに此の總會が完全無缺に決算せられると言ふことに就きましては、第一に主報告者其の人を得なければなりません。又會員相互の側に於て、議題に關して多年研究致し、體驗致しました所の、いろ／＼の事柄を網まへまして、それを最終の正確なる意見に致し得る様に、會議の參加者に貴重なる資料を提供して、會員の討議に役立たせるといふ事も當然に必要の事であります。即ち主報告者其の他會員諸君の尊き御報告と、併せて各官廳、或は公共團體、或は商工會議所、其の他各方面より議題關係のいろ／＼の貴重なる資料の御提供あることは、何としても、此の總會をして意義あらしむる爲めの二大要件であります。幸にして今回は主報告者其の人を得てゐる。乍失禮何れも斯界の最大權威者であられるのみならず、今回御報告下された事は、孰れも實際に長い間の御研究の結果を基礎として、新に推敲に推敲を重ねられ、特に此の會議のために幾度か慎重に御研究を遂げられましたそのエッセンスを、總會の準備書類として御提出下さった譯であります。又官廳其の他各方面の公共團體等亦會議の使命に共鳴されて貴重なる資料を寄せられました。参加せらるゝ方々も早々と御研究の御提出がありました。それ等のものは皆會議前に冊子に蒐めまして御覽を願つた次第であります、之に依る爲めの二大要件であります。

て參加者各位には、御參會前に、主報告者の研究を御承知下された事と存じますし、主報告者の方々も亦如何なる意見が各位から出て居るかと言ふ事を能く呑み込んで戴きました事と存じます。そして主報告者としては、御自身の御發表になつた主報告に對して、更に推敲するの餘地なきやと言ふ事を御考へになつた末此總會に於て確信をもつて、堂々たる御意見の御發表が頗はれた譯であります。又會員諸君も主報告を始め、その他熱心なる會員の意見なり参考資料なりを本として、準備文書中に報告されてありませんでした様な事に就て更に御發表下されたり、又は準備文書中に在る主報告及一般報告等に關聯して特に報告された事であります。中には右準備文書に依りて反省すべき點は反省して更に新なる御意見の發表をされた方もあつたと言ふ譯であります。されば此の會議と致しましては、議題に關しては別に決も何にも採りませんでしたけれども、此の總會に出ました所の意見は、悉くみな用意され、洗練せられた貴い立派な御研究の結果であります故に、之に對しては、何人も敬意を表しない譯にはいかぬ譯であります。斯くて總會には準備なき不用意の言論は一つもなく、悉く基礎ある正確の言議計りで、どなたの意見も悉く推敲に推敲を重ねた、用意された意見計りであるといふのが此會議をして尊い唯一の存在たらしむる所以であります。此の存在に終始してゐるからこそ第一回會議を始めとして、第二回の會議に至るまで、何れも決議も何にも致しませんでしたが、開會の時にも申上げました如くに、それぞれいろ／＼の方面に於て、大きな反響を見た次第と存じます。

今回の會議も幸にして皆様の非常なる御熱心に依りまして、第二回に優るとも劣る事のない、優良の結果を齎し得ました事は、洵に御同慶の至りに存じます。恐らくは此の會議の中に現はれましたる意見、交換せられましたる意見は、必ずや大なる反響を官公達その他各方面に齎らすべき事であらうと確信して疑はない次第であります。去り乍ら斯様な成功を收める事が出来ました所以のものは偏へに此の會議の總決算として此の議事を取組ぶに就きまして、主催地の名古屋市長御幹旋頗る厚かつた賜物であると存じまして、皆様と共に厚く感謝の意を表したいのであります。回顧すれば、此地に第三回全國都市問題會議總會を開く事に決まりましたのは、昨年の四月であります。それ以來名古屋市長は、事務局の者と共に、此總會

を準備する爲めにいろいろと御相談下され御助け下された事は、實に筆紙にも盡し難い程であります。市長さんは、恰かも此の會議は名古屋市長が、名古屋市の全責任に於て主催するのであるといふ御考で、此の會議を御導き下さいました。市長さんは、全く之は他人の會議ではない、自分の會議であると言ふお積りで御世話をされましたのであります。市長さんはじめ藤岡、神田兩助役、肥田庶務部長其の他の市役所の方々は、眞に全國都市問題會議の爲めに、事務局側の者と同じ考へになられ、一生懸命に御取運び下さいました事に對しては、唯感激あるのみであります。私共は全くの素人であります。私共の下に從事して居りまする所の職員は儘かに十數名に過ぎません。十數名の手足では、とても此のやうな會議を催す事は出来ません。夫れが、皆様から満足の意を表明していただき得る程の會議として大圓圓を告げ得るに至りました事は、偏へに名古屋市長の賜物であります。名古屋市の賜物であります。名古屋市役所の方々は、私は閉會の機に、此事を皆様と共に特に永く記憶して大岩市長に御禮を申上げたいのであります。丁度此の會議を開きまするに就きました事は、偏へには去る十五日から此處に詰めて居ります。其の間市役所の方々は吾々と同様に、殆ど徹宵の姿であります。早くも午前二時を前に歸る事はない。徹宵連夜今日に到つた譯であります。此の點に對しましては、私は此の機會に全國より參加せられました會員の方々と共に、名古屋市長はじめ名古屋市役所の方々と名古屋市民の方々に厚く御禮を申上げる譯であります。名古屋市長の御斡旋と共に忘れる事の出來ないのは、名古屋市會方面に於ける非常に熱心なる御贊助のあつた事と、名古屋商工會議所議員諸君、並に土地區割整理關係者諸君の厚き御後援であります。茲に謹みて參加者諸君と共に、以上の方々に御禮を申上げます。更に又此の會議は、之を單に此の議場の中にのみ藏つて置くのは惜しいとして名古屋に於ける言論機關が悉く筆を揃へて先達來御覽の通り、極めて正確に、極めて迅速に、此の議場に於て表はれたる論議の要旨なり或は議事の経過を、場外に、弘く天下社會に御發表下さつた事に對しては、特に諸君と共に深甚の謝意を表さなくてはならぬと存じます。場内に於ける會員相互の利益としたる處が、言論機關の御力によりまして、之を狭くして名古屋市のため、之を廣くしては、日本全國のためにと、會議の惠澤を大ならしむるに、御盡力下さつた點に就ては、市長

さんと共に、言論機關の方々に御禮を申上げる次第であります。各古屋市長さんの御斡旋に依りまして、事務局の足らない所が、皆様の御叱りを免れ得ました事に對しては、一言御詫を申上げなければならぬと存じます。事務局側としては隨分足らない事もあれば、又へまのやうな事もあり、不行届な事もあり、如何にも私共は申譯のない事であつたと、恐縮して居るのであります。此點は、平に御許しを願ひたいと思つてゐます處へ、却つて市長さんからは御満足だと御言葉を承りましたのであります。正會員が多くなれば多くなる程、此の會議の効果を偉大ならしめ得る譯であります、それを窓かに希望して居る譯であります。第二に出來得べくんば斯う云ふやうな會議は、今日は御承知の如くに國際的になつて居りますから、此の會議を國際會議と緊密に聯繫して會議の効果を出來得る限り擴大したいと存じます。少くとも此の會議より適當の方法をもつて國際會議に參列し、さうして國際會議の總會なり準備狀況なりを、詳かに會員全體に御知らせする事が出来るやうに致したい、さうして研究が國際的に仕途げられて、もつと偉大の功績を擧げる研究機關として發達する様にして行きたいと考へて居る次第であります。就きましては、此の會議に御參加になりました方々に於かれましては、次の總會を一層効果的ならしむるために、御協力下さる様に切に希ふ次第であります。夫れにつけても、例へば此の會議に於て御經驗になつた事で、事務局の方に斯う言ふ事があつたぞ、あゝ言ふ事があつたぞ、あれはあゝもしなければ不可ね、此處は斯うしなければ不可ねと言ふ事も、御有りの事と存じますから、議事の準備事項より其の進行方法に至るまで、御氣付の事は會議

自體の構成組織及運用に關する事等を共にどうぞ御腹蔵なき御意見を御提示下さるやうに、御願ひしたいと思ひます。

第四回の總會議は、先程申上げました通り京都市に於て開催せらるゝと言ふ事になりましたが、開催の時期並に議題等に就きましては、先程議長より御指名のありました十九名の新理事が、之を皆様に代つて決議をすると言ふ事になつて居ります。従つて次の會議には斯う言ふ問題が残されて居るから、斯う言ふやうな方面の問題を議する事にして貰ひたい。又今日迄の議事の經過から見ると、どちらも少し會期が短いやうだから、會期を今少し長くするやうにして貰ひたい、或は部會はどうしたが宜からうと言ふやうな御希望なり、御意見等も多々あると思ひます、どうぞさう言ふやうな御意見も、便宜事務局の方へ忌憚なく御提出下さる様に願ひます。尙今回の議題に就きましては、既に各部會に於て充分御論議が盡された事とは存じますけれども、併し尙ほ事務局が豫め準備し解説を試みました各議題の審議綱目に對照して考へて見ますと、或は恐る未だ盡さざる所有するに非らずやと言ふ感じもなきにしもあらずであります。幸ひにして本會議の組織は、恰も好し恒久組織となつた譯でありますから會報と言ふ風競の機關を有つて居ります。此の會報こそは、次會の總會に至るまでの間に於て今回の總會の總決算を爲すべき機關たる使命をもつてゐる事でありますから、苟も殘るものありとすれば、どうぞ會報に依りて、今回の總會の議事を補充し得る様に御願ひたいのであります。即ち今回の兩議題に關する限りは、各種の報告、研究をして餘蘊なかうしむる爲めに會報を利用することに依てお互に知照して研究に資益すると言ふ方法が殘されて居る譯でありますから、どうぞ連日の會議に依りまして、御經驗になり、又御研究になつた事に對しまして、何等か新らしき御提議がありましたならば其の御提議を、遠慮なく御送付願ひたいのであります。議題關係の参考資料にしても、自分方の當該材料が洩れて居ると思はれたり、調査にして盡さざる所ありとする事がありましたならば、其の洩れたと思ふ所、盡さなかつたと思ふ點を、どうぞ詳細事務局まで御申報下され、お互の爲めの會報を出来るだけ御利用願ひ度いと存じます。かくする事に依て此會議の恒久組織たる存在の意義を全ふし得ると存じますのであつて、皆様から充分に關係資料並に御意見の御提供あらむ事は、事務局の最熱心に希望して已まない次第であります。

序乍ら今回の總會の議事に就きましては、全部速記がしてありますから、速記の翻譯整理出來次第、成るべく早く議事要録を作りまして、御手許に配付する事に致してゐます。恐らくは三ヶ月位は掛からうかと思つて居ります。唯だ御諒承を願つて置きたいと思ふ事は、速記者諸君に對しては非常にえらかつた仕事であつたらうと思ひます事であります。長時間に亘りて寸秒の隙も無かつた上に、聽き慣れぬ技術的の専門用語もありましたし、演説とは違ひましてスピードの速かつた人もあるれば聲の小さかつた方もあります。左様な事で速記者諸君の勞苦は實に察するに餘りありと思ひます。能くも御速記下された事と思ひまして、事務局側の者としては、會員諸君と共に速記者諸君に對して非常な同情をもつて敬意を表して居る様な次第であります。速記者諸君も必ずや興味をもつて充分に速記を頼つた事とは思ひまするが、或は知らず、餘りに専門的であつたと言ふ事のために、多少修正を要すると言ふやうな事もあらうかと思ひます。時期は今茲に明言致す事は出来ませんが、凡そそれこれの整理のために三ヶ月位は掛からうかと思ひます。三ヶ月の後にはお手許に總會の寫眞寫實が總て這入り得るやうに致したいと豫期致して居りますから、此の點だけを豫め御含の程を御願致します。

尙ほ第四回の總會議を準備しますために、先程指名されました方々、若は其の代理の方々には、此の總會が終りました後に、どうぞお顔鑒ぎの爲めになりとも御參集を願ひたいと存じます。

茲に連日熱心に御討議下さいまして、此の非常なる成功を賜して、茲にお別れをすることになりました事に對しまして、お互に衷心の欣びを被澤し皆様の御健康を祝する次第であります。

次に大岩議長より第三回全國都市問題會議總會を閉會する旨を宣し、更めて總會開催地市長の地位に於て左の通り挨拶せらる。挨拶了りて午前十時二十五分一同散會、午餐の後、午後の實地視察に移る。

私は甚だ此の席から失禮でござりまするが、一應開催地の市長と致しまして、皆様に御挨拶を申上げたいと思ひます。三日に亘る總會も、皆様の格別なる御精勤に依りまして、非常な効果を收めて無事終了を致しました事は、洵に御同慶に堪へぬ次第で御座います。本市に於きました、此の總會が刺戟劑となり、清涼剤となりまして、本市發展の上に多大なる利益

を受けました事を、特に皆様に御禮を申上げて置きたいと思ひます、唯今は松本市長並に池田理事より私共に對しまして、非常な御手厚い御挨拶を蒙りまして、洵に恐縮を致して居る次第でございます。俗に言ふ穴があれば這入りたい程の感じを致したのでございます。何とか致すが本意でござりましたが、何分何等の事も得致しませず、會期中實は甚だ恐縮を致して居つたやうな次第でございます。先刻は小里松本市長から懇々と當市に就ての御感想やら御挨拶を蒙りまして、又唯今は池田理事より格別な御挨拶を蒙りまして、此の點に就きましては何とも御挨拶のしやうがありませんのでござります。隨分お宿その他に就きまして、御不便勝の事であつたであらうと心窺かに考へましたが、何分一時の事でございまして、思ふだけの事で如何様にも御斡旋の出来ませなんだ事を厚く御詫びを申上げます。どうか少數でお出になりました時分には、斯んな御不便な事も致さぬ積りでござります。之れにこりどぞ精々お立寄を願ひたいと思ひます。本日午後御視察を賜はると言ふ事で、洵に欣んで居る次第でござります。どうぞ悠々々各方面に就て御視察を御願ひ致したいと思ひます、是亦充分の手配が参りませんので、定めて御不便が多からうと思ひます。どうぞ御容赦を御願ひ致したいと思ひます。茲に總會を開じまして、お別れを致しまするに就きまして、謹んで皆様の御健康を祝福し、更に皆様の御奮勵により、本會の益々隆昌に至らむ事をお祈りを致しまして、御挨拶に代へまする次第でござります。

五 實 地 視 察

總會第三日の最終日程たる實地視察は、四個の分班を編成し、參會者の選擇に依りてその所屬班を定めたる上、名古屋市の厚意に依る配車並に附添案内その他懇篤なる接伴を受けて、夫々巡視を行ひたり。即ち概況左の如し。この日不幸にして天候に恵まれず、數日來の曇天は遂に朝來雨をもたらし、折角の視察をして效果を殺ぐものあるに至らしめたるも、名古屋市當局の周到なる準備及び斡旋並に視察見學先きの格別の厚意に依る手配と

參會者の熱心とに依り、各班ともに、満足すべき状態に於てその行を了へたり。

尙當初發表の視察豫定個所中、三菱航空機株式會社名古屋製作所は、都合に依り除外し、又熱田神宮及名古屋城は隨意參拜並に拜觀のこととしたるは既掲の如し。

視察個所についての説明要項は、參會者に配布の「第三回名古屋總會彙報」第四及その附錄参照

(イ) 第一班 參加者百八十名、午後零時半名古屋市公會堂前より、市營バス新造車に分乗して出發す。先づ中區所在堀留下水處理場に到りて作業狀況を視察し、總會第一日池田名古屋市水道部長の行はれたる研究報告と照合して、各員體得するところ大なるものあり。次で東區千種町に於ける陸軍造兵廠名古屋工廠千種機器製造所に赴く。本所は陸軍當局が、本總會參加者の爲め特に視察を許されたるものにて、先づ講堂に於て茶菓の饗應を受け、名古屋工廠長より一般的の説明を聽きたる後、全員を更に分班し、所員の説明を受けつゝ約一時間に亘りて所内を巡視せり。終りて西區則武町所在の日本陶器株式會社工場に到り、會社幹部より會社の沿革、業態、施設等概略の説明を聽取の後、作業中の工場を巡視したるが、その製陶作業過程は一同に特に興味深きものありしが如し。最後に西區島崎町所在の豊田式織機株式會社工場に赴き、本邦獨特の織機の製作過程を見學す。かくてこの班の視察を了し、公會堂前に引返して解散す。時に午後五時。

(ロ) 第二班 參加者八十名、午後一時名古屋市公會堂前より、大型自動車に分乗して出發す。先づ南區瑞穂町所在の市立名古屋市民病院に到りて、整頓したる施設と好成績を示しつゝある供用狀況とを實地に視察し、衛生行政上にも社會政策上にも裨補せられたるところ大なるものあり。次で南區熱田東町所在の熱田下水處理場

に赴き、新式にして且最も特色大なりとせらるゝ施設に對して詳細の説明を聽取す。それより名古屋築港に到れるも、折柄の大雨にて施設現場に就き説明を受くることを得ず、主として圖面に依り現在の状況及將來の計畫並に埋立地造成と事業財源との關係等を詳悉するを得たり。最後に名古屋市施設中、最も大規模なるものゝ一たる中川運河に到り、その事務所に於て施設、建築敷地造成等に關する大體の説明を受け、閑門の開閉實況等を實視、更に車中より主要個所を概観しつゝ公會堂前に引返して解散す。時に午後五時。

(八) 第三班 參加者百九名、午後零時五十五分名古屋市公會堂前より、自動車に分乗して出發す。先づ南區千年町所在の愛知時計電機株式會社工場に赴き、會社幹部より大體の説明を受けたる後、十名宛に分班の上、係員の案内説明の下に主として水上飛行機製作工場を見學したり。次で名古屋築港に到り、その事務所參考資料室に於て詳細なる説明を受け、更に實地の要所に就きて説明を聽取す。終りて中川運河に赴き既掲第二班と同様各般の案内説明を受く。最後に南區高畠町所在高畠麿芥燒却所に到り、施設並に作業實況を觀察し、参考すべきもの多きを得たり。以上了りしは午後四時十五分、同所に於て一應解散の形式を探り、配車上の厚意に依りて各員便宜の個所に下車することゝせり。

(二) 第四班 本班は愛知縣犬山町所在の名古屋市上水道水源地並にその取水施設を觀察し、兼ねて同施設と連續の個所に在る所謂日本ラインを以て知らるゝ木曾川の風景を賞せんとする行程に依り編成せるものなり。參加者百二十名、午餐後直ちに名古屋市公會堂前より打揃ひて出發、鶴舞公園前電車停留場にて借切電車三輛に分乗し、名岐鐵道柳橋停車場に到りて同鐵道客車二輛に乗り換へ、車中同鐵道係員より窓外の案内説明を受けつゝ

、午後一時半ライン遊園驛に下車す。それより乗合自動車、次で徒步に依り土田乗船場に至り、小船十八艘に分乗して所謂日本ラインを下る。兩岸の景を賞しつゝ約一時間を費して午後三時過ぎ上水道新設取入口附近に着、水道部出張所に少憩の後、上水施設を觀察す。次で徒步犬山町に入り、カンツリー俱樂部に於て同町長原田鐵藏氏より茶菓の饗應並に陶器、犬山誌の寄贈を受く。原田町長の懇篤なる歡迎の辭に對し東京市財務局長白鳥徳之助氏一同を代表して謝辭を述べ、次で演藝場に案内せられて犬山舞踊を觀覽す。かくて四時半一應解散の形式を探り、附近の探勝等各自任意のことゝせり。この行に對し雨中萬般の斡旋並に歡待の爲め絶大の配慮ありし名古屋市水道部當局並に犬山町當局の厚意については、參會者一同深く感謝したるところなり。

第四 總會參加者及準參加者

總會參加申込者は七百二十名なりしが、當日參會上の諸手續を了せられたる會員、並に參會を申込まれたる會員中出席せられざりしも、總會費を納入して總會用文書等の全部を受入れ、所謂準參加者の關係を結ばれたる諸氏の氏名卷末所載の如し。即ち六百八十九名なり。

第三篇 報告及討議內容

第一　主報告者の研究報告

一　序　　説

前篇第一の四に記述せる如く、總會第一日午前より午後に亘り、主報告者五氏の研究報告ありたるが、その内容左の如し。尙各主報告者の報告要旨は、總會豫備資料第一冊、第二冊及補冊「研究報告」三種に收めあること既述の通りなり。

二　主　　報　　告

(イ) 市町村税制の改正に就て

京都帝國大學教授
法學博士 神戸正雄君

内 容 檻 概

- 一、市町村税制改正の前提。
- 二、現行市町村税制の長所——(一)附加税と特別税との長所を併用す(二)人税と物税とを併用す(三)國稅の遺漏を補ふて居る。
- 三、現行市町村税制の短所——(一)人税物税の關係に於て人税偏重の嫌あり(二)人税に於ける缺點(イ、人税の構成が統一的でない、ロ、人税の代りとして家屋税附加税を有つことは理論上の缺點である、ハ、第二種の所得税附加税を禁止したるは人税として不完全である、ニ、戸數割は免税點が低く比率率である)(三)物税に於ける缺點Ⅰ市町村特別税としての物税なきは遺憾である。
- 四、現行市町村税制改正案——(一)改革案の骨子Ⅱ人税は國家に集中し、物税は市町村に委譲する(二)物税を市町村の特別税となす理由(三)市町村の特別税たる物税の構成(イ、課税標準Ⅱ土地、家屋につきては一方に時價、他方に推定所得、營業につきては外形標準と現實又は推定所得、ロ、課税物件Ⅲ空地、空家、無所得又は缺損の場合の營業をも採用す、ハ、賦課機關Ⅳ中心機關を市町村に置き之に國家及府縣を協力せしめる)(四)國稅として集中されたる人税の分配標準(五)人税の國家集中制度の理由(六)人稅分與額と物稅額との割合(七)雜種稅の改革。
- 五、改正案の短所——(イ、人税收入の地方分配標準が多少不満足、ロ、國、地方各別にては稅系整はず、ハ、地方團體員として負ふ)人税を失ふ並に之に對する辯解。

總べての制度は絶對的に良いものが見出される事が困難であります。表があり、裏があり、長所短所がありま
すから、比較的良いもの、缺點の少く長所の多いものと云ふものを選び出すより仕方がない、斯う考へます。又
一つの制度は時の進みに依つて變化しつゝあります、又變化改良しなければならぬものであると思ひます。それ
は時勢の進歩に伴ふ必要があるからであります。勿論制度は其の國の事情に適切でなければならぬ事情を考へな
ければならないと云ふ事はあります、併し又出來れば理論にも叶ふ必要がある、諸多の先例等を考へて見る必
要もあります。彼此致しまして、常に改良進歩を圖ると云ふ事は、一日も忽にしてはならぬと思ひます。

其處で現在ありまする制度を能く吟味しまして、それが完全ならば宜しいが、相當に缺點が多いとなりますれ
ば、それを改める方法を講ずると云ふ事は、常に忽せにしてはならぬと思ひます。私はそれを試みるのであります
す。勿論市町村税制となりまするが、單獨に之を考へる事は出來ません。實は國家の大きな稅制の機構の中の一
節として考へて見なればならぬ事柄であります。けれどもそれを唯今全部申上げる時間がありません。それ故
それは他の機會に譲りまして、多少それに交渉する點がありますが、主としては矢張り市町村税制のみを扱ひま
す。併しそれは國、府縣等の問題を忘れて居る譯ではないのであります。そこで直ちに現行制度の批評に移りた
いと思ひます。

現今の市町村税制が何であるかは、先刻御承知の事と前提致します。

借て吾々の今日有つて居る市町村税制と言ふものは、後に申すやうな諸多の缺點がありますが、併し長所も
缺點にあります。長所を簡単に擧げて申しますれば、三つばかり擧げる事が出来ると思ひます。

一つは、附加税と特別税との長所を能く見まして、二つを併用して居ると云ふ事であります。

附加税の長所は、申す迄もなく國家全體の統一を得ると云ふ點、租税が概観し得べく改良するに便なりと云ふ事、徵稅費が少くて済むと云ふ事の長所を有します。併し又特別税には自治制と云ふものゝためになると云ふ事、或は地方の責任を自覺せしむると云ふ事、或は地方の費用の緊縮に効果あると云ふ事等の長所があらうと思ひます。其他にもありますが、大體さう云ふ長所がありまするので、何れのみを探ると云ふ事は出来ないのであります。即ち特別税も附加税も共に併用する事が望ましいと云ふ一つの考には、現在の制度は叶ふて居ると思ひます。

第二には、人税と物税とを併用して居ると云ふ事を擧げる事が出来ると思ひます。殊に物税は利益原則の加味と云ふやうな點に都合が良いのであります。それは恰も今日地方税の關係があつて、其の主旨を貫く事が出来ると云ふ事になります。殊に市町村ではありませんが、府縣に於きましては、物税の若干のものを特別税として有つて居ると居ふ事も、序に長所として擧げる事が出来ると思ひます。

第三には、國稅の遺漏を補ふて居ると云ふ事を擧げる事が出来ると思ひます。但し之は府縣の方に於きまして、例へば家屋税であるとか、雜種税、特別地税と云ふやうなもので、國家に取盡して居らぬ課稅物件を拾ふて居る。それに主として附加税を課する事になつて、廳て此の趣旨に達して居る譯であります。市町村から云へば勿論間接であります。

之等の長所を有つて居ると云ふ事は認めなければなりませんが、併し幾多の缺點があると思ふのであります。其の缺點は何であるかと申しますと、いろいろ擧げる事が出来ますが、殊に雜種税に於きましても、細かい缺

點を見出す事は澤山あらうと思ひます。即ち社會政策に反する租税が中にある、又技術上市町村に適しないものが存在して居ると云ふやうな事を擧げる事が出来やうと思ひます。併しそれは軽い問題であります。主たる問題は人税と物税の間にあると思ひます。之は三つに分けて申す事が出来ます。

第一は、人税と物税との關係であります、割合であります。人税と物税との割合は、國家に於きましては能力税——能力原則を本位として租税を考ふべきでありますから、人税を主とし、物税を從とすると云ふ事になるべきであります。然に物税を主とし人税を從とすると云ふ事になるべきだと思ひます。然るに今日日本の市町村税制に於きましては、恰もこの理想に反する事の場合の方が多いと思ひます。而して何故に物税を主にし、人税を從にすべきかと云ふ事に就きまして、簡単に私は三點を擧げて説明したいと思ひます。

一つは、物税の課稅物件たる土地、家屋、營業は、之は地方の特殊的の經費と假りに申しますが、廣く云ひますれば、土木費用と云ふものゝ利益——特別の利益を受ける事が多大であると云ふ事が出来ます。

次に、地方の一般的發達の利益を受ける事が多大であると云ふ事が云へます。一般的發達の利益を受けると云ふ事は、それは必ずしも特殊的の經費の結果ばかりではありません。所謂一般的の經費、即ち教育にしろ、衛生にしろ、或は社會事業にしろ、或は汚染防止、或は地方のいろいろの一般的施設が良くなりますれば、廳て其の街は、いろいろの點に於て、良い街だと云ふ事になれば、自然に其の街が發達すると云ふ事もあります。それからさう云ふ經費を使つた結果でなくとも、社會全體の進運に伴つて發達すると云ふ事もあります。何れもそれ

等の施行の結果、地方が發達しますれば、誰が利益を受けるかと云ひますれば、矢張り土地、家屋、營業の持主であるのであります。斯う云ふ利益を受けると云ふ事があります以上、土地、家屋、營業の持主が物稅として多少重い負擔をすると云ふ事が、當然だと云ふ事になります。

最後に、今日の日本の状況に於きまして、地方公共團體は國家からしていろいろの補給、補助を受けて居ります。就中大きなのは義務教育費に對する國庫の負擔金であります。之等のものを、地方が、多大に受けて居ると云ふ事は、軽てそれ等を支給する國家に於きまして、國家の稅制は人稅が主となつて居りますから、従つてそれだけ間接には、地方に於きまして、物稅を割合に餘計負擔して良いと云ふ廻りくどい考へ方が生ずると思ひます。

彼此致しまして、私は地方に於きましては、物稅を人稅よりも少し重く取る、何と云つても地方の負擔は土地家屋、營業に稍々重い課率で取るべきものだと斯う存するのであります、所が先程申しますやうに、それと相反する現在の制度である以上は、それは確かに缺點であらうと思ひます。

次に第二には人稅に移ります。現在の人稅の缺點は多々あります、又餘り細かく互りますると面倒になりますする爲に、茲には主なるものだけを指摘して見ようと思ひます。

第一には、人稅が國內の全體に統一的に出來て居らぬと云ふ事であります。即ち或所では戸數割を有し、他の所では所得稅附加稅を有つと云ふ事で、違つた立前のものが並んで立つて居ります。其處に喰違ひが當然生じて参ります。

第二には、人稅の代りとして、家屋稅と云ふ物稅を市町村で云ふならば——家屋稅附加稅であります。家屋稅附加稅と云ふ物稅を代りに有つ事になつて居ると云ふ事も、理論上缺點の一つとなるのであります。

第三には、所得稅附加稅に就て見ますと、源泉課稅をして居る第二種の所得稅がありますが、之が第三種の所得の綜合人的課稅から除外され人稅として課稅せられて居るのであります、併し國稅がさう云ふ制度を探つて居る以上は、附加稅は已むを得ぬ事であるとして一步を譲つて見ると致しまして、其の源泉課稅たる第二種の所得稅に、地方の附加稅を許して居らぬと云ふ事は、軽て附加稅の附いて居る所の所得と、附加稅とが出来まして、大きな不公平が必然に生じて参ります。

第四には、戸數割であります。御承知の通り戸數割は、免稅點が低い——極めて低くあります。それに稅率も比例であります。斯の如きは極めて不公平なる、貧乏人に對する過重なる負擔を課する所の租稅と云はなければならぬと思ひます。

尙ほ其の他に於きましても、課稅の方法若くは原則に就て、二つのものに相當の缺點がありますが、それは技術上に亘りますので省略致します。

次に物稅に就て考へて見ます。物稅は市町村に於きましては、現在に於きましては附加稅のみであります。章程附加稅、特別稅の長所を擧げまして、二つ並べてさうなければならぬと述べましたのであります。市町村稅に於きましては、人稅にこそ戸數割と云ふやうな特別稅がありますけれども、物稅に於きましては全く國稅の附加稅、府縣稅の附加稅に止まつて居るのでございます。洵に其の點は遺憾であります。而も物稅は市町村の特別

税として置きたい、寧ろ積極的に特別税としたいと云ふ性質を多分に有つたものと考へるのであります。豫めさうなつて居らぬと云ふ事は、大きな缺點だと思ひます。それがために就中土地の如きものは、土地の自然發達に伴つて、生すべき多大なる財政收入も、折角得られるのに、得ないで見て居らなければならぬと云ふ事、それだけならばまだ良いのですが、各土地の間に非常に負擔の不公平が、刻々に生じつゝあると云ふやうな結果が、當然生ずる事と思ひます。——以上が現在の制度の長所短所であります。

茲に於て私は少し大膽であります。——實は屢々躊躇して、此の決定を急ぎ過ぎはせぬかと思つて遠慮をしましたが、併し最近に至りましてどう考へて見ましても、之は改めた方が良い。無論小修正とか、小改善とかと云ふ方法はあります。矢張り出来れば根本的に市町村税制を、さうして序には國家並に府県の税制そのものも、全然改造したいと云ふ考を懷くに至つた譯であります。其の案は要するに、物税を市町村の特別税とする、それから人税は國家に集中する人税國家集中制度と、物税は市町村委譲、此の二つの大きな標準を、改革の骨子としやうと思ふのであります。

物税に就きましては、何故に之を市町村の特別税としてしまふかと云ふ理由を先づ申上げやうと思ひます。無論之は國税の附加税のみとして置くと云ふ事も出来ます。併し乍ら前から申上げましたやうに、特に市町村にも何か特別税が持たしたいと云ふ希望が、地方の自治と云ふやうな事を尊重する等の理由に依つて、當然考へ得る事であります。而してどう云ふ税が一番地方に、技術上特別税として適當するかと云ふ事を仔細に考へて見ますると、租税の中には之は私もさうしたいと思ひ、私以外に澤山の賛成者もありますが、税の中に國税で始めて

東京市政調査會

技術上良く出来ると云ふ税と、地方税で一層良く出来ると云ふ税と、どちらでも良い、可もなく、不可もなく、略々どちらでも良い、長所短所の相匹敵するやうな税もありまして、いろいろ税の種類に依つて違ひますが、併し地方の殊に市町村の技術上特別税として持てば持ち得る税、或は課稅物件は何であるかと云ひますれば、それは土地、家屋、さうして營業。營業は稍々不完全であります。就中土地、家屋、さうして或程度迄は營業と云ふものは、地方の分別性の大なるものであります。之は名古屋の土地、之は名古屋の家、さうして之は名古屋の營業と云ふやうに、其の地方々々の物件として、他の地方の物件とはつきりと區別の出来るものであります。斯う云ふものが技術上最も地方特別税たるに適當なるものであります。勿論其の他に不動産の交通税であるとか、使用税の大きなものと云ふものは、矢張り等しく分別性をもつて居りますから、地方税に適當であります。殊に此の土地、家屋、營業の税と云ふものは、市町村の特別税として一番適切なるものと私は考へます。而して恰も土地、家屋、營業は前にも一寸申上げましたやうに、利益原則の加味と云ふやうな事を前提として考へますれば、其の地方々々との利益關係の多大なものでありますから、其の地方に向つて相當重く、其の地方の立場から重く課すると云ふ事に、適切なりと云ふ事もありまして、是亦特別税とする、市町村特別税とする理由の一つにつけて申上げる事が出来ます。併しそこに問題となりますのは、等しく地方特別税と致しましても、附加税とした方が良くなきかと云ふ疑問も起つて参ります。併し段々考へて参りますと、無論附加税とした方が良いと云ふ見方もありますが、重要な點は、市町村税とした方が一層頻繁に物件標準等の訂正が出来て、財政收入にも、公平課稅の上にも一層よいと云ふやうな事もありますから、出來得れば大きな目的を達する

ために、市町村税の方に移したい、斯う云ふ希望を有つ事になるのであります。

そこで次には此の市町村の物税と致しまして——市町村の特別税たる物税と致しまして、それをどう云ふ風に構成するかと云ふ事が、次の問題となるのであります。之に就きまして、私は可なり深く考へて見たのであります。が、初めと段々考へが變りまして、今日は斯う云ふ風に考へて居ります。課税標準はどうしても一つでは不可ぬ、二つの併課でなければ甘く行かぬと云ふ結論に到達したのであります。土地、家屋に於きまして、一方には、價格所謂時價、建築家屋税の如きは、建築價格と云ふ事も必要であります。が、先づ兎に角價格となる時價が——家屋の建築價格と云ふ事が出て来るかも知れません——他方には土地、家屋の推定所得と云ふものに標準を置かうと云ふのであります。營業に於きましては、一面に外形標準——外形標準にもいろいろ内容の違つたものがありますが、先づ外形標準と致して置きます。他方に於ては實際所得、又は推定所得、所得も實際所得ばかりではなく、推定所得の場合もありますから、さうはつきり申すのであります。此の二つを標準としようとするのであります。

何故さうするかと云ふ理由は澤山ありますが、一番重要な點は何であるかと云へば、之は斯う云ふ事であります。若し此の物税が國稅であるとして、市町村としても單に附加税のみに止めるとするならば、國家の立場から課税標準を定めるより仕方がないのであります。従つて國家から云ひましたならば、恐らく之等の物件ならば、能力と云ふものに依つて課税標準を定めるのであります。然らば能力から云ひますれば、實際所得か、推定所得か、所得と云ふものが能力標準である、一番適當なものと認められます。併し乍ら地方税となりますれば、前

から申上げまするやうに、利益原則と云ふものは相當に考慮しなければならぬと云ふ事を考へるのであります。従ふて之等の土地、家屋、營業が、假令所得がないと致しましても、所得がないからと云つて、全然負擔せぬと云ふ事は不都合だと思います。今日の營業収益税が國家に設けられまして、それに附加税を課すると云ふ事になりますれば、大きな會社、大きな工場は儲からなかつた、本當に儲がなかつたかどうかは疑はしいが、儲からなかつたと致しましても、それで全市町村の附加税を免れると云ふ事はどうも宜しくないと思ひます。儲からぬでも其の營業をやつた期間中に於きまして、矢張り其の市町村に御迷惑を掛け、主觀的に利益を受けぬと云ひましても、客觀的には手數、費用をかけまして居るのであります。それだけに於て相當の補償と云ふ事をして宜しいと私は考へます、それが一つの理由であります。二つ標準を置けば、即ち少くとも營業の外形標準に關するだけに於ては、それを負擔しなければならぬと云ふ事になるのであります。

それからもう一つは能力であります。能力の見地から申しますれば、所得と云ふものが唯一の最終の標準であるやうに、先づ今日普通の學說は考へて居ります。併し乍ら仔細に考へて見ますと、無論主として能力の對照は所得であります。が、併し或土地、家屋、若くは營業の持主が、假令所得がなくとも物を有つて居る、營業をして居ると云ふ事は、全然無能力と云ふ事と違ふのであります。裸の無產者とは違ふのであります。裸の無產者は銀行に行つて何等信用を受ける事は出來ませぬ。土地、家屋、營業の持主であるならば、或程度の信用を得る事が出來る、それを資本として相當の事が出來るのであります。何物かの能力は有つて居るのであります。所得がなくても其所に若干の能力があると云つて差支ないと思ひます。

次には此の課稅物件であります。課稅物件に就きましては、地租に於きましても、國稅に於きましても、原則と致しましては、兎も角、賃貸價格の評定される所の、之を利用すれば、収益の上り得る、収益の上ると推定される所の土地である以上、假令それが所得を上げぬとしても、収益を上げるものとして、それに課稅すると言ふ事になつて居ります。此の點は國稅の原則其の儘で宜しいのであります。併し營業等に於きましては前申したやうに、營業所得がなければ國稅を賦課しない、従つて市町村稅も賦課しないと云ふやうな風にしたいと思ふのであります。即ち二つの標準を並べまして、まあ半ば所得的のものに據り、半ばは他の價格なり、外形標準なりに依つて、さうして相俟つて目的を達しよう、斯う考へるのであります。

次に賦課の機關の問題に就て少し申上げたいと思ふのであります。之も私屢々考へ直し、洵に迷つた問題であります。併し私は今日は茲に到達したのであります。即ちどうしても此の賦課と云ふ事は、假令之を市町村稅と致しましても、市町村のみ任せては甘く行かぬであらう。主として中心機關は市町村とする事に致しましても、國家の官吏、府縣の吏員と云ふやうなもの、即ち國家なり、府縣なりの統制監督に立つ所の人と、それ等の人が全國的に、又全府縣内に、彼方此方と轉任する可能性もあつて、各種の事情を比較考察する資格のある人と協力して、而して市町村が中心となつて設定すべきものだと云ふ風に考へるやうになつたのであります。

茲で市町村の立場から申しますと、市町村だけで物稅の賦課が出来ぬと云ふ事はありません。ありませんが、國家なり、府縣なりの當局者に、助力を仰ぐ事が得策である、其の方が一層有効であり、信用を増す所以であると云ふ事を知るのであります。即ち國家の官吏たる批評家と、地方殊に市町村の吏員と申しますれば、どう

云ふ點にあるかと申しますと、國家の官吏は概して地方の公吏よりも智識に於て稍よ勝れて居るのであります。併しそれに對して地方の、殊に市町村の當局者は、智識に於て彼に劣つて居りまして——劣つて居らぬかも知れぬが——劣つて居ると致しましても、實情に通する、實際の事情に通すると云ふ事は、一層適切であると思ひます。官吏等のやうに、其の地方に永住する可能性の少いものよりも、市町村吏員のやうに、其の土地に長く居つて、定住して居るものの方が、一層地方の實情に通すると云ふ長所を有つのであります。それから官吏の方は——國家の官吏の方は、公平と云ふ事が——服務規律等も嚴重であります。それから官吏の方は——國家の官吏の方は、公平と云ふ事が——服務規律等も嚴重であります。併し地方の殊に市町村の役人となりますと、多少公平を缺くかも知れぬ。能く知る人の爲に多少不公平を免れぬ。併し寛大性を有つて居ります。國家の官吏は公平と云ふ名前の下に、嚴重に苛酷になると云ふ嫌ひがあります。特に稅務監督、稅務署の役人はさう云ふ傾向があります。併し町村の吏員でありますれば、其處は餘程寛大性をもつて來まして、又其處に長所もあります、缺點もありますが、長所もあらうと思ひます。又國家の官吏は大局を見ると云ふ事になりますし、地方の吏員は大局には——國家全體と云ふ事には多少さう云ふ事には捉はれない、洵に相濟まぬと云ふ事があります。併し之は俺のものだと云ふ事で、地方の自治體と云ふものを盛立てると云ふ事の爲に盡すと云ふ點があります。總てさう云ふ事が、此の施政上に於ても多少良い結果はあります。悪い結果もあるかも知れぬが、良い結果もあらうと思ひます。

彼此考へますと、どうも地方當局に長所もありますが、官吏にも相當長所があります。之を利用すると云ふ

事はむづかしい。市町村が勝手にやつてしまふよりは、國家の官吏或は其の他の府縣の助力を得てやると云ふ事は、相當目的を達すると云ふ事が出来るし、矢張り市町村民に満足を與へる所以であると云ふ事にならうと思ひます。而して國家なり、府縣の立場から申しますれば、さう云ふやうな事をすると云ふ事は、人の事ではないかと云ふ風に考へますが、國家の立場から申しまして、地方の物稅の賦課と云ふ事に當ると云ふ事は、それは人事ではない、矢張り國家の行政、地方の行政、二つは別々であつて、同じものであります。地方の政治は、國家の政治の有機的の一節であります。即ちそれが假令其の地方稅の賦課と云ふ事が、國家の問題であると假定しましても、自分に利害關係がないと思ひましても、事の性質上利害關係がないと致しましても——假りにないと致しましても、事實上それは廣い意味に於ける國家行政上的一部であると考へなければならぬ。さう云ふ態度で居らなければならぬ筈であります。さう云ふ風に考へる事を進める爲にも、國家乃至地方の當局者が租稅の賦課に參加すると云ふ事が、矢張り望ましい事であると云ふ事になります。そればかりではない、事の性質上ばかりではない、利害關係が實はあるのであります。一つは國家と云ふものは、何れも所得稅なり、相續稅なり、或は或場合に於ては財產稅なり、いろいろ取らなければならぬのであります。それ等の稅と云ふものは單獨に賦課す可きものではないのであります。

次に土地、家屋、營業等の如く、廳て所得稅や財產稅と共に通なる物件を有つた所の稅に就きましては、唯だ時々五年目に一遍、十年目に一遍と云ふのではない、常に時々刻々に變る所の物件でありますから、それ等標準の變遷に注意して、さうしてやつて行かなければ國稅自身の課稅と云ふものは、公平にならぬのであります。其の爲に

相當役人を地方に派出して、國費で以て地方の特別稅の賦課と云ふものを手傳つてやると云ふ事が、利害關係上必要であるとも云へると思ひます、殊に又さう云ふ風にして置かない、國家と云ふものは干渉しないで、各地方地方勝手な事をやつて、地方の間に不均衡を生ずると云ふ事になります。之は面白くない所の現象でありますから、之を矯正すると云ふ事は、最もよいと思ひます。それから府縣の立場から申しましても、府縣と云ふものは、それは或は市町村稅の附加稅を課する必要が起つて來ると思ひます。さうすれば其の點からして利害關係を有ちまするし、又更に他地方との——同じ府縣内の他の地方との均衡を得せしむる事が望ましいと云ふ見地から見て、彼此國家なり、府縣と云ふものは、市町村の稅務に關與する方法を考究したいものと考へるのであります。

次に人稅に移りますが、人稅に就きましては、現在の戸數割、所得稅の附加稅、家屋稅の特別の増率と云ふものは、全部廢止する事に致しまして、それを國家の所得稅に集中したいのであります。更にそれでは足らぬかも知れぬ。若し足らぬとすれば、それは相續稅の増率と云ふ事も問題になります。資本利子稅の増率と云ふ事も問題になります。或は更に進んで輕少乍ら消費稅の増率と云ふ事を考へても宜からうと思ひますけれども、之だけは成るだけ避けたいのであります。私の見る所に依れば、今日の日本の所得稅、或は相續稅、資本利子稅等に於きまして、可なり増率する餘地があると考へるのであります。併し出來れば其の他にも財產稅の如きものを設ける事も出來ると思ひまするが、或はそれは暫らく後廻しにする事も出來ると云ふ位に考へて居ります。何れにしても地方の人稅に當るもの、國稅でもつて國家自ら之を全部取る、さう云ふ方針にしたいのであります。

而して集めた所の其の收入、地方稅に當る部分と云ふものを、どう云ふ風に分配するかと云ふ事になります

と、茲に多少面倒なる問題が起りますが、私の考に依りますれば、一つには住民の數、他方には直接國稅額と云ふものに依る事も出来まするし、或は就學兒童の數を一方に置き、他方には、土地の賃貸價格と云ふものに據る事も出来まするし、或は四つ全部、其の中の第一第二かの何れかを選ぶ事も出来る。四つの標準を適當に組合せをすると云ふ事も出来ると思ひます。さうしてそれ等の標準に依つて分配しても、尙ほ不足を生ずる所の貧弱市町村でありますれば、之に對して特別なる考慮を拂ふと云ふ事は當然であらうと思ひます。何れにしても原則として、前二つの標準に依り、住民の數なり、就學兒童の數に依ると云ふ事は、之は市町村の施設と云ふもの、若くは市町村の厄介と云ふものは、さう云ふものゝ數に依つて大體極まると思ふのであります。それから直接國稅額なり、土地の賃貸價格に依ると云ふ事は、土地の賃貸價格の如きは、極めて不完全のやうであります。併し其の地方の實力と云ふものは、可なり大體に於てさう云ふものが現はすと見ても良いのであります。即ち直接國稅額なり、土地の價格なりと云ふものに依つて實力を示し、それから住民數なり、就學兒童に依つて、地方の厄介若くは費用の生ずる所以の大きな原因と云ふものを擗まふと云ふのであります。さう云ふ風に致しまして分配をすると云ふ事になります。

そこで何故茲に人稅に就きまして國家集中制度を探るかと云ひますれば、それは人稅と云ふものは、第一に、國家には技術上完全に行ひ得るものであると云ふ事が一つであります。第二にはそれに依つて全國統一的となつて、重複とか、遺漏とかと云ふ事が少く、或は無くなるに近くならうと思ふのであります。第三にはそれに依つて本當の縁合せが出來、可成り多くのものが綜合累進課稅の下に立ち不滿足の點少しきを得る事が出来ると云ふ事になります。

になりまするので、稍々人稅らしくなる。今いまでは人稅と云ひ乍ら、物稅的の性質が可なり多分で、存立の理由が比較的乏しいと云ふやうな風にも見られますが、それを改良するに就きましては、國家の手に於て人稅を統一する事が一番良いと思ふのであります。

次には此の人稅に依つて取つた收入を分與される額と、それから物稅額との割合であります。之は先程から申上げますやうに、矢張り物稅の方に重きを置いて、人稅の分與額と云ふものを稍々少くする氣持の定め方で置きたいと思ふのであります。

それから難種稅に就きましてもいろいろの問題がありますが、殊に今日日本でも問題になりましたが、外國でも屢々問題にされて居りまする通り、車であるとか、船であるとか云ふやうな移動性を有つたものに就きましては、特に國家の手に於て集中的の稅を取つて、其の得たる額を一定の標準に依つて、各地方に分けてやると云ふ事にする事が適當だと思ひます。之は現に日本に於ても其の點は進行中だと思ひます。之は宜しいと思ひます。そこで私のやうな考へ方と云ふものには、其の所々で申上げた説明に依つて明かなやうに、長所も有つて居りますが、併し大きな缺點があると云ふ事は、私も自認致します。それだけは初めから申上げて置かうと思ひます。

其の缺點は、第一に何かと云へば、其の人稅から得た收入を地方に分布すると云ふ標準に就て、之は不滿足だと云ふ事であります。併しそれはいろいろ考へますると、さう今の儘でも不満足の點が多いのですから、どちらが不満足の程度が大きいかと云ふ事に歸着するのであつて、それ位の不満足は忍ばなくてはならないかと私共は考へるのであります。殊に現在に就きましても、義務教育費を國家が分擔されるのは、地方に配付する標準等を見

ましても、必ずしも完全ではないかも知れぬが、或程度まではそれで満足されて居る譯であります。多少不満足であるが、忍ばなくてはならなからうかと考へるのであります。

第二には、國家と地方々々と別々に税制が整頓しない。私の考へ方に依りますと、國と地方をすつかり総合して、其の間にいろいろの關係、いろいろの原則に叶ふやうにと云ふ風に考へて見たのでありますから、國家地方全體を通じて、單り租税は整頓するけれども、國は國、地方は地方、市町村は市町村と云ふ風に、別々に考へれば税制は整はぬではないかと云ふ非難であります。私は之に對しては斯う云ふ辯解を有つて居るのであります。之は已むを得ない。又實際今日吾々の有つて居る所の國稅と云ふものゝ下に於きまして、第二種所得稅があつて見たり、資本利子稅があつて見たりして、之は技術上其の他の關係で、動かせぬと云ふ事に認定するならば、さう云ふ制度の下に於きましては、實の處國稅自身こんなに體系が整つて居りません。市町村稅自身そんなに體系が整つて居らぬのであります。然らば不完全なる——整はぬ所の税制、別々の税制を有つて居るよりも、綜合してでも相當に大きな原則に叶ふやうにした方が良くはないかと斯う考へるのであります。

第三には、前のやうな制度になりますると、地方團體と致しまして、直接の團體員の有つて居る所の人稅がなくなると云ふ事であります。今日でこそどうぞ斯うぞ人稅が澤山の人々に行亘つて、團體員が調節した利益を受ける事に依つて、自治と云ふ精神を養つて居る。財政上ばかりでなく、税制上にも一つの大きな力があるのに、それをなくすると云ふ事は、地方自治の上に望ましくないではないかと云ふ非難を受けるのであります。併し乍ら今日、殊に都市に於きましては、戸數割が行はれて居らぬのであります、行ひ惜いのであります。従つて所得

税附加税であるとか、家屋稅附加税の増率等によつて、代用して居るのであります。即ち戸數割と云ふやうな一般の人々に、直接地方の人稅を課する方法と云ふものは、現に少くとも大きな都市に於ては備はつて居らぬのであります。然らば即ち私の制度になりました所で、何等の違ひはないのであらうと云ふ事が云へやうと思ひます。矢張り多數の人間から云へば、都市の人間は直接負つて居らぬのである。極く少數の人が直接人稅を負ふて居るに過ぎないのであります。矢張り遊離する事だけは出來るのであります。又町村に行きますれば、無論戸數割はあります。ありますが、町村に於きましては可なり多くの人々が、矢張り土地を有つか、家を有つか、營業を有つか、土地か家屋かと云ふ何かを有ち、少しも有たぬと云ふものは割合に少いのではなからうかと思ふのであります。可なり多くの人々が、矢張り人稅ではないが、兎も角直接に物稅を負ふて、さうして自分の自治體を衛つて行かうと云ふ精神は自然に養はれると思ひます。で少數の労働者、耕作人、全くの月給取——何等物的の基礎のない人は、或は不満足かも知れません。併し一體にさう云ふ人と云ふものは、實は移動性の多い人々であつて、町と致しましては當てにならぬ人であります。地方の團體と云ふものは、矢張り土地、家屋、營業と云ふやうな物的基礎を有つた所の人が、何と云つても團體の中心として、其の人の基礎の上に税制を立てるとな云ふ事は、已むを得ぬ事であらうと思ひます。

私は尙ほいろいろ開聯を致しまして申上げたい事は多々ありますするが、與へられた時間は既に盡きて居るやうでありますから、今日は遺憾乍ら之で御免を蒙ります。

(口) 戸數割代税の現状と其改正

内務事務官 永 安 百 治 君

内 容 概 概

戸數割代替税には、家屋税附加税、所得税附加税、戸別割及所得税の四種あるが、其の内最も重要なものは、家屋税附加税である。然るに家屋税附加税は、收益税たる部分と、戸數割代税たる部分から成立つてゐるから、此の二者を分解して考察しなければならぬ。

而してその戸數割代税たる部分は、收益税たる部分と全く性質を異にし、間接使用税の性質を有する人税と認むべきものではあるまい。戸數割代替税が、戸數割と異なり、法人にも均しく、之を賦課することとなつてゐることは、一步進んだ考へ方ではあるまいか。

戸數割を賦課する市町村に於ても、法人に入税的負擔を爲さしむるのが相當である。

又現行戸數割代替税の個人に對する分は、産業交通上並全國的統制上適當でないから、軽い累進を加味した特別税所得税が適當であると思ふ。

現在の市町村税の中で、最も重要な地位を占めて居るのは申すまでもなく戸數割でございます。しかしながらそれは市町村總體について申上げたのでありますて、個々の市町村に就て見まするならば、戸數割を賦課しがたいものといたしまして、戸數割の代替税を賦課して居るのが相當にござります。市に就きましては約三分の一の三十六市、町村に就ては其の割合は少いのであります、百八十八町村に亘つて居るのでございます。従つて之等の戸數割を賦課しがたき市町村に於きまして重要な市町村税は、矢張り此の戸數割代税でありますて、市町村税總額の五割見當になつて居るのであります。而して戸數割の代替税は原則といたしまして、家屋税附加税でありますが、更に所得税附加税が加はり、或は場合に依りましては特別税と致しまして、所得税であるとか或は戸別割とかをも賦課して居ると云ふやうな状態であります。所が其の戸數割代替税として最も多額に上り、従つて、最も重要な地位を占めて居る家屋税附加税に就きましては、此の家屋税附加税の總體を、戸數割代替税と認める譯には行かないであります。それは御承知のやうに、戸數割を賦課する市町村に於きましても、家屋税附加税を賦課して居るのでございますから、戸數割を賦課し難き市町村に於ける家屋税附加税も、其の若干は戸數割を賦課する市町村と同じやうに収益税たる部分が存するものと認めざるを得ないのであります。従つて之等の市町村に於ける家屋税附加税は、収益税たる部分と、戸數割の代替税たる部分との二つに分けて考ふべきものであります。其の他此の戸數割代税に就ていろいろ研究すべき點がございます。市町村税の總體に瓦り市町村税制の根本に就て考へる事も、勿論必要であります、之等の特殊なる市町村に於ける問題として限つて考へて見ましても、極めて重要な點があるのであります、いろいろの缺點もあるのであります、又長

所もあるのであります。然るに之等の研究をする上に於きまして材料が從來乏しかつたのではないかと考へるのであります。地方財政に關する統計は、内務省の地方局で編纂して居ります「地方財政概要」が殆んど唯一のものでありまするが、之を見ましても所得稅附加稅であるとか、特別稅に就ては稍々分りますが、家屋稅附加稅に就きましては何等分つて居りません。即ち戸數割を賦課する市町村に於けるものと、之を賦課し難き市町村に於けるものとを合算して計上して居りますからして、研究上甚だ困難を生ずるのであります。斯の如き意味に於きまして、現在の戸數割の代替稅が、どう云ふ風な狀況になつて居るかと云ふ事を、ありまする材料に依つて調査致しまして、皆様の御研究の資料に提供致したいと斯う考へて報告^{*}を出しました譯であります。

それで家屋稅附加稅に就て簡単に申上げますならば、「財政概要」に就て御覽になりますれば、家屋稅附加稅の總額は、市稅と町村稅とを通じまして五千六百八十萬圓に達して居ります。之は昭和六年度の當初豫算であります。所が此の外に神戸市に於きましては、縣稅を賦課せず、市稅として合せ賦課致しますが、市稅家屋稅三百七十萬圓の中に縣稅と認むべきものが約百萬圓に達して居ります。從つて市稅たる部分は、三百七十萬圓より百萬圓を控除致しました二百七十萬圓見當である。從つて先程申上げました五千六百八十萬圓に、此の二百七十萬圓を加へました、五千九百五十萬圓が實質的に見ました家屋稅附加稅である。斯う云ふ事になるのであります。が、此の中都市計畫特別稅が百五十萬圓あります。之を引きますと残りが五千八百萬圓になるのであります。此の中戸數割を賦課し難き市町村に於ける部分は、四千二百萬圓に達して居るのであります。而して四千二百萬圓を先程申上げました收益稅たる部分と、戸數割の代稅たる部分とに分けて見ますと、戸數割代稅たる部分は三千

五百萬圓に達し、收益稅たる部分は七百萬圓に達して居るのであります。從つて家屋稅附加稅の中收益稅たる部分は、戸數割を賦課する市町村と、之を賦課し難き市町村とを通じまして二千三百萬圓になつて居ります。即ち先程申上げました五千八百萬圓から、代稅たる三千五百萬圓を控除した残りの二千三百萬圓であります。從つて家屋稅附加稅の大部分即ち五千八百萬圓の中三千五百萬圓が戸數割の代稅となつて居るのであります。勿論之は人に依つて多少意見の相違もあらうと思はれるのでございますが、私は左様に考へて居ります。

之等の計數は、内務省に於けるいろいろの調査を利用致して、調査致しましたので、其の詳細に就きましては之を報告書^{*}に譲ります。此種の調査は本來同一の團體に於て、一つの市町村に於て、戸數割を賦課する場合と、之を賦課しない場合とに於ける具體的の調査が一番必要であり、又有益であるのでありますが、左様な調査は容易に全國に亘つて出來ませんので、自然之が調査を缺いて居るのであります。勿論之は、從來戸數割を賦課してゐたのを賦課しないことに改めた所もございますから、かかる市町村に於きましては、わづかの勞費を投じますれば比較的正確にして、而も有益なる参考資料が、出来るのではないかと考へるのであります。で此の意味に於きまして、左様な市町村に於かれましては、調査の上適當の機會に、適當な方法で、發表されん事を希望する次第でございます。

次に戸數割と其の代替稅とを比較致しまして其の異つた點を少しく申上げて見たいと思ふのであります。先づ第一に異つて居る點は法人の問題でございます。戸數割は云ふまでも無く個人のみに賦課するのであります。が、其の代替稅たるものは、家屋稅附加稅に致しましても、所得稅附加稅に致しましても、何れも個人と法人と

* 第三回全國都市問題會議研究報告第一議題編一五頁以下。

は之を同等に取扱つて居るのであります。此の點が最も顯著なる相違ではないかと思ふのであります。此の法人の税法上に於ける人格とでも申しますが、法人を如何に取扱つて居るかと云ふ點は、非常に曖昧であります。尤も租税を人税と物税とに分けて考へて見まするならば、物税に就きましては勿論法人個人の區別を問はず、同等に取扱つて居るのであります。人税に就きましては非常に曖昧になつて居るのではないかと思ふのであります。先づ所得税に於きましては、第一種所得税は即ち法人に對する所得税でありますから、法人に就ても人税が賦課されて居る。斯う云ふ風に一應は考へられまするが、其の税率を見ますれば、原則として比例税になつて居ります。勿論一定の資本に對する超過所得税を賦課して居りますが、之は戰時非常利得税の面影が残つて居るのであります。之をもつて法人の人格が人税の上に於て、完全に認められて居ると云ふ風には認め得られないのではないかと考へられます。國稅所得税の上に於ては、法人は、個人が營利を獲る手段として設立してゐるものと認めてゐるのであらうと思ひます。法人の所得は配當として個人にそれ／＼分配せられまするから、其の配當を個人より――第三種所得として賦課する。斯う云ふ立前になつて居る。唯だ逋脱税を防止する必要上、法人に對して源泉課税が若干行はれて居ると云ふに止まつて居るのであります。原則としては矢張り法人には人税を――完全なる人税は之を賦課されてゐないと見るのが至當であらうと考へるのであります。所が地方税に就て考へ見ますると、更に一層甚だしく、法人の人格を認めてゐないのであります。即ち市町村稅に於ける人税と致しましては、原則として戸數割を賦課する事になつて居ります。然るに之に相當すべき税は、法人に賦課して居りません。物税に就ては個人にも均しく賦課して居りますが、人税に就きましては法人には之を賦課して

ゐないのであります。即ち法人は全く個人の營利手段であるとの見方をして居るのであらうと思ふのであります。今之を現行法に就て申しますれば、戸數割の標準である所の資産状況の、其の資産の中には、株式の價格が計算される事になつて居ります。又所得の中には、法人から受ける配當と云ふものが、全額計算せられる事になつて居る。國稅所得税に於きましては、法人から受ける所得は六割だけを計算する事になつて居ります。即ち四割を控除する事になつて居ります。此の國稅に於きまして、法人から受ける配當を、四割控除する理由はどう云ふ理由でありますか。註釋書を読みますると、それは株式を取得するには借金をする必要ある場合もあり、從つて其の借金の利子を拂ふ必要もあつて、大観致しまして約四割位は、配當を得るために必要な経費である、斯う云ふ風な見方をして控除したと説明されて居るのであります。若し其の説明が正當でありますならば、戸數割に於きましても、矢張り其の所得を得るに必要な経費として、四割を控除しなければならぬものであらうと思ふのであります。所が戸數割に關する所の説明を見ますると、さう云ふ風には認めて居らない。戸數割に就きまして法人から受くる配當の全額を計算することとしたのは、納稅者の擔稅力の全體を擗む必要からであります。其の中の若干を控除すると云ふが如きは、全能力を擗む所以でないと云ふ風に説明されて居るのであります。若しさう云ふやうな説明が正しいと致しまするならば、國稅の方の説明が誤つて居ると云ふ事になるのでありますが、此の點は現行法に於ける一つの喰違ひではないかと思ふのであります。兎に角地方税に於きましては、原則として、法人に對しては、人税的の課税をしない事になつて居ると申上げてよからうと思ふ。殊に此の傾向は國稅に於けるよりも一層顯著であると云へると思ふのであります。

尤も法人の所得に付直接法人に賦課するか、或は法人を個人の營利手段と見るかと云ふ事は、國稅の上に於きましては左程の問題ではなからうと思ふのであります。其の見方の如何に依りましては、其の見方の如何に依ります。非常な異つた結果を生ずるのであります。それは何故でありますかと申しますと、國稅でありますならば、法人から配當を受くる者に對しては、其の總べてに對して、第三種所得稅を賦課する事が出來ます。勿論免稅點以上のものでなければなりませんが、所得稅を定むる資格あるものに於ける總べてに對して、所得稅として——第三種所得稅として賦課することが出來るのであります。所が地方稅に於きましては、さう云ふことは必ずしも出來ない。即ち法人の株主が、全部法人の所在地市町村に居住して居るならば、國稅と同じやうに、戸數割として賦課する事が出來ますが、多くの場合に於て法人の所在地と、其の株主の所在地が違つて居る。之が寧ろ常態であらうと思ふのであります。従つて地方稅に於きましては、法人をもつて個人の營利手段と云ふ風に、簡単に片付けては、稅源の配分上非常に不都合なる結果を生ずるのであります。之が爲に市町村に於きましては、便宜の處置として、法人に對して特別に家屋税附加稅を重く賦課して居る實例が多數ございます。之は法人に戸數割代稅として法人使用建物稅を賦課してゐた大正十五年以前の稅制の沿革を受けたものであります。一般に廣く認められて居ると云ふ程度には至つて居りませんが、今日法人に對して、家屋税附加稅を重課して居る金額は、約百萬圓見當に上つて居るのであります。即ち現在の法制に於きましては、法人に對して特別の課稅の方法がありませんので、實際上の不都合を、運用の上に於て是正しようと云ふやうな見地から、斯の如き事が行はれて居るのであります。所が最近行政裁判所の判決

に依りますと、此の法人に對して不均一に重課をする事は違法である、斯う云ふやうな判決が出て居るのであります。それは北海道の室蘭市に於ける事件でありまして、室蘭市は戸數割を賦課する市町村ではなくして、戸數割を賦課し難き市町村であります。戸數割を賦課し難き市町村に於きましては、法人に對して特別に重課する必要はないのですが、兎に角判決を見ますと、戸數割を賦課する市町村に於ても矢張り不可ないと云ふやうに解釋せられるのであります。其の判決の理由は、家屋税は家屋を對照として賦課するものであるから、家屋税附加稅も矢張り同じやうに、家屋を對照として賦課するものでなければならぬ。然るに、使用者が何人であるかと云ふ事を考へて、税率を違へると云ふ事は、家屋税の本質に反する、斯う云ふやうな意味であります。之は戸數割を賦課し難い市町村の事件でありますが、戸數割を賦課し難い市町村に於ける家屋税附加稅が果してどう云ふ性質を有つて居るか。先程神戸博士から家屋税附加稅は總べて物稅であると云ふやうな御意見がありました
が、私は本稅は勿論收益稅であるが、家屋税附加稅に就ては多少違つた見方をすべきものではないかと云ふ風に考へて居るのであります。家屋税附加稅に就きましては、現在地方稅に關する法令の取扱方が、非常に違つて居ります。普通の場合には、本稅の百分の五十と云ふ制限の仕方をして居ります。所が戸數割を賦課し難い市町村に於きましては、戸數割と同様な制限の仕方をして居るのであります。戸數割を賦課する場合よりも多く賦課し得るやうに認めて居る。斯う云ふやうな事實から見まして、戸數割を賦課し難い市町村に於ける家屋税附加稅と云ふものは、本稅とは全く性質を異にして居る一種の消費稅である、間接使用稅であると考へるのであります。従つてこれを人稅と見るのが至當でないかと考へて居ります。此の見方が正しいとするならば、行政裁判所の

判決が、單純に之を物稅と見た事は、誤りであると考へるのであります。併し斯様な戸數割を賦課し難い市町村に於て、法人に特別に重課すると云ふ事は、實質的に其の理由を見出し難いのであります。之に反し戸數割を賦課する市町村に於きましては、法人に對し戸數割に當るべきものの賦課を認めた法制がありませんから、家屋稅附加稅として重課することは已むを得ぬと考へられます。さう云ふ市町村に於ては之を是認すべきものではないかと考へるのであります。行政裁判所の判決が、戸數割を賦課する市町村に於ける家屋稅附加稅に就ても、矢張り違法であると云ふ趣旨ならば、之は甚だ不當ではないかと思ふのであります。

戸數割を賦課する市町村に於ける家屋稅附加稅は、勿論之は物稅であり、收益稅であると云ふ事には、異論はございませんが、物稅に就きましても人的分子を加味すると云ふ事は、最近の學說に於ては認められて居る所であります。又立法例に於ても相當にあるやうに考へるのであります。例へば營業收益稅に就て見ましても、其の稅率の如きは、法人と個人と違つて居ります。又免稅點も違つて居ります。個人には免稅點があるが、法人には免稅點はありません。さう云ふやうな違ひがあり、又地租に就て申しましても、自作農に對しては免稅の規定もあり、其の他貯蓄銀行に於ける營業收益稅を半減するとか、或は北海道の舊土人に對して交付した所の土地に就ては、免租すると云ふ例もございます。又地方稅に就ても自家用の車に對しては稅金を重く取るとか、或は學生用とか、農業専用の車は安くするとか云ふやうな、いろいろの例がございまして、之等が何等の疑ひもなく適法として考へられて居るのであります。家屋稅に就きましても、其の使用者の如何、或は所有者の如何と云ふ事を見て、稅率を違へると云ふ事を致しましても、家屋稅附加稅が物稅であり、或は家屋を對照として賦課する稅であると

云ふ事には變りはないと思ひます。要するに物稅に人的分子を加へたからと云つて、直ちに違法であると云ふ事は、少しく言ひ過ぎではないかと考へられるのであります。

之は戸數割を賦課する市町村に於ける事件でありませんから、戸數割を賦課する市町村に於ける事件として、如何なる見方をするかと云ふ事は、將來注目すべき事であらうと思ふのであります。戸數割を賦課し難き市町村に於きましては、先程申上げましたやうに、法人と個人とを同等に取扱つて、法人に對しても個人と同じやうな負擔をさせて居ります。即ち所得稅附加稅にしましても、家屋稅附加稅にしましても、此の點は戸數割を賦課する市町村に於ける稅制よりも、一步進んだものではないかと考へるのであります。尤も立法者が法人に、個人と同程度に人稅的の負擔をせしむる事が、正當であると云ふ見解の下に立法されたものでありますか、或は戸數割代稅を家屋稅附加稅、或は所得稅附加稅に選びました結果として斯の如き現象を生じたものであるかは存じませぬが、兎に角法人に對して、個人と同等の負擔をせしむると云ふ事が認められて居ると云ふ事は、一步進んだものではないかと考へるのであります。即ち法人と雖も個人と同様、其の市町村の施設の利益を受け、或は市町村費增加の原因を與へ、其の他營業上多數の從業者を使用致しまして、いろいろ市町村行政に關係がある譯でありますからして、市町村の構成分子として相當な負擔をすると云ふ事が、正當ではないかと考へるのであります。併し乍ら法人に人稅的の負擔をせしむるに致しましては、現在の如く家屋稅附加稅の重課が果して正當であるかどうかと云ふ點に就きましては、之は非常な疑ひを懷くのであります。法人に對しましては、此の人稅的に家屋稅附加稅を賦課する事に致しますと、資本に對する、生産設備に對する負擔が、非常に重くなるのであります。

す。従つて、産業上影響を與へる事が相當多大であらうと思ひます。或は地方税の特長とも云へば云へない事もありませんが、収益が全然ないと云ふ場合でも、家屋税附加税ならば澤山の税金を取られると云ふやうな缺點があるものであります。之等の點に就ては、餘程考究を要する問題ではないかと考へるのであります。

先程神戸博士から御話がありましたやうに、物稅的部份と人稅的部份と兩方を加味した賦課の方法を探ると云ふ事も、一つの考へ方であらうと思ふのであります。尙人税を市町村税から除くと云ふやうな御意見もありましたが、此の點に就きましては、いろいろ考究を要する點が少くならうと思ふのであります。地方税制の改正に就きましては、地方總體を大觀すると共に各市町村の個性を無視してはなりません。又單に稅其のもののみを見て他を見ないといふことも出來ぬのであります。矢張り市町村に於て現在負擔して居る經費の事も考へなければならぬ。國費と地方費の負擔區分、さう云ふものも稅制上考慮しなければならぬのであります。現在の市町村に於ける教育費其の他澤山の負擔をして居る現狀を其の儘に致して置きまして、人稅を廢するが如き事は、非常に困難な問題であります。到底満足なる解決は出來ないものではないかと考へるのであります。

以上の外戸數割と違つて居りまする點に就きましては、例へば戸數割の方は大體屬人主義と申しますか、其の人の所得全體なり、資產全體を綜合して、擔稅力を觀ると云ふやうになつて居ります。所が戸數割代替稅に就きましては屬地主義と申しますか、土地を本として居ります。所得稅附加税にしても、家屋税附加税にしても、市町村内に存する建物であるとか、或は市町村内に於て生ずる所得とかを標準にして、賦課する事になつて居ります。所が戸數割の方に就きましては、所得の源泉が何れにあるかと云ふ事を問はず、其の人——市町村に住んで居る所の人其の人の所得全體を綜合して課稅する、さう云ふやうな點が違つて居ります。言葉を換へて申しま

すと、又戸數割の方に就きましては總べての所得、或は財產を綜合して觀察しますが、代替稅の方に就きましては、所得稅附加税は其の市町村に於ける所得、又家屋税附加税は、單に家屋だけを標準にして——非常に狭い範圍に於て觀察するのであります。かくの如く戸數割を賦課する市町村と、賦課し難い市町村とで、租稅の體系を區別し、租稅負擔の形式を異にする結果各人の負擔金額が非常に違つて居ると云ふ事は、產業或は交通の發達上、非常な影響を齎すのであります。之がために産業上に一つのハンディキャップが出來るのであります。又不在地主の發生原因の一つとなつてゐるのであります。地方團體が違つて居りまする以上、地方稅負擔が或程度に異なる事は已むを得ませんが、大體に就きましては同じやうな制度を探ると云ふ事が、矢張り必要ではないかと云ふ風に考へられます。

従つて戸數割の代替稅と致しまして、法人に對しては、戸數割を賦課する市町村に就きましても、又之を賦課し難い市町村に就きましても所得稅附加税を認める。それから若干家屋税附加税の如き物稅的のものをも認めます。それから個人に就きましては、所得稅附加税が考へられますが、これは少し累進の程度が高うございまして、戸數割の代りに直ぐ所得稅附加税を使ふと云ふ事は、稍々困難ではないかと云ふ風に考へられるのであります。故に特別稅所得稅を起しまして、累進の程度を現在の所得稅より稍々緩和して行つたならば良いか。市町村税から全く人稅を廢止すると云ふ事になりますれば、勿論さう云ふ問題は起らぬのですが、私は唯だ現在の制度を大體維持するとしたならば、此の戸數割代替稅としては、如何なる方式を探つたならば良いかと云ふ事を考へて見ますと、個人に對しては、家屋税附加税及び所得稅附加税を廢めまして、特別稅所得稅を起し之に輕い程度の累進を加へる、斯様な方法に依る事が適當ではないかと云ふ風に考へられるのであります。

(八) 都市の空中淨化問題

大阪市立衛生試験所長
技師 医學博士 藤原九十郎君

内 容 概 要

空中汚染の原因として煤煙、塵埃、一酸化炭素、亞硫酸瓦斯等があるが、其の最大なるは煤煙であり、之は長期間の吸入による直接健康上に害を來たすのみか、之が存在は住居室内を閉ざしめ或は日光を遮りて間接に有害であり、衣服等を汚損せられるなど其の他の經濟上にも損失が大きい。

煤煙防止の直接の方法としては、爐の改造即ち完全燃燒爐の採用、燃料の改善即ち無煙燃料の使用、給炭方法の改善があり、間接にして且つ有効なるは煤煙取締法の制定、煤煙監視人の設置、學者官公吏等を網羅する有力なる煤煙防止協會の設置があるが、此の中給炭方法の改善と取締法の制定が最も容易であり有効であらう。

都市の空中淨化の問題に就て次の四つに分割して申上げたいと思ひます。

第一は、空中淨化の原因に就て關係した事であります、即ち汚染物の所在と、其の種類であります。

第二は、空中汚染の現状。

第三は、其の被害。

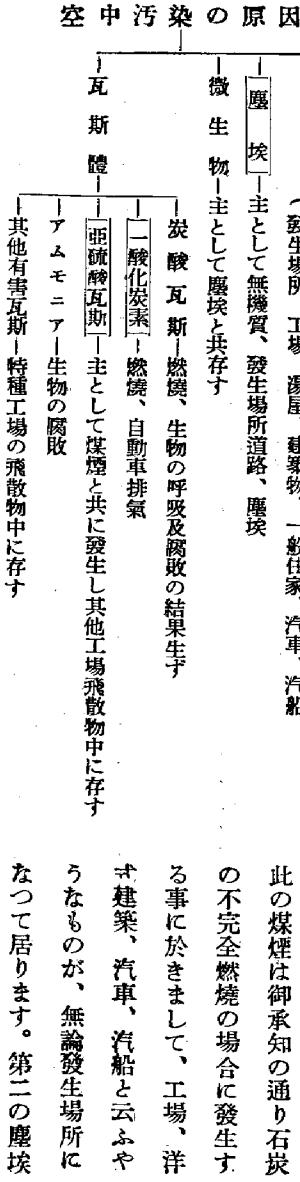
第四は、如何にして防止するか。

空中汚染の原因と致しましては、左の通り煤煙、塵埃、一酸化炭素、亞硫酸瓦斯、斯う云ふ四つに致します。

瓦斯體の中に炭酸瓦斯、亞硫酸瓦斯、アムモニヤ、其の他と云ふ事になるのであります。

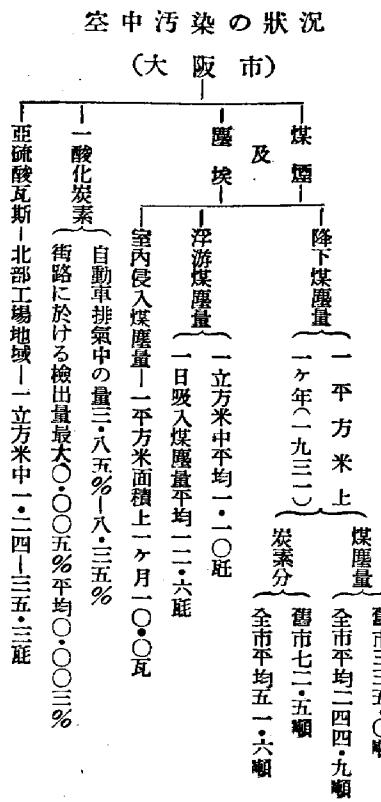
第一の煤煙であります。

此の煤煙は御承知の通り石炭の不完全燃焼の場合に發生する事に於きまして、工場、洋



は、之は泥及び塵芥から發生するものであります。微生物はいろいろの原因で空中に飛散しますが、之は塵埃と共に存します。瓦斯體の中で、炭酸瓦斯は一般に燃料の燃焼する場合に生じ

又生物の呼吸、腐敗と云ふやうな場合に発生するのであります。一酸化炭素は、之も燃焼の時に発生しますが、街路に於ける場合に於ては、之は自動車の排氣瓦斯が最も大きな原因となるのであります。それから亞硫酸瓦斯之も煤煙と共に發生します。石炭の中に硫黄を含んで居るために、煤煙の中に澤山あるのでありますが、其の他特種工場の生産物中に出るアムモニア、之は蛋白質の腐敗の場合に生ずる一般有害瓦斯ですが、之とクロール瓦斯と、硫酸のヒュームと、硫化物のやうな有害のものが飛散して出るのであります。空中汚染の最も主なるものは何かと申しますと、量に於ては塵埃と煤煙、質に於ては一酸化炭素と亞硫酸瓦斯、此の四つが最も大きなものであります。炭酸瓦斯と此の微生物などが、空中に於ては臭氣の少いものであるのであります。それで私のお話も主として此の四つの問題に就て申上げる譯であります。



空中汙染の狀況でありますか
之は日本の土地に於ては、餘り多く眼前に煩はされて居ないと見えまして、纏つた調査が少いのであります。甚だ僭越でありますが、主として大阪の事を申上げる譯でありますから、豫め其の點は御諒解を願ひたいのであります。

大阪市降下煤塵累年比較一ヶ年四平方尺上瓦

年 次	1923-4	1928	1929	1930	1931
工场地域	煤塵總量	81.2	62.1	61.7	46.4
	炭素分	27.7	16.2	13.4	10.2
商業地域	煤塵總量	59.9	37.5	33.8	33.7
	炭素分	10.4	8.2	8.0	7.9
住居地域	煤塵總量	37.5	27.0	36.6	31.0
	炭素分	9.3	5.5	6.8	6.4
全 市	煤塵總量	59.5	42.2	45.7	38.7
	炭素分	15.5	10.0	9.4	8.2

かと云ふ事であります。普通煤煙の量を示すには此の空
でありまして、之は萬國の都市に於て大抵一定した方法で
やつて居ります。私共も大正十一年以來ずつと繼續してや
つて居るのであります。四平方尺の鉛製正方形漏斗を造つ
て、それをば市内各所に置き、其の下には大抵二十五立入
の大形硝子壺を置いて、それに自然落下する所の煤煙及び
塵埃を集めるのであります。雨と一緒に集める、それを毎
月の終りに集めて、いろいろな化學分析をやつて調べるの
であります。さう云ふやうにして出來たのを私共は降下
煤塵量、即ち下降した所の煤塵量と云ふのであります。
之をもつて各都市の煤煙の量として居る——比較煤煙量と
して居るのであります。それが大阪の都市でどの位か、茲
に表を掲げましたが、之は各地域別の全體で十二ヶ所の調
査であります。之を見ますと工場地域で一ヶ年の煤煙量が
三四・五瓦、最大量は四一・五瓦、住宅地域に於ては平均
平均六二・三瓦、最大一二三・〇瓦、商業地域に於ては平均

二八・八瓦、最大三五・六瓦にして、之を全部に平均して見ると約四一・九瓦になつて居ります。表中の炭素分は煤煙の事を意味する譯であります。工場地帶で一二・五、住宅地帶で五・九、平均して八・九と云ふ事になつて居ります。之を普通一平方哩の量に換算して参ります。大阪で一平方哩に換算して見ますと、工場都市に於て舊市域の降下煤塵量は、平均でありますが三三五・〇噸になるのであります。一平方哩の一ヶ年の降下量が三三五・〇噸になる、全市の平均で二四四・九噸と云ふ數になるのであります。之を大阪の全市域に見積るならば一萬六千百四十噸と云ふものが一ヶ年に大阪の街に降下して居る。だから一日に一千二百貫の煤煙が大阪に降つて居ると云ふ事になる譯であります。之を炭素分の量にしまして一九三一年の例で見ますと、三千四百二十噸炭素が落ちる、之を石炭に見積ると約四千八百噸、之だけの石炭が毎年降つて居ると云ふ事になる、即ち左の通りであります。

大阪市降下煤塵量 (一ヶ年一平方哩上)

	一九二三一一四年		一九三一年	
	降下物總量	炭素分量	降下物總量	炭素分量
舊 大 阪 市	四七三・三	一、二五・〇	三三五・〇	七二・五
編 入 新 市 域	二五〇・九	五二・一	一九八・〇	四一・〇
全 大 阪 市	六五・九	一一、五一六	五〇六六	一六、一四〇

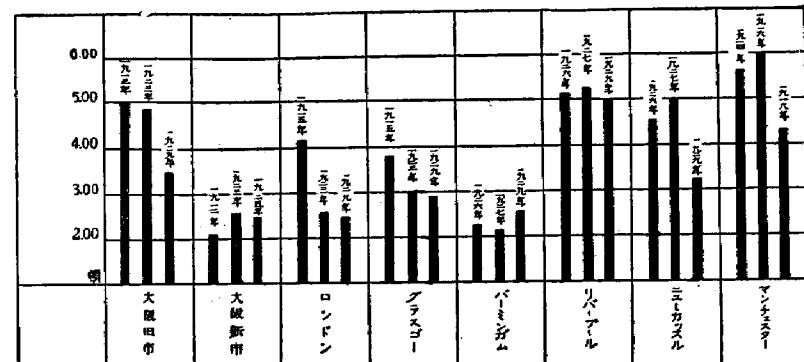
大阪全市域降下煤塵推定量 (一ヶ年)

面積(平方哩)	一九二三一一四年		一九三一年	
	降下物總量	炭素分量	降下物總量	炭素分量
舊 大 阪 市	二二・四	一〇、六〇二	二、八〇〇	七、五二〇
編 入 新 市 域	四三・五	一〇、九一四	二二六六	八、六二〇
全 大 阪 市	六五・九	一一、五一六	五〇六六	一六、一四〇

其の次に外國の都市と比較して見たのであります。勿論調査の年度が大分違ふために、成るべく接近した都市を選んだのですが、どうも同じ年で比較する事は出来なかつたのであります。上圖(次頁)で少いのが上です、之が一ヶ年の平均、之で見るとウンと量が多いと云ふ事がお分りであらうと思ひます。

それから煤煙塵埃の表し方の第一、空中にどの位飛散して居るか、一立方米の空中にどの位埃が——煤煙があるかと云ふ事の調査の表し方であります。それをするに私共は浮遊煤煙量と稱するのであります、大阪の街では左表(次頁下表)の如く平均して一立方米の空氣の中に一・一〇既、之だけのものが降るのであります。一九二九年に一・一〇既、工場地域が一・六であります。此の一・一〇既と云ふ量から假りに吾々が吸入して居る空氣量に換算して、それがどの位になるか、大抵男子一人で一日に一一・五立方尺の空氣を吸入して居る。さうしますとその量が大阪の市民は平均して一二・六既と云ふ煤煙及び塵埃を一日に吸入して居るのであります。所がそれが工場地帶に於きまして一八・四既、商業地帶が一六・五既、住宅地帶が五・七既と云ふ事になります。それから第三に煤煙及び塵埃の表し方であります。之は經濟上の問題と關係する。で室内にどの位這入るかと

各都市降煤量(一ヶ年一平方哩上、英順)



云ふ量の調査(次頁上表)であります。此の調査は窓から二尺ばかり手前の所で調査したのであります。此の調査は窓から二尺ばかり手前にて、之が一ヶ月に百平方哩の中に○・一一〇瓦、之を一平方米の一ヶ月間にして一〇・〇瓦、之が大阪の家で普通の疊二疊敷に四十瓦の埃がたまると云ふ事になるのであります。

以前の調査であります。大建物ビルディング等に就て、果して何階が一番埃が貯るか、煤煙がどの階に一番多いかを七階のビルディングに就て調べたのであります。圖(六七頁上圖)の如く砂埃はどうしても一階二階に多くして、段々上に行く程ゴミの量が減つて居ります。之は道路から發生する所の塵埃が最も多く這入るからであります。又煤煙

空中浮游煤塵量(一立方米中庭)

	1922—1923年			1929年			全平均
	最大	最小	平均	午前	午後	平均	
工場地域	1.98	0.90	1.21	1.6	1.5	1.6	1.41
商業地域	1.85	0.50	0.93	1.4	1.3	1.4	1.16
住宅地域	0.98	0.40	0.71	0.5	—	—	0.60
平均	—	—	1.05	—	—	—	1.10
1929年	—	—	—	—	—	—	1.06

室内侵入煤塵數量

窓前二尺位置 100平方哩上蓄積

でありますと、一階よりも五階四階と云ふ所が多いと云ふやうな結果を現はして居ります。

一日間	平煤 均煙 數粒		平砂 均塵 數塵		平鐵 均維 數維	
	工場地帶	商業地帶	住宅地帶	工場地帶	商業地帶	住宅地帶
一ヶ月間	一回	二回	三回	一回	二回	三回
可燃燒物質	〇・〇八瓦	〇・〇二瓦	〇・〇五瓦	〇・一〇瓦	〇・一〇瓦	〇・一〇瓦
蓄積總量	二三、八八三	二二、四五五	七、五六五	五、四八〇	六、四六二	五四
	五、二九五	八八	二五			

一平方米上蓄積量・推算一ヶ月間一〇・〇瓦

どの位含まれて居るか。此の調査はアメリカに於て可なり進んで居ります。私が大阪で一九二八年以來いろいろ調査した所に依りますれば、自動車が停止して、尚エンジンを動かして居る場合は、其の時は平均三・八五%位になる。所がスピードを出して、時速三十哩も走り出ると、それが倍以上の八・四%位出る。それが或エキゾーストの中に出るのであります。一酸化炭素の〇・〇一から〇・〇五%、之が中毒量であります。中毒量の何

自動車内に於ける一酸化炭素量

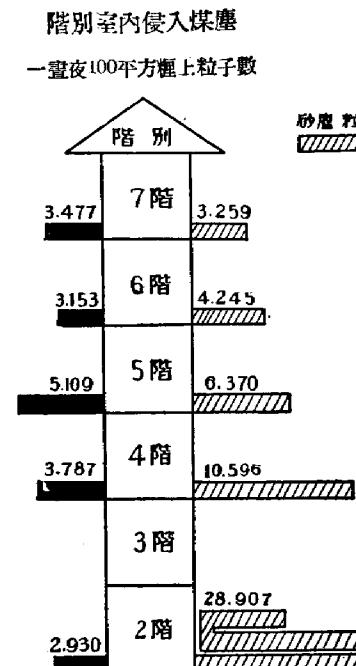
進行 速度	實驗 回數	自家用車内CO量%				乗合自動車内CO量%			
		一回	二回	三回	平均	一回	二回	三回	平均
30哩		0.118	0.100	0.20	0.139	0	0.05	0.008	0.019
20哩		0.014	0.034	0.022	0.023	0.025	0.099	0.068	0.061
10哩		0.011	0.011	0.014	0.012	0.158	0.135	0.023	0.105
平均		—	—	—	0.058	—	—	—	0.063

備考 自家用車は幌型扉を閉じたる場合。

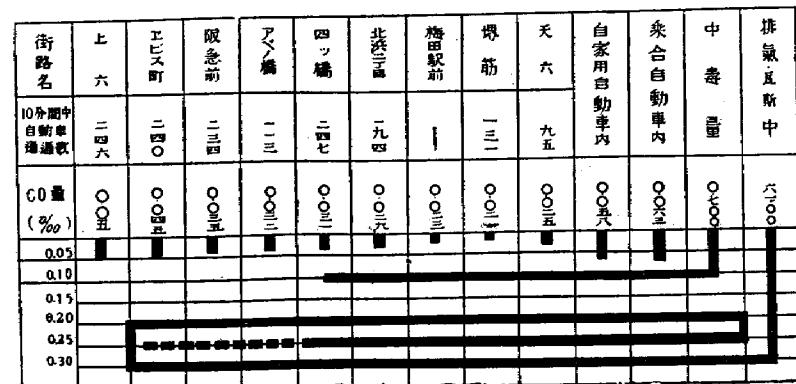
乗合自動車は入口扉を開放せる場合。

百倍と云ふものがエキゾーストの中に潜んで居る。此の瓦斯が市街に排除された時は、之は勿論空氣の絶大なる稀釋力に依つて薄められるのでありますから、殆ど問題になる譯はないが、此の自動車の絶えず通る其の周邊に居るもの、例へて申しますれば交通巡査のやうなものは、始終自動車を迎へ、見送つて居るので、云はゞ之等の人は、エキゾースト瓦斯の中で呼吸して居るものとも考へられま

す。あゝ云ふ人に對しては可なり被害を蒙らせて居る。街路上で然らばどの位検證して居るか。大阪の街路特に自動車の輻輳の甚だしい所の恵美須町、阪急前、阿倍野橋、北濱二丁目等に就て調べたのであります。斯う云ふ方面で一番量の多い時は〇・〇〇四五%で、中毒量の十分の一に達して居ります。大體平均は〇・〇〇三%で、中毒量の二十分の一の量を街路に發見するのであります。而も此の瓦斯は大量の場合には非常に身體に害を招くものであります。無論少量の場合でも長く之を吸入すれば、矢張り大量呼吸したと同じやうな障害を起すのでありますから、少量と云つても決して輕視する事の出來ない猛毒な瓦斯であります。交通巡査が然らばどの位被害されて居るか、此の調査もアメリカに於ては相當進んで居ります。之は多分シカゴだつたかと思ひますが、十四人の交通巡査に就て調査した例がありましたが、私共も現在調査中であります。今迄に十一人の調査が済んで居ります。其の中で例へば最も酷い所の場所——一寸其の場所は申上げませんが、そこに働いて居る所の巡査三人の血液が、二十二%から約三十%だけ破壊されて居る、即ち一酸化炭素の浸透を蒙つて居る例を見

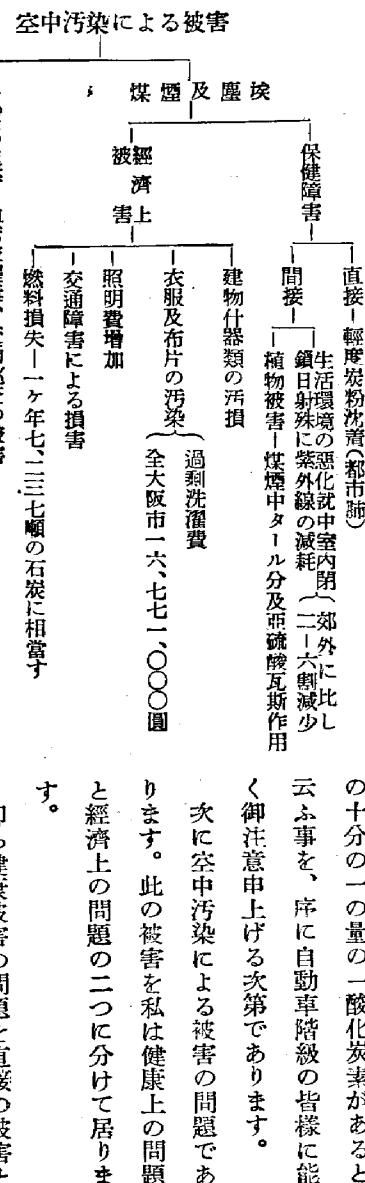


大阪市内街路上の一酸化炭素量（六回平均）



たのであります。十一人の中で血液に異状のなかつたものは三人だけ、他は10%内外は何れも痛めて居る。さう云ふやうな結果を得たのでありますて、之に依つて見ましても、此の被害に就て如何に將來吾々が考慮しなければならぬかと云ふ事が、想像出来ると思ひます。

尙ほ序に此の瓦斯に就て一寸あなた方に御注意して置きたいのは自動車の中ではあります、自動車の中でも可なりの量がある。先づ此の頃は幌を外したり、窓を開けたりしますから、さう云ふ心配はありませんが、冬自動車の窓を閉めて長い時間乗ると云ふやうな場合には、可なりの量を發見する。前頁上表は其の調査でござります。乗合自動車の方は、冬でも一つの窓が開いて居るから、比較的少いのであります、それでも〇・〇〇六%中毒量の十分の一の量が車内にある。所が自家用の車でも、幌型で閉めた所には〇・〇五%，之も矢張り中毒量の十分の一の量の一酸化炭素があると



の十の一分の一の量の一酸化炭素があると
云ふ事を、序に自動車階級の皆様に能く御注意申上げる次第であります。

次に空中汚染による被害の問題であります。此の被害を私は健康上の問題と經濟上の問題の二つに分けて居ります。

即ち健康被害の問題を直接の被害と

間接の被害との二つに致します。直接の場合には大體炭素と云ふものは形が非常に脆弱でありますて、埃の中では——埃としては先づ無害なものに屬する。併し乍ら之を長期間吸入する場合には、矢張り輕度の炭粉沈着を起す。之を都市肺——都市の人の肺と云ふ意味で、都市肺と獨逸邊りで云つて居りますが——肺内に輕度の炭粉沈着が起る。併し乍ら之は皆様が心配する程の問題ではないのであります、併し此の塵埃の場合には可なりいろ／＼心配しなければならぬ。芥殊に花崗岩質の芥等に於ては、之を吸入して肺に沈着したやうな場合には、相當被害があり、健康上障害が起きると云ふ事をお互に知らなければならぬのであります。で此の間接健康障害と致しまして、私は生活環境の悪化と云ふ事を第一に擧げたいのであります。第一に部屋を開けて置きますと煤煙が侵入するからして、どうしても閉める。部屋を閉鎖すると云ふ習慣が、之は何でもないやうに思ひますけれども、中々健康上の大きな問題であります。殊に大阪のやうな、夏など熱帯生活に等しいやうな生活をしなければならぬ暑い所では、而も風の通らない行詰つた露路の中に住つて居る貧民階級では、特に夏の風を入れると云ふ事は、食物よりも重要なものと考へます。然るに煤煙のあるために部屋を閉鎖して居つては、折角の清風のあるのにも、あたる事は出來ない。さう云ふ事が抑々大きな健康障害である。私は特に茲に御説明はしませんが、大阪の乳幼児死亡率の高いと云ふ事、夏澤山死亡者を出すと云ふ事は、少くとも煤煙も其の一部の罪を負はなければならぬのであつて、此の煤煙の蒙る罪と云ふものは、要するに生活環境の悪化と云ふ事に外ならぬと信ずるのであります。

それから第二には、日射量及び特に喧しく云はれる紫外線の減少であります。太陽光線の中で、塵埃及び煤煙

煤煙による布片の汚染比較

場所 項目	日本橋方面	平野方面	柴島方面	築港方面	阿倍野方面	天満方面	堀川方面	九條方面
硫酸 SO ₃	0.010	0.007	0.003	0.004	0.005	0.014	0.013	0.014
アニモニア	0.014	0.004	0.005	0.003	0.005	0.014	0.005	0.014
クロール	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.014	0.007	0.011
蒸發残渣	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.013	0.013	0.013

数字は水一立中の瓦数にして布片一平方尺一ヶ月間に附着する。

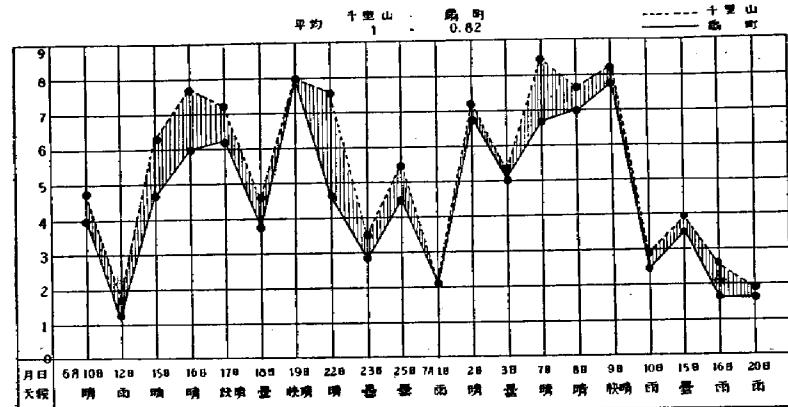
郊外に比較して、大阪市内では少いのであります。其の位影響を受けて居ります紫外線が、生物の发育、成長に必要であると云ふ事は申す迄もない事であります。前貝上圖は大阪市内扇町と、郊外千里山との紫外線の比較でありますが、兩者には大なる違ひがあるのであります。御承知の如く倫敦では十一月霧の季節に這入りますが、此の十一月の調査にかかるものが圖示のやうになつてゐるのであります。

第三に間接被害——植物に及ぼす被害を申上げなければなりませんが、之は煤煙の中のタール分と、亞硫酸瓦斯の爲に害される譯であります。此の事は茲では精しい御説明は申上げません。

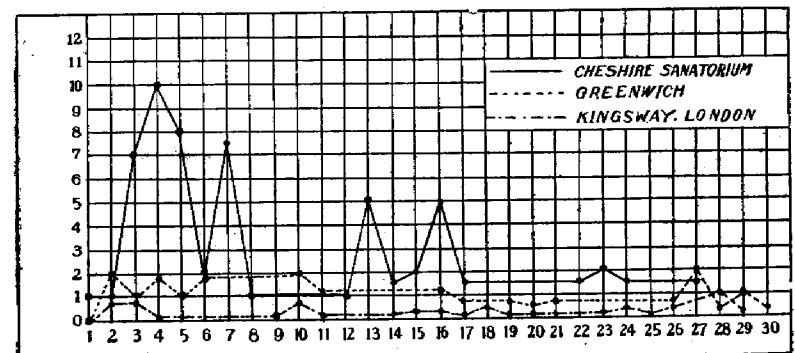
次に第二の健康と對照した所の經濟の被害であります。之は特に強調しなければならぬものがあるのであります。先づ其の最も大きいのは衣服及び裝飾品の汚染の問題であります。之は大變大きな問題であります。之は、大阪で見ますと、市中と周邊部とは上の如く二・四倍乃至四・七倍の違ひがあります。之は其の調査に依つて現はれた表であります。之に依つて一目にしてお分りであらうと考へるのであります。先年此の衣服の汚染をどう云ふ風にして示すかと云ふ事を、いろいろ考へました末に、木綿の片を各地區に分けて家屋の軒下に吊して置いて、さうし

市内扇町と千里山の紫外線比較

硫酸ウラニウム藤容を一時間太陽光線に照らし藤後分解量にて比較す



のよく吸收される所のものは、主として寧ろ波長の短い紫外線であります。普通大阪邊りでは、非常に晴れた快晴の日と云ふものは市内では餘り見ないのであります。可なり晴れて居つても太陽光線の中で、眼に見える所の線以外に紫外線——化學線と申しますが、塵埃其の他のために可なり吸収されて居る。それがどの位になつて居るかと申しますると、約二割乃至六割位の量が、大阪の倫敦紫外線量比較 (1924年11月)



て比較して見たのであります。

大阪奈良兩市一ヶ月間洗濯點數及洗濯費

月別	大阪市一部平均		奈良市一部平均	
	點數	金額	點數	金額
1 月	8	2.56	6	1.56
2 月	35	2.89	6	0.59
3 月	16	1.54	5	0.97
4 月	31	3.85	4	0.41
5 月	24	2.99	6	1.41
6 月	21	2.52	9	1.79
7 月	38	4.98	4	0.83
8 月	25	5.42	3	1.94
9 月	24	5.73	8	0.96
10 月	43	7.85	7	1.76
11 月	28	4.28	8	2.86
12 月	20	1.71	5	0.65
平 均	26	3.86	6	1.29

大阪市の奈良市に對する一戸當り一ヶ月過剰洗濯費 2.58圓

大阪市全世帯數 541,000 とせば全市一ヶ月過剰洗濯費 1,395,780圓
同 一ヶ年 同 16,771,000圓

其處で私は之を金に見積る爲に洗濯費の調査をしたのであります。大阪と奈良に就て比較して見たのであります。即ち同じ洗濯會社の帳簿に依つて、大體同程度の生活をして居る所の者に就ての調査であります

が、それに依りますると、上掲の如く、大體洗濯回數に於て四倍、金に於て三倍の違ひが出て居ります、假りに奈良で一世帯に就て一圓二十九錢——一ヶ月一圓二十九錢の洗濯費用が要るとすれば、大阪では三圓八十六錢内外を要する事となるのであります。此の過剰洗濯費として、其の差一圓五十八錢と云ふものが、大阪の人が埃及煤煙の爲に支拂つて居る所の要らない洗濯費であります。此の費用を大阪の全世帯に見積つて見ますと、一ヶ年に壹千六百七十七万壹千圓の金になるのであります。之が即ち煤煙の經濟被害として最も大きなものであります。

其の亜建物が非常に冒される、室内の裝飾品が化學的に冒される。即ち大阪では硫酸の雨が降ると云ふ事を申

しますが、大阪の雨は酸性を有つて居ります。従つて建物なども金屬性のものなどは、直ぐ冒されると云ふ事であります。其の方の被害も可なり大きいのであります。又煤煙の爲に非常に照明を遮られて、日に依つては畫でも電燈を點けなければならない、夕方なども早くから點燈しなければならぬと云ふやうな費用が、可なり大きいのであります。それから又之は大阪では被害は左程大きくなないと考へますが、交通上の問題であります。交通上及び商業上に及ぼす問題ですが、ロンドン市が十一月冬のシーズンになつて交通が止る、船が止る事になります。此の爲に受ける所の被害が一年に百萬磅と計算をして居る。一例として食物を積んでチームス河を上る船

A 工業家としての損害	
1 不完全燃焼によるもの	330,595磅
B 個人としての損害	
1 洗濯費用(洗濯屋の支拂)	326,037"
2 乾式洗濯費	163,013"
C 住宅に要する過剰費用	
1 外部ペンキ塗	71,739"
2 板金張り	217,130"
3 壁紙の清洗及取換費	119,565"
4 レース・カーテンの取換費	78,261"
5 入口照明費	18,261"
D 小賣及卸賣店に於ける損害	
1 商店	358,696"
2 餘分の豫防費	97,820"
3 清潔費	163,043"
4 人工照明費	141,304"
5 百貨店	39,043"
E 準公衆建築物に於ける損害	
1 役所の建築物	19,565"
2 ホテル	4,783"
3 病院	11,956"
合 計	2,161,987"

が、途中濃霧の爲に進む事が出来ないで、立往生となつて遂に船の中の食物を全部廢らしてしまふと云ふ例が澤山あるさうであります。大阪の如きもどうも近年霧が多くなつたんだやなからうかと云ふ感じを懷いて居るのであります。それから經濟上の被害として第五に燃料の損失であります。先に申しました通り、一九三一年に四千八百噸の石炭を飛散せしめて居ると申しましたが、之だけの石炭を金に見積れば、是亦可なりの費用になるのであります。大體斯う云ふやうな經濟上の損失を蒙つて居るのであります。

あります。(前頁圖表提示)

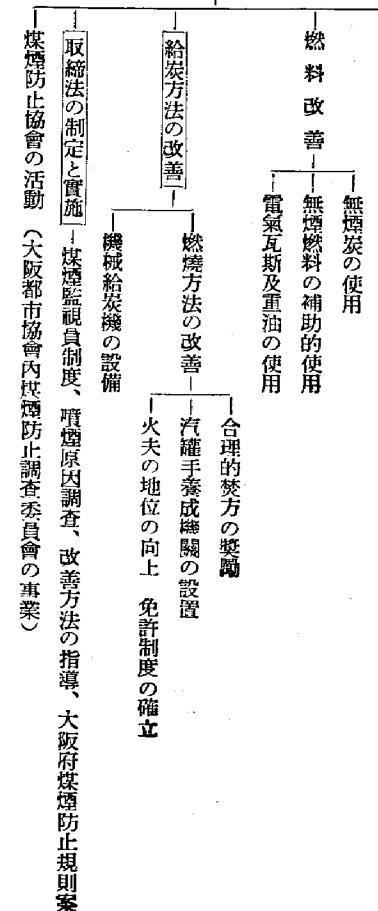
ピツバーグ市人口一人當り煙害	
20 弗	
同市 1912—1913 年平均降煤量一ヶ年 1,031 噸 (一平方哩上)	
一噸に付き一人當りの煙害 = $\frac{20}{1,031} \text{ 弗} = \frac{40}{1,031} \text{ 圓} = 3 \text{ 錢 } 9 \text{ 厘}$	
市民一人當り煙害額の算定公式	
$3.9 \times S \times \frac{d}{d'}$	
s=當 都市一ヶ年一平方哩上降煤量	
d=ピツバーグ市一平方哩上人口密度	
d'=當該都市一平方哩上人口密度	

此の空中汚染に依る被害の最後と致しまして、私は煙害の計算法、煤煙に依つてどの位損害があるかと云ふ事の生活的計算を、一九一二年のピツバーグ市の統計からしてやつて見たいのであります。ピツバーグ市の煙害は表示の如く、貳百拾六萬壹千九百七拾磅、之を一人當りにしますと同市民は一ヶ年に貳拾弗の損害を蒙つて居る。今之を大阪に比較する爲に、一平方哩に降ります處の煤煙の量に換算すると、即ち一九一二年のピツバーグ市では、一平方哩に一、〇三一噸の煤塵がある。之からして其の一噸當りに就き一ヶ年一人當りの損害と云ふものは、二十弗として一、〇三一で割れば出る譯であります。それを日本の金に換へれ

ば、結局どの位の金になるかと申しますれば、一ヶ年一人當りが參錢九厘と云ふ事になるのであります。之を大阪の煤塵量、即ち一九三一年の二四四・九噸に見積りますると、一年に大阪の市民一人當り九圓五十五錢の損をして居る。之を全人口に見積つて貳千參百四拾貳萬九千九百七拾圓となるのであります。大變な損害でありますて、私は「景氣は先づ煤煙の防止から」と云ふやうな標語でも出來さうに考へるのであります。

最後に空中汚染防止の問題であります。之は主として煤煙防止に關係したものであります。私の報告の主體を爲す部分でありますが、煤煙防止の問題は、之は出來れば成る可く早くやりたい。どこの都市でも煤煙を散らかして置いて、不愉快な生活をすることは厭であります。之は何んとかしなければならぬと云ふ事は、誰しも感ずる事であります。之はどの方面から進んで行くかと云ふ問題であります。煤煙の防止には、直接やる防止と、間接にやる防止とあります。直接の防止として考へられるのは、爐の改造、即ち完全燃燒爐の問題であります。其の次には燃料の改善であります。無煙燃料を用ふると云ふ事であります。第三には給灰方法の改善、即ち石炭をくべる事、焚方の改善問題であります。之が直接の煤煙防止策であります。間接にして然かも有効なる問題は、煤煙取締法であります。其の次には都市に煤煙監視人を置く、煤煙のスマーカ・インスペクターを置くと云ふこと、それから學者、官吏、公吏、其の他を網羅する煤煙防止協會と云ふやうな有力なる會を造つて、之が大きな後橋となつて取締る、煤煙防止に就ていろいろの宣傳もやり、事業もする、之が可なり大きな問題であります。之だけの事が必要である。

止 策
防 止
染 汚
中 煙
空 煤



「完全燃焼装置」
—燃料改善—　—無煙炭の使用—
—電氣瓦斯及重油の使用—
—給炭方法の改善—
—燃焼方法の改善—　—合理的焚方の獎勵—
—機械給炭機の設備—　—汽罐手養成機關の設置—
—火夫の地位の向上 免許制度の確立—
—煤煙防止協會の活動—
（大阪都市協會内煤煙防止調查委員會の事業）

此の中で最も大きいのは何であるかと云ふと、私は給炭方法の改善と、取締法の制定、此の二つが先づ吾々としては今日最も容易にして、さうして而も最も有効なる方法である、斯う考へるのであります。併し乍ら此の完全燃焼の問題である爐の改善と云ふ事は、之は根本問題であつて、之に越した事はないのであります。大體私は専門家ではありませぬが、常識から考へまして、完全に燃焼すると云ふ事の爲には、相當の空氣を爐の中に送らなければならぬ。相當の空氣を送つて、石炭及火焔を成る可く廣き面積に於て接觸するやうにする事が第一要件である。第二には爐内の溫度を常に揮發成分の引火點以上に保たしめ、成る可く急速燃焼させる事が必要であります。もう一つは相當に燃燒室と云ふものが廣くなければいかぬ。此の揮發成分が出ますと燃焼し悪くなりますが、それまでに燃さなければならぬ、だから燃燒室は相當の廣さを要する。大體此の三つから考へられま

す。所で其の三つの中の初めの二つは、即ち相當の空氣を送り、尙ほ可なり高溫に保てと云ふ事は、之が抑々矛盾する譯であります。相當の空氣を送れば中の溫度は下るのは當然であります。茲に完全燃焼の悩みがある譯であります。誰しも常識に於て分る事であり乍ら事業家が其の實行が出來ないと云ふやうに、此所が問題であるからであります。だからして私は煤煙防止の方法として、先づ完全燃焼の問題は、やつて呉れたならばそれに越した事はないが、第一にして居らないのであります。次に燃料の改善問題であります。燃料の改善をやれば、無論煤煙の出ないやうになるのは當然であります。殊に無煙炭を使用すれば、ニーヨーク市のホワイト・シートたるが如きは何でもない問題であります。我が國の產額は朝鮮の十七萬噸を加へて一年四十七萬噸に過ぎないのであるから、大阪だけの使用量の五分の一にも足らぬやうな譯であります。だから全部無煙炭などと云ふ事は到底出來ない事であります。それから瓦斯にする、乃至は電化する、若くは重油を用ふる、之は出來れば是非將來一部分でも良いからさう云ふ風にしなければならぬと思ふ。特に此頃は重油を煙房用に使用し、或はボイラの石炭を重油に變へる、或は船舶に重油を用ふると云ふやうな事は、最近段々多くなつて來たのであります。之は大變良い事と考へるのであります。更に又電化の問題であります。日本は世界でも有數な電氣國であります。まだ／＼電氣と云ふものが安くなる可能性がある。將來工場を新築する場合には、大いに電氣を使用するの有煙質の石炭に——煙の出る所の石炭に、無煙質の燃料を加へて焚く、即ち一割内外の無煙炭或はコークス等

を、有煙質の石炭に加へて焚くと云ふ事が、可なり煤煙を防止し得る。煤煙を少くする上に於て、有効に働いて居るのであります。之に就ては大阪の煤煙防止調査委員會の辻元氏の長い間の研究がありますが、之は燃料改善の上に最も良い事ではないかと思ひます。

其の次に最も大きな、曩に有効と申しました給炭方法の改善の問題であります。大體煤煙の發生と云ふ事は、此の石炭の焚き方に左右される場合が多い。即ち火夫が不用意に、一度に多量の石炭を加へる爲に、燃焼されずに黒煙が出る譯でありますから、此の焚方を變へると云ふ事、即ち時間的に、さうして或一定の間隔を置いて同じ量を規則正しく加へて行くと云ふ事が、可なり有効なる方法であります。此の事が正確に行はれれば、之に依つて五割以上の煤煙を減少せしむる事が出來ると云ふ事を、外國の都市でも一齊に此の事を云つて居るのであります。私共も茲に吾々の力を持つて行かなければならぬ、即ち教育の問題に之を持つて行かなければならぬと云ふ事を考へて居る譯であります。而も之が最も可能性のある問題であります。それには合理的のやり方をする、合理的の焚方を獎勵しなければならぬ。其の前提として、先づ各工場主に改善して貰はなければならぬのは、火夫の問題であります。火夫は難役上りで、力の強いものを選抜して、石炭の運搬等へ出來れば良いと云ふやうな考へで、火夫を用ひて居りますが、あれが抑々の間違ひであつて、どうしても火夫の雇傭條件と云ふ事を、工場主に考へて貰はなければならぬと思ふのであります。而して彼等に煤煙を出さないやうにすると云ふ事の研究心を起さしむると云ふ事が、先決問題であらうと思ふ。又それを監督する處の人も、工場の権機に與つて居る所の者でなければならぬ。少くとも取締役位はその監督に當る位の熱心さを有たなければいかねと私は思

事が石炭の生命である。さう云ふやうな生命の中樞機關の仕事に、工場の樞機に與る人を持つて行かないと云ふ事は、抑々の間違ひであらうと考へる。さうして又此の火夫に對しては賞與とか、或は給料を上げてやる、其の成績が良ければさう云ふやうな獎勵方法を探つてやる。さうすると可なりの成績が擧がると思ふ。又地位の向上と云ふこともさつき申上げましたやうな考でやる。又官廳の方面では火夫の免許制度を確立しなければならぬ。一定の學識と経験を有つて居なければ、火夫にしないと云ふやうな制度を作つて、さうして火夫の地位を向上してやると云ふ事が、相當必要な問題であらうと思ふのであります。又汽罐士、汽罐手の養成機關を造る。之も大變必要な事であつて、當然現在の火夫に對しては、夫々火夫の補習教育をやつて行かなければならぬ。之は昨年來大阪の方で實行して居るのであります。本年は大阪府汽罐士講習所と云ふやうな所で、火夫の補習教育をやつて居りますが、其のやり方は大變聰明なるやり方であらうと思ひます。此の課程は前者は三ヶ月間に、學科を百六十時間教へて行く、さうして實習を三十二時間位にすると云ふ事を聞いて居ります。尙ほ後者に對しては、全講習期間を一ヶ月とし、學科を四十三時間、實習を十六時間として居ります。それで斯う云ふ風にやつた經驗で、どの位燃料が經濟になるか。之は大阪の或紡績工場に就て實際に研究をやつた此の結果として、石炭は一割一分乃至二割五分の節減となり、噴煙の色は平均して出るやうになつて居つたのであります。斯の如く煤煙も減り、而も其の上に燃料も經濟になると云ふ一舉兩得のやり方であります。給炭方法の改善には自働給炭機を用ふると云ふ事は、之は有効であります。之はどの工場でもやつたら良い。それには茲にリングルマンの参考

圖を御覽に入れます(提示圖表略)。此の次には自動給炭機を用ひた煤煙の出方であります。リングルマン標準三度以上の煙を出す場合は、極めて少いのであります。此の點も人の少しの心掛けに依つて、斯う云ふやうな差が出来ますと云ふ事を御承知を願ひたいと思ひます。

直接の問題としては之だけで、間接には煤煙取締法制定の問題があります。煤煙の發生は或程度迄當事者の無關心に歸するのであって、若し此の煤煙が都市生活の上に非常な影響を及ぼすとするならば、之に對して一定の規程を作つて取締ると云ふ事は、當然の事と考へるのであります。併し乍ら此の取締法たるや、摘發とか、處罰と云ふ事が必ずしも目的ではない。さう云ふものを罰するまでの間に、立派に有効なる結果を得られるのであるから、各地に於て取締法の制定と云ふ事が必要である。之は抜かない處の効であると斯う考へるのであります。之にはどう云ふ事をするか——以外にはありませぬ、それは都市にスマーカ・インスペクターを置く、人口十萬位に一人乃至二人の煤煙監視員、此の制度を置かなければならぬ。其のスマーカ・インスペクターが、各地域の煙突を見て、煤煙の濃度を調べて、若しも此の規程に違反するやうな工場があれば、先づ處罰する以前に警告を與へる。さうして進んで其の原因を調査するのであります。どうして煤煙が出るか、而して其の燃料が良いか悪いか、或は爐の使ひ方の餘りに激しいのか、其の煤煙の多く出る原因が何處に在るかと云ふ事を調べてやる。而してそれに依つて將來の改善方法を立てゝやる譯であります。斯う云ふやうになる事が取締法の趣旨であり、又其の精神も其處にあるのであります。必ずしも摘發して罰金を取ると云ふ事が目的ではないのであります。之が間接の非常に有効なる方法であると考へます。之に就て煤煙防止規則と云ふものが、大阪府に於て本年の十

月から實施されるのであります。但し、發布が一寸遅れまして、五月の末か六月の初めになるのであらうと思ひます。此の煤煙取締規則第二條に斯う云ふ事が書いてあります。

「汽罐蒸爐營業用風呂罐其の他當廳に於て必要と認むるものゝ設置者及使用者は其の煙突よりリングルマン氏煤煙濃度計の三度以上の濃度を有するもの一時間に付き總計十分以上出していけない、若し之に違反したものに對しては料若くは拘留に處す」

と云ふ事になつて居るのであります。リングルマン氏の煤煙濃度計に就ては茲に精しい説明は致しませぬが、之をスマーカ・インスペクターが持つて行つて、向ふの煙突を見て居つて、十分間に頻りと濃度を見て居る。煙の色が——濃度は一度から五度まであります、それをずっと使つて行つて、濃度計の三度以上に出た時間を總計する。それが一時間に六分以上の黒い煙が出たならば、此の規程に違反して居る譯であります。現在の大坂では、之に依れば三割以上の違反者があるやうに考へるのであります。

最後に、一つさつきの間接の問題として申上げました煤煙防止協會の事であります。之はさつきも申上げましたやうに、非常に有力な團體で以て組織して、而も工場主を會員として入れて、さうして自治的に此の取締法の後援をなさしめ、更に防止宣傳と云ふやうな事を司らしむると云ふ事が、煤煙防止を圓滑に、さうして能率的にやつて行く大きな主眼點であります。大阪に於きましては、煤煙の問題は明治三十四五年から起つたのであります。が、明治四十年に煤煙防止研究會と云ふものが出來、それが大正三、四年まで續いて居つたのでありますが、其の後杳として消えて居つたのであります。先づ之は好景氣の影響と考へますが、昭和貳年に初めて大阪都市協會

の中に、煤煙防止調査委員會と云ふものが作られたのであります。所が之は、煤煙の被害調査、煤煙防止法の研究、それから其の實施、普及、宣傳と云ふやうな仕事を目的と致しまして出来まして、いろいろの有効なる仕事をやり、或は煤煙の測定もやるし、或は空氣の衛生展覽會、講演會、或は綠化運動、無煙デーの主催と云ふやうな事業をやつて居りますから、今度大阪府で出来ました所の煤煙取締規則の設立等も、調査委員會の仕事が有力に働いた譯であります。之が各都市でも出来ましたならば、至極面白く出来る事ではなからうかと思ふのであります。

大體煤煙防止の方法は之だけでござります。繰返して申上げますが、先づ取締規則を造ると云ふ事、それを根據として給炭方法の改善を圖つて行く、同時に煤煙取締協會と云ふものを造る。これが現在に於ては最も可能性があり、又最も有効な方法であらうと私は深く信するのであります。要するに空中淨化運動、煤煙防止と云ふ事は、日本では少くとも將來の問題であらうと考へる。殊に産業を基礎とする都市に於ては、年と共に空中汚染が増加して行くと云ふ事は分り切つた事でございまして、最早どうしても堪へられないやうな状態に、近い將來になるであらう。又もう一つは市民の文化生活が餘程進んで参つて、今日では多少の煤煙も我慢して居るが、もう少し進んだならば、非常に喧嘩しく言ひ出す事であらうと考へます。斯う云ふやうな事から考へまして、將來産業を基礎とする都市に於きましては、どこでもさう云ふ問題が起つて来るであらうと思ふのであります。日本の都市で都合の良いのは、斯う云ふ問題が起つても、石炭の使用が主として工場であります。大阪で私共が調査致しました、普通住宅及暖房に用ふる所の四百倍と云ふものは工場で使つて居る。即ち普通住宅や暖房に使ふやうひしたいと思ひます。

な石炭と云ふものは、工場の四百分の一に相當するのであるから、工場の煤煙防止と云ふ事は、最も可能性がある。外國では一體煤煙の問題が起つてから既に數十年にもなりますが、まだぐづぐづで居ると云ふ事は、向ふでは普通の家庭で普通の籠などにも殆ど總べて石炭を用ひまする爲に、此の煤煙の防止と云ふ事が非常に困難であります、之に反して日本では、工場の方の石炭使用量が多いと云ふ關係から、非常に良い結果を得るであらうと考へるのであります。どうぞ皆様方に於きましても、此の意味に於て將來此の問題に就て、御考慮御研究を御願ひしたいと思ひます。

(二) 名古屋市に於ける下水と屎尿處理に就て

名古屋市水道部長
技師 池田篤三郎君

内 容 條 摘

平坦廣大なる地域を有する名古屋市は、下水放流に因る河水汚染と屎尿の問題を同時に解決する爲めに、促進汚泥法に依る下水處分場を建設した。處分上生ずる汚泥の處理方法として、消化法は最も經濟的であり且又確實であるが、若し脱水用過酸化鐵が經濟的に工業的に生産されるならば、真空濾過機に依る機械脱水法も肥料を製造することに依つて相當利益を得られるものゝ様である。

又汲取便所は、衛生上よりは勿論、處理能率の増進上及び屎尿處分の經濟上よりも速かに水洗式に改造しなければならぬが、之に對しては法令に依る強制手段を取る前に、市民の自發的改造を誘導するを得策と認め、近く市に於て之を代行する豫定である。

本篇に於ては、先づ、名古屋市に於ける下水及び屎尿問題發生の跡を辿り、促進汚泥法採用の理由を明かにし、次いで其の處分場運轉の經驗に基き、技術上及び經濟上其の他諸種の問題と其の解決策を示し、水洗便所普及の方策に及んでゐる。

名古屋市は東西一二・六五秆、南北一五・七一秆、面積約百四十七平方秆を擁する厖大なる地域であります。南は伊勢灣に臨み、其の地勢は概ね平坦ではありまするが、大體お城の方、北側が高くて、南部の築港方面が稍々低く、又東の方覺王山附近は高く、停車場及運河の方向が稍々低いのであります。此の大きな面積の中に、川らしい川が一つもないのです。現在川の形をして居りまするものが、東から數へまして、堀川、新堀川、中川と言ふ事になつて居りますが、此の三つは何れも運河でありますて、唯だ眞中の堀川のみが、ホンの申譯的に固有水量を有つて居りますが、其の他は全く固有水量がなく、運河は何時も水が動いてゐないのです。さう致しまして名古屋市の人口の中、現在九十五萬内外のものゝ大部分は、此の動いてゐない水の堀川と新堀川の流域にあるのであります。尙ほ又中川運河の上流爰瀬川、江川の流域には人口二十萬ばかりありますて、之は先刻申上げました堀川、新堀川の舊名古屋市の區域に就ての人口密集區域であります。

以上述べましたやうに、大體名古屋市は土地が平坦でありますて、此の下水悪水の排除に非常に困つたのであります。明治二十六年には既に之の調査が開始されて居ります。明治四十年から工事に掛りまして、爾來工事に次ぐに工事をもつてして、大正十二年頃には、舊市部全部の下水道は完成致して居つたのであります。それから後も引續き工事を實施致して居りました。現在までに於きましては、其の投資額は千三百餘萬圓に上つて居ります。而して現在出來ました下水の排水面積は五十平方秆、此の全市の約三分の一程の面積にしか當らないのであります。延長に致しますると大阪東京間の距離五百五十餘秆位になります。斯の如くにして下水を年々延長し、工事を施行致して居りますが、結局之等の下水に依つて排除されまする下水は、何れも堀川、新堀川及び中川

と言ふ水の流れで居ない川に這入るのあります。従つて之がために川は年々汚染される事は明かなる事であります。最早茲數年前に於きましては、新堀川の如きは周囲の住民が其の臭氣に堪へられない、之は衛生上由々しき問題である許りでなく、又都市の體面上から致しましても、洵に外部に對して顏向のならぬやうな状況につたのであります。それがために吾々名古屋市の此の事業に關係を致して居りまするものは、如何にして此の河川の汚染を除くかと言ふ事に就て、考慮致しました結果、次の三つの計畫を樹てたのであります。

第一は先づ運河に穢い水を注入しない事。

第二には運河に綺麗な水を何處からか持つて來て入れてやる。

第三には運河に永年停滯して居る所の泥土を浚渫する。

さう致しまして、先づ第一の運河に下水を流入せしめないがためには、從來運河の左右から下水が這入つて居りましたものを、運河に沿ふて新たに下水管を新設したのであります。下水幹線を作り、此の幹線に在來の下水管から流出するものを收容致しまして、それを海の中に投棄——パイプで放出するか、或は之を何處か適當の場所へ處理場を建設して處理をするか、斯う言ふ二點に歸着したのであります。所が御覽の通り、伊勢灣は名古屋に接しまして、名古屋港、四日市港等の重要港灣を控へて居ります。又附近には可なり大きな海水浴場を幾つも有つて居ります。尙ほ其の上に漁業が未だ相當に行はれて居るのであります。斯う云ふ海邊に對して下水を生のまゝ——ロスアンゼルスや又ニューヨークがやつて居るが如く、生のまゝで之を川や海の中に放出する事は危険である、斯う考へました。それから今一つは、市の中南部からさう言ふ築港や、市の周圍部まで持つて行くの

は、市の面積が大きいために相當の距離があるのであります。此處の皆様のお出になる所(名古屋市鶴舞公園)からでも、海邊まで凡そ二里近くもあるのであります。之に對して下水幹線を敷設する事は、可なりの経費を要するのであります。又一面に於きましては、川が穢くなると同時に、年々屎尿の處置に困つたのであります。それで川を綺麗にすると同時に、屎尿の問題を片付ける事が出來たならば、之が最も良策である、それには下水處理場を建設すれば、下水と屎尿と同時に處理が出来る、斯う言ふ事に相成りまして、下水處理場案が選ばれたのであります。次に此の屎尿と下水を處理するには、從來の屎尿處理費はどの位かよつて居つたかと申しますと、年額約五十萬圓位かよつて居つたのであります。

第二には運河に清水を注入する問題ですが、之は市内には一つも水の流れで居る川がありませんから、木曾川から約七里ばかり離れて、木津用水と言ふ川の用水をもつて——名古屋の北西の方に到達して居ります、之を庄内川の水と合せて、そうして新たに水路を設けまして、船付喫筒場まで持つて參りまして、之をお城の附近の高臺に揚げまして、從來の下水幹線によつて、新堀川堀留に注入すると言ふ案であります。之は昨年中に工事が竣工致しまして、本年四月から運河に清水注入作業を開始したのであります。

第三の運河浚渫の問題であります。之は新堀川は最初相當深く掘鑿されたのであります。其の後年々两岸から土砂と汚泥を流入するがために、今では深さの半分位は埋められて居る状態であります。それは丸で漆黒なる泥土でありますから、此の運河に對する清水注入作業が終れば、之と同時に此の泥土の浚渫をしなければならない事になつて居るのであります。之は唯今は經費の關係で、ほんの申譯的にやつて居りますが、將來はなんと

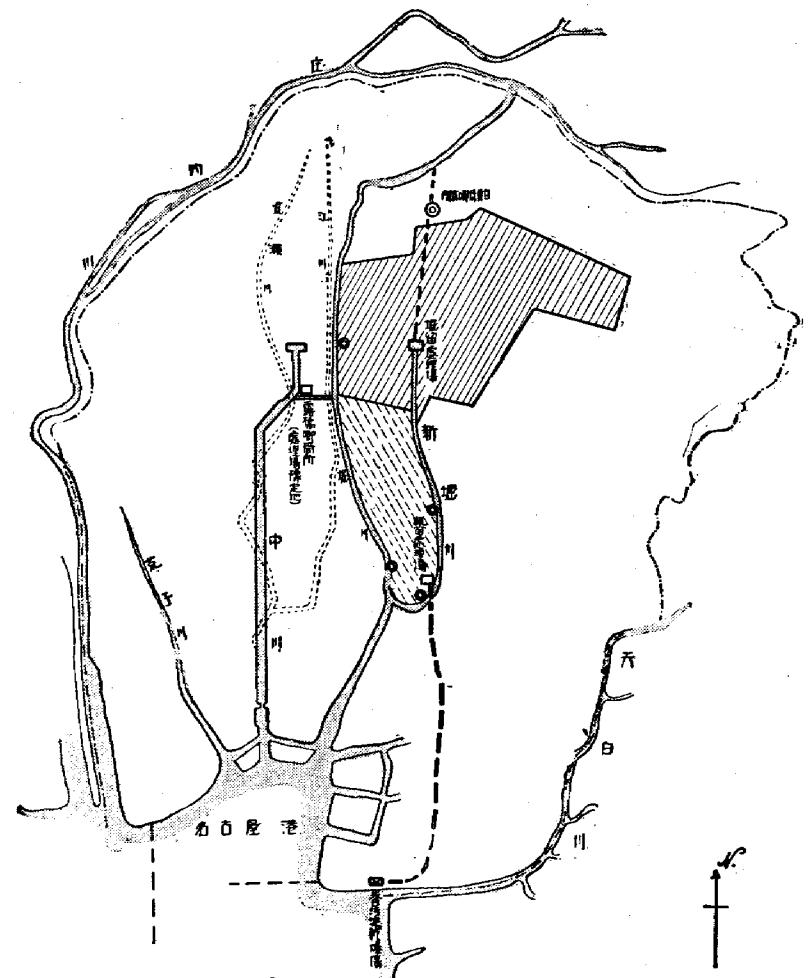
かして早く浚渫を致したいと考へて居ります。

次に今回竣工致しました下水處理場の調査は、既に大正十三年に着手致しました。それは熱田の抽水場に於きました、試験的の装置を拵へまして、茲に御列席になる米元、草間兩先生の御指導のもとに、三年間に涉つて綿密なる調査試験を行つたのであります。其の結果堀留と熱田に處理場を新設する事になりまして、工事費百八十九萬圓をもつて昭和二年に着手して、一昨年の十一月に竣工致したのであります。そこで竣工後直ぐに作業に着手したのであります。此の下水處理の作業は、中々今までの下水管の敷設、或は下水管の維持等とは違ひまして、可なりの重大性を有つて居るのであります。萬一之が停止するやうな事がありますならば、市内は下水と糞便を以て充たされる結果を招致するのであります。管理の重要性に鑑みまして、新たに下水課から獨立致しました一分課、下水處理場を設けまして、場長以下を任命し、以て之に當らしめたのであります。爾來一年有餘に相成りますが、大體に於て排水も豫想通りの良好なる成績を收めて居ります。唯だ外國のものと異なりまして、殊に吾々の苦心の存しまする所は、各戸の便所が未だ全部が全部水洗便所には改造されて居らないのであります。それがために屎尿は各戸の屎尿を汲取りまして、さうして一定の屎尿投入場から下水管に入を致して居ります。此の作業は日中、朝から晩までの作業であります。外國の下水は大體に於て四六時中稼いものになつて居るに拘らず、吾々のものは一定の短縮された時間に於て、一定の下水管に投入されます。之が爲めに其の作業の送氣量、或は又運轉の方法等を夜、晝に依つて變へて行かなければならぬのであります。之が爲めに夜、晝の變化に應じて排水を良好ならしむるためには、相當の努力が必要になつて來るのであります。將來

處理場を御設置になる方々の御参考までに、吾々が此の位置と方法を選定したる理由の要點を一言申上げて見たいと思ひます。

吾々が此の市内に——堀留、熱田、露橋、其の他幾つもの下水處理區域を設置致したのであります。何故一ヶ所で處理しないか、一ヶ所の處理區域でやれないかと言ふ事に相成りますのであります。此の廣大なる面積の所へ、一ヶ所に下水管を集中すると言ふ事は、此の下水の輸送に就て、相當困難であります。詰り非常に大きな下水幹線を建設しなければならない。又敷地の問題であります。さう言ふ風な全市の下水を一遍に處理すると言ふ風な事は、敷地に於て求める事が可なり困難に思ふのであります。假りにさう敷地が得られ、又幹線が敷設されましても、此の平坦な名古屋市に於きましては、下水を遠方から持つて來るために、どこか途中で、一度なり二度なり高く揚げなければ流れ來ないのであります。之がために将来維持費が相當嵩むと言ふ事に相成ります。一方實際處理運行上から考へまして、此の多量の穢い所の濁つた泥とか、或は其の他の蛆、蠅等の發生や、或は又臭氣の發散と言ふやうな點を考慮致しますると、成るべく分散した方が良くはないかと言ふので、斯う言ふ風に分散を致したのであります。次に處理場を堀留、熱田の二ヶ所に決定したのはどう言ふ譯か、堀留は從來名古屋市では下水幹線の吐出口が最も澤山集合致して居つた所であります。次の圖面で堀留は此の真ん中になつて居ります。熱田の方は此の一番下になつて居ります。さう致しまして、下水の處理に依つて出来ます所の泥の運搬も、便利な所でなければならぬのであります。それには成るべく運河等の水に接した所が良いと言ふので、之が堀留に選定した所の一つの理由であります。尙ほ堀留に選定した最も大きな理由は、從來堀

名古屋市下水處理場位置略圖



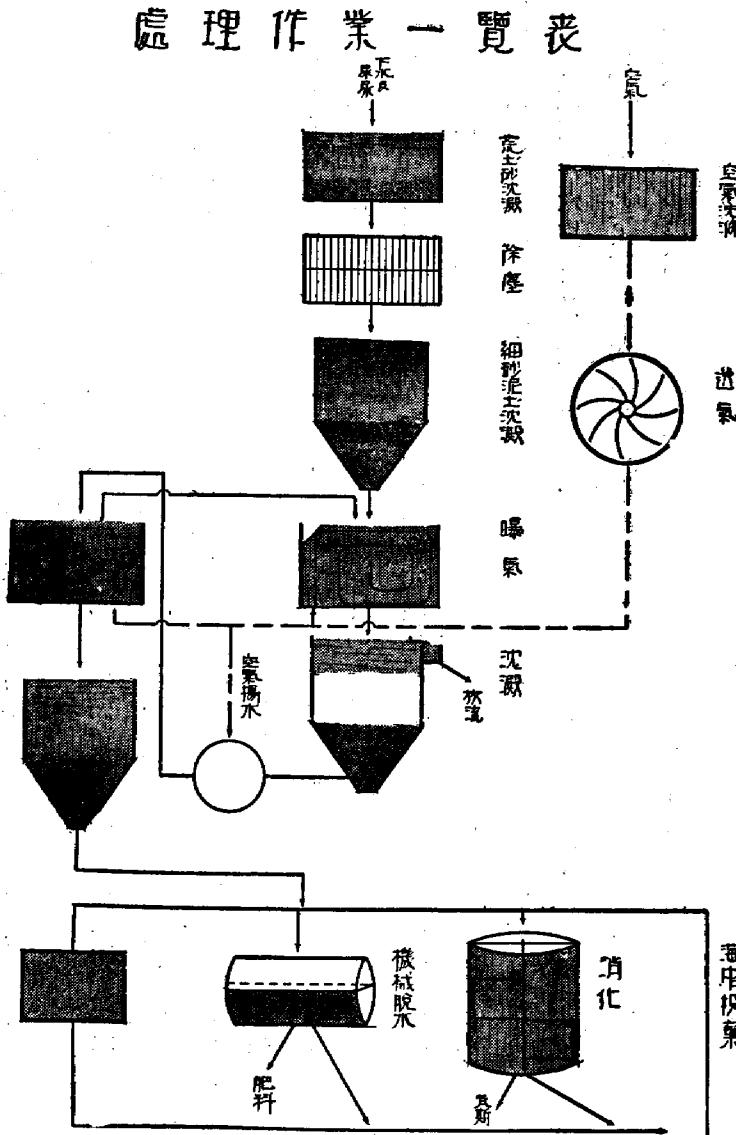
留には屎尿の積込場があつたのであります。名古屋市では市が屎尿を從來より處分をして居ります。之を船に積込む積込場があつたのであります。此の事は市の中央部である所の堀留に敢て處理場を建設した重要な要素の一つであります。分り易く申せば、元から臭いものがあつたのであります。それでも多少の反対がありました。

之は普通の場合ならば、出来得るだけ中心から離れる事は固よりの事と考へます。熱田處理場の更詮地に、大體圖面で御覽の通りに、堀川、新堀川の合流點になつて居ります。それで此の三角地の兩側は川であります、後の方の北側は愛電の電車線になつて居ります。即ち三方とも交通を他から遮られた所の場所であります。従つて臭氣の發散其の他に就ても、比較的心配が少いのであります。斯う言ふ點から熱田處理場を選んだのであります。尙ほ一つ熱田の處理場は、そこから二丁ばかり離れて、直ぐ近くに熱田の抽水場が、前から建設されて居つたのであります。で此の抽水場の工作物は、全部之を處理場に利用する事が出来る、斯う言ふ事が一つの理由になつて居りました。

斯様に致しまして處理場が新堀川に沿ふて、堀留と熱田の二ヶ所に位置が決定致されると、自然處理の方法が限られて來るのであります。即ち處理場の排水が直ぐに、矢張り運河へ出されるのであると言ふ風な理由から、どうしても低度の處理では不可ない、高度淨化をやらなければ不可ない。又同時に比較的中央部に在るがために、用地は成るべく小さい用地でやらなければ不可ない。それから尿尿は外國と狀況を全く異にして、漸次各戸の便所に水洗式の取付が行はれまして、従つて作業が年々と變つて來なくてはならない、處理の操作を年々變へて行かなくてはならぬ、之がためには相當の彈力性を有つた方法でなくてはならぬ。斯う言ふ風ないろ／＼の

考慮から致しまして、結局現在に於ては、促進汚泥法以外に方法がないと言ふので、此の促進汚泥法に決定を致したのであります。尙ほ此の促進汚泥法の中でも、下水と泥を攪廻はすために、空氣で攪廻すか、或は機械で攪廻はすかと言ふ事の、二つの方法が行はれて居るのであります。其の後一年餘り運轉を致しました結果、將來設置される所の處理場に於ては、全部空氣にするか、或は機械にするかと云ふ風な方法を探らないで、泥と水を攪廻す作業は、機械的の作業を採用し、さうして細菌處理のためには少量の空氣を送ると言ふ事にしたらば、一層経常費が節約されるのではないかと考へて居る次第であります。

簡単に堀留處理場の設備の概要を申上げて見ますと、堀留は先刻も申上げました通り、市の中央部に屬して居りますがために、外觀には特別の留意を拂ひまして、沈砂池曝氣槽等の如きは屋根を掛けまして、又曝氣槽沈澱池から出る所の瓦斯は、地上約百尺位の煙突を露出し、中途で上に抜けるやうに考案を致したものであります。之は外國に於ても未だ見當らないのであります。最近ロンドンの一部に於て之を採用したいと言ふ風な意見を申して參つたのがあります。敷地の面積は約一萬平方米、促進汚泥法に依つて處理をして居りますので、降雨の時の如きは此の三倍まで處理をする事になつて居ります。次の略圖に依つて簡単に御説明を申上げますと、一番最初に沈砂池に這入りまして荒泥を取り、それから荒芥を取る機械——スクリーニングに依つて芥を取りさうして今度又細かい泥を取り、それから曝氣槽に這入ります。此處まで約六時間程で曝氣されるのであります、其の際に再曝氣槽の泥が之に加はります。此の曝氣された泥を下水に加へて、さうして空氣を送つて細菌



を培養して、酸化及び分解を行ふのであります。それから沈澱池に這入りまして二時間程致しまして、水は川に放流され、泥土は其處に溜りまして、唧筒で汚泥貯溜構へ送り返される装置に致しまして、汚泥を取除きます。以下まだ之から下の事は後刻御説明申上げたいと思ひます。

熱田の方は堀留と變つて居りますのは、覆蓋がありませぬのと、煙突がありませぬ。此處へ来る下水は約二百メートルばかり離れた熱田抽水場に於て除塵をされ、又沈澱された後のものでありますから、さう言ふ設備を有つて居りませぬ。堀留より幾分變つて居りますのは、此處の曝氣槽の隔壁が斯う言ふ風に頭の先を曲げてあります。之は下水の中で曝氣される時に、螺旋状に流れるやうに致してあるのであります。運行の結果から見まして、堀留よりは能く處理されて居るやうであります。

此の兩處理場から一日に出ます泥は、一千三百五十トンになります。此處まで参ります道程は、要するに下水と屎尿と水と泥に分離しただけの事であります。之から此の泥を何とかして片付けなければ、下水處理が完成したとは言へないのであります。此の泥の處理に就きまして——此の泥は百の中、九十八乃至九十九は水であります、即ち本當の泥は一%乃至一%半位より這入つて居ないのであります。従つて其の嵩が非常に大きいのであります。之が又外國の下水の泥よりは非常に嵩が多いのであります。吾々も最初はもう少し少く豫想して居りましたのですが、之は外國の下水は日本の下水よりは濃厚であると言ふ事の理由からであります。それで此の泥を最初の中は海へ——屎尿の這入つて居りません當時に於ては、全部海へ捨てゝ居りましたが、屎尿が這入つてからも泥水は海へ捨てゝ居りましたのであります。段々量が殖えて参りまして、海へ捨てる事が可成り経費が多くなりましたのであります。

なつて参りましたのであります。尤も海へ捨てるには、曳船と汽船を要するのであります。此の曳船、汽船は最初から屎尿を他に運搬として居つたのが、自然に空きましたので、それを利用して海へ捨てる計畫をしたのであります。所が海岸を段々と磯して行く點や、經常費の多額に上る點等がありますので、次の方法が考へられて居るのであります。

先づ第一には機械で水を絞る方法であります。之は下水の汚泥、含水量九十九%乃至九十八%の汚泥を、徑一二、三尺の大きな太鼓のやうな形の筒に羅紗の切を張りまして、其の内部を真空に致しまして、泥の中で回轉するのであります。さう致しますと、泥は羅紗の面にくつ付き、水は中で分離せられて他へ逃げて行くのであります。之に依りまして容積は凡そ十分の一に縮少せられ、従つて運搬費が十分の一に縮少される事になるのであります。此の真空瀘過機で處理致します際に、泥が能く羅紗面にくつ付くためには薬品が必要のであります。此の薬品は、現在使用して居りますものは過鹽化鐵であります。日本のは過鹽化鐵は薬品以外には殆ど生産されないのであります。工業用としては生産がないのであります。従つて一キロ五十錢と言ふ風な値段であります。之が、最近三十五錢、二十錢と相成りました。併し乍ら此の問題を機械脱水で解決する唯一の方法は、工業的に過鹽化鐵を安く生産することであります。此の事に就きましては、吾々も薬品製造會社と協力を致しまして、絶えず如何にして安価な過鹽化鐵を得るかと言ふ事に就て研究を續けて居るのであります。之は簡単に鹽素に——鐵に鹽素の、氣體の鹽素を通せば——實驗室では簡単に出来上るのであります。併し乍ら大きな工場の設備で試みますと言ふと、少し専門に涉りますが、過鹽化鐵がヘリツク・クロライドにはならないのであります。

す。それで今疑問の點は、如何にしてヘリツク・クロライドを簡単に製造するかと言ふ點にかゝつて居るのあります。此の方法で處理を致しますると、出來ました泥が肥料として使用されるのであります。窒素の含有量が五・三あります。ありますから相當肥料價値があるのでありますが、今申上げましたヘリツク・クロライドを如何にして安く造るか、それが解決されれば、肥料としての生産には充分採算が採れるのであります。

次に泥を腐らしてこなす方法であります。之は現在熱田で設備をもつて居りますが、今の機械脱水の方法も熱田にあります。此の方法は泥をタンクの中に入れまして、さうして熱を加へ乍ら、緩かに回転をして腐らすのであります。此の作業に依りまして、泥の容積が約四分の一乃至五分の一に縮少される。従つて其の運搬費が四分の一乃至五分の一に減額されると言ふ事になるのであります。又一方に於きましては、さう言ふ作業をやつて居れば、自然に瓦斯が發生して來るのであります。此の瓦斯は普通市内で瓦斯會社が供給して居るものよりも、約二割熱量が高いのであります。既に熱田では之を温熱用及燈火用として使つて居ります。此の方法は最も費用が掛らないで、今のところ全く確實性があるやうに考へられます。

次は天日で泥を乾す。さうして其の容積を縮少するのであります。之は熱田から約一里半程離れた天白川の川岸に砂地がありますから、其の砂地の上に泥を擡げまして、さうして水は下に沁込むやうにして、容積を減らして、減つたものを船へ積込むのであります。

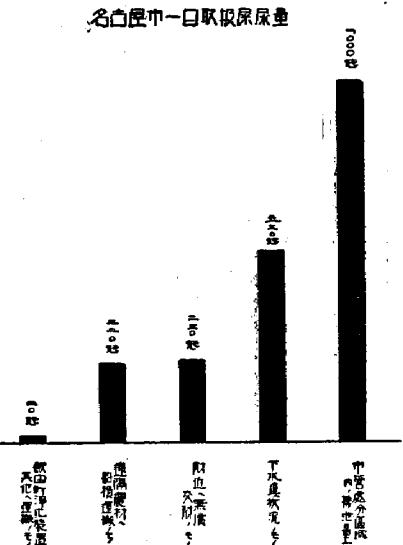
以上申上げました海中投棄に依る處理法、機械脱水に依る汚泥の處理、消化法、砂塵法——砂漬しであります——此の四つの方を比較するに、海へ棄てるのはどうも運賃の關係と、海濱に對する公衆衛生的の考慮

等から遠慮をしなければならぬぢやないかと思ふのであります。機械脱水の方は、若し將來過鹽化鐵が工業的に安價に生産されるならば、此の方法は最も良いものではないか。即ち之から出た所の肥料を得る事に依りまして、之等の經費は全部償はれて餘りあるものと考へます。唯今の所ではまだ其の經濟的價値に就ては、確然たる事は申上兼ねるのであります。次に汚泥消化の方法は、之は最も現在の所に於ては確實性がありますが、殆ど人手を要せず、又薬も要しない、唯だタンクを造ると言ふ事だけでありまして、殆ど同時に瓦斯が多量に得られるのであります。吾々の方はほんの小さいタンクを有つて居るだけですが、將來これを二十倍位の設備に致しまするならば、大體に於て熱田で現在使用して居る動力用瓦斯は、總べて之から得られるのではないかと考へて居るのであります。尙ほ砂漬で漬す方は、一寸見た所は一番安いやうに見えるのでありますが、何分大きな土地への泥を擡げまして、今度は乾いたものを船に積込むには、相當多數の手數を要するのみならず、日本のやうな雨の多い所、殊に梅雨時には全く駄目であります。此の方法は單獨では不可であります。

○機械脱水、汚泥消化の方法と一緒にやるやうな方法でも採らない限りは、單獨では——詰り海へ捨てると言ふ事は、單獨には出來ないのであります。海の方でも時化のあるとき、或は雨の降る時は駄目でありますから、又機械的或は消化の方法を併用する事に依つてのみ、其の確實性があると言ふ事になるのであります。

斯の如くに致しまして、此の四つの方で現在處理をして居ります、一年間の汚泥の量が約五十萬噸であります。其の中二割は海へ捨てて居ります。一割五分は機械で漬して居ります。五分はタンクでこなして居ります。後のは砂漬にして捨てて居ります。今回竣工致しました下水處理場の一半の目的であります

る屎尿の處理費の節減に就きましては、まだ各自の便所が全部連結されませんがために、吾々の豫想した通りでは行つて居りませんけれども、併し乍ら從來遠くへ船で運んで居つたものに比べまして、著しく節減されて居るのであります。今名古屋市の保健部で、昭和七年間に取扱つて居りまする所の屎尿量を平均致しますると、毎日約一千トンであります。上圖を御参照願ひます。其の中五百三十トン、即ち吾々の下水處理場流入區域の所は、全部下水處理場で處理致して居るのであります。残り



の四千五百トンばかりのものは、半分は遠隔の農村へ船で持つて参ります。之は有償交付致して居りまするが——此の有償交付と申しましても、一寸御断りを致して置きますが、無論交付は有償でありますけれども、運賃はそれよりも餘計掛つて居るのであります。それから附近の農村へ無償交付致して居りまするもの二百二十トンばかりあります。大體此の屎尿の處理は、一日一千トンの中、其の約半分は下水處理場でこなして居る。而も其の半分と申しますのは、下水處理場流入區域への全屎尿量であります。

次に屎尿汲取便所と、此の處理場との關係を一寸申上げたいと思ひます。處理場が建設されて、じきに縣令を以ちまして、此の堀留、熱田兩處分場の流入區域内には、下水へ屎尿を直接市民が放流して差支へないと言ふ事

に相成つたのでありまするが、尙ほ將來は適當なる法令を以ちまして、今後汲取便所の新設を禁じ、又更に進んでは相當猶豫期間を置きまして、在來の汲取便所を水洗便所に改造を命ずると言ふ事にならなければならぬのでありまするが、併し乍ら名古屋市では、斯かる強制手段に出づる前に、市民に自發的の改造を促すやうにと言ふので、次の四つの事を行ひたい計畫であります。

- 第一には、市が自身で有つて居る所の建物の便所をウォータークロセツトに改造する。
- 第二には、市が市民に代りまして、市民個人に代りまして、便所を改造致しまして、さうして其の改造費は長期の月賦で以て、市民が之を納付する。
- 第三には、私人の便所の改造に關しましては、市が設計或は監督の依頼に應する。
- 第四には、便所の器具、材料等は、市に於て大量購入を致しまして、さうして之を衛生工事の公認請負業なるものを定めて、之に安い値で供給をする。

斯う言ふ風な事を考へて居るのであります。さうして此の第一の市有の建物の便所をウォータークロセツトにする事に就きましては、既に半ば改造されまして、他も順次改造されつゝあります。又私人の便所を改造する事に就きましては、市は昨年市會の決議を經まして、總額百八十七萬圓を以ちまして、差當り三萬個の便所をウォータークロセツトに市が工事を施行しよう。さうして一圓月賦で、六年に拂込ませやう、若しくは之を施行することになれば、今取つて居ります所の屎尿汲取料を免れると言ふ事になりますから、相當便所改造の促進になるであらうと言ふので、斯う言ふ案を立てまして、唯今内務省で審議中であります。無論之は同じ品質の

材料を澤山に註文することありますから、相當安く工事が出来る事にならうと豫想されて居ります。便所がさう言ふ風に致しまして、從來の汲取便所が、他日水洗式に全部改造されまししたならば、當然の歸結として、唯今取つて居りまする所の屎尿汲取料が、なくなる事になりまして、市はそれだけ財源を失ふ事に相成るのであります。屎尿汲取料は名古屋市が昨年から始めて徵收を致したのであります。それまでは市で無料で全部やつて居つたのであります。さう致しまして、將來之に代はるべきものは、下水道使用料でなくてはならぬと考へるのであります。屎尿汲取料は名古屋市が昨年から始めて徵收を致したのであります。それまでは市で無料で全部やつて居つたのであります。將來急速にウォータークロセツトに變りまして、收入が減すると言ふ事が分り乍ら、敢て之を徵收致しましたのは、近く下水道使用料が、當然之に變り得るものなりと信じたからであります。次に此の水洗便所改造のために、自然水道使用量が殖えて来る事は當然の話であります。之を考慮して置かなければならぬのであります。之は目下工事施行中の第四期擴張工事が、近く着手せらる可く、諸般の設備が完成した時に於きましては、從來一人當り四立方尺の見積りであります。之を考慮して置かなければならぬのであります。將來一人當り五・七立方尺と言ふ事に改めて、使用水量増加の計画を致して居ります。以上述べましたやうに致しまして、處理場の昨年一ヶ年間に要しました下水處理の費用の一切は、約十五萬圓になつて居ります。一人當り一年約三十五錢と言ふ事になつて居ります。下水の方の負擔の費用は約十萬圓であります、一人當り一年約十四錢になつて居ります。

以上長々と述べましたが、此の事を要約して申しますると、名古屋市は河川汚染の防止と、屎尿處理を並行して行はむが爲に、下水處理場の建設を致したのであります。熱田堀留に促進汚泥法を採用致しまして、爾來一ヶ年半に亘ります運行の結果は、大體に於て豫期の成果を收めて居るやうに考へて居ります。下水處理に要する

一切の費用は、一人當り三十五錢となつて居ります。さうして此の下水處理の結果から生じまする汚泥處理の方法としては、四通りの中、汚泥消化法は、今日迄の研究の結果は、最も經濟的であり、又確實ではないかと考へて居ります。又副産物として發生する所の瓦斯も、石炭瓦斯以上の熱量を有して居ります。將來之を動力用、溫熱用、燈火用として利用する可能性は充分あると考へて居ります。若し脱水用の薬品が將來經濟的に工業用にも生産されるならば、此の機械脱水による方法も、肥料を製造する事に依つて、相當収益を擧げ得るのではないかと考へます。汲取便所は衛生上の見地からは勿論、處理場の能率増進の上から申しましても、又屎尿處分の經濟的關係から申しましても、成るべく速かに改造をしなければならぬ事になつて居ります。近き將來に於きましては、市に於て之を代行する計畫であります。之が改造せられました時に於ては、屎尿の汲取手數料が減收致しますが、吾々の考へでは、將來下水道使用料が、當然の理論から申しまして、之に代はるべきものではないかと考へて居ります。

以上は名古屋市の下水と屎尿處理に就きまして、極く概略を申上げましたのであります。尙ほ詳細に就きましては、私の報告書^{*}を御覽を願ひたうございます。

(木) 都市に於ける屎尿處理

内務省衛生局豫防課長
内務技師 医學博士 高野六郎君

内 容 概 摘

都市に於ける屎尿問題は、下水道敷設の普及に伴ひ根本的に解決されるであらうが、大多數都市の現状は、汲取便所及び屎尿處理が開拓すべからざる當面の問題として残されて居る。屎尿問題解決上、屎尿を以て單なる汚物とのみ觀ることなく、より以上に危険性を有することに一般が留意すべきことを茲に高調したい。然るに從來の汚物處理關係の法令中には此の精神が缺けて居た。便所には蠅の入らない様に設備すると共に、屎尿を搬出し利用する場合には豫め、衛生的に危険のない様にする爲め長期貯留腐熟せしむるのが最良の策である。

本篇は内務省に於ける多年の研究の結果に基き、敍上の點に具體的解決を與へて居る。

唯今名古屋市の屎尿の處理に就て御話がありましたのですが、是は誠に重要な且つ適切なる屎尿の處理手段でありまして、將來の都市は恐らく悉く此の方法に依つて、屎尿を處理することになるであらうと思ふのであります。でありますから水洗便所、下水道終末處分、殊に其の處分法として「活性汚泥法」斯う云ふことも、各都市が十分に爲し得ることになりますれば、最早屎尿の問題は下水の處理と共に片付いてしまふのであります。何も私が別に御話を申上げることはないのですが、唯だ遺憾ながら現在の都市に於きましては、名古屋市の下水道の完成した區域の如き地方ばかりではないのであります。此の數字を見ましても明かに分りますやうに、人口分布に於ては約半分、地理的地域に於ては約十分の一が、名古屋市に於ても此の方法に依て屎尿が處理されて居る現状であります。追々と其の地域を擴大するであります。差當り斯様な現状であり、其の下水道が完成しました所に於ても、直結便所を造りますには、相當困難である。斯う云ふ場合でありますから、其處で已むを得ず汲取便所、及び之に附隨して居ります糞便の處理と云ふことが、當分の間は是を閑却することが出来ないであらうと存じます。下水と共に糞尿を處理する、糞尿を糞尿として處理せねばならん所の御話を少し致したいと思ふのであります。

内務省に於きました大正十四年以後昨年度の終りまで、一つの實驗室を有つて居りました。それは世にも珍しい實驗室であらうと思ひますが、此の糞尿處理實驗室に消化器傳染病なりの寄生蟲を撲滅せんが爲の、糞尿處理實驗、斯う云ふ事を爲します爲の設備であります。それが恰も一段落になりましたので、此の實驗室を閉鎖致しまして、最後の報告として印刷物を出したやうな機會でございます、さう云ふ際でありますので、私が茲

に立ちまして、糞尿處理に就て申上げることに致したのであります。實は此の問題は七年以内の事であります。それ／＼の機會に於て申上げてありますから、餘り耳新しくないのでござります。或は既に各位の常識につて居るかも知れませんのですが、然し斯様な機會に於きまして、糞尿處理の衛生的意義を高調致しまして、此の糞尿の處理に就て實際的效果を擧げまするやうに、一層の促進を致したいと存じまする意味から、或は穢い上に古い話であるかも知れませんが、茲に立つたやうな譯なのであります。

第一に私の申上げて置き度い事は、我々の糞尿に對する衛生的の觀念が、今までどうも少しく充分でなかつたのではないか、或は現代でもさうではないか、斯う云ふ點であります。糞尿の穢いことは何方も御承知でありまするが、單に是を不潔物として見る事、或は必要なる肥料として見る事、時には有價物——商品として少くも或る場合には見ると、斯う云ふ狀態でありますて、是を衛生上絶大なる危険物であると云ふ考へは、どうも皆様にも或は充分に備はつて居ないのではないかと思ふのであります。私共の立場から申しますると、此の點が甚だ大切なのであります。糞尿は單なる汚物ではない、不潔性を有つて居る、是をはつきりと心得て戴いて、其の極めて危険なる汚物であるから、是を處理せねばならぬと云ふことに考へを向けて戴かねばならぬと思ふのであります。然るに汚物處理の法令等を見ましても、從來糞尿に就て斯様なことを明に示して居ないのであります。御承知の如くに汚物掃除法に於きましては、糞便の處理を如何にすべきかと云ふやうなことは、明示してないのであります。殊に汚物掃除法の改正前までは、つい最近までは此の汚物の處理が市の責任にすら思はれて居なかつたことは御承知の通りであります。即ち糞尿が危険なる汚物であると云ふ意義が、はつきり國民

の頭に入つて居ないのでありますから、従つて我々が衛生上の意義を力説致しましても、能く納得されないやうにつくづく感じて居るのであります。汚物としての處理でありますれば、其の堆積したものを使いと感じ、是を取除かねばならぬと工夫致しまするから、其の汚物としての處理なれば、必要がありますれば比較的容易に出来るであらうと思ふのであります。糞尿を運び出すと云ふだけの問題でありまするならば、是は稍々容易に解決の出來る問題であらうと思ふのであります。但し、糞尿の危險性は、寧ろ此の不潔なものが稀薄になつてしまつた後に現はれるのであります。糞尿の固りは不潔であるが、危險は寧ろそれが薄く眼に見えなくなつた時にありますのであります。其の眼に見えない所の危險になりますると云ふと、それを如何に處理するかに就て餘り熱心な研究が行はれないのであらうと思ひます。甚だ蛇足のやうでありますが、此の點を實ははつきりと認識をして戴いて、糞尿の處理に向つては、其の衛生的意義を充分に理解する、衛生的意義に基いて其の解決を行ふ、さう云ふことを考慮して戴きたいのであります。

さて糞尿が危険なる汚物である所以を細く申上げる必要はないと存じまするが、即ち種々なる病原體を有つて居る汚物として是を見まする以上、都市生活に於きまして、是を處理するには二つの點から見なければならぬと思ひます。糞尿の中に病原體がある以上、其の糞尿に含んで居りまする病原體の飛散することを先づ第一に止めなければならぬのであります。危険なる病原體の飛散を媒介するものゝ最も大なるものは恐らく夏季に於て衛生上重要視されて居りまする蠅であらうと思ふのであります。鼠等も便所に出入すると云ふことで、特に問題になりまするが、先づ専ら蠅を警戒しなければならないであらうと思ふのであります。斯の如く極めて分り切つたや

うな問題も、此の蠅が糞便内の病原體を傳播すると云ふが如き事すらも眞剣に考へられて居ない、又眞剣に之に對する方策を講じて居ないのが、我々の生活であらうと思ふのであります。夏になりますと蠅に就て種々注意を致しまして、蠅を取りませうとか、様々の事を考へるのであります。而も蠅の危険なる所以を能く考へて、是に對する場合が割に少いのであります。即ち夏の蠅が危険でありますのは糞便に附着した——とまつた所の蠅のみが危険なのであります。實際には便所以外にも汚物がある筈であります。先づ大體から云ふて危險視する必要はないのであります。實際には便所以外にも汚物がある筈であります。然るに蠅申しますと、便所に出入しました蠅が即ち危険である、誠に分り切つたことであらうと思ひます。然るに蠅を危險視する市民が、蠅の危険の道を絶つことに就て、如何にするかを殆んど考慮しないのであります。警視廳管内では、市街地建築物法の施行細則の中に、蠅の這入らない便所を造ることを要求した規定がありますが、他の地方に於て如何でありますか。まだ規定が餘り評判の良くないことを屢々聞いて居ります次第であります。問題の中心が汚物と蠅の密着にあるのでありますから、我々が便所衛生の——糞尿處理の第一歩として、此の問題を考へなければならぬ筈であります。是は決して市民のみではありません、農村に於てもさうであります。が、此の分り切つた問題が、實は全國殆んど無視されて居ると思ふのであります。

私は糞尿處理の第一歩として、便所に蠅を這入らせないことを實行して戴きたい。私の申上げる事は洵に平凡極まる事であります。然し實際の施設に於て缺けて居りますから、此の點を申上げて見るのであります。水洗便所が出来ますれば、蠅がとまらうにも其の汚物の存在がないのでありますから、是は問題の外であります。

下水道が出来ましても、直結便所が出来るまでは、此の問題は残ります。即ち我が都會の大部分には、此の蠅の這入らない便所の築造と云ふことが、目前の重大な仕事として残つて居ると、私は信するのであります。便所の構造を改めて蠅の出入を禁ずるのであります。何もさう喧しいことではないのであつて、例へば通常の構造を有つて居る便所でありますれば、是に一箇の蓋を便器の上に載せると云ふことである、實際問題は是で解決し得る譯なのであります。便所の蓋と云ふやうな餘り卑近なことを申上げて恐縮であります。是が實は行はれて居ないのであります。然も一方蠅に就ては喧しく云ふのであります。

是は便所の構造の上に於て考へられる點で危險防止の方策でござりますが、吾々の特に申上げようとするのは、實は此の點ではないのであります。糞尿の衛生的危險の存する所は蠅に依つて傳播されるやうな僅少の部分ではない、此の糞尿其のものが持出されて、詰り運び出されて、而してそれが肥料として利用せられ、農作場を汚し、或は其の一部分は流水を汚し、飲料水を穢し、再び病原體が身體に戻る、そこにある譯でありますから、糞尿の處理を衛生的に行ふと云ふ事は、即ち便所の内容が衛生的に處理されると云ふことでなければならぬのであります。或はさう云ふ意味の、糞尿を安全にすべしと云ふことを意味した法令などは、實はまだないのであります。又國民の常識にもはつきりして居ないのであります。此の點を實は能く御了解願ひたいのであります。私共が過去七年の間研究致しました處は、實は此の點なのであります。私共の研究は、實は農村衛生を目指してやつた事柄でありまして、農村衛生の糞尿處理の問題を、都市問題會議に持出すのは、實は甚だ間違の感が致します。甚だ恐縮に堪へないのであります。併しながら申す迄もなく、我が都市の地域内には、未だ農村の要素

が充分ある時代でござりますからして、農村衛生の爲研究したる吾々の糞尿處理が、當分の間は都會住民諸君の御参考にもなる次第であらうと思ふのであります。

私共の實驗しました結果に就て簡単に申上げて見ます。私共は糞尿を——汲取る便所の内容としての糞尿をどうするか、斯う云ふ意味で研究したのであります。又汲取られた糞尿は、是は農家に於て大體肥料になるのであります。斯う云ふ積りで研究したのであります。又は國民大多數の家庭の實際問題でありますから、簡易にして格別費用等を要しない、斯う云ふことでなければならぬ、さう云ふ意味で研究したのであります。其の結果に就て申上げます。糞尿を安全なる肥料に致しますには、是を貯へて腐熟せしむることが一番宜しい、是が先づ結論の第一であります。是が又最も重要な點であらうと思ふのであります。コンクリート製の如きものに糞尿を入れて密封し、水の漏らない容器の中に入れまして貯へて置きますと云ふと、糞尿の中に含まれて居ります消化器傳染病の病原體、又は寄生蟲の卵、之等が追々と死滅して参ります。腸窒扶斯菌など、日常我々の有つて居りまする病原體、之等の病原體は抵抗力の相當強いものでございますが、是がどう云ふ具合に死んで行くかと申しますと、是は氣候、氣温に甚だしく關係致しまするので、夏の眞盛りでありますれば、一週間も出ですして腸窒扶斯菌は糞尿の中で死んでしまふのであります。赤刺菌の如きも、パラチフス菌の如きも亦同様であります。虎列刺菌の如きものは更に短い時間で死んでしまひます。腸窒扶斯菌を標準にして實驗を行ふ事が、一般的にして實際的であらうと思ひまして、是を實驗材料に供しましたやうに、夏の眞盛りであれば一週間を出でずして此等の病原菌は死ぬのであります。稍よ涼しくなりましてからでも、一ヶ月以内

で病原菌は死ぬのであります。此のことは吾々は非常に丁寧に調べて見たのでありますて、決して曖昧なことはないのであります。穢い實驗でありまするが、大小便を便房の中に僅か入れまして、それに腸窒扶斯菌を入れましてよく搔きませ、毎日々其の一小部分を取つては培養の検査をする、危險にして不潔なる仕事を、先づざつと七年も續けた結果でござりますから、間違はない筈であります。斯様にして消化器傳染病の病原菌は、糞尿の腐敗腐熟に依りまして、夏ならば一週間位、春秋の季節でも一ヶ月位、寒い時——嚴寒の時になりますと、是は東京附近の温度でありますが一ヶ月位で——三月になると冬を越すのも稀にあるにはあります、一ヶ年を通じて考へて見ますれば、先づ三月、三ヶ月貯溜することが出来れば、腸窒扶斯菌を大抵全滅させ得ると云ふことになります。若し夏の眞盛りでありますれば、一二週間の貯溜で、腸窒扶斯菌は皆んな死んでしまふのであります。斯う考へますれば、大小便の處理も洵に容易な譯であります。腸窒扶斯等の流行は、夏に最も多いのであります。所が幸な事には此の夏の時には糞尿の中の黴菌の死に方が速かなのであります。夏の間に安全なる糞尿の肥料を使ふと云ふことは、決して困難なことではないのであります。勿論大體是は農家の仕事に屬するのでありませうけれども、都市が汲取りました屎尿は、何時も安全化して農家に渡さうとする場合は、恐らく屎尿タンクの如きものを造りまして、其の中に貯へることに依つて、是を安全にすることが出来る。所が名古屋市の如き「活性汚泥法」の如きものを行ひます事よりも、相當大きな屎尿タンクを有つと云ふことは、當分の間日本の都市には寧ろ適切ではないかと、甚だ恐縮な話ではあります、想像するのであります。同時に我々は屎尿の危険と致しまして、寄生蟲の問題を有つて居るのであります。是は都會の人に此の問題を當嵌めるのは、少し酷

かも知れません。日本に於て専ら蔓延して居りまする寄生蟲は、蛔蟲と十二指腸蟲であります。其の十二指腸蟲の方は、是は殆んど専ら農村住民の疾病であります。都會の住民には蛔蟲はあります。然し蛔蟲も中々容易ならざるものでありますから、是が豫防法は矢張り都會衛生の一部と、日本に於ては見るべきことであらうと思ひます。言ふ迄もなく腸室扶斯に致しましても、赤痢に致しましても、蛔蟲に致しましても、病氣は是はほんたうの都會の病氣ではない筈であります。是は何處の國でも農村病と云ふ部類に這入るのであります。然るに日本の都會は、農村病を有つて居る都市は都部以上に多く是等の疾病を有つて居ると云ふのが現状であります。「都市に田舎あり」と云ふことが、日本の都會に於ては當分免れ難い現状なであります。従つて屎尿の處理も、唯今申上げましたやうな點に御注意を願はなければならぬのであります。

以上、糞尿を少し腐熟致しますれば、屎尿の問題は衛生的に片付くものであり、餘り長い期間貯へるにも及ばんと云ふ御話を致しましたが、茲で一寸先刻説明が足りませんでしたのは、蛔蟲の卵は、然らばどの位貯へて置いていたら——どの位の間に死ぬかと申しますと、是は黴菌の如くには簡単に死にませぬ。若し蛔蟲の卵まで全滅させようと思へば、是は夏の真盛りに於ても二ヶ月以上置きませぬと、蛔蟲卵の全滅は期し難いのであります。十二指腸蟲の卵は是よりも弱いのであります。是は一ヶ月位でも夏ならば大方死ぬであらうと思ひます。けれども涼しい氣候の時は中々死にませぬ。所が此の寄生蟲の卵にむかつて都合のいゝ事實を發見したのであります。糞尿を貯へて長く置きますると云ふと腐敗して——液化致して段々と水っぽいやうな形になります。其の時に寄生蟲の卵は比重が稍々重い爲めに、底の方へ沈んで参ります。さう云ふやうな關係で、若し肥料溜の構造を、少し工

夫致しまして、單なる一つの桶、或は箱の中に入れるのではなくして、何か中を仕切つて、中廊を置きまして、さうして中を流動しつゝ汲取口の方へ出るやうに致しますするならば、さまで長く貯へませぬでも、寄生蟲の卵は底の方に沈んでしまつて、汲取られる虞れがないのであります。其の點は唯だ肥料溜ばかりでなくして、私共の平素頻りに御勧めしようとして申上げて居ります所の、所謂改良便所、いろいろの名前がござりますが、部屋が多いから多槽式と云つたり、内務省式と假りに名付けて居りますが、便壺の中に仕切を一二枚乃至四枚の仕切を置きまして、大小便が第一槽を通り、更に第二、第三、第四と云ふ順序に流動して、最後の部屋から汲取られると云ふ形に致します。而して其の大きさも稍々たつぶりと造りまして、投入せられました糞尿が、汲取られる迄に三ヶ月位の期間貯へられる大きさに致します。即ち投入所の便所の大きさを加減致しまして、約三ヶ月位貯溜したもののが、順々に汲取られるやうな構造に致しますれば、腸室扶斯菌も死滅して出て参りませぬ、又寄生蟲の卵でも出て来ませぬ。さう云ふ譯でありますから、都市が若し大きな分量のタンクを造りまして、安全に消化した所の糞尿のみ地方農村に、無償なり、有償なり、で分けて遣ります際に、其のタンクの中に數枚の仕切を置いて、順次流動した糞尿のみが、汲取られるやうな構造にすることが良いのではないかと、斯う私は思つて居るのであります。唯今申上げましたやうに、此の糞尿の處分の施設は、夏季に於て最も効果が現はれるのでありますから、私共は其の夏の傳染病の防遏を目標にして、此の施設を充分に致しましたならば、七、八、九月のあの頃に現はれまする腸室扶斯、赤痢等の流行病が恐らく、べしやんこに潰し得るであらうと思ひます。腸室扶斯などの感染の道をこまやかに御考へになるといろ／＼ありますうが、他の種の疾病的傳染の大通、即ち大通、

本筋は何かと云ふと、屎尿處理の不完全から起るものと考へて少しも差支へないであります。屎尿處理に當つては、本通を歩んで、腸窒扶斯菌の毒手を抑へつける處の工夫をしますれば、少くとも夏だけでも差支へないと思ひます。夏のみでも有効なものでありますから、夏の腸窒扶斯流行を抑へるやうな積りで、其の一つとしては屎尿のタンクを造る、或は改良便所を獎勵する、又一方水洗式の便所に依つて、其の汚物の處理が他の手段によると云ふことになりますれば、兎に角都會の屎尿が、此の細菌學、傳染病學の立場から、安全なる工夫が執られるならば、茲に我國民は——現在は市民の大問題であります——腸窒扶斯、赤痢の問題が、自ら解決せられ、他の手段を餘り要しない事になると、私は信じて居るのであります。

私共の行ひました糞尿處理の實驗成績の細なことは、少し専門的技術に瓦りすぎますから、茲で申上げることを省きまして、又改良便所の構造等に就ては、最早既に申上げてありますから、それも省きまして、本日は兎に角糞尿の處理は、唯だ穢いからは是を除くと云ふ簡便なる汚物掃除の意味より一步踏出して、都市生活を消化器傳染病から救ふ途、其の根本の途は是一つだと云ふ考へ方から、此方の施設をして戴きまして、其の分り切つたやうな事ではありまするが、最も著しく閑却されて居りまする問題でありまするが故に、此のことを持ち上げた次第であります。

第二 第一部會報告及討議

一 序 説

前篇第二の二に記述せる如く、總會第二日午前より午後に亘り、第一議題に關して第一部會を設け、一般會員の報告及討議を行ひたるが、その内容左の如し。

二 報 告 及 討 議

のである。

(1) 地方稅負擔の不均衡と 租稅收入の分與制度

大阪商科大學
經濟研究所研究員 藤 谷 謙 二 君

現在我國の地方稅負擔は、全國的に見て著しく過重であるのみならず、地域的に甚しい不均衡を來してゐる。此の事實は統計的にも立證し得る所であつて、地方團體別に觀察すれば、各の富力の大小と地方稅負擔の輕重と照應せず、その間甚しい不均衡を看取し得る

(註) この事實は次の數字によつて、立證することが出来る。即ち地方稅負擔を道府縣別に比較するに當り、單純に人口一人當、又は一戸當稅額を比較するのではなく、各道府縣毎に直接國稅百圓當りの地方稅額(府縣稅、市町村稅)を算出して比較を試みるときは、各府縣の富力との關係に於て地方稅負擔の輕重を確かめ得るであらう。然るときは實に次の如き地域的不均衡の事實を見出すのである。

直接國稅百圓當地方稅一覽表（昭和二年度）

局名	京東	大阪	道府縣名
東神奈川京	千山堺大	奈兵京	滋和奈歌
京阪木梨葉城馬	大群茨	都庫良山賀	大阪府

九 九	〇 六	一 四	五 四	五 六	三 三		一 八	一 三	二 三	三 〇	二 七	三 四	六 三	二 〇	四 四
一 三 四	一 一 四	一 六 四	七 三	一 〇 九	五 七		一 七 六	一 五 六	一 三 六	一 二 九	一 三 九	一 五 〇	一 八 八	三 二 四	市 町 村 稅

屋古名	臺仙	幌札	阪大
愛	山青秋福岩宮	北海道	高德香富福石
知	形森田島手城		知島川山川井
八九	一一二二六九六一八四〇一〇九	八〇	一三五七七二八〇五三六三二四
一二	一六一八二六五六一六六一七四	一九三	二七八一四五二二一七〇一四七四

		本	熊
總		佐	鹿
計		宮	沖
		兒	
		賀	崎
六〇	一五七	一五五	一四一
100	三四〇	三〇六	二六八
			一三七

然るに右の點に關し、「一國內の地方團體相互間に
は、負擔の公平、不公平の問題は起り得ない」との議論
がある。即ちその説に従へば、「負擔が公平なりや否
やといふ問題は、一つの公共經濟を互に營んで行く人々
の間に起る事柄である。一公共經濟團體内の或人と
他の公共經濟團體内の或人とは、負擔關係に於ては全
く相關せざる間柄にあるものであつて、其の間に負擔
の輕重があらうとも、負擔の分担方法が異らうとも、
それは決して負擔不公平といふ問題とはならない」と
いふのである。併しこの議論はそのまま肯定さるべき
ものであらうか？

惟ふにかゝる立言は、地方團體の課徵にかかる地方
稅收入が、當該團體の利害にのみ關係する職分に必要

本	熊	島	廣
長	大	福	山
崎	分	岡	岡
			愛
			鳥
			鳥
			山
			山
			口
			島
			媛
			根
			取

五 三	二 七	七 四	○ ○		○ ○	二 一	一 六	九 六	九 九
一 四 六	一 七 五	一 一 九	一 五 一		一 四 八	一 八 二	一 二 八	一 五 五	一 四 四

總 計	熊	本
	佐	鹿
	宮	沖
	兒	女
	賀	島
	繩	崎

なる経費、即ち所謂固有事務費にのみ充當される場合には、そのまゝ妥當する議論であるが、我國の現状に見る通り、地方團體の職分が地方固有の事務のみならず、國政的事務をも夥しく委任され、而かも國は之に要する經費の充足手段を供與するに不充分であり、地方財政壓迫の主因をなしてゐる状態にあつては、前述の議論はそのまゝには肯定し難いものであると思ふ。蓋し國政的事務の遂行に必要な經費は、國民一般の平等なる負擔によつて支辨さるべきに拘らず、之を地域的に不平等なる負擔によつて支辨することは、明かに負擔の公平化を要求する租税原則に背反するからである。固より地方費の内容は、委任事務費、固有事務費の兩者を包括する上に、更に兩性質を併せ具へた種類の經費も妙からず存在するし、又他方之を支辨すべき地方稅收入も、目的稅を除く外は、各種の稅收入を一括したる後に各種の經費に充當するのであるから、單純に地方稅負擔の地域的不均衡を見て、それがそのまま、直ちに負擔の不公平を反映するものと速斷することの不可なるは言ふ迄もない。一國內に於ても地域的に貧富の差等の存することは勿論であり、地方固有の施設、經營が、その地方々々の貧富の程度に應じて行

はるべきことは、當然のこととに屬するから、若し地方稅負擔の不均衡が此の點からのみ起るものならば、現存する負擔の不均衡も當然の不均衡として是認されるべきものであらう。併し我國現在の地方稅負擔に於て看取される不均衡は、決して上述の如き當然の不均衡と看做すことを得ないのである。蓋し我國地方財政の現狀、特に大多數の市町村財政について見るに、義務教育費をはじめ、國政的事務に關する經費に稅收入の過半を充當して他を顧るの餘裕なき實情にあり、地方稅負擔の不均衡が此の點に胚胎する所大なることは周知の事實だからである。

斯くの如き地方稅負擔の不均衡に對しては、何等かの方法によつて之を匡正し負擔の地域的公平化を圖るべきである。

地方稅負擔の不均衡を匡正する手段として先づ考へられるのは、國費、地方費の負擔區分の整理である。即ち現在地方團體の職分に屬する事務の内、國政的性質を帶びたものは、之を排除して國の職分に移すか、又若し之を地方の職分に委ねることが行政技術上便宜なりとするならば、交付金の増額其他によつて、國家はその所要財源につき充分の顧慮をなすべきである。

る。(特に義務教育費國庫負擔金の如き、市町村の貧富の程度を顧慮して差等を附したる配當方法を加味してゐるが、之を現在よりも増額、擴充するならば、地方稅負擔の不均衡を匡正するに役立ち得るであらう。)乍併實際に當つては、地方職分の全般に亘り、最も密に委任事務、固有事務の分界を劃することは困難であり、従つて之に應じて國費、地方費の負擔區分を整理することには多くの困難を伴ふであらう。且つ國家財政の窮乏愈々甚しい現状より見て、補助金、交付金の増額、擴充には多くの期待を繋ぎ得ない所である。

次に地方稅負擔の地域的不公平を匡正する手段として考へ得られるのは、租稅收入の分與制度である。此の制度は我國には未だ行はれるに至らないが、外國には既に實例がある。ドイツの Finanzausgleich による譲與制度 (das System der Überweisungen) や、米國の諸州に行はれてゐる分與稅制度 (State-Administered Locality-Shared Taxes) の如きはである。尤もドイツの事例は必ずしも地方稅負擔の均衡化のみを目的として生れたものではなく、その主要動機は他の點に存すると言はれる。即ちドイツに於ける財政調整は、大戰後の聯邦 (Reich) の巨大なる財政需要に應する

ため、從來邦に屬した直接稅の重要なものを中央に引上げると共に、更に之を地方に分與する中央集權化した制度を根幹として、中央、地方に亘る稅制の根本的建直しを行つたものである。又米國の分與稅制度も、州稅として新に設定される、に至つた諸稅 (特に Corporation tax, personal income tax 等) が、從來より存して地方團體の主要稅たりし一般財產稅の租稅基本を侵蝕したことに対する補償を第一の動機とするものである。

乍併之等の制度の運用について見るに、或種の租稅を上級團體に於て課徵し、その稅收入を下級團體に分與することを特質とし、その際上級團體の下級團體に對する統制がなされる。即ちドイツの譲與制度には、邦が聯邦から譲與された稅收入の一部を更に地方團體に分配する際に、邦は市町村への割當額を決定するが、特に所得稅、法人稅及び取引稅の再分配の場合には、貧弱市町村に對して特別の考慮を拂ふべき旨を定められてゐる。米國各州の分與稅に付ても、一旦州の手によつて課徵した稅收入をそのまゝ當該地方團體に還元することなく、一定の基準によつて再配分 (apportion) する場合が多く、又その使途をも指定して

る場合が極めて多い。

尙再配分の基準は税種により又各州により必ずしも一様でなく、道路費、課税財産の所在、財産評価額、稀には教育費、人口數等が用ひられてゐる。斯くて上級團體の統制によつて下級團體相互間に存する負擔の不均衡が調整される所にこの制度の効果が期待されるのである。

ドイツの譲與制度、米國の分與税制度は共に必ずしも圓滑に運用され、満足すべき成果を齎らしてゐるとは言へないものゝ如くであり、種々の缺點が指摘されてゐる。併し又それが税務行政上、税率の増進、評價の公平化、負擔の均衡化に資し得ることに就てもその長所を認められてゐる。

行政組織や財政經濟事情の相違する以上、我國に斯かる制度をそのまま採入れることは不可であらう。併し我國に於ても經濟交通の發達に伴ふ課税物件の地方的不均衡は前述の如く甚しく、更に又現に或種の地方税に就ては、之を國税として統一的に課税したる後地方に分與すべしとの説が提唱されてゐる際であるから、ドイツの譲與制度、米國の分與税制度の如きは参考

——相續稅、所得稅の累進率を引上げて、さうして農村の租稅負擔を極端に輕減しやうと云ふ風な問題が出て居るのであります。斯う云ふ問題の是非を扱ふに當りまして、必ずや此の大所得者が果してどれだけの負擔をして居るか、もう之以上負担する餘地がないかどうか、或は又商工業者が農村に比して軽い負担をして居るかどうか、農村を潤ほして商工業者に重くかけると云ふことが果して公正であるかどうか、と云ふ風な問題をば、可なり問題として考究しなければならないと思ふのでござります。

此の場合所得級別即ち大所得、小所得に於ける負擔關係がどう云ふ風になつて居るかと云ふ事の寫真を撮つて居るかと云ふ所の問題に歸すると思ふのであります。

更に此の問題をば明かにする前に、果して我國に於きまして大所得者が何人あるか、累進稅率を大所得者に餘計増すと云つて、大所得者が居らぬ所に累進稅率を増しても一寸も税は上つては來ない、又地方の附加稅を合して一體どう云ふ風に果して算盤が採れて行くかと云ふ事を考へてみなければならぬ。所得が職業に

考として研究に値する點が少くないと考へる。而して之を税制の機構に採入れるに當つては、地方税の全部に及ぼすことなく、適當なる税種を選択して之に此の制度を探ると共に中央、地方間の税源配分に關する他の諸方法をも混用することが、各方法の長短を相補し得る點に於て最も妥當な方法であらう。

(口) 所得級別及職業別に依る 負擔關係

京都帝國大學教授 汐見三郎君

所得級別及職業別に依る負擔關係は「研究報告」の第一議題の所の市町村民の負擔の現状其の(イ)各種租稅負擔其の(ニ)の所に、所得級別及職業別に依る負擔の區分、さう云ふ題目で問題が與へられて居るのであります。此の問題は非常に重要な問題であります。現に唯今一部の人間問題になつて居る所の經濟政策の建直し——統制經濟とかいろいろの事を唱へて居りますが、其の是非に就ては第二段と致しまして、兎に角今日の新聞にも出て居りますやうに、累進稅率の限度

依つてどう云ふ風になつて居るかと云ふ事の寫真を撮つてみなければならぬのであります。即ち此の問題をば解決する前には、事實我が國に於ける所得の分布がどう云ふ風になつて居るかと云ふ事をば研究する必要があります。のみならず世界各國に於きましても此の點に就きましてはいろいろ研究致して居りますが、一番基礎になる所の材料、即ち此の寫真を何に依つて撮るかと申しますと、統計に依つて撮ることになつて居ります。一昨年我が國で開かれました國際統計會議に於ては、ドイツ統計學者のボルトキエウイ・チと云學者が、此の所得の分配をどう云ふ風に計つて行つたら良いか、それに應じて財政上の對策を講ずることが出来る、其の問題に就いて貴重なる論文をば發表して居らるゝのであります。

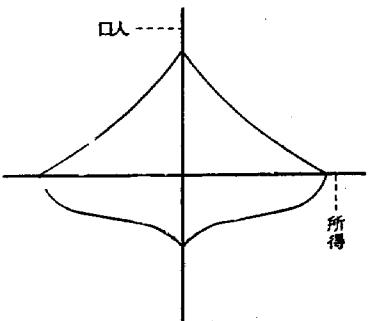
此の寫真を撮るのに二つの方法があります。第一の方法がセンサスをやつて行く——國勢調査をやつて行く譯でございまして、一軒々々に就いてあなたの家は所得が幾らあるかと云ふ事をば尋ねて参ります。其の所得は何處から這入つて居るかと云ふ事をば調べてみる見方です。併し家族の數が何人と云ふ事は、之は統計局から調べたら直ぐ答へて宜しいが、所得に對して

は答へる事は中々出來ない。假令それが出來ても嘘の答で、本當の材料とはならないのです。従つてさう云ふ風な寫眞は撮られませぬ、さう云ふ寫眞と云ふものは擧げられませぬ、其の寫眞は社會の眞相をば寫るものぢやありません。其の結果世界各國で用ひられて居る所の統計と申しますのは、所得稅統計を用ひて居ります。

我が國に於ては所得稅は御承知の通り第一種と第二種と第三種とあります。此の第三種所得稅が——第三種所得稅が丁度此の目的に叶ふのであります。と申しますのは第三種所得稅に於きましては、所得が何處から來たか其の源が出來るのであります。即ちそれが職業別所得の分布であります。次に累進稅率をかけた千二百圓、千五百圓が幾ら上つて行つた、四百萬圓取る人は幾らと云ふ階段が與へられて居ります。之を利用すると我が國の所得分布の寫眞が充分に撮れることになるのであります。それに依りましてどう云ふ寫眞が撮れるかと言ふことを、私は「都市問題」の第四卷第六號に書いて置きましたが、東京市政調査會の小田研究員が矢張り同じ事で立派な研究をして居られます。詳細な數字はそれに譲ることと致します。

其の第三種所得稅統計の結果に依りますと、上圖の所得と、本當の寫眞が撮れて居るかと云ふと、本當の寫眞でないと私は信するのであります。なんとなれば第三種所得稅からは公債の利子がすつかり除かれて居ります。又銀行の領金利子がすつかり除かれて居ります。株の配當は六割しか入つて居りません(四割は——永安事務官から説明がありましたが、四割と云ふものは残されて居る)。それから總べて一千二百圓以下と云ふものは第三種所得には稅金がかかるばかりの間私の友人でありました熊本市の稅務署長をして居られた方が國勢調査の時に熊本市の戸數割を調査しました。同市の戸數割は、所得稅の統計の上だけが出て居る。前掲圖表に於て所得稅線の下部、即ち課稅最低限以下の所を調べてみた結果は獨樂形になつて居ります。本當の無產者と云ふものは死んでしまつて居ります。

やうになつて来る。所得の金額をば縦に取りまして、人數を横に取つて見ます。大所得者と言ふのは一千二百圓と云ふものが大變多くて、エジプトのピラミッドのやうな形を爲して來ます。小所得者一千二百圓と云ふものが大變多くて、エジプトのピラミッドのやうな形を爲して來ます。大所得者と言ふのは一千二百圓と云ふものが大變多くて、エジプトのピラミッドのやうな形を爲して來ます。小所得者一千二百圓と云ふものが大變多くて、エジ



然らば之で以て日本の寫眞が撮れて居るかと云ふと、本當の寫眞でないと私は信するのであります。なんとなれば第三種所得稅からは公債の利子がすつかり除かれて居ります。又銀行の領金利子がすつかり除かれて居ります。株の配當は六割しか入つて居りません(四割は——永安事務官から説明がありましたが、四割と云ふものは残されて居る)。それから總べて一千二百圓以下と云ふものは第三種所得には稅金がかかるばかりの間私の友人でありました熊本市の稅務署長をして居られた方が國勢調査の時に熊本市の戸數割を調査しました。同市の戸數割は、所得稅の統計の上だけが出て居る。前掲圖表に於て所得稅線の下部、即ち課稅最低限以下の所を調べてみた結果は獨樂形になつて居ります。本當の無產者と云ふものは死んでしまつて居ります。

やうになつて来る。所得の金額をば縦に取りまして、人數を横に取つて見ます。大所得者と言ふのは一千二百圓と云ふものが大變多くて、エジ

からない事になつて居りますから、統計に現はれて居りませぬ。第三種所得稅で表はれて居る所の職業別及び所得級別の所得の分布なるものは、日本全體の數に致しますと僅かになるのであります。六大都市で研究して見ますと、小田研究員の研究なすつた所で一一・五%、それから日本全國の都市で一〇・三%，町村では三・七%，百軒ある中の十軒だけの寫眞が撮れる、百軒ある中の三軒か四軒が撮れて居る。是だけで以て日本の農村と商工業者の負擔がどうだとか、それから又大所得者にどれだけ累進稅率をかけよと云ふ風な議論の根據とするには、此の寫眞は餘りにぼけて居ります。それで租稅の見地から見ますと、戸數割と云ふものは立派な稅金であります、所得稅より餘程進んだ稅金であります。其の點に付きましては神戸博士と永安事務官から御説明がありました。一寸之を簡単に申しますと、地方稅に關する法律施行に關する件、勅令でござります。其の勅令に「戸數割總額中納稅義務者ノ資產ノ狀況ニ依リ資力ヲ算定シテ賦課スベキ額ハ戸數割總額ノ十分ノ二ヲ超ユルコトヲ得ズ」——其の資力をござります。所が其の所得と云ふものゝ状態は、算定して戸數割總額と所得と兩方は調べる譯でございませんが、之で見ますと所得と云ふものが、餘程戸數割を賦課する上に於きまして、大事なものとなつて來るのであります。所が其の所得と云ふものゝ状態は、どうして調べて行くかと申しますと、所得稅と違つて大變進んだのであります。所得は理窟の上で——實際は私知りませぬ、紙の上では非常に進んだものであります。例へば地方稅に關する法律施行規則第二十條に

「戸數割納稅義務者ノ資力算定ノ標準タル所得額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ計算ス」第一番に國債の利子から銀行預金利子もすつかり合算して計算せらるゝ事になつて居ります。所が此機會に於てさう云ふ風に所得稅もしたらどうかと云ふが、課稅の上に於て出来ない。戸數割が本當に行はれて居るものなら——本當はどうか知りませぬが——稅務署の得せぬ事を市町村で立派にやつて居られることになる譯です。

能く聞いて見ますと、市町村の戸數割に對するところの事務と云ふものは、さう都合良く行つてないさうであります。紙の上ではうまく行つて居る事になつて居る。永安事務官の御報告に依りますと、市の中で戸數割を取つて居るのが全國の六割七分であります。三割三分の所は所得稅附加稅とかの代稅でやつて居りますが、六割七分と云ふ大部分のものは戸數割でやつて居られる。其の戸數割の統計——戸數割の寫真をば、熊本で撮りました寫真であります、之は複製致しまして學會に報告する積りであります。どうぞ、各都市も本當の姿の所得稅と云ふものを、唯だ一割だけとか三分だけとか、——之は僅かな町村であります、一割で後の九割はぼやけて居る、さうではなく眞の姿

と云ふものを、財政統計——戸數割の財政統計は六七分のものを合せて、はつきり撮つて戴きますと、此の財政統計をば基礎に致しまして、國稅の徵り方、例へば市町村稅戸數割に累進稅率を課する事が善いか悪いかどうか、營業収益稅と營業稅との關係とか、特別地稅と地租の關係等、いろいろな問題が解決されると、非常な、之は、額になりますから、家屋稅でも家屋稅附加稅の中で、本來の家屋稅附加稅と、戸數割代稅の家屋稅附加稅とはつきりして居りませぬ。で永安事務官の如き斯う云ふ御研究には便利な地位に居られて、可なり研究は出來ましたが、世間發表の「地方財政概要」と云ふ統計で見ますと、之はと云ふ所が雲の中に包まれて、曖昧模糊として居られると事ふ事、之が地方稅に關する統計であります。地方稅統計も國稅統計に劣らぬそれ以上の不備の點があるかも分りませぬ。此の點がはつきり致しませぬ。其の寫真を土臺にして、市町村民の租稅負擔に對する根本策が立直され、立派な資料を與へるのぢやないかと私は信ずるのであります。

(八) 宅地租附加稅低減の要求

宇治山田市長 福 地 由 康君

市町村の負擔の御研究に當りまして、實際的に負擔の上から現下大問題となされて居ります所の宅地租の附加稅激増に付きました、一應御話を申上げてみたいと思ふのであります。

御承知の如く昨年の議會に於きまして、減稅法案と云ふ麗はしき名の下に、地租法の改正案が提出されました。ロンドン軍縮會議の結果海軍補充計畫に不要を生じたる餘剰の財源を以て減稅する、斯様な美名の下に提出された地租法案であります。然るに事實に於きましては、宅地租に對しては嘗てない大増稅と相成つて居るのであります。

宅地租の本稅は昭和六年度に於きまして一千九百萬圓であります、それが此の改正地租法に依りまして貳千四百萬圓と相成つて、五百餘萬圓の增稅が宅地に課せられたのであります。更に府縣附加稅——北海道及府縣附加稅、之は制限を標準とした計算の數字に依りて居るのであります。

ますと、六年度に於きまして六百四十七萬圓、それが七年度に於きましては二千八萬圓と相成ります、即ち一千三百六十萬圓と云ふ大増稅であります。各市に於きまして平均の增加率が、普通三、四倍、多くは七倍、八倍に達して居ります。當名古屋市の如きは市部郡部の經濟區分がありますが爲に、一倍七割と相成つて居りますが、郡部であります所の豊橋は四倍三割、岡崎は三倍五割、一宮は三倍五割、瀬戸は四倍一割、九州に於きまして戸畠市が七倍四割、別府市は七倍九割、門司市は八倍三割と相成つて居ります。更に之が各納稅者に對しますと十五倍、十六倍、二十倍に達するのであります。

斯かる增稅は實に前代未聞であります。過ぐる金澤市に於ける全國市長會議に於きましても、此の件は非常なる問題と相成りました。各種の狀況を承りますに、到底斯かる令書を出すことは出來ない、何んとかして貰ひたいと言ふことを縣當局に陳情して居り、其の答を得る迄は令書を出さないと云ふ市もありました。或は法に依つて已むを得ず令書を出しが、けれども、斯かる亂暴な增稅に對しては滞納處分等を致す事は斷然出來ないと云ふ人もありました。兎に角此の問

題は全國的に重大問題と相成つて居るのであります。殊に之は市街地のみでなく一般に宅地であります。總額から申して縣の附加税の制限に依りまして一千萬圓の増額で、此の中市だけの統計を取りますと——まだ八十七市だけしか纏つて居りませぬから、約之に二割は増すと見て戴き度い——六年度の縣税附加税額が三百十萬圓、それが七年度に八百八十萬圓と相成つて居ります。之は大都市がありますから總體の歩合は専いやうであります。之でも二倍八割となつて居ります。でありますから二倍と云つても約一千萬圓と言ふものは市を除く町村の宅地に増税を受けて居ります。ものは市を除く町村の宅地に増税を受けて居ります。

決して之は市のみの問題ではないのであります。同法の骨子は、從來の地價標準を改めて、賃貸價格を標準とすると云ふことになつて居ります。此の賃貸價格に直しまするに付いての議論を拜聽致しますれば、或は東京の丸の内に於ける三菱の如く、其他貴族富豪の大邸宅が、從來安い租税を拂つて居る——不當利得をして居る、斯う云ふことが寧ろ重なる議論の種となりまして、此の地租法が通過して居るやうに思はれるのであります。又吾々もうつかりして居りますて、當時諸新聞紙に依りまして、反對論を唱へるのは

ます。

然し乍ら之に對する北海道府縣の附加税などで、貴族院に於きましても相當議論に上つて居りますが、議事録を熟讀致しますると附加税の激増に付いては適度の方法を設けて、之を避くるやうにして貰ひたいと云ふ希望決議を附されて居ります。事實に於きましては何等講ぜられて居ない。又當時政府當局の説明に依りますと、急激なる増税はしない、昭和十二年度迄七年に亘つて、増すものは遞増をする、減するものは遞減をすると云ふ説明が附されて居るのであります。之も事實に於きましては、府縣の收入の激變を來さざる趣旨からして合計額に於きまして遞減遞増をする規定になつて居ります。各納稅者に就きましては、何等激變を防ぐ爲の講究をされて居ないのであります。本税に於きましては、賃貸價格が如何に高くなつても三倍八割を超ゆるべからず、而して之に對しては井上藏相が激變を避くる爲と云ふ説明を附されて居ります。本税に於きましては斯く如き制限を設けてあります。けれども附加税に就ては何等制限を設けて居ない、其の爲に十何倍と云ふ増税を敢てせらるゝ結果と相成つたのであります。

富豪階級の無理押しをせんが爲であると傳へられた。全國的に見ますと斯様なものは極小部分であります。大體の宅地所有者は、祖先傳來繼承したる所のものであります。一族安住の城廓であります。嘗て賃貸と云ふ事實はなく、附近の振合等に依りまして、一坪何程と云ふ評價は下されますけれども、事實に於きまして其の宅地に何等收入はないのであります。之に對して何倍十何倍と云ふ増税を遽かに課する事は、穩かでないと云ふことは、殆ど議論の餘地はないと思ひます。又賃貸されて居りまする處の土地が、大都市に於ては相當あるやうでありますけれども、之とても借地借家法の實施以來土地の價格は、大部分地上權に歸屬して所有權と云ふものは三倍四倍程度で實價を有するに過ぎないであります。地代が安いから地上權が高いと云ふことはよく聞く所であります。然るに此の所有者に課する所の地租に多額の課稅を敢てすると云ふ事は、妥當を缺くものと思ふのでござります。此の理由を以ちまして唯だ一率に賃貸價格に依ると云ふ課稅法は甚だ面白くないと思ふのであります。けれども既に兩院を通過し法律と相成りました以上、今直ぐに改正すると云ふことは事實に於てむづかしいだらうと思ひ

此の事に付きましては、吾々は到底市街地の負擔は堪へ難きことを考へまして、内務大藏當局の方々にいろ／＼御陳情申上げましたので、御理解を得て幸にあります。然るに各府縣に於きましては、此の不均一賦課を爲し得ると云ふ勅令を出して戴いたのであります。然るに各府縣に於きましては、此の不均一の賦課をする——宅地租の輕減をする其の補填財源は、矢張り其の他の地租即ち田畠租に幾分増すと云ふ事に相成りまする爲に、農村の議員が反対されるのであります。折角吾々が輕減を見ることになつて喜んで居るのに、幾分でも増して貰ふことは反対である。折角勅令を出して戴きましたのに、全國に於ては此の勅令に依て緩和されましたのは僅かに四縣、各府縣の様子を見まするに、餘程此の關係からして實行困難に思はれるのであります。内務省に於きましては今後共督勵して、御實行をして下さると云ふことを承つたのであります。併し斯かる租稅は到底吾々の堪へ得ざる所でありますからして「不均一賦課を爲す事を得」と言ふ位の事では之は安心することが出来ない、どうしてもこれは法律を以て宅地に對しては相當の制限率を定めて貰ふ、即ち凡そ前年の程度に制限を置いて貰ふ、

——賃貸價額に依ること、相成りました爲に、本税に

於て相當の税額に上つて居りまする、最高三倍八割迄上つて居ります、この増加に依りまして、當然附加税もそれだけ増加するのでありますからして、率も前年一定程度に定められても附加税は相當に上るのであります——是非率は前年度程度に於きましての法律の改正を願ひたいと斯様に思ふのであります。

唯だ此の問題に付きまして、私等の心配致して居りますのは、唯今申上げました如く、農村の誤解より生ずる反対であります。誤解ではない、今日では府縣が緩和の爲に、緩和補填財源として田租に幾分の増額をせらるゝ傾向と相成つて居ります爲にこれに反対をして、延いては此の宅地租附加税の緩和の反対をせられます。賃貸價額の爲に幾分本税が減つては居るけれども、課率に於て三十四が八十二と相成りました爲に、當然二倍以上の増額を來して居るのであります。決して市街地だけでなく、吾々は農村の負擔輕減と云ふことに付きましても、亦多年希望し來たつた者でありまして、農村の隆昌は取りもなほさず都市の隆昌で

分の増税をせられて、之を補填せられるか、或は行政整理などと云ふやうな事を多年朝野共に要望し來たつたのでありますから、此の思ひ切つた實行に依りまして實現をして戴きます。之は私等町村各位と共に協力して、此の財源の捻出に當りたいと思ひます。

兎に角差し當り斯の如き急激なる増税は、何んとしても、黙視することは出來ないと考へまして、目下此の法律を制定して戴きますことに付きまして、各自協力して運動致しつゝあるのであります。どうぞ各位に於かれて相當の御力添へをして戴きたいと希望致します。

(二) 地租附加税重課緩和方法の要求

徳島市議員 豊川宗一郎君

私が出して居ります題目は、唯今宇治山田市長より詳細に涉りまして宅地租附加税に就きましての御意見がありました。私の申上げる事も大同小異のことで御座いますから、敢て贅辯を要する迄もないとは思ひま

するが、一言述べさせて戴きます。

私共徳島市に於ても徳島縣内に於きまする宅地租の非常な増徵されましたことに付きまして、徳島縣に於ては相當問題になつたのでござります。既に潜行的に市當局及有識者は運動をされて居りますが、其の運動は可能性があるかどうかと云ふことは、唯今に於きましては疑問に屬して居りますが、總べてのものが激變な増加をされたと云ふ事に就きまして、憂慮を致したのでござります。

唯今宇治山田市長の申さるゝ如く、各市の比例を擧げて増加率の御話がありましたが、私共の地方に於きました、最も高いのは十何倍の増加を致して居るのがあります。而して此の率を平均しますると約四倍程の増加をされて居るのですが、私共の地方に於きて居るかと思ひますが、縣稅の附加税が多く本年増加されて居ると云ふ事になるのであります。宅地租が僅か五萬何千圓——それに對して増加さるべき所の縣稅の宅地租附加税は五萬四千圓程本年多く増加せられる、斯様な現状なのであります。而して小都市に住んで居ります者は、御承知の通り一昨年から家屋稅の附

あります。農村を苦しめて市街地のみ輕き負擔をすると云ふ考は有たないのであります。茲に法律の改正を要するに當りまして、折角減りました處の農村の負擔を過重すると云ふ事を必ず避けたいと思ひます。下りましたものは下つた儘にして、さうして此の宅地租の無理な激増を緩和して戴きたい。

唯ださうなりますと、此の緩和に依つて減額を來す所の府縣の收入を如何にして之を補填するか、府縣が大變困りはしないか、之が大問題であります。之を考へなければいけないぢやないかと云ふ御説であるのであります。併し乍ら、成程府縣の收入を減ずると云ふことは、府縣の事業の上に差支を來すであらうかども其の爲に斯の如き無理な、斯の如き亂暴な租稅は、斷じて承認することは出來ない。或は課稅の上に制限を置くと云ふ御説であります。けれども、御説をしないやうに制限を置いたのであります。無理な増稅をして一部の者を苦しめると云ふことは、先づ之を避けることが先決問題であります。そうして此の補填材料を如何にするかと云ふことは、第二段に研究すべきものと思ふのであります。此の宅地租のみならず一般に幾

加稅が、家屋稅が賃貸價格に變りまして、私共の邊りでは、縣の家屋稅本稅が十六萬幾千圓のものが、二何萬圓に一昨年大増加されて居る、而して本年は宅地租附加稅が又増加されました。斯様な狀態になつて居りますが、之は地方に依つて變つて居りますが、私共邊りの田舎の都市に於きましては、宅地を有つて居る者は必ず家を有つて居る、家を有つて居る者は必ず宅地を有つて居る、斯様な現狀になつて居りますする關係上、一昨年からは家屋稅が非常な増徵をされまして、尙又本年、宅地租に非常な増徵を受けると云ふことになりますと、納める者は同じ人でございますが、納める者は一人で、同様に納めると云ふ事は、兩方から増加されると云ふ事になる場合でございまして、此の負擔に付きましては、市の當局及市在住の人々は憂慮に堪へない次第であります、此の事に就きましては、唯今宇治山田市長の申されます趣旨と何等選ぶ所が無いのであります、之が爲に諸君の御考慮を煩はしたいと考へまして、一言附加致す次第で御座います。

ことを考へて見ますと、之は御承知の通り引續く財界の不況が一大原因を爲すのであります、もう一つは課稅の不公平である、斯う云ふ不公平の下に滞納する者が又尠くないと、私は考へるのであります。尙其の外に小さい不平を申しますれば、或は市町村に消費、浪費、亂費と云ふやうな事から滞納者が出来て來やしないか、又澤山の稅金を納める人は利息の計算より之は納めて置かないで、一遍遅れゝばどの位の利子があると云ふやうな事から納めないものがあるかも知れませぬが、要するに課稅が不公平だと云ふことが、大なる原因を爲して居ると云ふ事を發見したならば、此の不公平を出来る限り公平にすると云ふことは、爲政者として、又理事として、當然考へなくちゃならぬと私は考へるのであります。

現今此の思想が悪化しつゝあるの時であります、財界の不況と相俟つて、此の負擔の加重と云ひ不公平と云ふことが、滯納者の増加する原因であるとしたならば、之をどう云ふ點が不公平であるかと云ふことを考へて見る。今宇治山田市長から宅地の稅金が非常に高くなつたと云ふ御話がございました、之を全國的に見ましたならば無論さう云ふやうな傾向になつて居り

(ホ) 計量器の課稅と特別戸數割の創設を提唱す

東京府駒澤町會議員 佐藤唯吉君

私の提案致しましたのは、計量器に課稅をする、それから金持に紳士稅として特別戸數割を賦課する法律を制定して貰ひたいと云ふ提案になつて居ります。

それで専餘論と致しまして、其の依つて得たる所の剩りを以てさうして自轉車稅を撤廢する、それから自動車の市町村附加稅を半減程度にして貰ひたいと云ふ結論になります。今市町村の財政經濟が年々膨脹致しまして、其の財源には非常に窮乏しつゝあるの時であります、更にその財政經濟を膏して居るものは滯納者の續出であります。この滯納者が多くなるに従つて、既定の豫算を遂行することが出來ないと云ふことになつて居る市町村が、可成り多いやうに聞き及んで居るのであります、國家も矢張り其のやうな狀態で、赤字に苦しんで居ると云ふことであります。

一體何が故に斯の如き滯納者が多くなつたかと云ふ

まづかは知りませぬが、私共の住んで居ります東京の郊外駒澤町邊りとは非常な趣を異に致して居ります。私は此の宅地租は大體に於てもつと取つて良いと云ふ考を有つて居ります。私の方の昨年度の豫算から見ますと、家屋稅附加稅は總額の六割一分と云ふ戸數割の代稅であります。それで雜種稅は多く自轉車稅でござります、それから府稅營業稅附加稅、斯う云ふものを作りますと七割二分何厘と云ふのが町稅になつて居ります。家屋稅は御承知の通り借家人の轉稼せらるゝものであります。自轉車の如きは、小賣商人、大工、其の他の職人等が、電車に乗るより自轉車の方が便利である、又仕事に行くとか、御用聞きに、非常に都合が良いものである、府稅營業稅附加稅の負擔と云ふもの的小市民の負擔である。然らば町稅の七割と云ふものは小市民が負擔すると云ふ事になつて居ります。有產階級の負擔と云ふものは軽いと云ふことに歸着するのであります。さう云ふやうな譯でありますと、今宅地に付いてみますと云ふと、賃貸價格が例へば坪八錢と言へば百坪八圓と云ふことは、實際の貨地の負擔を見ますと、十六錢、二十錢、二十五錢と云ふ負擔になつて居る。此の課稅の標準となる處の賃貸價格其の

ものは實際に金を取つて居る所のものよりも半分若くは三分の一の値段で以て評價されて居る、さう云ふやうな次第でありますからして、この土地を貸して居る所の負擔と云ふものは、軽きに失するのであります。

又家屋税の方から見ますと、五百圓の賃貸價格が假りに附いて居りまして、年額五百圓と云ふものは月六十圓の家賃で七百二十圓の收入があります、それを四割を減じて五百圓の賃貸價格と致しまして、此の一年の府税、町村税と云ふものゝ二つを加へますと、年額三十三圓幾らの負擔である、土地百坪の負担が幾らかと云へば五圓なんぼしかかゝらない、百坪假りに十六錢に貸したならば一坪は一個年に一圓九十二錢になりますから百九十二圓の收入があります。之が凡そ家屋税の五百圓と云ふものに匹敵致しますならば、六百坪の地所と稍や同じやうになつて來ます。先程も町村の附加税が非常に多いといふ御話であります、私共の町に致しますと、今迄は段別割をかけて居りました、段別割の町税總額一萬五百圓ばかりである。所が此の地租法の改正以前は、町税と云ふものは七千九百圓ばかりで、約二千五百圓と云ふものが減せられて居ります。斯う云ふ状態でありますから、全國の小市町村と大都

しては知りませぬが、私の方の町に於きましたては、十五錢づゝ毎月損料として徴收されて居ります、此の計量器は吳服屋で物尺を使ひ、酒屋で秤を使ひ、米屋で秤を用ひる、是等の商賣をする處の度量衡と何等異なる處はない、瓦斯は何糸使つた、瓦斯會社が瓦斯を賣つた其の量を計る爲に設けてあるのであります。大資本家が自分の營業にして居る處の物を賣るのに、其の計量器に就いては損料を取ると云ふことは、極めて不合理であるから、之には市町村で税金をかけて、さうして幾分町民の負担を輕からしむると云ふことは、必要ぢやないかと私は考へる。今假りに月十五錢取るとしたら年額一圓八十錢の損料を拂つて居る、之に對して年額一圓内外の税金を取ると云ふことは、市町村としては極めて合理的ぢやないかと思ふ。

それから特別戸數割を今迄各市町村で以て、家屋税を賦課せざる所の特別戸數割とは違つて、紳士的に非常に澤山の收入があり、生活に困らないと云ふ者に、自分の安住の土地——町村を維持する爲に税金を出して下さると云ふことは、是は至極尤もなことぢやないかと云ふ事は、どうかと云ふと、所得の計算と云ふものが極めて最小限度に見積られて居る、實際非常な收

市の郊外とは、非常に趣を異にして居りますから、一律に此の宅地租の改正と云ふ事に同意をすることは出来ないのであります。斯う云ふ譯でございまして、非常に家屋の負担と云ふものは重くて、土地を有する者の負担と云ふ者は極めて軽いのであります、でありますから斯う云ふ状況から推測致しまして、家屋を有つて居る者は、あそこの土地は坪二十五錢で借りて居るが、どの位の收入がある、あの土地で税金を幾らくり貰へない、自分達の税金が多いと云ふ事から滞納者が多くなつた、之は尤もだと私は思ふ。斯う云ふ次第でありますから、宇治山田市長の仰せられたやうな、事情とは趣を異に致して居りますから、同一の改正に就ては、先程申上げました通り同意する事は出來ない。

それからまちくになりますが、瓦斯や電氣の會社で以てお互の家にメートルがかゝつて居ります。瓦斯や電氣のメートルに付きましては、他所の方に於きま

入があるにも拘らず、最小限度に見積られて、其の税金を出して居る。斯様な税金は専いのでありますて、例へば年額三千圓位の確定收入のあるものに對しては、特別戸數割をかける、不確定收入が凡五千圓位の程度から特別戸數割をかける、何を不確定とするかと申しますれば、家賃なんかの計算と云ふものは、之は不确定收入であります、此の地方にあるかどうか知りませぬが、東京邊りには隨分人の悪いのがありますて、僅かに一個月位の家賃を入れてそこに住んで、一年も二年も家賃を拂はない、さうして引越料を貰はなければ立退かないと云ふものも随分あります、又不況に祟られて一年も二年も三年も入れないで居る、或は半年、一年づゝ忘つて居ると云ふのは當り前と云ふやうな状態で、本當の賃貸價額に依つて税金を取られる收入と云ふものは見られないであります。斯う云ふやうないろゝの種類がございませうが、收入金年額五千圓位の收入、それ以上の收入に對しては、特別戸數割をかけると云ふやうにしたならば、非常に良いと思ふ。

自轉車税を何故に撤廢するか、自轉車は御承知の通五十圓か六十圓で買へます。小市民が五十圓、六十圓

と云ふ纏つた錢を出して、自分の下駄の代りにして乗つて歩く處のものであります。曩に通行税を取る事は非常に悪税であると云ふ事で、此の通行税は撤廢されました。然も自分の足で運んで歩く自転車から、然も莫大な税金を取ると云ふ事ば、甚だ不合理である、駒澤町の例に依りますと、府税と町税とを合計致しますと六圓が少しがけて居る、昨年あたりの段別割はと云ふと、一段に就て二圓づゝ取つて居ります、宅地は坪二十錢か三十錢の負擔をかけて居るが——其の三段歩に相當するものを自転車は一臺で拂つて居るから、此の税金は不合理でないかと思ふのであります。

自動車はどう云ふものかと云ふと、東京邊りへ参りますと、三四哩もある所で、値切るものは三十錢か二十錢で行く、先づ五十錢も出せば東京中廻つて歩かれると云ふやうな有様であります、之で滞納はどうかと調べて見ますと、滞納者が多いのであります。でありますから之はどうであるかと云ふと、自動車の乗車賃が安くつて收入が少いが爲めに、此の地方附加税と云ふものを、納めないと言ふことに歸着するのではないかと思ふのであります。之を駒澤町に致しますと、本税一圓に付て八十錢附加して居りますが、之を半分の

元裕福者が相當にある。之等に對して特別戸數割を負擔せしめることは至當と考へるが、未だ妙案といふものがない。各位の御考慮を煩はして示教を仰ぎたい。

(ト) 下水道改良事業と受益者負担

委員會事務官 西 村 輝 一 君

都市の、重要な衛生施設の一として、下水道改良の急務なることは、今更繫説を俟たずして明なる所であつて、各都市當局に於ても、夙に其の必要を痛切に感ぜらるゝと同時に、之が實現に付て折角御攻究になつて居ること、思ふ。加之、下水道築造の準據法である下水道法が制定せられて以來既に三十年を経て居る。同法の規定は今日より觀れば無論完全なりと謂ふことは出來ないであらう。現に第三回全國都市問題會議に於ける報告中にも其の改正意見が表はれて居る様な次第であるが、制定當時の立法としては、事業の執行に關して、可なりの便宜が與へられて居る様に思ふ。更に都市計畫法が制定せられたことに依りて、獨り下水道の改良のみに限る譯ではないが、都市計畫事

と云ふ纏つた錢を出して、自分の下駄の代りにして乗つて歩く處のものであります。曩に通行税を取る事は非常に悪税であると云ふ事で、此の通行税は撤廢されました。然も自分の足で運んで歩く自転車から、然も莫大な税金を取ると云ふ事ば、甚だ不合理である、駒澤町の例に依りますと、府税と町税とを合計致しますと云ふと、一段に就て二圓づゝ取つて居ります、宅地は坪二十錢か三十錢の負担をかけて居るが——其の三段歩に相當するものを自転車は一臺で拂つて居るから、此の税金は不合理でないかと思ふのであります。

自動車はどう云ふものかと云ふと、東京邊りへ参りますと、三四哩もある所で、値切るものは三十錢か二十錢で行く、先づ五十錢も出せば東京中廻つて歩かれると云ふやうな有様であります、之で滞納はどうかと調べて見ますと、滞納者が多いのであります。でありますから之はどうであるかと云ふと、自動車の乗車賃が安くつて收入が少いが爲めに、此の地方附加税と云ふものを、納めないと言ふことに歸着するのではないかと思ふのであります。之を駒澤町に致しますと、本税一圓に付て八十錢附加して居りますが、之を半分の

四十錢にする、斯う云ふやうな程度に自動車の税金を下げて貰ふ、特別戸數割に依つて得る所の收入の一部を、自転車の税金を撤廢し、一部を自動車の方の附加税を減少すると云ふ事にして貰ひたいと云ふ事を提議する次第でございます。

(ヘ) 特別税戸數割税を家屋税と併課し市税の緩和を圖る方法に就て

徳島市會議員 市 橋 九 平 君

市税に家屋税を賦課するの外、特別戸數割税を賦課し、以て負擔の公平を期すると共に、潤滑せる地方財政の緩和を圖りたい。

我が徳島市の如きは從來の慣例として市税に家屋税を賦課するも、特別戸數割税の賦課がない爲め甚しく負擔の公平を缺いておる。凡そ家屋を所有するものは勿論家屋税として市税を負担するも、家屋を所有せざるが故に家屋税は勿論他に何等の負担を爲さず、而かも市外に於ては多額の不動産を所有し且つ株式、國債、社債を所持し金錢貸等を爲し（非營業）極めて手

業として執行する場合に於ては、一層の便宜が與へらるゝこと、なつて居るのである。然るに全國各都市に於ける該事業施行の状況を觀るに、最近其の筋に於ける調査に依れば、下水道改良工事完成又は工事中のものは大體左の通りであつて、我國に於ける該事業の前途は眞に遼遠であると云はねばならぬ。

北海道	○函館市、札幌市
東京府	東京市、大崎町、千住町、王子町、
京都府	稟鳴町、高田町、大久保町、北豊島
神奈川県	郡東部下水道組合（南千住町、日暮里町、三河島町）、西稟鳴町、尾久町
兵庫県	○神戸市、○明石市
長崎県	○長崎市
新潟県	○長岡市
埼玉県	川越市
群馬県	高崎市
三重県	○津市、○上野町、○富洲原町
愛知県	○一宮市、岡崎市、○名古屋市、豊

橋市

靜岡縣

靜岡市

宮城縣

○仙臺市

福島縣

○福島市

鳥取縣

○鳥取市、○米子市

岡山縣

○岡山市

廣島縣

○廣島市

山口縣

○下關市、山口市、岩國町

愛媛縣

○松山市、大洲町

福岡縣

○若松市、小倉市、福岡市

大分縣

○大分市

鹿兒島縣

○下關市、山口市、岩國町

長崎縣

○長崎市

佐賀縣

○佐賀市

熊本縣

○熊本市

大分縣

○大分市

宮崎縣

○宮崎市

鹿児島縣

○鹿児島市

鹿児島縣

○鹿児島市

鹿児島縣

○鹿児島市

して居る。次には第一區に屬する區域（芝、麻布、赤坂、麹町、四谷、牛込、小石川及日本橋の八區並神田、京橋、下谷區の一部）の幹支線の一部を第一期事業として、豫算額二千萬圓を以て、大正九年に工事を着手したのであるが、彼の大震災の爲に、殘餘の工事は復興事業として之を執行することゝして、繼續費を打切ることゝした、此の所要決算額は約四百三十一萬圓である。而して復興事業として、右の殘工事と第三區に屬する區域（本所、深川の兩區及京橋區月島）中の幹支線分場及唧筒場等の一部を併せ執行した、此の經費が約三千九百六十六萬圓である。此の外山手方面に於て急施を要する箇所を斷片的に選びて速成工事

備考 ○印は完成のもの其の他の工事中のもの

前記の外に計畫の既に確定し又は著しく進捗して居るものもあるべく、又前記中に工事中となり居るもの

でも、既に完成したものもあるであらうが、同時に事業完成の部に屬する都市に於ても、完全なる汚水處理場を有するもの又は其の市域の全體に涉りて事業の完成せるものは少かるべく、例へば第一期に屬する事業を完成したりと云ふに止りて、續いて第二期、第三期として施行する關係にあるもの専なからざるべく考へらる。下水道改良事業が、焦眉の急務なるに不拘、如

此遲々として進展せざる所以のものは、各都市共に緊急捨て置き難き事業の山積せる等、素より已み難き幾多の事情の存在することは、素より申す迄もなき處であるが、其の主因としては、究極する處財源の問題に歸着するのである。而して所謂財源の捻出に付ては、各都市に於て之亦殆んど遺漏なき迄に攻究詮索し盡されて居ることゝ思はるゝのであるが、彼の受益者負擔が下水道改良事業の財源として、特に恰好のものであり、從て該制度を運用することに依りて下水道の改良が道路、河川、運河の改良事業等と違ひ、比較的容易に施行得るにあらざるかと思料さるゝを以て、茲に都市計畫事業として受益者負擔金を財源とするものゝ事例を掲げて参考に供したいと思ふ。

東京市下水道

東京市の下水道は市の全區域を第一區、第二區及第三區の三大排水區に分ちて計畫を立て、其の第二區に屬する區域（淺草區の全部、下谷區の大部分及神田、本鄉兩區の一部）を第一期事業として明治四十四年工事に着手し、爾來十有餘年間工事を繼續して、大正十二年に至り大震災に遭遇したのであるが、其の當時には殆んど工事を完成し、經費約千四百八十萬圓を支出

として、大正六年より四ヶ年間に涉りて工事を施工し、其の後尙引續き第一區第三區に亘りて速成工事又は失業救濟事業として施行したものがある、此の經費は新舊合せて約千七百六十七萬圓となる。更に今後全部の計畫を完成するには尙約五千四百萬圓を要すとのことであるから、全部を合計すれば總工費は約一億三千四十四萬圓となる。而して之れが財源として、各排水區毎に事業費の三分の一を當該區内に於て、受益者なき土地の面積と、受益者の土地の面積とに按分したる後者の額を受益者をして負擔せしむることになつて居る。今各區に於ける負擔額を表示すれば左の通りである。

排水區	總額	三分之一 賦課の基本となるべき事業費	摘要	
			排水區總面積	一坪當負擔金額
第一區	八六、五五六、八四七	二八、八五二、二八二	一四、八六九、〇〇〇	（坪）一・九四〇 豊島を含む
第二區	一四、八〇四、〇八八	四、九三四、六九六	二、〇一九、〇四二	二・四四〇 確定
第三區	二五、五一二、三四八	八、五〇四、一一六	三、三二八、一六八	二・五五〇 豊島を含む
合計	一二六、八七三、二八三	四二、二九一、〇九四	二〇、一二六、二二〇	二・〇九〇（坪）均

備考

本表の事業費總額が前述の金額と多少の相違あるは、受益者負擔金を賦課する場合には事業費より色々のものを控除し又寄附金を加算して計算する等の爲である。要するに本表の金額は負擔金賦課本位になつて居るからである。

東京市郊外下水道

東京市の郊外に於ける下水道改良は、分立せる各町村毎に各別に施行することは不得策であると云ふよりは、寧ろ不可能なりと云はなければならぬ。さればとにかく其の全體を一括して不可分割的に計畫を立つるときは、却て各町村に於ける事業促進の機運を抑制するの結果となる虞がある。依て一の特例として、各町村毎に分割して執行し難きものと、各町村單獨に執行し得るものとを分別して各別に計畫し、前者は上級行政廳か又は町村組合を組織して之を執行し、後者は所屬町村に於て其の財政を考慮して、隨時單獨に執行することとし、兩者相俟て郊外下水道改良の完璧を期するの方針を探ることになった。昭和五年三月東京都市計畫として決定したる「郊外下水道」は上述の方針に基いたものであつて、其の大要は左の通りである。

るが、其の内發展の著しき近郊四十一ヶ町村を限り、其の全區域總面積四千三百一萬三千坪を下水排除區域とし、地勢に依りて砂町系統、三河島系統、石神井系統及羽田系統の四系統に分割し、各系統毎に處分場、唧筒場を設け、且つ二ヶ町村以上に跨る幹線管渠（總延長十一萬二千五百七十米）を布設する計畫であつて、總事業費概算六千百萬圓である。

以上の計畫は僅に三河島系統に屬する管渠約四千米を、東部下水道組合の事業として、目下執行しつゝある外、未だ完全工事著手の運に至らないのであるから、其の財源等も素より不確定であるが、孰れの行政廳に於て之を執行するとするも、必ずや受益者負擔金を賦課することは免れないであらう。從て假に東京市下水道受益者負擔の例に倣つて賦課するものと見て其の負擔額を算出するときは左表の如くである。

各系統	事業額	費	排水總面積	一坪當負擔額	摘要
砂町系統	九、〇一五、〇〇八四	三 分 一	六、八八三、〇〇〇坪	四三六	總額
	三、〇〇五、〇〇三四				事
					業

三河島系統	二、九〇八、四八二	九六九、四九四	三〇三九、〇〇〇	三二〇
石神井系統	一九、一四八、七六二	六、三八二、九三〇	一四、一一〇、〇〇〇	四五二
羽田系統	二九、九二七、七四八	九、九七五、九一六	一八、九九一、〇〇〇	五五二
合計	六一、〇〇〇、〇〇〇	二〇、三三三、三三三	四三、〇一三、〇〇〇	四七二
				(平均)

更に各町村に於て單獨執行すべきものは、前記計畫に屬せざる支管渠渠其の他前記計畫の實現する迄の間隨所に放流せしむる爲に必要なる工事等であつて、千住町、大崎町、王子町、巣鴨町、高田町、北豊島郡東部下水道組合（日暮里町、三河島町、南千住町）大久保町、西巣鴨町、尾久町の十一ヶ町村は、現在既に其の第一期工事を完了し又は目下工事中であつて其の内二、三を除きては、財源として受益者負擔金を賦課することになつて居る。其の負擔額を表示すれば左の如くである。

町名	排水區	賦課の基本となるべき事業費	賦課額	排水區面積	負擔額	摘要
王子町	北豊島郡高田町	三、〇四七、五三五 <small>円</small>	一、〇一五、八四五 <small>円</small>	五七三、三三三 <small>坪</small>	(有租地)一、〇二八、六三九 <small>坪</small>	(受益者ある土地)
合	道灌山排水區	一、七二〇、〇〇〇	五七三、三三三 <small>円</small>	一〇一、七六五	五〇二、五七八 <small>坪</small>	一坪當
三河島町	道灌山排水區	一、七二〇、〇〇〇	五七三、三三三 <small>円</small>	二五、四四一	七三、二九六 <small>坪</small>	事業費の三分の一を受
南千住町	藍染川排水區	一、四一六、五七五	三五四、一四四 <small>円</small>	三五四、一四四	五八八、六八九 <small>坪</small>	益者ある土地の面積に
日暮里町	地藏堀排水區	一、四一六、五七五	三五四、一四四 <small>円</small>	一七五、一六四	三二〇、六五六 <small>坪</small>	事業費の三分の一を有
荒川排水區	音無川排水區	一、六〇七、六四六	一〇四、六三二 <small>円</small>	一二三、一〇〇	五四六 <small>坪</small>	割當の三分の一を有
計	荒川排水區	四、二四五、一六九一	四〇一、九一一小	五三七、四〇八	八五〇 <small>坪</small>	事業費の三分の一を有
		一、〇六一、二九二	一、六四三、一四九	七四八	七四八 <small>坪</small>	割當の三分の一を有
		六四五				事業費の三分の一を有

西堀鴨町
一、九二〇、〇〇〇
一、六〇〇、二七九
尾久町
四〇二、六五六

（有租地）
七二七、五〇〇
一、〇五七、九九四
四〇〇、〇七〇
一・〇〇六
（平均）
事業費の四分の一を有
租地面積に割當（豫想）
（有租地）
六八七
一・〇〇六
事業費の四分の一を有
租地面積に割當（豫想）
（平均）
事業費の四分の一を有
租地面積に割當（豫想）

大阪市下水道

大阪市に於ける下水道改良事業は、遠く明治二十七年の頃より數回に涉りて之れを實行し（中央部下水道区域、築港埋立地、第一回下水道改良事業）、更に都市計畫法制定後にて、都市計畫事業として、第一期事業及第二期事業を完成し、目下第三期事業の執行中である。第三期事業は舊市接近地面積約六百十八萬坪の区域を七排水區に分割し、經費豫算千七百五十萬圓、昭和三年度より同十二年度迄十ヶ年繼續事業にして、昭和三年三月都市計畫事業として決定し、同年九月工事に着手して今日に至つたものである。又別に下水處理に關する計畫を樹て、昭和三年五月都市計畫とし

第三期下水道改良事業に關する受益者負擔

排水區	賦課の基本となるべき事業費	排水區内受益者	一坪當負擔額
總額	四分の一	ある土地面積	一坪當負擔額
八幡屋市岡	二、八二三、二五三	七〇五、八一三	九九七、七一〇
計	二、八二三、二五三	七〇五、八一三	九九七、七一〇

て決定したるが、該計畫は地勢に依りて全市域を五處理區に分割し、各區に處理場を設け、從來の下水道施設として自然流下に依りて又は抽水所を設けて未處理の儘河川に放流し來りたるを改めて完全に淨化處理の上河海に排流せんとするものである。而して右計畫の中、中部處理區及北部處理區の兩區中急施を要する大部を都市計畫事業として、經費豫算千七百萬圓を以て、昭和五年度より同十年度に至る六ヶ年繼續事業とし、昭和六年十二月工を起し以て今日に至つたのである。以上の兩事業共に財源として受益者負擔を課する部分を都に計畫事業として、經費豫算千七百萬圓を以て、昭和五年度より同十年度に至る六ヶ年繼續事業とし、昭和六年十二月工を起し以て今日に至つたのである。以上の兩事業共に財源として受益者負擔を課することとなつて居る。今其の負擔額を表示すれば左の如くである。

處理區域	賦課の基本となるべき事業費	處理區域内受益者	一坪當負擔額
抽水區域	總額	四分の一	ある土地面積
中部處理區	抽水區域	二、四五七、〇八七	六一四、二七二
長柄中津	二、二〇三、九四五	五五〇、九八六	六二一、〇九六
天王寺中通	四、一二八、四五七	一、〇三二、一一四	一、一九三、〇六四
今玉宮	三、三四一、二三六	八三五、三〇九	一、〇八二、八六六
平野	二、三〇二、一四四	五七五、五三六	六八一、一三九
計	二四三、八七八	六〇、九七〇	一五四、八一一
	一七、五〇〇、〇〇〇	四、三七五、〇〇〇	五、二三八、二一四

下水處理事業に關する受益者負擔

處理區域	賦課の基本となるべき事業費	處理區域内受益者	一坪當負擔額
抽水區域	總額	四分の一	ある土地面積
北部處理區	放流區域	二、四三九、六七二	一、〇八六、九一八
計	五、一八六、八五九	八三九、一八七	二、〇九、七九六
	一、二九六、七一四	二〇九、七九六 (内五八五、四三〇)	二、〇一七、八九三
	二、〇一七、八九三	二、〇一七、八九三	二、〇一七、八九三
	・六四二	・五三八 處理設備費 ・八九六 内譯・既設下水改良	・六一八 北部處理區 に屬す 内譯・既設下水改良

合

計 一七、〇〇〇、〇〇〇 四、二五〇、〇〇〇 四、八五七、五九〇 • 八七四

備考 放流區域の「一坪當金額」が「賦課基本額」を「受益者ある土地面積」にて除したるものと相違するは摘要欄記載の通り「處理設備費に對する一坪當金額」を加算したるに依る。

京都市下水道
京都市に於ける下水道改良事業は、先づ急施を要する箇所三箇所總面積約五十一萬坪を選びて之を第一期都市計畫事業とし、經費豫算約百三十九萬圓を以て昭和五、六兩年度に於て執行し、引續き第二期都市計畫事業として五箇所總面積約十九萬坪の排水設備及第一

第一期下水道改良事業に關する受益者負擔

排水 水 區	賦課の基本となるべき事業費	總 額	四分の一	排水區總面積	一坪當負擔額	概 要
第一（帝大醫學部附近）	四五、六八二円	一八二、七二九円	一〇七、一四一坪	四二六	四二六	期事業として完成したる第三排水區及其の附近面積約五十七萬坪の污水の處理場を設くることとし、經費百四十五萬圓、昭和六、七兩年度の繼續事業として目下執行中であつて、之が財源たる受益者負擔金額は左の如くである。
第二（出町附近）	三八、七九九	一五五、一九七	五九、三八六	六五三	六五三	
第三（生、中堂寺、島原附近）	三四七、五五〇	九三六、七七三	六七三	六七三	六七三	
計	五一四、〇七七	一、二七四、六九九	六一九	(平均)	六一九	

備考 賦課の基本となるべき事業費は總事業費より排水區域外の排水に關する工事費を控除したるものである。

第二期下水道改良事業に關する

受益者負擔

第二期事業に屬する第四乃至第八排水區の一坪當負擔金は八十錢以内又汚水處理場の一坪當負擔金は二十錢以内の見込である。

豊橋市下水道

豊橋市の下水道改良事業は、全市の總面積約六百五萬坪の内急施を要する區域約百八十一萬坪に付先づ計

畫を樹て、之を七排水區に分ち、其の中東田、八町及船町の三排水區（面積約百六萬坪）に屬する下水は污水處分場に於て處理し、他の四排水區（面積七十五萬坪）に屬する下水は自然流下により、柳生川に放流することになつて居る。事業豫算額三百十四萬九千圓、昭和六年度より同十二年度に至る七ヶ年度繼續事業として目下執行中であつて、其の財源たる受益者負擔額は左表の通りである。

排水 水 區	賦課の基本となるべき事業費	受益者ある 土地面積	一坪當負擔額	概 要
東田排水區	七二七、七一三	二四二、五七一円	三四八、四八三坪	
八町排水區	一、〇二七、〇一四	三四二、三三八	四〇〇、五六七	六九六
船町排水區	三〇四、五九一	一〇一、五三〇	一三一、六三六	八五四
計	二、〇五九、三一八	六八六、四三九	八八〇、六八六	七七一
前田排水區	二五二、一二五	八四、〇四二	一八六、九三九	四四九
松山排水區	一九七、二八四	六五、七六一	九九、三四一	六六一
花田排水區	四六一、六二三	一五三、八七四	二四三、〇〇〇	六三三
南花田排水區	一七八、六五〇	五九、五五〇	九一、九二五	六四七
計	一、〇八九、六八二	三六三、二二七	六二一、二〇五	五八四
		六二一、二〇五	(平均)	
		用を含む	下水處理場の費	
		けざるもの	下水處理場を設	

秋田市下水道

秋田市の下水道改良事業は同市の全區域中市街を構成せる區域（面積約百四十一萬坪）を第一乃至第八排水區に分ちて計畫を定め、其の中最も急施を要する地區面積約七十一萬坪を第一期都市計畫事業として決定

第一期下水道改良事業に關する受益者負擔

排水區	賦課の基本となるべき事業費	排水面積		一坪當負擔額	摘要
		三分の一	總額		
第一排水區の内	三一九、四二四	二三六、六五四	一〇六、四七五	・四〇二	一坪當負擔額は上記事業費より地盤外負擔額其他を控除したるものより算出する
第二排水區の内	四〇六、八一九	一三五、六〇六	一〇四、四一一	・三七八	
第三排水區の内	一〇四、四一一	三四、八〇四	二七、三四六	・四〇〇	
第八排水區	二七、三四六	八二、〇八〇	八五八、〇〇〇	七一五、一一八	
計					

以上の負擔金は污水處分に關する費用を包含せざる計算であつて、將來污水處分に關する大體の豫想は左の通りである。

一 處分場及其の附帶工事費
一 右負擔區割の面積
一 坪當受益者負擔額

五〇〇、〇〇〇圓
一四一六、四七九坪
一一八圓

以上各市町に於ける事例に依りて、下水道改良事業に關する受益者負擔金の輕重如何に付其の大勢を知ることが出来るであらう。更に仔細に之を吟味するときは、完全なる污水處理場を有する東京市下水道第一排水區に於ける負擔が、一坪當二圓四十四錢（確定）であつて、他の排水區に於ては、豫想に於て右金額に比し

多少の高低を示すも大差なく、又他の市、町に於ける負擔額に付ては、污水處理場を有せざるものに付ては、概ね一坪當五、六十錢より七、八十錢程度のもの多數を占め、一圓を超過するものは僅に大阪市の大仁海老江排水區の一圓二十一錢、高田町の一圓十四錢及尾久町の一圓六厘あるのみ、他は總て一圓未滿である。更に污水處理場に關する負擔を加算するも尙一坪當一圓を超過するものは極めて少なく、東京市郊外王子町に於て一圓四十三錢餘（郊外下水石神井系統○・四五二、町下水道○・九八七）となり、大阪市に於て一圓四十二錢餘となるものあるも他は概ね同類以下たるべく想像せらる。而して課徵の成績はどうであるかと云ふに最も高額なる東京市に於ける成績は、最近の不景氣にも拘はらず相當好成績を擧げて居る。又京都、大阪兩市に於ても亦相當の成績が擧つて居る様に聞き及んで居る。之れ畢竟するに下水道改良の效果著しきことと、負擔の決して重からざる事實を證明するものではあるまいか。更に負擔金負擔義務者（受益者）の指定を現行法の如く單一主義に依らず例へば所有者と借地權者と共同して分擔せしむる如く併立主義に改むるに於ては、負擔者側より觀れば負擔は著しく輕減せし、經費豫算額八十五萬八千圓、昭和六年度より昭和十年度迄五ヶ年度繼續事業として執行せらるゝことになつて居る。其の財源たる受益者負擔額は左表の通りである。

しかる算定法を探ることに付ては、申す迄もなく豫算の關係もあり、夫々相當の理由の存することは勿論であると思ふが、受益者負擔制度の設けらるゝ以前に在りては、總事業費の三分の一が補助せられたことであり、又同じく下水道改良事業に對する財政的援助が、負擔金課徵額の多少に依りて厚薄の差を生ずるが如き結果となり、そこに彼は權衡の問題を生ずると云ふ様な觀方もあると思ふ。それは兎に角、國庫の補助が、受益者負擔金を財源とするものと否らざるものとを問はず、總て總事業費を基本として算定せらるゝ様になるならば、爲之下水道改良事業の促進上一層の效果あるものと思ふ次第である。

（チ）建築線指定に付受益者負擔の緩和策に就て

小倉市助役　末永長通君

私の論議したいと云ふ問題は、都市計畫法に基く受益者負擔の關係に就いて述べて見たいと考へるのであります。就中小地主に對する關係に就て申上げたいの

に設けますか、其の間は建築線に指定されて居るが爲に、其所の地主は、其の土地の利用が出來ないと云ふやうな結果になるのであります。之に對しましてはいろいろと問題が起るのであります。此の小地主に對しては甚だ氣の毒に思はれる點が多くあるのであります。之に對しては何等か法令の上に於て、相當緩和される所の方法が出來はしないか、又適當なる之に對しての良法はないかと云ふやうなことに就て、唯今研究をして居るのであります。茲に此の問題を提出致しまして、諸君の御講究を願ひ度いと云ふ考へであります。

（リ）都市計畫に依る縣道費に就て

都市計畫愛知地方委員會委員　柴田茂君

私は簡単に討議の議題として、都市計畫に依る縣道費の事に就て御相談したいと思ひます。都市計畫が實施せらるゝに當りまして、縣道の改修及維持は、地方に移管すると云ふやうなことを聞いて居りますから、之是非從前通り縣費でやつて戴きたいと云ふことを考

へましたから、此の問題を提議致しまして、皆さんと御相談致したいと思ひます。縣の財政もさること乍ら、御承知の小都市であります瀬戸市としては、この都市計畫に使ひます財源と云ふものがありませんから、新に財政の立直しをしなければ、都市計畫を挫折するか或は之が實施に當りまして、遅々として進まないと云ふやうな狀態を考へて居ります譯で、結局市民の怨嗟の的となると云ふやうなことがありはしないかと憂慮して居る次第であります。是非之は縣費支辨か、國庫補助を俟つて施行したいと思ひます。此の點に就て縣道改修及維持に就ては、從前通り縣費支辨をして戴きたいと云ふ此の趣旨に依つて、皆さんの御考慮を煩はして、討議の議題と致したいと思ひます。

（ヌ）二以上の市町村に營業所を有するものに對する市町村稅の分割協定に就て

濱松市長　中村陸平君

市の内外に亘つて營業所を有つて居るその營業に對

であります。

都市計畫法に基きまする受益者の負擔に就ては、御承知の如く都市計畫法の第六條乃至第八條に規定してあるのであります。尤も第八條は特別稅の關係になつて居るのであります。小倉市の現状に就て申上げますと、都市の計畫は相當に進行して參らんければならぬのであります。然るに近來財政窮乏の爲に、市と致しましては相當の仕事が急に出来ないのであります。此の場合に於て市街の狀況はどうであるかと申上げますと、舊市街路に添ひまして多數の家屋が新築されるのであります。殆ど今日では亂立の狀況であるのであります。之に對して相當の計畫を立てゝ市街路を設けると云ふことに致しますれば、前申上げましたやうに財政窮乏の爲にやる事が出來ないと云ふやうな狀態になつて居るのでありますからして、之に對しては先づ市街建築物法に依りまして建築線を指定するより外に方法はないのであります。さうして建築物の亂立を防止すると云ふやうな方法を探ることに致して居るのであります。然るに建築線を指定致しますと、之に對しましては別段期限も何もないのではありますからして、市が五年先に市街路を設けますか、或は五年十年先

する附加税の分別のことに關する問題は税制の根本には餘り觸れませぬれ共、實際上に於きましては、地方の財源に重大なる關係を有つて居りますのであります。即ち第一に本支店間の課税標準が甚だ不當であると云ふことあります。第二は分別協定に手間が掛つて時期を誤り、課税の時期を失すると云ふ此の二點に現行のやり方に著しき缺點があると云ふのであります。一體國家も吾々の體と同じやうに、頭寒足熱でなければならぬと思ふのであります。今日此の中央の政局が如何に推移致しても我が日本國の國家の基礎と云ふものは動いてはならぬのであります。即ち國家の基礎を爲す所の市町村と云ふものは、確立して居らんければならぬのであります。度々内閣は變る、併し乍ら我國運は景氣不景氣に依つて一張一施はあります、常に進んで行かなければならぬと思ふのであります。此の秋に當りまして、税の取り方が中央に厚くして、地方に薄く、頭が熱くて足が冷えると言ふことは、甚だ憂ふべき状態であると思ふのであります。今日交通機關の發達や、文化の發達に伴ひまして、支店と云ふものや、工場と云へば分工場と云ふものが、段々殖へて來て、銀行なんかの如きも、合併處理する結果、し

つ以上の市町村に——市の内外に亘つて營業を有つて居るものには、市町村税をかけることが出來ると勅令で定めてあります。

市制町村制施行令第四十條に、分別の方法が示されて居るけれど、之等の規定は今より約五十年前我國に交通の機關が發達せずして、東海道に鐵道も全通して居りませぬ時代に作つた法律で、封建時代の餘波を受けて、本店支店と云ふ關係は至つて少かつた時代に制定された法律であります。然るところ今日非常に全國に亘つて交通の便を得て、段々地方の銀行は中央に合併せられ、地方の工場は大會社に併合して、段々之等の各工場の課税物件が、支店、出張店、若くは代理店と云ふ關係になつて、地方の資源を失ひつゝあるのであります。而して此の傾向が、今後益々甚しくなつて行くと云ふ現状にあることは、諸君の御承知の通りであります。

現在のやり方は斯かる場合に於ける手続きが、各營業所即ち本店なり、支店なり、出張所なりの收入に比例して分別しやう。又收入に比例し難きものでは、其他の方法に依つて分別すると云ふやうな規定であります。が、本店支店の間の銀行等の計算のやり方や、或は

まいにはイギリスの如き僅かな本店銀行で、地方の都市は段々支店になつて來て居るのであります。而して此の本店と支店とが、市町村税の附加税を納めるのに、殆ど大部分が本店で納めて、地方の支店と云ふものは僅かな附加税よりしか賦課することが出來ないと思ふのであります。然のみならず營業の種類には保険事業の如き、或は中央に本店を有つた貯金會社の如きもの、之等は多額の保険料を各都市より徴収し、依りましては、少しも附加税を地方に納めない。例へば保険事業の如き、或は中央に本店を有つた貯金會社の如きもの、之等は多額の保険料を各都市より徴収し、零細なる然かも多額の貯金を地方に於て集めるにも拘らず、其の金は中央の本店に之を運用致します結果地方には何等の附加税を納めて居りませぬ。唯だ僅かに代理店若くは出張所が、百分の幾らと云ふ僅かな手數料を受けて、商賣にして居る關係上、僅かな代辦業の税を納めるに過ぎませぬ。其の殆ど全額と云ふものは本店の所在地に於て附加税の資料となるのであります。而も是等の保険料や、貯金と云ふものは、決して少い額ではありませぬ。之が地方の都市資源の資料に何等ならぬと云ふことは、諸君甚だ不合理の話ではあります。現在の此の市制第百二十條第二項に、二

この製造工場に於ける分工場、本工場及本店に於ける計算のやり方と云ふものは、簿記の上でどうでも作れる、その申告に基いて今は課税をせられて居る。

私は嘗て獨立して銀行を地方に於て經營して居りました。さうして相當健全なるものであつて、年々相當額の市税賦課額を納めて居つたのであります。然るところ銀行は合併の機運に促進されて、寧ろ之は大都會の銀行に合併することが、地方金融機關の確立の爲に必要なりと考へて、さうしてこの合併を致しまして、支店となつたのでありますが、所で益々預金、貸金共に進展はして來たのであります。元本店であつた時分に納めた市税と、其の後大都會の銀行の支店となつて納める市町村税とは、三分の一も認めない。仕事は以前より大きくなつたと云ふ状況であります。依つて茲に提案した趣旨は、之が改正を要望すると云ふ趣旨であります。然らば如何にして之をやれば、簡單明瞭に而して迅速に行くかと云ひますと、私の考へる所では、其の本支店、出張所、代理店、分工場等の課税の分別を、各營業の分量に比例すること、例へば銀行でありますれば、預金と貸金の總額と云ふものは明瞭に分つて居りますから、其の比例に依つて、營業收

益税でも、所得税でも、分別をすれば簡単であります。製造の工場でありますならば、各分工場の生産高績の工場であれば何萬何千桶と云ふことが分つて居りますから、その生産高に比例してゆきますれば、本店の所得額、營業収益額が分れば直ちに分かる、保険会社で云へば、保険料の取扱高は各支店で分つて居りますから、それに比例致しての市町村税の附加税を納めて貰ひたい、斯う云ふ趣旨であります。而して之の申告の期間を決めて貰ひまして、成るべく短い期間に銀行で云へば預金、貸金の事業分量、工場で云へて各工場の生産高と云ふものを、短い期間に申告せしめると云ふことに、取扱上の手續を變へて貰ふ。市制町村制施行令等に之等の規程が出来ますならば、非常に幸福だと思います。この點を明確に、簡便に施行して、地方の財源を失はぬやうに、是非共改正を願ひたいと云ふのが、此の問題の骨子であります。

序乍ら與へられたる時間に餘裕があると思ひます——先程どなたからか自轉車稅の撤廢と云ふやうな御説がありました。又或階級に特別戸數割をかけると云ふ御説もありましたが、甚だ遺憾ながら反対でありますが故に、簡潔に其の趣旨を述べて置きます。

此の町村に於ける費用と云ふものは、一體どう云ふ事に使はれるかと云ふことを検討しなければならぬ。何れの市町村に於ても、經常費の約半分は子供を教育する爲に使つて居る、小學兒童の義務教育の費用であります。戸數割を賦課しませぬ市町村に於きましては、家屋を有たない者は直接税金を納めないことになるのであります。而して子供一人を教育する費用は、二十圓内外づゝ毎年かかるのであります。市町村の費用と云ふものが、半分は銘々のうちの子供を教育して貰ふ費用である。それを一文も出さぬと云ふ事に相成りまするやうな考へは、餘りむしがよすぎると思ふのであります。子供の教育費が二十圓若くはそれ以上を要するのに、自轉車の附加税は二圓か三圓でありますから、十分の一に過ぎぬのであります。之を財政に餘裕のある時は、幾分輕減すると云ふ事は至極同感であります。然のみならず、或一部分僅かな特權、僅かな富豪階級に重課せんとするが如き事は、現在の事情に於ては甚だ不穩當なる議論であると思ふのであります。然のみならず、或一部分僅かな特權、僅かな富豪階級に重課せんとするが如きは、所謂グレシャアム法則——惡貨は反對に良貨を驅逐すると云ふが如き、自治體から富豪を驅逐するに終るのみであると思ふの

(ル) 遊興税及賦金の納稅組合に就て

宇治山田市主事 大谷滋君

近來總べての税金中で、最も徵收困難とせられて居る所の税は遊興税であるのであります。之に對して納稅組合を組織させて、さうして多少の獎勵金を交付しテ徵稅に好成績を納めて居る概要を、御参考迄に申述べたいと思ふのであります。御承知の如く打續く財界の不況は、自然一般の納稅成績に影響を及ぼし、前途甚だ寒心に堪へないものがあると云ふ事は、何人も御同様かと存ずるのであります。從來宇治山田市の徵收方法の概要を申上げますれば、市制實施以來、各町に町惣代の外に、更に「用掛り」一名づゝを配置して居ります。此の「用掛り」と云ふものを一寸御説明申上げますと、「用掛り」は大字事務擔任者であります。さうして市と、市役所と、市民との連絡機關を務めて居るのであります。従つて此の俸給の如きも、市と、町とで半額づゝ支給して居ると云ふやうな譯であります。

す。此の「用掛り」をして徵稅令書の配付、並に納稅の取纏めに從事させて居りました關係上、從來と致しましては、納稅方面に關しましては、常に好成績を收めて來たのであります。併し乍ら何分近來財界不況は一層深刻である故に、殊に本市と致しましては、交通機關の發達と、事變とに依り、一般商工業者は更に大打撃を蒙つたやうな實情にあるのであります。之は皆さんも御承知の如く、かの參宮急行鐵道——即ち伊勢鐵道の乗入であります、之が爲に大阪方面から約二時間、それから北勢の桑名から電車を利用致しまする所と、約二時間で到着する事が出来るのであります。斯う云ふやうな關係上、自然大阪、名古屋方面からの參客と云ふものは、日歸りが多くなつた關係で、旅館、料理屋、並に貸座敷業者と云ふものは、實にみじめな状態を呈して居るのであります。殊に本市と致しましては、他に特殊の產業と云ふものが無いのであります。唯だ漆器、雨傘、其の他和紙等の製造があるのみであります。主として毎年三百萬人の多數を算する處の參客は、接客業者であります所の旅館であるとか、料理店、貸座敷、並に之に關聯する處の營業者の經濟の中心となつて居るのでござります。従つて之等の打

擊は全市に波及致しまして、近時納稅成績は著しく低落し、ある事は、蔽ふ可らざる事實でありまして、前途渾に憂慮に堪へない次第であります。殊に遊興稅の如きは、料理業者等が、徵收義務者になつて居る制度でありますからして、縱令お客様が遊興稅を始め、料理、飲食代、其の他花代等を拂はないでも、期日迄には立替へて納付しなければならぬ關係上、一層苦痛を感じて居る次第であります。今一つは之等の營業者は他の商人と違ひまして、顧客先のうちへ直接請求に行く事は出来ないものが相當あるやうに聞いて居ります。従つて實に氣の毒なものもあるのであります。故に昨年之等の營業者と能く懇談を遂げまして、さうして納稅組合を組織しました結果、それ以來極めて好成績を收めて居るのであります。即ち組合の納稅方法と致しましては、事務員を置いて、さうして事務員が、毎月之等の業者の花代、或は縣稅、竝に市稅等の徵收報告——申告を纏めまして、さうして月一回竝に場合に依つては——家に依つて數回に亘つて分納せしめ、さうして遊興稅を拂込ましむるやうな仕組になつて居るのです。萬一不納の向がありましたならば、組長の其他の役員が一應注意して、事情が已むを得ぬ、氣

の毒だと云ふ場合には、一時組合に於て立替納付して居るやうな譯であります。右様の状況でありますから市としては從來徵收交付金は百分の四の外に、更に獎勵の意味に於きまして百分の四の交付金を、合せてやつて居るのであります。結局徵收高の百分の八と云ふものは、組合の手に移る事になるのであります。又三重縣と致しましては、從來徵收交付金百分の四の外に同様の意味に於て、昨年來大體に於て百分の二位の程度の獎勵交付金も戴いて居りますから、結局之が百分の六位に相當するのであります。右様の次第でありますから、納稅組合と致しまして、事務員の給料を拂ひ又立替金に要する所の繰替金の利金を拂ひ、尙ほ且つ餘裕を得て、積立金をすると云ふやうな結果を得て居ります爲に、漸次是等の加入者が増加致しまして、最近では殆ど全市を一丸とする組合になりつゝあります。之は要するに不況の時代でありますて、方法一つで僅かな費用で良好な成績を収める事が出来ると云ふ確信が出來たのでありますから、本市と致しましては一般の各種の納稅者に就いて、組合を組織せしめる可く折角努力中であります。既に二三の組合に交渉をし

(3) 市町村税制改正の要求

大阪市會議員
古畠 銀次郎君

引が多い爲に、料理屋方面とは違ふのであります。矢張り不況の爲に不成績でありましたが。是亦同様に組織しました結果、成績が向上して居るのであります。尤も以上の方法は、別段目新らしい方法ではありませんが、漸次他市に行はれまして、既に實行されて居る向も相當あるやうに聞いて居りますが、未だ實行されてゐない向がありましたならばと思ひまして右の概要を御参考の爲に申述べたやうな次第であります。

私の申述べたいと思ひまする事は、現在の地方制度と云ふものが總べて全國劃一的である。近年此の市町村稅の問題に致しましても、小さいのは沖繩縣の首里市、人口が二萬二百人あるだけであります。大きいのは現在では私共の住居して居りまする大阪の様に二百六十萬人、此の二百六十萬人の都市でも、二萬二百人の都市でも、同じ稅制と云ふ法律の下に、總べて行政が行はれて居りますが、其所に幾多矛盾撞着と云ふ

ものを感じまして、吾々は不便に存じて居るのであります。之と同様に、此の地方の税の問題に就きましても、大抵の場合市町村と云ふ名目の下に、一つの規程で片付けられてしまつて居りまする關係上、大阪のやうな都市に於ては、非常な迷惑を感ずる場合が多々あるのでございまして、例を挙げて申上げますると、大正十五年の地方税制限に關する法律の改正がございました場合に、從來府縣税であつた所の戸數割と、市町村に委譲する、其の代り府縣の方で所得税附加税を三・六に制限されて居つたものを、百分の二十四迄取る事が出来ると云ふ事になつたのであります。其の結果大阪市はどう云ふ事になつたかと申しまするを、大阪府は大阪市並に堺市と云ふやうな大きな都會を包含致して居りまする爲め、從來から此の府縣税戸數割と云ふものを賦課して居なかつたのであります。賦課し難き事情にありました爲め、賦課しなかつた——極く一部分に於て取つて居りましたが、其の總額たるや僅かに四十九萬圓ばかりに過ぎなかつたのであります。所で戸數割四十九萬四千圓と云ふものを大阪府は失ひました結果、新たに家屋税を増設致しまして、從來家屋税を取つて居つたのでありますが、此の戸數割を廢した部

分にも家屋税を増設致しまして、結局大正十五年度に於て百七十二萬九千圓であった。さうして家屋税が二百二十四萬六千圓超過する事になつたのであります。結局之に依つて得る所の——増加致しました所はどうかと云ふと、五十一萬七千圓家屋税が増徴せらるゝ事になつたのであります。此の五十一萬七千圓から先きに失ひました戸數割四十九萬四千圓差引きまして約二萬二千圓餘りと云ふものが、戸數割を廢されまして約二萬二千圓餘りと云ふ事が——大阪府は増徴する事が出来るやうになつたのであります、其の私共考へますのに——大阪市民の一人と致しまして考へますのに、府は戸數割を廢されても失ふ所はないのでありますから、所得税を増徴する理由は聊もないやうに考へて居つたのであります、法律は百分の三から二十四を取ると云ふ事を許すと云ふ事になりますと或は諸君の中に役人をして居らるゝ御方は御耳に障るかと思ひまするが、地方を廻つて居らるゝ役人は、何か仕事を残して行く、自分の記念碑になり得るやうないろいろの仕事をやりたがると云ふ事は、實際の事情である。それ故に仕事は後廻しにして金を先きに取ることを考へる。百分の三・六であつたものを百分の二〇

•二に引上げる、之に依つて三百十萬圓——從來の所得税附加税は、大正十五年度に取つて居る額が五百三萬二千圓と云ふ事であつた。それを三百十萬圓に引上げる、要するに之は増税であります。之に對して世論は猛烈に反対致しました結果、府の當局に於て反省せられ、或は府會に於て修正を加へて、已むを得ずとしたものかも知れませぬが、即ち百分の十五迄引下げまして、其の結果二百三十萬圓とし、約百八十萬圓の増徴を見るに至つたのであります。

之は地方税制が劃一的で、何等中央の事情と云ふもの考へないで改正を許された結果、大阪府に於て謂はれなき百八十萬圓の金を當局は取らるゝ事になつた。尤もそれ等は施設を行はれまするならば別段不足を云ふ譯はないのですが、其の施設が市民、府民に果して有効適切なものであるか、どうか先づ金が取れるからそれを取つて、後に施設を考へる。さう云ふ施設であるならば、市民並に府民の生活に切實なるものであるかどうかと云ふ事は分らぬであります。現に行はれて居る施設なるものは、商品陳列所とか、其の他産業奨勵機關、工業奨勵館には百萬圓からの金を授する。又いろいろの事を大阪府はやつて居ります。

す。而も一方大阪市では戸數割を市の方へ頂戴して一市では戸數割は賦課し難い事情にあるから、法律で戸數割を賦課する事にしても到底取る事は出来ぬで之に依つて得る所は何もないであります。而も從来所得税に對しては百分の十四を取る事を許されて居たものが、戸數割を賦課し難き事情にあるを以て百分の七だけ、特に法律命令に依つて、事業をやつて居る關係上、百分の十一迄取る事を許されて居るであります。結局大阪市としては謂はれなくして所得税賦課率を百分の十四を十一に引下げられた形になつて居る市民に取る百分の十一に對して、府は百分の二十四の制限率まで取つて居る。百分の三十三のものを、百分の十七・六から今日は百分の三十五と云ふ高い税金を拂はされて居るやうな形になつて居るのであります。斯う云ふ風でありますから、大阪市民に取つては、賦課される所の税金と云ふものは或は、市域以外に流れ出る部分があります。所得税附加税の如きは、大阪市民が負擔して居る其の負担は増徴されて、さうして其の本と云ふものは市域外に流れ出して——相當六割以上を占めて居ります。さう云ふ口の事は云はないにしても、結局施設を認めて行はるゝと云ふ事になつて

も、何等市民に對して適切有効に此の金は使はれて居ないので、大阪市と云ふやうな老大なる都市に於て、年々小學校の兒童數では、一個年二萬人以上も殖えるのであります。斯様に考へる時は、一個年一億圓の財源は、土木費或はいろいろの方面に就て、人口の増加に伴ふて施設すべきものが多々ありまするが、財源がなくて苦しんで居る此の大都市の手から、少くない金を搔き取つて、さうして吾々が非常に今日子供の教育をするのに、校舎は不足し、二部教授を續けて居る。

年々教員の給料を何等かの方法に依つて引下げて、四苦八苦の状態で繰廻して居りまして、其の及ぼす所の影響は大阪市が市民に對するサービスの低下である。斯う云ふ事は云ひ得ると思ふ。結局地方の實情を見ないで税制の改革を行つた結果、自然多額の負擔を強ひて市民に對するサービスが低下したと云ふやうな實情を示して居るのであります。

其所で私は將來、今日の如き有力なる方々のお集りの席上に於て、此の意見を發表致しまして、多少とも反響がございましたならば、將來税制改革されるが如き機會がありました場合には、是非共將來は此の都市の實情を能く見て、然る後に税制の改正と云ふ事を行

ふ可きものであると云ふ事を、主張致したいと思ふのであります。名古屋市から御発表になりました御論文を拜見致しましたが、全國都市に於て戸數割を賦課して居りますのは七十三、賦課して居らない都市が三十六ある。成程一見致しますると、戸數割を賦課して居る都市が七割近く迄になつて居るのであります。此の半面人口とか、或は税額とかの方面に参りますれば、逆の現象を起して居ります。税額に於て戸數割を賦課して居る所で千三百八十七萬圓、戸數割を賦課しないで、代税を賦課して居る額は三千五百五十四萬圓で、即ち二割八分、七割二分と云ふ見當を示して居ります。此の七割二分の市民の利益を此の際主張致したのであります、是非共税制改革の際は、斯う云ふ點は絶大なる御注意を拂はれたい、斯様に申上げる次第であります。

(ワ) 自治體の税制合理化に就て

廣島市會議員 村井林一君

御断りして置きますが、私は廣島市會議員の末席を汚して居りますが、之は市會全體の意見ではないので

あります。隨つて廣島市會を代表した意見ではないのであります。併し乍ら市會議員としての意見でありますから、私共の述べた意見は、廣島市の一角には確かに輿論となつて居ることは事實なのであります。左様に御断りして置いて本論に這入ります。
税制の理論或は學說、課稅上課稅の標準物たる人、或は物を目的としたる課稅の問題に就ては、權威者が既に論議し盡されて居ります。所が現代の都市、殊に市制施行地に於ては、非常に此の課稅の不公平、又は課稅の目的物件の選擇の不公平、それから財源を何れに求めるや、又は都市には仕事が山程ある。而して半面に於きまして、良い仕事がありましても、御承知の通り之を起債に求めんとすれば、なか／＼一樣二様の運動では、起債の許可はありません。私は此の弊害は中央集權の弊で——制度の弊であると云ふ事を常に叫んで居ります、要は財源と云ふものに就ては將來到底課稅のみに着眼することは出來ない。而かもそれが先刻大阪市會議員の方が云はれた様に、其の都市に依りて課稅標準が違はねばならぬ。課稅が割一的になる結果、非常なる矛盾と、不公平があります。此の點に就ては苦しく経験を有つて居ります。私は此の點の改

正を要望して止まないのであります。私は幸に此の機會に、皆さんに御諸りしたいと思ふのであります。例を我が廣島市に採ります。廣島市は元來三部制存續地でありましたが、昭和六年に廢止せられました。それで三部制存續の間は、豫算に於て縣費負擔と云ふ目で約百萬圓を年々縣費分擔として、縣に納入して行けばよかつたのでありました。故に豫算の編成に於きましても、縣費分擔の一目でよかつたのでありました。隨つて市稅の目的たる課稅の標準物も、市が法令の許す範圍内に於て、取捨按排して行けばよかつたのであります。故に例へば自轉車稅の全廢の如き、全廢せざる可らざる理由があれば、之を全廢し、其の他の課稅でも、取捨按排致すのが自治體の努むべき任務であるに拘らず、三部制廢止の結果、其の間に縣と云ふ一つの半身不隨の自治體が介在し、縣稅として課稅して居る以上、よい稅も、悪い稅も、苟くも縣稅と認められたらば、よくても、悪くとも、附加稅をかけて行かねばならぬ三部制存續の場合、其の都市に於て自由に稅種の選擇權ありしものを廢止した結果、其の都市の個性を破壊して迄惡稅を課稅せねばならぬと云ふ事は、絶対に改正の必要ありと認めるのであります。此の目

的達成の一助として、六大都市の特別市制實現に就ては、全力を傾注して吾々も要望の後押をして居るのであります。私共の意見は、縣の監督權は離れんでもよいが、少くとも三部制存續の時代の如く、各都市に於ては縣費負擔と云ふ制度を認められて縣稅賦課を廢止して、いくらく／＼を縣稅分擔と云ふ形式に代へて戴いたら、其の間に各都市の内容形態を見て、公平なる課稅標準物が定めらるゝ事が出来ると思ふ。要は縣で公平に課稅し、市に向つて公平なる監督權を行使して、縣には豫期した金が這入つて来ればよいと云ふのが理想でせうが、元來今日の縣の監督權行使と云ふものは、實に疑はしい。なぜ疑はしいかと云へば眞面目に有益なる仕事が出来ない、之は出来ないのが當然のことである。之は廣島縣の例であります。五年に知事の替る事が七人で、一人の在任期間九ヶ月何日であります。それで到底地方の改良を爲さんとする良二千石の弊でもありませが、斯様の事では監督權を有つて居る其の人の地位の不安から、監督權の行使に就て、斯様な状態に立ち至るのでありますから、如何に學說を高唱し、講演を致され、學者が一生縣命に研究會を御

聞き下さいまして、御研究下さつて、如何なる名案を出して戴いた所で、斯様に促はれて居り、又半面に斯様な事實がありますから、之を着實に施行することは出来ない。私は廣島市の如き三部制存置時代には、縣費負擔でありますから、自轉車稅撤廢の如きは、殆ど全廢に近い迄の市稅を減じて居ります。殊に又家屋稅の如きも、三部制存置の時代に市當局は、家屋所有者の補正に依つて、圓滿なる施行が出来て居つたが、御承知の通り、今日では縣稅として徵せられ而かも課稅の標準が、賃貸價格に改められ、加ふるに調査會と云ふ諸問機關が出來、其の決議は全然有効とは認められませぬ、一種の責任轉嫁の機關で、何の役にも立たない、其他忘れられた問題は、彼の營業収益稅に於ても由々敷い問題が残つて居る。小賣商人は彼のデパートの進出の爲めに押されてしまつて居る。御承知の通り、デパートの發達の爲めには、小賣商人と云ふものは、殆ど全滅せんとして居る。此頃廣島市の如き都市でも、一つのデパートが出來た爲めに小賣商は火の消へた様で、之が爲めに全國八百萬に垂んとする小賣商店は、經營難に陥つて居る。國家は之に對して振り向くもしない。彼の勞働問題に付ては、國家は全國的

三百萬の労働者に、保險組合を制定する、組合法規を制定して之を保護する。誠に結構な事であります。又半面に於ては、デパートの發達の影響は、小賣商人の全滅と云ふ様な事を默認して、國家は之に對して何等の施設もしない。兎に角眞面目な施設を缺いて居る都市の實情に應じて課稅をして、稅の目的物をも選擇する、斯様にして行つたならば、圓滿なる發達が出来、或は將來の財源を得る事が出来るのであります。私は今日此の儘の状態で進みましたならば——私は實際論より知らぬ男でありますから、學說はどうであるか、或は稅制の法令はどうなつて居りますか、或は理窟がどうなつて居るか知りませぬけれど實際問題にお互がぶつつかつて見て、非常に困るのが今の點である。殊に中央集權の弊とでも申しませうか、何事をするにもむつかしい、學校一つ建てるにも起債の場合殆ど一年も當局に運動せねば出來ぬ實情であります。そこで政黨は、結局黨勢の擴張を計ると云ふやうなへんてこな時代になつて居ります。此間の不祥事件を生じ

たのも、之等が一つの遠因ではないかと見られます。斯様な狀態でありまして、吾れ人ともに自治體を生かす要素が國の隆昌に至る所以であると云ふ事が、眞理でありましたならば、先づ第一に吾等はお役人と手を携へて、先づ半身不隨の監督權から脱して——此の監督權から脱しまする意味は、課稅の點だけでよろしい。警察權の事はよろしい、課稅を縣費負擔として、各其の年々に何程を其の町村は出せと云へばよろしいと云ふ事にして、其の割當に付いては、大都市、小都市と各負擔は定まるのであります。之は殆ど全國共通性を帶びた問題ぢやないかと思ふのであります。斯様になりますと、先刻問題となつて居ります自轉車稅撤廢の如きも、其の調査に當つては、全廢に賛成とか、反対とか、又は良稅とか、惡稅とかと云ふ様に、反対、贊成があつた様であります、各地方に於て全廢すべきものは、之を免稅し、又は按排をして、之を減税して行くと云ふ事が、最も緊要な事と思ふのです。之に付てもう一つ卒直には云ひ悪い卑近な例であります、要するに稅種の選擇も、自由裁量の餘地を與へると云ふ事が、最も緊要な事と思ふのです。之に付してもう一つ卒直には云ひ悪い卑近な例であります、

實際論から申した方が適切であると思ふ例があります。前席の方が申上げられた遊興稅問題であります。廣島市が遊興稅を收める組合に、市から補助を致しまして、檢番の方へ組合の設置をさせ、組合で徵稅として居りますからして、徵稅費は安くて、成績が良く舉つて居る。所が實際課稅に就て非常に困つて居る問題があります。之は或は廣島縣の規定が悪いと云ふ様な、一地方に限つた問題かも知れませんが、矢張之は禍根を探つて見ますると、例へば月の二十一日に開業して鎰札を受けたものが實際に賣つた花が八百本、開業祝として朋輩、料理屋等より貰つた所謂祝花五百本、計一千三百本あつたと致しますと、此の一千三百本を二十一日以後、日數即ち日で割つて夫れに三十を掛け翌月の課稅標準として賦課して居ります。そこで普通の月では、賣ることの豫想出來ない祝花五百本に課稅しますので、大變實情に合はない結果を生じます。其の實例は、開業した翌月の總賣揚花代が、六十三圓しかありませんのに、其の月の稅金が九十五圓もあります。之は制度が悪いのか、手続きが悪いのか、一地方に限つた問題だか知りませぬが、斯様の弊害を

生じて居る。而かも之が有力な藝者になりますと、或は間接税の如く、其の課税が或る方面に轉嫁するかも知れませぬが、實際轉嫁せぬ事がある。斯様な事を考へますと、一つの遊興税に就て斯様な弊害があり、其の他縣と云ふ兎に角私は大嫌いなものが、前申上げました様な場合、苟も法令上の權力を有し、而かも縣會の決議権はあります、實際は或は諮問機關の出來をこないと云ふ様なもので、原案執行と云ふ最後の武器を有つて居る。縣當局の豫算編成の現行制度はよくない。要するに縣稅の附加稅を全廢して、縣費負擔の制度に改め、云ひ換ふれば三部制存置の時代の如き状態に於て、各都市は各其の都市に、いくら／＼の負擔金を命じ、其の自治體の費用は自治體に須らく安排せしめ、隨つて各地方に依つて、稅種を選択せしむる事が最も適切なる施設と信ずるものであります。彼の教育に劃一の弊があるが如く、稅制にも亦此の弊害があります。此の弊害を矯めることが最も急務であります。

私は最後に申上げたい事は、三部制を廢止せられ、苦い／＼経験から割出した持論であります。有力なる都市は獨立して、行政警察權と云ふものは、都市が有たなければならぬのであります。大都市が財政の上

から見ても、特別市制の要求は、現在に於ては東京、名古屋、大阪と云ふ如き龐大なる都市の當然の要求であります。しかし、今日之が實現せぬと云ふのは實におかしい。

私は思ひます。特別市制を認めた所で、政民兩黨を通じて、格別投票が殖へませぬ—之は皆さんも同感でせうが、私は民政黨に屬して居りますが、結局眞に自治體の發達を憂ふるなれば、此の問題に向つてお互に精進しなければなりません。早晚大都會が實現したならば、稅制の問題は自から解決が出来るのであります。私は之迄の體驗上一言申上げて、どうか此の問題が早晚知事の監督から稅制だけでも離れて、縣に對しては各其の地方に申付けられたる縣費負擔として、一定の縣費を納入することに、制度の改正を要求したいであります。之は全國の自治體の輿論として實現したいと思ふのであります。一面に於て知事公選が輿論となつて居ります。今日早晚縣の完全なる自治體實現と同時に、本問題も解決するものと確信して居りますがどうか満堂の諸君も、私の意見が、悪い所は修正して下さつて、満場の御同意を得て、驀然に此の問題の實現に御努力あらん事を切望致します。

(力) 地方稅の體系、稅目的負擔、稅制の改正及稅務機關の統一問題

奈良市助役 松本仙太郎君

私は根本問題として——地方稅制の今日の缺陷は、漸次或地方から或地方に、租稅が轉嫁し得るやうな租稅制度である。どうしても之は租稅の體系が悪いのであるからして之を改めなければならぬと考へるのであります。御承知の通り市町村は、附加稅主義に依つて居る。獨立稅としては單に戶數割が存して居るまであります。ところが其の戶數割は、彈力性を有して居るし、又市町村の財政を配分する上に於きまして、至極適當な稅であります。又市民若くば國民の上から見まして、洵に適切なる良稅であると云ふ事を信じて疑はぬのであります。併し乍ら此の戶數割を實施致しまするのに、此の資力の捕捉と云ふ事が非常に困難である。それと同時に人口の移動が頻繁である處の都市に於きましては、到底之が實現は期し得られないと思ふのであります。さう致しますと、茲に於きまして自

治稅制に於きまして、大都市若くは都市に向つて、如何なる特別稅を配置するかと云ふ問題が一つ生じて來るのであります。それで昨日も屢々御話がありましたやうに、都市の戶數割なるものは、漸次家屋稅に代つて來るのであります。それで、其の爲に家屋稅の負擔と云ふものが、非常に激増を致して居るのであります。假りに私の方の市を以て標準と致して考へて見ますならば、府縣稅の戶數割の存した時代に於ける負擔と云ふものと、家屋稅に成り代つたところの負擔と云ふものと、市民の負擔の關係は著しく變化を致して居るのであります。此の點から申しましても、地域的の稅制改革をしなければならぬと云ふ一つの結論に達するのであります。それのみならず今朝來宇治山田市長さんから御話がありました如く、宅地の稅金が著しく上つたと云ふ事、之は周知の事實であります。勿論賃貸價額が地價に比して半減になつたところもあり、六割になつたところもある。併し乍ら多きは倍以上若くは八九割の程度に高くなつて居る。賃貸價額と地價との比較をして見ると、さう云ふ風になつて居る——比較表に就て申上げても宜しいが、時間の關係上省略致します。然るに一方稅制の方面に於きまして、どう云ふ事

になつて居るかと云ふと、御承知の通り地價の百分の二・五から、賃貸價格になり百分の三・八と云ふものが地租であります。地租に就き五割八分増加を來たして居る。此の地租が増加して居りますから、府縣稅附加稅、市町村稅附加稅は、いやが上に増額致すのであります。然るに此の上更に地方稅制限に關する法律を改正しまして、丁度府縣稅附加稅を増したのみであります。其の増した額のみが二十六割六分になつて、市町村稅には二十五割八分増して居るのであります。

さうすると本稅に於きましては、既に増加せられ、それから附加稅の制限率に於て斯くまで増徵致しました事は、之は果して稅制を變革する時に當つて、激變を避くると云ふ趣旨に合ふのであるか、合はないのであるか、私は甚だ疑はしいのであります。勿論此の賃貸價格は、地價を賃貸價格に改められたと云ふ事は、世の中の進歩の上から、此の田畠に對する收益の關係からして、最も適切な方法であります。從來田地に對する租稅は非常に重くあつたのであります。即ち其の爲に農村と云ふものが今日疲弊を致したと云ふ事の一つの原因であると考へるのであります。然るに今回地租法の改正に依りまして、賃貸價格に依つて、田地田

畠に對するところの租稅は、著しく激減されたのであります。それでありますから、從來苦痛を唱へて居りました處の農村は、之で稍々安心を致したのであります。處が斯くの如く制限法を改正され——地方稅制限法を改正されました結果、一方の苦痛は市部に苦痛が轉嫁されたのであります。既に戸數割家屋稅に一家屋稅に向つて増徵せられ、又宅地租法の改正に依りまして、宅地租の附加稅に於て著しく増加致しました。斯う云ふ事は是非考へなければならぬ事であります。或地方を利益し或地方を苦しめると云ふ事は、租稅政策上大いに慎まなければならぬ問題ではあるまいかと考へるのであります。私の考から申上げるならば、寧ろ私は宅地の地租附加稅なるものは、從來通りにして置けば、制限率にして置けば良かつたのであります。さう致しますると、府縣稅收入に於て、缺陷を生ずると云ふ事は、明かな事實であります。果して之だけの缺陷が、府縣の財政上減額するの餘地はなかつたかと云ふ事を、深く考へなければならぬのであります。恐らく國庫の歲計に於きましても、地方の歲計に於きましても、少くとも百分の一乃至五と云ふものは経費で節約し得らるゝところのものであります。豫算

を編成致しますする時には、少くとも爪の先で火をとぼすと云ふやうな編成方法をしなければならぬのであります。之は單り府縣のみならず、市町村に於ても、國家に於ても、悉く財政の處理に當るものはさう云ふやうな無茶苦茶に——吾々が切詰世帯をするやうな事は致されるのであります。それでありますから、毎年の決算書を御覽になれば——之は政府の豫算に於きましても、地方豫算に於きましても、明かな事實であります。然らば之が若しも宅地租の租稅に振向けたなれば今日の如く市民が負擔に苦しんで、今や同盟して、滞納して置くと云ふやうな窮地に陥らなかつたと信するのであります。其處で政府は不均一課稅に關する處の勅令を發布されました。之も至極適切な事で、第之を救ふに宜しき方法であると思ひまするが、前から申しましたやうに、不均一賦課を宅地だけに低減を致しまするならば、之は何に依て補填するかと云へば、矢張り又田畠に戻つて來るのであります。農村救濟の叫びは、既に田地に於ける租稅と云ふものは、非常に重かつた。重かつたものを今回地租法の改正がありまして減額されたものを、又復活すると云ふ事になるのであります。それでありますからして、どうしても此の不

均一課稅と云ふものは、執行上の困難があると思ふであります。然らば茲に於きまして、家屋稅に於て相當の處置を取るか、制限法に於きまして相當考慮致しまするか、之より他に方法はないのであります。それで如何に此の國稅に於きましては、負擔の均衡をはかりましても、附加稅に於きましては著しく負擔の均衡を破つて居るのであります。又破るところの程度は、六大都市——大中都市、小都市の調査に依りまして、非常に違ひがあるのであります。又課稅物件により著しく負擔の不均衡があるのであります。例へて見ますると、資本利子稅に向つては附加稅をかけて居らぬので、本稅は百分の二と云ふ事になつて居る。土地に對する課稅は如何になつて居るかと申しますと、御承知の通り、私の表にありまする如く、收入百圓に就いて十三圓と云ふ田畠であります。之は改正法に依る處の負擔であります。資本利子稅百圓に付て二圓、田畠に對するものが十三圓、其の上に一方に於きましては、田畠に對する處の修理或は町村に於ては協議費、水利費、其の上に農會費と云ふやうなものが悉く加はつて來るのであります。然るに拘らず資本利子稅に向つては、戸數割の標準に這入りにくいのであります。唯だ

僅かに二圓と云へば二圓です。それで果して負擔の均衡を得て居るか、得て居ないかと云ふ事は、之を税から見ましても明かな事實であり、又家屋税の關係は宅地とそれから家屋と分離して考へる事が出來ないのであります。然るに拘らず宅地は宅地として賃貸價格を定められ、家屋は宅地の等差と云ふものに依つて賃貸價格を定められる。さう云ふ事になりますから、段々重いものが重くなつて、軽いものが益々軽くなると云ふ現状であります。それで私は、此の租税の體系と云ふものを相當變更して戴かなければ、將來租税のみならず國民思想の上に、大いに影響を來たるものと思ふのであります。

税制の改革と云ふ事は固より重大問題でありますて輕々しく之を論議すると云ふ事は、慎まなければならぬであります。併し乍ら今日のやうに、市制町村制の發布の當時の税制を、今日尚ほ且つ適用すると云ふ事は、此の社會の進歩に伴はざるの甚だしいものと謂はざるを得ぬ。昭和四年の第五十六議會に、地租及び營業収益税の地方移譲に關する處の法律案を議會に出されたのであります。其の時の提案の理由に曰く、現下の情勢に鑑みて最も緊急適切な改正なりとして、之

から、此の中に付きいろいろ理由を敷衍したいのであります。が、時間の關係で茲には省略致します。要するに今日私の問題は、負擔の均衡を計ると同時に、地方ノに依つて負擔の不均衡のないやうに、努めなければならぬ、此の二つの問題は、税制改正、租税の改革についての大なる問題であると思ふのであります。

(ヨ) 宅地租附加税増課の實狀

滋賀縣長濱町助役 福田寅吉君

私は實は茲に草案等を持つて居ないのであります。唯だ此の宅地租附加税に就て意見述べやうと思つて居りましたが、丁度今朝來宇治山田の市長さんの御意見があり、又徳島市役所の豊川さん、それから唯今は奈良市の助役さんが同じやうな意見を述べて居られました。私は斯う云ふ有識者の御述べになつた後に、かれこれ意見述べると云ふ事は、僭越かも知れませぬが直ちに此の宇治山田市長の意見に賛成を致しまして、意見を述べる事は省きました。唯だ單に参考として私の町の狀況を述べて見たいと思ふ。實は此の宅地租の増徵に就きましては、我が縣に於きましては、非常な

を議會に出したと説明されたのであります。所が案は不幸にして其の時は通過しなかつたのであります。が、緊急缺く可からざる案なりとして出したものが、其の後出されたけれども、通過されぬのであります。学者、それから識者、悉く之に向つて進むより他に途はないと云ふところの斷定を得たのであります。さうして其の斷定を得たところで案を議會に出す。それから後其の案が如何になつたか分らぬと云ふ事で、之で果して國民の實際生活に合ふて居るかどうか。さう云ふ譯でありますからして、どうしても此の地方には獨立の財源を與へなければならぬ。さうして又地方團體間の負擔を公平にしなければならぬ。又今日のやうに附加税主義に依りまして、之が悉く此の課稅徵收の事務と云ふものは、著しく複雜になつて居ります。斯う云ふやうなものはどうしても、簡易化しなければならぬと思ふのであります。それやこれやの立場から、此處に擧げて置きました地方稅體系を組織されたならば如何であらうかと云ふ事を考へて居ります。其の理由に就きましては、此の報告書の中に載つて居ります

る増徵であると云ふ事を聞きまして、私の縣には市街地の事務協議會と云ふのがありますて、時々一大抵は隔月位に寄つて、税制の事を研究して居ります。そこでこの税制協議會の問題として、縣の屬官に来て貰らつて、段々意見を聞きましたが、それは法律の結果で已むを得ぬ、而かも今度の増加は、主として大津市と、彦根町と、長濱町とが、大部分に負擔して貰はんければならぬ、それは農村が非常に疲弊困憊の状況にあるから、本稅の賦課はあなたがたの方で、もつて戴かなければならぬ、餘り多い額ではないが、どうも法の結果で已むを得ぬ、是非お前の方で負担をせよと云ふ事で、私の町は二萬三千餘圓の賦課配當があつた譯で、已むを得ませぬからしてそれを賦課することにして、令書を發しました。所が或納付者が其の令書を持つて参りまして、役場は違つて居るんぢやないか、全體どう云ふのぢや、間違つた令書は此處で返す、斯んな間違つた令書を役場は出したと云つて皆が非難をして居る、一應忠告するが、能く調べて取る方が宜しい。斯う云ふ話であつたのですから、それは違つて居るのぢやない、これこれ斯う云ふ譯で、法律の改正上三倍強にもなつたんだから已むを得ぬ、納めて貰は

なければならんと、斯う申した所が、その人の云ふのには、私は僅かに宅地を持つて居るだけである、其の宅地も先祖傳來の宅地であるから賣る事も出来ない、之を金城鐵壁として守つて居る次第である、然るに斯様に三倍以上にも増加せられると云ふことになれば、甚だ困つた問題である、一般の町民の云ふ事には、今度町は甚だ誠意がない、斯う云ふ誠意がないやうな税金は、納めんで置かうではないか、之は不納同盟でもして、役場に納めぬやうにしやうではないかと云ふ事を云つて居る。又一面納めるものは納めるが、大抵去年の額位納めたら良いではないか、斯う云ふ事を云つて居ります。さうしますると、此の税金が如何に令書は發布されても、完全に徵集が出来ないのでないかと思ふのであります。勿論私の町なんかは、農村疲弊と云ふやうな事は——縣屬が云ふやうに無論否定は出来ぬと、識者一般に認める所で、農村の疲弊に伴ふて、地方の小都市が同じやうに、より以上疲弊困憊して居る状況であります。

私の町の如きは、濱縮緬、蚊帳と、天鷲絨が主產物でありまして、之をやつて居りますけれども、天鷲絨無論なんとか、是も全く大都市の状況と、地方小都市の如きは、景氣の好い時には一本が二十圓餘に賣れた

ことは、事實に於て地方は出來ませぬ。地方の状況は今私のやうな小さな町でも、先づ數百軒の空家があつて、殆ど困つて居る。家賃を下げなければならぬと云ふ時に、どんぐり上げて行かなければならぬと云ふ。無論なんとか、是も全く大都市の状況と、地方小都市の状況が違ふ結果で、其の邊は能く御諒解を願ひたい

(タ) 懇談的報告及討議

以上所定の通告に依る第一部會の報告及討議を了りて懇談の形式に移り意見を交換し又は補充報告する所あり。左の如し。

西村輝一君 (都市計画東京地
方委員會事務官) 唯今部長さんから御指名になつたのであります、先刻の小倉市の末永助役さんの御

話と、それから都市計畫委員会委員の柴田さんの御

話とに就きまして、私の存じて居りまする事だけ申して見たいと思ひます。念の爲に一應末永さんに伺がつて置きたいと思ひますが、先刻の御話を點々聞き漏した所があるかも知れぬと思ひます。從つて私の申上げる事が、或は的を外れて居るか知りませぬと思ひますが、此の要旨に現はされた所で見ますると、都市計畫法と市街地建築物法に依りまして、建築線の効果は發生して居るが、道路はつけて與れない。土地の所有權は一面に於て制限を加へられて居る。此の場合に受益者負擔金を緩和する方法はないであらうかと云ふやうに承つて居ります。それで宜しうござりますか。

ものが、僅かに四圓か四圓五十錢、それが原料に五圓以上六圓はかかる。さうすると一本に就て五十錢から一圓の損をしながら、之を繼續せんければならぬと云ふ事は、止めて仕舞へば金融が杜絶するから、生活が出来ない。それで已むを得ずやつて居ると云ふのが、實際の有様であります。又縮緬工場の如きは、此の間工場に行つて見ますと、五百人以上の職工を使つて居る工場長に聞きますと、いやでも毎日五百圓以上の損害がある。斯う云ふ損害があつても、經濟關係があるから止めずはどうしてもやらんけりやならぬ。斯う云ふ状況で、納稅どころの騒ぎじやない。如何に財産を差押へられても已むを得ぬ。税金なんか納めていかれない。斯う云ふ事を云つて居る。斯う云ふ具合に私の町なんかは、このやうに増加をされては逆も立つて行く事が出来ぬと思ふ。之は宇治山田市長さんの御主張で御座いますが、是非法律の改正をするやうに御願ひしたいと思ふ。最前どなたから御意見もありますが、東京の如きは増徴されれば、それだけ家賃の方にかけて行くと云ふ事になるが、殊に澤山の土地を有つて大きな家を作つて、さうして貸家を増加をして行くと云ふやうな私の責任を終ります。

末永長通君 (小倉市助役) それで宜しい。實は時間の都合で説明は簡単であります。

西村輝一君 此處に「道路の認定に依り建築線を指定する場合」と云ふやうな事が書いてございますが、道路法に依りまして、路線を認定しただけでは建築線は發生しないのであります。之は申し上げる迄もない事であります。都市計畫法で道路計畫が決定しました時分に、市街地建築物法適用の区域内に於て始めて建築線が發生するのであります。之は念の爲に申上げて置きます。それは兎に角、市街地建築物法に依つて所有權が制限せられて居る場合、受益者負擔を緩和する方法はないかと云ふ事ですね。

末永長通君

國示の様な土地があつて、建築線が指定せられ、その建築線を出ては建築が出来ない、之だけに對し

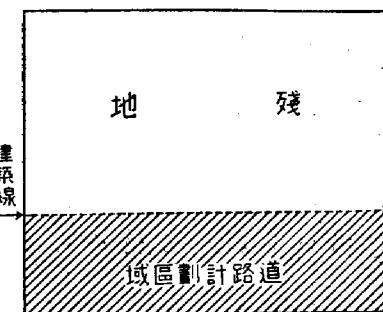
て、詰り所有権が制限されて居る。此の一部

分を將來道路が出來ました時分、此の土地の利用が出來ぬやうになります……

西村輝一君 道路

敷に當りまして、建築制限を受けた儘で長く放つて置かれる——買収をしても呉れない、又家をも建てさせない

——と云ふ場合、此の部分だけに就ての受益者の負擔金を減免する事が出来ると云ふ規定が、最近東京に於て出來たのであります。が、道路の計畫區域外即ち殘地に就ては、減免する事は、ないのです。道路計畫の爲に殘地は別段制限を受けてゐないのであります。道路が出來たら沿道地として最も利益の多い土地になりますから、負擔金を減免する必要はないと思ひます。又減免の場合に於ても如何なる程度に輕減するか、若しくは非常に制限を加へられた時分には、それを免除するかと云ふ事に付ては、東京市長又は東京府知事が適當な規定を設けると云ふ事になつて居ります。



末永長通君

其の實例を承りたい。

西村輝一君 其の實例に付きましては、規定が改正され

てからまだ二、三ヶ月位でありますから、實例としては現はれて居りませぬけれども、斯う云ふ風な考を有つて居つたらどうかと思ひます。それは同じ様な土地でも市街地建築物法の關係又は其の他の事情に依りまして制限の程度言ひ換へますれば、利用の程度が何か違ひます。例へて言へば市街地建築物法で制限を受けた土地でありますても、永久の建物は許しませぬが、假設建物なら期限を附して許す規定があるから

此の規定によりて木造建築を許す場合があります。木造建築を許したら殆ど利用が出來て居る。さう云ふ場合は極く些細な輕減をする。それから全然建築物を許さない場合でも、道

路工事が繼續事業として決定せられ、本年度なり、來年度なり、或は三、四ケ年度内に施行が出來る見込が立ち、已に實行豫算を有つて居るやうな場合には、少い程度の輕減をする。所で實行豫算もなく、又何時實行が出来るか分らぬ様な時は、全免に近いやうな輕減をすると云ふやうに、其の模様に依り、内規のやうなものを作つて、其の土地、其の土地に適合したやうに抜つて行く、斯う云ふ方針がよからうと思ひます。尙東京府市で實例が出来ましたら報告しても宜しい。

それから柴田さんの御意見に就て、之は何か實際問題に就いて少し誤解がおありではないかと思ふ、都市計畫法に依り道路工事の執行を致しましたからと云つて、府県道の費用が町

の實施の爲にそう云ふ負擔の關係は生じないと思ひますか、何か他に問題があるのめせうか。

柴田 茂君 (都市計畫愛知地 方委員會委員) 一寸御伺ひしますが所得

稅附加稅——所得稅には賦課されて居ない方針のやうに思つて居りますが、あれは矢張り都市計畫稅をかけるやうな風に方針を改正する事が現下の状勢として如何でありますか。

西村輝一君 それは私が御答へ申しますより、適當な御

方が御出になりますが、私が知りますことだけを申上げます。それは重大な問題でありますて、都市計畫法が始めて生れた時分に同法の第八條でありますか、特別稅が指定せられるやうな規定が設けられて居りまして、所得稅割、間地稅等が指定せらるべき豫想されて居つたのであります。さうして其の實現に付きましては六大都市の當局の方々なり、内務省の都市計畫當局の御方なり可成り骨を折られたのであります。が、それが今日迄實現をして居らぬのであります。詰り特別稅指定に關する條項は殆ど死文同様になつて居るのであります。之に就て御記憶もありませうが、何年か前に特別稅を設定する事に就ては、都市計畫法中にさう云ふやうな條項があつても、之は重大なる事柄であるから法律を以てするのが種當であると云ふやうな意見が、貴族院方面に現はれた事があります。是等事情の爲に、如何ともし難い状況になつて居ります。

小倉義弘君(廣島市會議員) 西村さんの今の所得稅に就いて申しますと町村道に當ります。此の細道路網が都市計畫として決定された場合に、其の施行は誰がやるかと申しますと、大體に於て町長が執行する、從つて其の費用は町村の負擔になる。斯う云ふ風に大體方針を定めて計畫の決定なり、執行をして居るのであります。で先刻御話のありました點は、私が誤解して居るか知れませぬが、受益者負擔の關係で地元町村が費用の負擔を命ぜらるゝ場合の外は都市計畫法

ての御話はなんですが、私が都市計畫の地方委員をして居る時代に、今の御答へがありましたが、斯う云ふ弊害が生じて居る。實際に於きましてはアルプス山脈の下に居るやうな農村でも、廣島縣の中國山脈に山家一つ有つて居ると、縣税はかけて居る。さうして都市計畫特別税をかけて居る。處が此頃は御承知の通り昔とは違つて、廣島から十四五里もある國境にまで都市計畫特別税を出すのは一體何の事であらうと云ふやうな事に對して陳情した時に、今の御答へがあつた。あれはなんですか貴方々の處に於て全體にやる可きものである。さう云ふものに於て真にやるべきもの……

西村輝一君

所得稅割の制定ですか。

小倉廉弘君

それが受益する人、受益者負擔の趨勢は、

都市計畫執行の結果、直接利益を受ける道路の分と、所有者のみならず全體の、名古屋市は名古屋市と云ふものに納めしめる爲に、何等利益のない人に迄現在は納めしめて居る。此の方面的都市計畫税を納めて居ると云ふやうな現在の實際問題は矛盾がある。

西村輝一君

私個人としての考を申上げますと、東京邊に於ても同様の問題が起きます。現に東京府知事の執行して居る都市計畫事業に就て、三多摩の奥でも、都市計畫特別

稅が賦課せらるゝ事は、甚だ不當である。と云ふ様なことであります。斯う云ふ事は一應尤ものやうでありますけれども、もう少し研究の餘地があるのでないかと思ふ。都市計畫依つて道路の表に面する事が出來た、斯う云ふ場合に於きまして、例へば南北に道路が從來からあつて、數かれてある其の場合に、西側のみを擴張する。さう云ふ場合に於きまして、受益者負擔の現在の制度を、私は事業の一部は第一地帶を百分の四十五、第二の地帶を百分の三十、第三の地帶は百分の二十五を負擔する事になつて居ります。今の場合に於ては、東側は從來から道路に面して居る所謂表附であります。處で西側は從來は道路の裏敷であります。處が道路の擴張に依つて道路の表に面する事が出來た、斯う云ふ場合に於きまして、矢張り東西兩側の負擔割合は、唯今申し上げたやうな状態に課徵する事になつて居るのですか。

西村輝一君

古い規定で申しますと、丁度あなたの云はれた通り在來の道路沿の土地も、新しく道路に沿つた土地も、同じ割合を以て負擔する事になつて居りました。尙又此

方を百分の三十五にすれば、他の方は百分の五十五にすると言ふやうな取扱をした例もあります。處が其の缺點は、此方では百分の四十五をかけるものを、百分の三十五に引下げるのは宜敷しいとして、それを他の側に轉嫁しなければならぬ缺點があるのであります。受益が少いから百分の三十五に輕減するのですから其の差額を他の方に轉嫁すると云ふ事は甚だ面白くない。そこで東京では最近規定を改正致しまして道路の擴張の場合には、此方の側と、そちらの側と、受益が著しく相違した場合には、其の受益の少い方の側の負擔の歩合を輕減することが出来ると云ふ條項を置いたのであります。従つて此の場合其の輕減額を他の側に増課せることにならぬのです。

上崎廣衛君

それで分りました。

古畑義文郎君(大阪市會議員)

前回の都市問題會議に於

きましても、都市計畫受益者負擔金は、現在に於ては人的負擔になつて居ります。詰り工事施行期日に公布した際の現在の持主に負擔せしめると云ふ事になつて居るのであります。之が都市計畫法の發布當時の如き好況時代に於ては、さまで弊害を感じなかつたのであります。斯う云ふ事のやうに段々不景氣が深刻になつて参りますと、自然受益の負擔金に五ヶ年迄は分納する事が許されて居る。原則的に分納と云ふ事を認められて、自然不景氣の深刻になるにつれて殆ど全部のものが不納になつて来ると云つても差支へないと思ふ。其の場合

うに、解決する方法があると思ひます。茲では關係規程を有

つて居りませぬけれども、最近に東京で改正しました負擔規程を一應御覽戴きたいと思ひます。斯う云ふ風にした結果は

西村輝一君 それで東京、横濱は其の通りになつて居ります。初めから十なり十四なりに分けて賦課しまする故に、延納と云ふ事にならない。利子も取らないのです。

西村輝一君 それで東京、横濱は其の通りになつて居ります。初めから十なり十四なりに分けて賦課しまする故に、延納と云ふ事にならない。利子も取らないのです。

古畑銀次郎君 それで詰り負擔義務者と云ふものは、初めの工事施行期日の時の人ではないですね。

西村輝一君 それで東京、横濱は其の通りになつて居ります。初めから十なり十四なりに分けて賦課しまする故に、延納と云ふ事にならない。利子も取らないのです。

古畑銀次郎君 それで詰り負擔義務者と云ふものは、初めの工事施行期日の時の人ではないですね。

西村輝一君 そうです。例へば昨年十一月一日道路工事に着手しまする。さうして毎年四月一日と十月一日の現在の

其の義務を背負つて立つ、分納を許し、利子を取るのであります。ところが東京、横濱のやり方は、當初それを五ヶ年なり、七ヶ年に分納せしむる様に割つて仕舞ふ。さうして事業に着手してから後或一定の期日に於ける、現在の受益者に其の一的部分づつを賦課するのであります。ですから第二回目の期日には其の日の現在に於ける受益者に、新に負擔をかけて行く、斯様にして行くと、例へば五年間に課徵するとせば、一年に二回づゝ賦課するとして、一回が十分の一に當り、其の賦課が十遍ある譯であります。之を分割賦課主義と云つて居ります。第二回目に賦課を受けた者は、恰も物的負擔の如く、第一回の者と異なる場合第一回に賦課された義務を繼承するのではない。自分が新に賦課せられたのであります。要するに賦課期日の毎なる異に義務者が、變更して行くことを

受益者に負擔金をかけると云ふ規定を置いたとしますると、其の道路負担金は、今年の四月一日現在で土地を有つて居るとか、借地権を有つて居る者に就て例へば十分の一をかける、此の十分の一は飽々其の人から取る。第二回目には今年の十月一日現在の受益者、第一回賦課後土地の所有権が他人に移つて居る場合は後の新所有者に、又新たに借地権が設定された場合は、其の借地権者に、第二回目の十分の一をかける。第三回目からもずつと其の通りです。第一回目の人は十分の一より賦課は受けない。之であなたの仰しやる處にぴつたりあたつて來ると思ひます。

此の點は他の都市と變りはない。算定と申しましても、實施豫算でやつて行きさへすれば、殆ど精算と同じ事になる。それで規定には事業費精算の上負擔金に大差を生じた場合には追徵或は還付をすると云ふことになつて居りましても、まだ其の實例はないのであります。

古畠 錦次郎君 どうも有難うございました。

上崎廣蓄君 借地権者と、土地所有者との受益者負擔
其の割合はどう云ふ割合でありますか。

西村繁一郎 東京では、麻知事なり市長が通常に分担書合を定めることに、規程は書いてありますが、市長が極めましたのは通常の借地権者と所有者で、百分の五十づゝを分擔すると云ふ事になつて居ります。例外のものもあります。

西村輝一君 東京府でも最近極りましたが、同じ事であります。

木村清三郎君（長岡市長）　本日は午前午後に亘りて、豫定の通り討議が行はれまして、私共拜聴致して居りました。先刻部長さんの宣告では、未だ相當時間に餘裕があるからと云ふ事で、所謂圓卓會議のやうな御宣告がありました爲に、先刻伺つた中の一二に就て、私から御話を申上げて見たいと思ひまして、此處に立つた譯であります。それは他ではありませぬが、本日午前に、東京府駒澤町の佐藤町會議員の御意見を拜聴致しましたが、其の中の地租問題に就きまして、駒

西村輝一君 それは豫算で總額を決定して行くのです。

は、不當であると云ふ事の點に就ては、私共同一の考を有つて居ります、瓦斯、電氣のみならず、水道に就ても、計量器を使用致して居ります、之は矢張り商人が、酒なり、米なり、

計りますに就ての度量衡と同一であると云ふ事に就ては同感であります。併し乍ら此の瓦斯、電氣の計量器が、度量衡と同一なるが故に、之に對して課税をすると云ふ事は、少し不穏當な御意見でないかと思ふのであります。斯様な事は寧ろ相當なる御考慮を願ひたいと思ふのでありますとして、寧ろ瓦斯會社、電氣會社に向つて撤廢を要求すると云ふ事ならば、無論吾々双手を擧げて賛成するのであります。現に於て料金として徵收するから、一面に於て市民の負擔を輕減する爲に、之に對して其の半分近いものゝ課税をしやうと云ふ事に就ては、少しく不穏當でないかと思ふのであります。現に私は長岡市であります、長岡市は——全國中に水道に就て計量器の料金を取らない所は殆どないのであります、單り長岡市が——先刻佐藤さんの御話の度量衡と同一であると云ふ御意見と同様に、計量器に對して料金を取ると云ふ事は、不穏當であると云ふ趣旨から致しまして、徵收して居らぬのであります。斯様な考を有つて居ります爲に、佐藤さんの先刻の御意見には反対意見述べるやうな次第で、甚だ遺憾であります。が、決して反対をすると云ふのではなくして、此の瓦斯、電氣の計量器に就て、一面に市が課税をしやうと云ふ事に就ては、何か御考へ違ひではないかと云ふ事を一寸附加へ

ましたのであります。

横山謙吉君(堺市助役) 私は宇治山田市長及部長に一寸御尋ねして見たいと思ひます。地租の改正法に對しまする處の缺點に就きまして、改正の陳情を上提されるやうな意見に對しては、敢て反対するものではありませぬが、苟も法律の改正に就きましては、相當根據ある意見を有つて居らぬといかぬかと存じます。先程宇治山田市長さんの御話せられた所に依りまして、多少疑問の所があります。左様な點に就きまして御尋ねして見たいと思ひます。宇治山田市長さんの御説の根柢は、要するにこの宅地は元來租先傳來の土地であつて、吾々安住のものとして之を守つて居るのであると云ふのが、唯一の根本理由であつたやうに存じます。又長濱の助役さんでござりまするが、之は私は同様の理由を以てこの徵稅に反対せられた町民があつたと云ふやうな御意見であつたやうに思ふ、私共は法律を改正するには、一部關係市民——國民の此の意見を考慮しなければならぬと思ひますが、要するに租稅其のものゝ本質に對し、もう少し考慮を拂はなければならぬものと思ふのであります。眞に租稅の本質に觸れて、始めて改正を要求するものではなからうか、單に町一部の住民であるとか、或は地方の状況ばかりに依つて、直ちにさう云ふ事がやり得るものであるかと云ふ疑問を有ちましたと申しますのは、現在都市の住宅は、成る程宇治山田市長さんの仰せの如く、祖先傳來のものであり、安住地として、自己の

住宅を有つて御いでになる方は相當多數あるのでありませうが、一方に於きましては、この土地の兼併が行はれて、資産家の所有に歸して居るものが大部分あります。さうしてそれ等の地主は、相當高い所の賃貸料を以て貸與して居るのであります、例へば田舎の田地の如きは、其の賃貸料は一ヶ年三割位の程度であります、土地に依り其の賃貸料は六七割位になつて居る所があると存じます。斯様な情況から考へて、果してこの祖先傳來の——賃貸價格に依つて——賃貸料で貸したもののが非常に高くなつて居るかどうかと云ふ事に就ては、もう一步詳しい説明を伺ひたいと存じます。尙ほ又改正に依りますと、從來の地價と、今度改正地租法に依る處の——賃貸價格が、三倍八割以上になつた場合には、三倍八割の程度に止めることになりまして、それ以上の賃貸價格は皆之をはねて仕舞ふと云ふ事に法律はなつて居ります。然らばそれに依ります所の地租は、三倍八割を出でないと云ふ事に存じて居ります。尙又昭和七年三月の勅令第二十六號に依りますと、此の府縣の附加税を賦課する場合に於きましては、其の府縣の狀況に依りまして、宅地租と他の地租を不均一の賦課をすることが出来るやうに勅令が出て居ります。さう致しますると、政府に於ても宇治山田市長さんの御配慮になつて居る如く、七倍八倍或は十倍と云ふやうな地方の地租の増額に對して、相當考慮して居るものではないかと思ひます。若しさう云ふやうな府縣税の數倍に——七倍八倍にもならぬ

と云ふやうな所がありましたがならば、府縣に於て之を宅地租と他の地租を不均一賦課に依つて、其の緩和を圖る事と存じて居ります。之等の點に就きましては、御意見を伺ひませぬと、苟も法律の改正を吾々が要求する場合に、然も斯う云ふ會の決議に依つて之を陳情するとか、さう云ふことを聞かされると云ふことは、多少吾々も研究して置かなければならぬと思ひますから、是等に就て御意見を伺ひたいと思ひます。

福地由廉君(宇治山田市長)

御尤な意見と拜聴するのであります。先程東京府駒澤町の佐藤氏の御意見も、御尤に拜聴するのであります。貴族院に於きましては、あの地租法案が上程された時に、政府案に賛成することは、此の高い地代を取り、或は非常に騰貴せる土地が、今尚ほ安い地租を收めて居るに對しまして、不當利得を得つゝあると云ふ事に、極言されて居る人もあります。それも必ずしも不當な理論とも思はれないであります。けれども全國民の一般に遵守すべき法律は、どうしても多數を目標として極めなければならぬと思ひますから、是等に就て御意見を伺ひたいと思ひます。か、或は東京丸の内の三菱の土地のみを見て、法律を極める事は出來ないと思ひであります。之を全國的に見ましたならば、必ず種々様々に相成つて居りますからして、萬遍なく公平なる規定を得ると云ふ事は、到底出來ないと思ひであります。唯だ私等は多數者を目標として法律を定めて貰ひたい、然るに此の地租法の改正が、市街地に於きましては甚だ

しき激増を來たして居ると云ふ事は、之は争はれない事實であります、で本税に於きましては、三倍八割の制限を置かれました、此の三倍八割と云ふ制限を置かれた其の事は、均一でないと云ふ事は明かであります。唯今迄十圓或は一圓の土地が百圓、甚だしきは五百圓、千圓にも上つて居る所も全國にあるのであります。さう云ふ土地に對しては三倍八割と云ふは未だ／＼軽きに失する。併し乍ら凡そ税金と云ふものはさう一遍に急激な増税を課し得るものでもなく、税制と云ふ上から考へて、左様な急激なる増税が出來ないと云ふ事は、即ち三倍八割と云ふ制限を置かれた所以であると思ふのであります。然るに府縣附加税に於きましては、制限がございませんから考へて、左様な急激なる増税が出來ないと云ふ事は、結果を見て居るのであります。之等は無論多數ではなからうと思ひますが、七倍八倍と云ふのはざらにあります「割」でなく「倍」であります。寄附金ならばいざ知らず、税金として一遍に左様な加重なものを賦課すると云ふ事は、決して自治と云ふものから見て種かでないと思ひます。之はどうしても法律の改正に俟つより他ないではあるまいが、唯今申す如く、不均一賦課の勅令が出ました、之は内務・大藏當局に於かれても、無理であると云ふ實情を御認めになつて、斯くの如く勅令を出して戴いたのであります、然るに各府縣の實況は如何でありますか、先程申上げた如く、三府四十六縣の中、此の勅令に依つて之が緩和の實施を見ましたのは僅かに

い地代を取りますすると云ふ事に就ては、或は所得税を取りますとか、各々看取に對しまして、他に徵收不可き途があると思ひます、其の少數の人の爲に多數の人を苦しめると云ふ税法と云ふ事は、精神上の方面から見まして避く可き事ではなからうか。故に過般金澤市に開催されました全國市長會議に於きまして、全國各市一致して、此の法律の改正を要望するとの云ふことになりましたのであります。けれども之を今回臨時議會に提出して貰ふと云ふ事に於ては、農村の關係が大問題であると心配して居るのであります。農村の疲弊と云ふ事も私等は能く認めるのでござりますから、農村に於きましては折角輕減されたところの此の負擔を、幾分でも加重すると云ふ事は、私等も之を避けると云ふ事に賛成をするものであります。併し其の爲に犠牲となつて居るところの此の宅地租の激増は、餘りにひどいのでありますから、下がたもの在其の體にして置かれた結果であります、餘りにも上りましたところの此の宅地租の緩和を願ひたい、本税は止むを得ぬ、いろ／＼の理由はありますけれども、今更本税は已むを得ぬ、併し附加税の激増と云ふ事に就きましては、貴重兩院に於ても心配されて、希望決議がついて居るのでありますから、希望決議が行はれない今日でもありますし、之等は勿論政府で法律の改正をやつて戴きたい、吾々は極力願ふ積りであります、どうぞ之で御諒解を戴きまして、御賛同を御願ひ致します。

木村清三郎君

私は今の地租附加税に就きまして、長岡市の状況を御参考迄に申し述べさせて戴きたいと思ひます。長岡市は全國百十幾つある中の最も附加率の少い方の部分であります。大都市の——東京、大阪其の他二三を除きましたならば、長岡市は下位に屬して居る方であります。けれども平均率から云ひますと、三倍三分弱の附加税が増加されて居るのであります。而して其の三倍三分弱の大増加の中、市内の主要なる土地が四倍乃至四倍五分位に上つて居ります。幾分此の片端にある部分の所でありますても二倍位になつて居りますが、要するに之を平均致しまして三倍三分弱が、此の今の附加税の賦課増微になつて居る狀態であります。之に反して田畠はどう云ふ率であるかと申しますと、一割六分の減税になつて居ります。先刻宇治山田市長さんの御話の如く、私共此の農村の疲弊に對しましては、御同様認めて居る譯でありますからして、之が減税に對しましては、更に復活して貰ひたいと云ふ考へは毛頭有つて居ないのであります。併し乍ら維新以來吾々が聞き傳へて居る所に依りますれば、如何に税金を増徴し、過激に増徴致したとしても、往年より三倍とか、五倍とか、七倍とか云ふやうな過激な税金を課すと云ふ事は、未だ嘗て聞いて居らぬのであります。斯くの如き税制が果して良いか悪いかと云ふ事に就ては、決して思ひますのみならず今日の經濟界の状勢から見ても、斯くの

如き激増は、あく迄も政府當路に向つて緩和の途を講じて、
以て納稅者をして滞納處分に終らせねやうに致したいと、吾
々は考へて居る次第であります。決して徒らに騒いで居るや
うな考へは毛頭有つて居らぬのでござりますから、一言此の
長岡市の賦課の状況を御話して御参考迄に申述べた次第であ
ります。

ると云ふ事は、何かの考へ達ひではないか、寧ろ之は撤廻するやうな運動をしたらよからうと云ふ御意見ありました、之は結局悪くはないと考へます。併し資本家と云ふものは、自分の利益許りに吸々として、多くの人々の懶の具合がよい悪いと云ふ事には、殆ど頭を置かないであります、故に之は撤廻して貰ひたい、料金を取らないやうにして貰ひたいと云ふ事をするよりも、市町村と云ふものゝ力を以つて、さうして之に課税し、取る方が寧ろ早くはないかと云ふ事で、さう云ふ提議をしたのであります。若し資本家たる營利會社が、之等の議論を正當なりと考へて、さうして自から之を安くするとか、又は運動を起して取らないやうにするならば、必ずしも悪い事でありませぬからそれに賛成致します。此の地租の問題に就きまして、先程宇治山田市長さん、長岡市長さんは、私と意見を異に致して居ります。廣島市會議員の方々が仰しやつたやうに、各市町村別々に其の區域々の事情に依つて徵收する方法でゆくならば、必ずしも反対致しませ

ね、けれども劃一的に安くしやうと云ふ御意見には、飽迄反對せざるを得ないのであります。何んとなれば、現在東京市の郊外に於ける地代と云ふものは甚だ高いのであります。若し暴利取締令と云ふやうなものがあつて適用する事が出来ましたならば、之に依つて取締る事も差支へないと云ふ考へを有つて居るのであります。或る一つの場所の地代を調べて見ますると、賃貸價格の一坪が一圓七十六錢について居りますが、實際の貸借の約束は年額五六圓であります。或所は年額一圓五十錢の賃貸價格になつて居りますけれども、或は四圓八十錢と云ふ場所があります。又或所は年額九十錢と云ふ賃貸價格になつて居りますが、之は四圓二十錢取つて居ります。又或る所は年額八十錢と云ふのでありますけれども、之は二圓六十四錢取つて居ります。斯う云ふ風に實際の課稅標準よりも非常に高く、二倍も三倍も高く取つて居るのであります。本來此の税と云ふものはどう云ふ風に考へて居るかと云ふと、人稅を以てするか、或は物稅を以てするか、何れを適當とするかと云ふ事を考へて見ますと云ふと、凡そ國家を指揮して行きますのは人間であります。人間であるからして人間から稅を取ると云ふ事が本當ぢやないかと思ふ。然らば澤山の收入あるものから取つて行くと云ふ事は、之も事實やならなくてはならぬ事であります。昨年であります。

ましたか、矢野恒太と云ふ方がバンフレットを出された、其の人のバンフレットを見ますると、總ての國民の收入から一割の税金を取る、國民の總收入額は百三十五億圓であります。之から一割の十三億五千萬圓の税金が取れるのであります。さうなれば汽車は無料で乗れるし、煙草は安く喫まるゝと云ふので以て、大騒ぎをしないで良いと云ふやうな事が載つて居りました。其の一分に對しては反対意見を有つて居るとして、番頭さんであらうが、女中さんであらうが、極く度いところの人々からも矢張り取る、之は國民全體が國を支持する上に於て、みんなが税金を出し——自分の金を出し合つて、國を維持して行くと云ふ觀念を養成する上に於て、諭令番頭であらうが、下女であらうが、自分の收入から一割と云ふものを極めて入れる事は、極めて良い事である。さう云ふ意見が載つて居ります。併し餘り奉公人邊りから取ると云ふ事はどうか知りませぬが、之も極めて理屈のことぢやないかと思ひます。支那人の諭歌致して居りまする所の、昔夏、殷、周と云ふ時代の、所謂王道の政治、此の漢學の餘波を受け、日本人は今に至るも夏、殷、周と云ふやうな政治を諭歌して居ります。其の當時に井田法と云ふものを設けた。此の税法は收穫の十分の一と定められた。又地を井字形に九分して、其の中央を公田として、此の公田は交互に耕作して、其の收入を税金として納めて行く、之は九に對する一の税金を納めて居る、一割より餘計取る事になつて居る、さ

に御反対をなさつて居りました。論旨と致しまして、教育費は最も多く金がかかる、一人當り二十圓内外と云ふものがかかる、自轉車を有つて居る人の子供も學校に行くのである。金持ばかり行くのちやないと云ふ御意見でありました。矢張先程私の申上げた收入目的は其の收入高に依つて税金を取める、さうしてお互に此の國家を維持して行くと云ふ事が、我々國民として義務である、然らば澤山の御金を有し、澤山收入のある方は、澤山税金を出し、收入のないものは税金を出さないと云ふ事は、普通の事である、今宅地の税金の高いと云ふやうな御議論の一部と致しまして、祖先傳來の宅地で以て、之から何等の收入がない、それにも拘らず七倍八倍若しくは十何倍と云ふ斯の如き多額の税金を取られると云ふ事は、收入のないのに税金を高くすると云ふ議論になつて来る。之を反対に用ひたならば、下駄同様に履いて歩く處の自動車の税金を取るのも無理ぢやないかと云ふ事を議論するのには、論理として敢て差支へないであらうと思ふ、然らば下級階級の人々が、下駄の代りに用ひたならば、年額數百圓の土地に對する處の租税と較べましたならば、年額數百圓の收入ある土地と同じ税金を負擔すると云ふ事になります。之は不當も甚だしい事で、廣島縣で既に撤廃に近い減税をしたと云ふ事は、至極御分りの良い事であると感心する次第であると思ふ。此の意味に於てどうか自轉車の税金と云ふものは、餘り高過ぎた悪税であると云ふ事は、既に天下の輿論と

なつて居るのであります。此の點から輿論を無視して、さうして濱松市長さんの御反対なさるのは、少しも意の存する所を解するに苦しむのであります。どうか此の惡税に對しては、是非前の御意見を改め下さつて、私の意見に御賛成あらん事を希望致す次第であります。

鷹王明治君（福岡市會議員） 昨日永安事務官の御報告の中に、家屋税附加税の問題があつたのであります。それは法人と、個人との——福岡市の家屋税附加税は非常な財源でございまして、我々福岡市の財源として、最も重要なものでございますが、之が個人と、法人とは、非常に開きがあるのでございまして、それは個人には戸敷割を賦課して居ますが、法人には戸敷割は賦課して居りませぬ關係上、昨日永安事務官の御言葉の中に、行政裁判に於て各均等で差支へない、均等であるのが當然であると云ふ判例があつたと云ふ事でございますから、唯今事務官から承りましたところは、其の戸敷割を賦課して居ないところにさう云ふ判例があつたのであるが、必ずしも行政裁判の判例があつたから、其の通りと云ふ事ではない、事務官個人の意見としては、矢張りそこの戸敷割を賦課して居ないところにさう云ふ永安事務官の御意見であるのであります、私共もさう云ふ關係上、是非とも此の際法人と、個人との差を、どうしても附けて戴きたいと思ふ。即ち永安事務官の個人として考へて居られます御意見に我々賛成でございます。

第三 第二部會報告及討議

一 序 説

前篇第二の三に記述せる如く、總會第二日午前より午後に亘り、第一議題に關して第一部會を設け、一般會員の報告及討議を行ひたるが、その内容左の如し。

二 特 別 報 告

(1) 名古屋市に於けるチフス 保菌者検索の状況

名古屋市醫科大學教授
醫學 博士 大庭士郎君

名古屋市に於ける陽チフス保菌者の検索状況を少し上げたいと思ひます。保菌者が都市の汚染者であると言ふことは、私が申す迄もない所であります。又屎尿等が不潔物であると云ふことの其の不潔の不潔たる所以は、斯う言ふ病原體を埋藏して居る所にあると言

ふことも亦皆様の御存知の如くであります。此の保菌者の出現に就ては、もう外國でも、日本でも可成り古くから言はれて居る所であります。今更私が蛇足を附する必要はないかのやうであります。名古屋市に於ける所の過去五年間の検査の成績は、一應皆様の御耳に入れて置くに値するものがあるかのやうに信じます。

陽チフスの保菌者には、御承知の通りに病氣にかゝつて治療した後に、保菌状態になるものと、もう一つは何等病氣の経験なくして、保菌者になるものと、此

の二種類あると言はれて居りますが、其の中でも最も注意を要するものは、無論病氣を経過したもののが保菌者なると言ふ場合で、之が最も検索もし易いし、又注意を要する方であるかのやうに思ひます。で當市に於きましては、衛生試験所に於て、主として病後保菌者、即ち治癒しまして家に歸つた者、其の者に就ての状況が調査されて居ります。一般の健康者百萬人を調査すると云ふことが、之は容易ならざることであります。従つて接客業者、或は公設市場の従業員、さう云ふものに就ては調査されて居りますが、一般に就てやると言ふことは、之は到底今日の状況では出来ないのであります。此の病後保菌者と言ふものに就きましては、發病しましてから十週間以上経過して、尙ほ病原體を大便若しくは小便に出して居るものと云つて居ります。此の病後保菌者と言ふものに就きましては、發病しましてから十週間以上経過して、尙ほ病原體を大便若しくは小便を、永續排菌者と云つて居ります。私は此の永續排菌者に就ての検索を申上げたいと思ふのであります。

大體永續排菌者がどれ位出るかと云ふこと、退院し

が悪い、さう云ふ所に由來して居る所もあるやうでありまするが、尙ほ精査する必要があると言ふので、之は尙ほ精密に検査する積りで、この仕事にとり掛つたのでありまするが、大體同じ方法を用ひて、今日迄の状態を批判すれば——別に批判する積りはありませんが、結果に於ては批判することになるのであります。が、同じ方法を用ひたのでは、出現率を良くするとか何とか云ふことは到底出来ぬのであります。精査すると言ふ以上は、更に精密な方法に依らなければならぬ譯であります。それで名古屋市に於きましては、退院してから七回検査する。初めの四回は一週間に一遍、後三回は月一遍、之で先づ四ヶ月に亘りまするが、七回の検査で期間は四ヶ月である。此の四ヶ月間に亘つて検査を行つて、出ない者は出ないとしてしまふ。それからもう一つは、同時に唯今申上げたやうに、夏は更に非常に検出率が悪くなるから、増菌法と申しますて、菌を増加する増菌法と言ふものがありますが、或は腸チフス菌と、他の菌とを混合して居りますから、材料の腸チフス菌が大概負けることになります。それで負けないやうにして置くと言ふやうな方法を、同時に併用致しまして、回数は七回同時にさう云

た人に就てどれ位あるかと云ふことに就きましては、日本ではいろいろ統計もありますが、先づ以て警視廳の細菌検査所あたりの報告が最も大きな報告であります。其の報告に依りますると云ふと、先づ一%から一・五%の近所であるらしい。尤もさう言ふことの断定されども、大體二回の検査になつて居る、精々よくやられる所でも三回である。兎に角二回若しくは三回になつて居りますが、二回以上と示されて居ります。大體二回以上の糞便検査に依つて決定すると言ふ規則の標準は、如何にするかと言ふことに就きましては、大體二回以上の糞便検査法に依りますれば、今申上げる通りに、まあ一%乃至一・五%の間にあるらしいのであります。外國の統計に依りますると云ふと、大體其の検査の方法は同じやうでありまするが、約三%と言はれて居ります。若し日本が一%であり、外國が三%であるとしますれば、其處に大分開きがあるのであります。此の開きと言ふものは、風土の關係から来て居る點も多少あります。と言ふのは、暑は夏い、従つて糞便検査の成績

ふ風な方法を併用して、材料を蒐集する。斯う云ふ方法に依つて成るべく新鮮なる材料を集めてやりました所が、大變検出率が良くなりまして、第一年には四%出て参りました。先づ外國の統計と併せて参考しましたので、日本の今迄の統計と云ふものは、多少不充分の所がある、検索に於て不充分な所があると言ふやうな感じを懷きました。それから第二年目に同じ方法で進みました所が、之が五%になりました。第三年が七・五%で、昨年度が八%になりました。

昭和三年	四%
同四年	五%
同五年	七・五%
同六年	八%

斯う言ふ風に、初めの年は準備に暮しましたが、其の後年々之を繼續してやつて来て居ります。之にまた携つて居りまする者は、初めから人が變らないでやつて居りまするが、さう言ふことの經驗を積んで来ると言ふことは、恐らく價値あることであらうと思ひます。兎に角段々と殖えまして、現在では八%であります。昨年の七・五%大體此の邊に來るのではないかと思つて居ります。ですから日本の多くの報告に、約一%と

書いてあると言ふことゝ、此の八%が大變な開きがある、八倍もある。我々が今迄思つて居つた數よりは非常に多くの保菌者が潜在して居ると言ふことを、考へなければならぬと思ふのであります。此の點を私が今日特に皆様に申上げたい所であります。此の標準を確立すると言ふことは、非常に大事なことゝ私は思ひます。

大體この検索に從事する所以は、其の標準率に到達して來なければ、其の検索と言ふものは充分でない、斯う考へなければならぬことでありますから、此の標準の決定と言ふことは、日本全國に示さるべきものであつて、可成り精密にやられた結果が、どうしても示さるべきものであると私は考へます。單に對數を取扱つたからして正確なものが出て來るとは限らぬのであります。どうしても數は相當數で宜しいが、極く精密に検査をすると言ふことが、標準を示す上に於て大變必要であらうと思ひます。

それから之に附帶致しまして、無論色々の事柄は調査して居ります。調査して居りますが、斯う言ふ風に八%も出たものが、どれ位永續して行くかと言ふと、約二百日にして六十%は菌が消失して、まあ治癒する

譯であります。一年でありますと先づ八十%，即ち一年經ちまして八十%は治癒する、後の二十%が翌年に持ち越す。それが一年、二年と永い間排菌して居ると言ふ状況であります。之は大體今迄の調査と同じことであります。それから良くなる時でありますと、先づ一遍菌が出なくなれば、其の儘ずっと良くなつてしまふ人と、二三遍調査して、ないけれども後でまた出來ると言ふ人であります。其の割合は約三分の一、保菌者の三分の一は、今の後者のやうな経過をとつて、一時なくなるけれども、復出て來ると言ふ経過をとります。斯う言ふものは四ヶ月間、少くとも四ヶ月間は監査して居らぬと言ふと、確實なことが言はれない。四ヶ月間持続的に菌の出ない者は之は大概出ないで済みますが、それより短かい期間に於ては、一時消失しても復出て來ると言ふ者があるのであります。併し四ヶ月陰性で行きましたから、全部がそれで治るかと言ふとまあ十%近くは愈る。四ヶ月以上少くとも四ヶ月間陰性であつても、それ以後に於て更に出て來ると言ふ者がある。之は約十%の割合にあるのであります。それから此の年齢と性の關係がどう云ふ譯でありますか、其の理由に就ては未だ餘り明瞭でないのであります。

まするが、年齢を加へると共に、此の保菌者となる人が多いのであります。男よりは女に多い。男一に付いて女二の割合になつて居ります。之も亦今迄の統計と大體同じである。特に此の年齢關係に於きましては、女子の三十五歳以上の者に就ては、約二十%から二十%以上の保菌者が出て来る。十人の中で二人三人と言ふものは保菌者になるのであります。之は頗る注目に値するものと思つて居りますが、女で三十五から以上上の者は、上流の家庭は別と致しまして、中流以下の家庭に於ては凡てお勝手元を支配して居る所の人達である、調理をする人達であります。さう云ふ人が腸チフスに一旦かゝれば、後保菌者を出すことが非常に多いと言ふことは、頗る注目に値することであらうと思ひます。其の人自身の身體に細菌が、病原體があるでありますから、其の人の行動如何に依つては、其の人の取扱ふ所の食品が、汚されないと誰も保證することは出來ないと思ひます。實際に於て、或下宿屋から腸チフス患者が後からくゝと出て来る、どうも不思議でならぬと言ふので調査した所が、其處のお内儀さんが保菌者であつたと言ふやうな例も屢々ありまするので、そんのはどうも便所を介して來るものとは

どうも考へ難い。此の見解の違ひと言ふこともありますから、さう考へられる方はさう考へてもいいかも知れませぬが、どうも御本人がさう言ふ身體を有つて居るので、其の人の取扱ふ所の食品と言ふものが、直接汚されたのではなくからうかと言ふやうな感じを頗る懐くのであります。之は實證が無いのでありますから、確言することも出來ませぬが、さう言ふ見解を有ち得るのであります。

大體まあさう言ふ風な事柄でありますて、若し所謂健康保菌者で、若し病氣にかゝつたことの經驗のない所の人々から出る所の保菌者と言ふものが、現在内務省——警視廳で御調査になつて居るやうに、一萬人に就て二人と言ふ位の調査を出して居るのが、最も信ずるに足るとせらるゝやうな成績であります。併し之も其の方法は二回の検査で決めた所のものでありますから、之をもつと精密に検査したならば、現在の標準よりは非常に多く出はしないかと言ふことが、今迄申し上げた所から考へられる。現在は先づ一萬人に就て二人位の所として居るけれども、之は必ずしも私は信を置くことは出來ないと、近來考へて居ります。さう致しますれば、此の市内に於ける所の保菌者と言ふもの

は、可成り大數なものである。之を如何にするかと言ふことは、無論申上げれば非常に結構なことであります。之は中々難しい問題で、事が個人に關係して居るので、取扱に困ることで、今の傳染病取扱規則に於ては、之を如何に取扱ふべきかは明示してないのですが、さう言ふ風で、誠に困るものであると言ふことがあります。さう言ふやうなことは、もう今日では常ことは、皆様御承知の通りであります。無論さう云ふ人の大小便に就ては、危険物が出て居りますから、それを消毒すると言ふやうなことは、もう今日では常識的なものになつて居ります。それでは併し中々まだ徹底することは出来ません。例へば市に於てさう言ふものゝ住つて居る家の便所と言ふものを、完全に消毒して行くと言ふことは、容易なことではないのであります。それでどうも今の所は、斯う言ふ人に就て、自分が保菌者である爲めに、周圍に非常に危険を及ぼすものであると言ふ觀念を充分頭に入れると言ふことが、急務であると信するのであります。さうすれば幾らか注意をして、他に迷惑の及ぼぬやうに自らを戒めて行くと言ふことになるであらうと思ひます。併し乍ら之も中々徹底しない、初めの内はいゝですけれども、永い間經ちますと云ふと、矢張りルーズになつて來

(口) 下水管の繼手に就ての一案

名古屋高等工業學校教授
北澤忠男君

下水管の如きは茲に御集りの皆様百も御承知の問題でございまして、私からかれこれ申上げるやうな問題ではないのでございますが、少し感ずる所がございまして、これから約十五六分の間御清聽を煩はしたいと考へて居る次第であります。

下水管は唯今所、先づ陶管及び鐵筋コンクリート管が最も廣く使はれて居るのでございます。之等は何

れも製作上の關係から、長さに於きまして六十粂から九十粂程度のものに製作せられて居るのが多いやうであります。従つて下水道を作りますには、之等の切れ切れの短いものを用ひまして、之を長く繕いで行くと云ふことに自然なるのであります。其處に管の繼手の問題が起りますので御座いますが、此の管の繼手に關しましては、從來色々考案を致されまして、色々の形のものが出来て居るのであります。其の大部分は大體に於てセメントモルタルとか或はアスファルトとか言ふ膠著性のものをもちまして繼手を拘へ上げると言ふことになつて居ります。我が國に於きましては、大部分は此のセメントモルタル系統の繼手であらうかと思はれて居ります。所がこのセメントモルタルは御承知の通り、信頼し得る程度に固まると云ふとの爲めには相當の時間を要するのであります。即ち少くとも一晝夜、或は季節に依りますては、兩三日経過しなければこれでよしと言ふことにならないのでござります。また此のセメントモルタルは早く固まらない中に誤つて下水管を動かすと云ふやうなことがありますと、結局それは附着しないで終ると云ふこ

となるのであります。若くは又強烈な太陽光線に當てると言ふやうなことをすれば、うまく固まらないと言ふ結果となり、従つて出來上つた繼手と云ふものは、甚だ不完全であると云ふことになるので御座います。且つ又繼手を拘へてから、長ければ兩三日の間、それを其の儘に大切にして置かなければならぬと言ふことのために、下水道を敷設すべき溝を掘りましてから三日四日、長い場合には一週間、埋戻しを行ふことをなくして、其の儘にされて居る場合が多いのですが、之はもう既に皆さんの御經驗の通り、交通に對しましては非常に不都合を來すことになるのであります。又之に沿ふ所の住民の迷惑と云ふものは非常なものでござります。従つて工事に從事する者は一日も早く此の溝を埋め戻さうと焦るのでございます。けれども繼手の性質上其處に日限の制限がありまして、思つても出來ないと云ふ事情にあるのでござります。又セメントは水中に於て硬化する性質を有つて居るのでありますと、之は可成り努力をして済へまして道を敷設すべき溝の中に於ては往々地下水の湧出をみるのでありますが、之は可成り努力をして済へまして

も、思ふやうに水が浚へられない。従つて已むを得ず不完全な状態に於てセメントモルタルの繼手を施行しなければならないやうな場合が隨分多いのでございます。斯の如き場合に於て出來上つた繼手其のものは、非常な貧弱なものであります。將來種々なる故障を惹起することになります。下水道は無論汚水も通し、或は雨水をも通すと云ふ目的で水を通すのでありますから、繼手が不完全であれば、内部に於ける污水が下水管の繼手を通して周囲の地中に漏れると云ふことは、無論想像するに難くない所であります。又地下水の多い場合には、此の繼手を通して地下水が下水道中に流入すると云ふことも亦可能性を有つて居るのであります。地下水が下水管中に流入すると云ふことの不都合は、下水管は豫めそれが流す所の容量を色々の方法に依りまして可成り厳密に測定をして居り、それに準じて管の直徑を定めるのでありますから、若し其の豫定以上の水量が繼手を通して下水管中に流入すると云ふことになりますと、折角立てた所の計算は滅茶々々であります。又此の污水を名古屋市に於て行つて居る如く、色々の工夫を用ひて淨化しやう、綺麗にしやうと云ふ計畫の場合に於きましては、豫定以上の污水

が處理場に流れ込むと云ふことは、無論不都合でございます。之等を凡て考へまして、結局下水管の繼手と云ふものは、不完全では困る、衛生的の見地からみます。斯の如き場合に於て出来上つた繼手其のものは、常に不都合であると云ふことは、申す迄もありません。併も之が六十纏乃至九十纏、即ち二尺乃至三尺毎に悉くあるのでありますから、一つの都市の下水道の總延長から考へますと云ふと、管から水が流れ出たり、若しくは水の流入すると云ふやうな危険性を有つて居る繼手の數と云ふものは、頗る多いのであります。之がために下水道の下水管の繼手と云ふことは、結局餘程考慮をしなければならない所の問題であると考へるのでございます。

就きまして、最近私が少しばかり考へましたと云ふのは、實は各所に於きまして此の問題に就て實際懶まされて居りました結果として考へたので、此の下水道の繼手に普通の水道の鑄鐵管を繼ぐやうな、フランヂ繼手を利用して得る可能性ありや否やと云ふ所の事柄であります。之を研究するためには(圖面提示)此の圖面にありますやうな陶管を特別に持へたのでございましす。此の製作しました陶管は内徑二十纏であります。

て、長さが一米であります。兩端にフランヂを備へまして、其のフランヂを強める目的で、斯う云ふ風な、リツブを取付けたのであります。製作しました陶管のリツブの總數は八個であります。此のリツブの間に、繼用手のボールトを通す孔を八個設けてあります。此のボールトは十九糸の直徑を具へたものであります。普通の鐵のボールトであります。此のボールトを通すべき孔の直徑は、約三纏と云ふ大きなものであります。ボールトを普通の木材、或は鐵材等に使ふ時と同じやうに、鐵のワッシャーを其の儘使ひますと云ふと、陶管を破壊せしむる惧がありますので、ワッシャーの下には約一分の厚さの鉛のパッキンぐを入れて居ります。それから繼手から水の漏れないやうにするために、厚さ約二五糸のゴムの輪の形をしましたバッキングを使用致します。さうして其のボールトを適當に締め付けて(圖面提示)丁度此の處にあるやうな繼手を製作致した譯でございます。此のものに對し、約水頭で三米の水を張つてみました。其の状況に於ては、繼手には何等の異状を呈せず、水は漏らなかつたのでござります。併し此の陶管が内壓力のために破壊する程度まで水圧を高めた場合に於て、此の繼

に、丁度此の陶管が漸く水に没する程度に水につけまして、其の繼手を試むることに致しました。之は殆ど床の上で作るのと實は全く相違がなかつたのであります。唯だ組立てに對して多少の時間を要したことは事實であります。で又此の繼手が、ボーレルト締付けの商賣である所の鋳造屋を頼まなければ、出來ないものであるか、全くの素人でもやれるものであるかと言ふことを試めしてみたのであります。それは無論鋳造屋の必要はなかつたのでございます。と言ふやうな色々のことをやつてみましたのであります。此のやりました範圍内に於ては、特に不都合であると云ふ點を見出さなかつたのであります。

此の意味に於きまして私は、斯の如きフランデ繼手を有つて居る所の陶管の利點とする所を考へまして、それを列舉致してみると、第一には繼手の組立ては非常に迅速である——勿論之はセメントモルタルの繼手を挿へることに比して云ふと、第二に水中に於ては、淺き水中に於ては、乾いた陸上同様に繼手を作成し得る。第三は、二本乃至三本の陶管を豫め溝の外に繕き合せまして、之を溝の中に持込んで、繼手には故障を生じないものと認める。第四に

は、斯くの如くして製作せられた繼手からは、先づ下水道の普通の状況に於ては、漏水を生ぜざるものと認めます。第五には敷設に際して、必ずしも完全に水没へする必要がない、これは當然、前に申しました水中に於てやり得ると云ふことから來た結果であります。第六には繼手が完了し次第直ちに埋戻しに着手して、何等の差支へを生じない。斯う云ふやうな點であらうかと思ふでございます。

で、これに對して尙ほ疑問と致しますのは、繼手に使用します所のボーレルトを鐵材としました結果、其の耐久力如何と云ふ所、及び之に使用するゴムのパッキングの耐久力は如何なるものであるかと云ふ點、繼手の工事費が現在の普通のモルタル繼手に比して如何なるものであるかと云ふ點等であります。で此の鐵のボーレルトが腐ると云ふ問題に就きましては、可成りな耐久力はあるものとは認め得らるゝのであります。が、之に適當なる塗料を施すと云ふことを必要條件とするものと思ひます。近來極めて薄いスタイル、或は、セミスタイルの水道管を用ひるやうな事柄が起り、隨つて此の塗料問題が喧しくなつて居るのでございますが、それと同じやうに考へられる優秀なる塗料

を豫め施して置けば相當の耐久力はあるものぢやないかと考へられます。尤も之に就ては、未だ何等の試験をもして居りませぬ。ゴムの耐久力に就きましては之又甚だ不明であります。或る場合には鑄鐵管の繼手用としてゴムのバッキングを使つた水道があつて、それが約二十年近く敷設せられて居つた後に、之を取外してみました所、殆ど差支へはない程度であつたと云ふ話だけを聞いて居ります。而して其の使用した所のゴムの性質が、如何なるものであつたかと云ふことは、私には不明であります。であるからゴムの性質如何に依つては、二十年、或は三十年經過しても、下水管の繼手としては差支へなき程度に、保つことが出来るのではないかと云ふ極めて此の薄い希望をもつて居る次第であります。其處で此のゴムの耐久力を増加せしむるために鐵のボーレルトと同様に、何か適當なる塗料を見出すと云ふことが出来ましたならば、此の問題も或は簡単に解決が著くのではないかと考へられます。

尙ほ此の下水管に就きまして考へられることは、普通のモルタルジョイントでありますと、將來改造の必要が起り、若しくは又其の他の事情に因りまして、之を取外す場合に、不完全過ぎる繼手は或は簡単に離れ

まするが、よく出來た繼手を離すと云ふことは、非常に困難であります。多くの場合に陶管を毀さなければ取れないと云ふやうな事情があるのであります。然るに此のフランデ繼手にして置きますると云ふと、結局ボーレルトを緩めれば直ぐに離れるのでありますから、將來改築其他のことのために、撤去すると言ふ必要が起れば、極めて簡単にやり得るのではないかと考へらるゝのであります。併し斯の如き問題に就きましては、既に皆様方の方に於て御考慮になりまして、陶管に非ずとも、其の他の形態の管に就きまして、私の考へましたと同様の御経験を積まれた向もあらうかと考へられるのであります。且つ斯の如き考案は、鐵管のフランデ繼手と同様であるのに過ぎないのであります。何等新考案ではありますぬが、實は極めて最近に之を行ひました其の結果を御報告申上げたいと思ひました次第でございます。

三 一般報告及討論

(1) 上下水道の施設と 都市汚染問題

都市污染問題

臺北市技師
長崎敏音君

私の申上げたいことは、地上より考へないで、地中より考へて、都市の汚染を考へて見たいと云ふのが趣旨でございます。私の所は到つて腸疾患の病が多いのであります。極めて小さい都市であります。私が十一年程彼の地に居りまして、上下水道に従事致して居りまする關係から、調査致しました資料に基きまして考へて見たいと思ふのであります。

それは井戸の検査を行つたのであります。其の井戸の水が非常に悪い。それが腸チフス其他の疾患の原因であると、斯様に私は目を注いだのであります。それで第一回の検査を全部に亘りまして行つたのであります。それは大正三年でありますが、其の時分の人口は僅かに四萬九千でございました。唯今は十萬を超えて

居りますが、一回も町村の合併は致して居らないのであります。井戸の検査をやりました結果は、全市の井戸の中で、直ちに飲料に適するものが一割九分、煮沸又は滻過を致しまして、さうして飲み得るものが六割、全く飲んでは不可ないと云ふのが二割餘、斯う云ふ結果であつたのであります。さうして私共の方の此の腸疾患的の病氣で死にまする者が、永い間の統計から行きますと、人口一萬に付きまして九人一分二厘と云ふ結果を表はして居ります。之を六大城市に比較致しまして、東京が六人一分九厘、大阪が三人六分六厘、名古屋が二人一分三厘、横濱が三人七分、神戸が五人一分一厘、京都が八人六分九厘、又お隣の岡崎市では三人五分五厘、斯う云ふやうな結果になつて居りますから、私の方の此の腸疾患に依ります所の死亡率は、非常に多いと云ふことになります。此の點に目を注ぎまして、矢張り此の飲料たる所の水に原因があるものと考へた譯であります。越へて十二年後に於きましたとして又第二回の調査を致して見ました、昭和元年であ

ります、人口は八萬に上つて居ります。其の際の結果
にみますると、直ちに飲んで差支へないものが二割二
分と云ふ事になつた。之は少し前よりは良いと云ふこ
とになりますが、次の煮沸又は瀘過して飲んで良いと
云ふものが僅かに一割一分に減りました。さうして全
く飲んではならないと云ふものが六割七分迄に増加し
て参りました。斯う云ふことになりましたので、結局
私共の方の水道と云ふものゝ促進をさせる原因になつ
たのであります。而して直ちに水道が其の年に起工に
なりまして、三年ばかりかかりかゝりまして水道は完成致し
た、さう云ふやうな譯であります。今度此の水道が
出来まして如何に井水の状況が變つて行くものである
かと云ふことを調査致してみたのであります。其の結
果は誠に寒心に堪えぬやうな状況を表はして参つて居
ります。之は最近やつたので、全市にまだ亘つて居り
ませぬが、大體を知るのには差支へないと云ふ結論を
得出、茲に發表するのでありますが、直ちに飲んで差
支ないと云ふものが一割一分弱になりました、非常に
悪い結果になつて來ました。それから煮沸又は瀘過し
て飲んで差支ないと云ふものが一割七分弱、斯う云ふ
風に悪くなつて参りました。それから全く飲んではな

らないと云ふものが七割二分強、斯う云ふやうな結果になつて参りましたので、第一回に比し、第二回は非常に悪くなつた、水道が完成してからどう云ふ譯であるかと云ふことを調査してみますと、矢張り其の悪い以上を超して、悪化して参りました。此のことはどう云ふ譯であらうと云ひますと、一町内なら一町内に於きましても、水道を飲む者は相當知識階級の方々でありますて、知識の進んでない方、或は細民の方と云ふものは、水道を引用しない關係から、従つて水を多く汲まない、斯う云ふ結果が水質を悪化せしむる原因らしくあるのであります。それでありますから、各町の結果を見ますと、非常な悪い成績を擧げまして、中には殆ど九割強も飲んではならないと云ふ水を一町内で有つて居る——斯う云ふやうな極めてひどい町もあるのであります。斯う云ふ結果になりますと云ふことは、結局此の上水道が出来ましても、全部此の給水を受けない限りは、此の目的を達することは出来ないと云ふことを、明瞭に物語つて居るものであります。其處で私共に於きましては、今年からはもうその御役所式の水道屋を廢めまして、給水の申込は門口に立つて貰ひ受ける、又給水料を集めには、今迄は持つ

て來さしたのが、毎月必ず係員を各戸に差出して貰つて來る、又給水を獎勵します爲に、取付工費は十回の月賦で拂込ませると云ふやうな便宜方法を用ひまして、水道の普及を圖つて居る。斯う云ふ實際に這入つたのでありますが、併し此の經濟界の不況は、此の結果を如何に表はしますか、未だ量り知ることは出來ないのであります。僅かの間では大變評判が良いと云ふことになつて居ります。

其處で最近には、矢張り下水を完成しなければならない事を考へまして、昨年から三百十五萬圓を投じまして、下水を全市に亘つて完成すると云ふ計畫を樹てたのであります。曩には二百六十九萬圓の豫算をもちまして上水道を完成し、僅か人口十萬程度の都市と致しましては相當衛生問題に力を注いで居る譯であります。併し此の下水道は御承知の通りに強制的に各戸に取付をやらせると云ふ法令の立前になつて居るのであります。上水道は各々希望者に之を給水すると云ふ事の法令の立前であります。此の事が、要するに都市衛生問題を解決する上に於きましては缺陷であると、私共は指摘したいのであります。而して此の上水道の法令の改正に向つて進みたい、上水道に於き

ましても、強制的に飲ませると云ふやうな域まで達しなければ、不可ぬのぢやなからうか、大きな莫大な経費を投じて、それは徒らに施設と云ふだけで、重要視されないと云ふ所に、此の缺陷があるのでありますから、此の事に就きましては、御承知の通りに經濟問題が大なる關係をもつものであります。から、矢張り此の下水道並に上水道と云ふやうなものは、使用料的なものを、一般から取り得ると云ふやうな方法の仕組に致しまして——無論細かいことに就きましてはそれゝ立法技術を要することでござりますが、誰でもどうしても飲まなければならぬ、斯う云ふ方法にしなければならないのぢやなからうか、それに就きましては、矢張り此の施設が公共團體の如きに於きましては、到底之に當り得るものではないのであります。から、無論政府の御指導と云ふやうなことに就きましては、一段の進歩を望みたいのであります。

此の席で述べるのは如何かと思ひますが、最近此の上下水道の補助の問題に就きましては、時々政府が今度は止めるのだから早く上つて来て運動しなければ不可ぬぞと云ふやうな御注意を受けまして、時々私共の心膽を寒からしむことが多いのであります。斯様

な政府の方々の御考へでありますと、此の都市の衛生問題は百年河清を待たなければ、改良の域に達しないのではなからうかと、斯様に考へまして、極めて難駭な私見私慮であります。此の事を茲に御耳に入れまして、さうして各位の深甚なる御研究を望みたいのであります。

(口) 都市の各家庭に於て塵芥を分類せしめ度し

名古屋工師會代表

北澤忠男君

都市の塵の問題でございますが、之の處分方法に就きましては隨分各都市とも苦心をして居られること、思ひます。其の處理方法と致しましては、簡単にやれ低い所を埋立てる、若しくば又都市の状況如何に依りましては、遠く海に持出して之を捨てるなど云ふやうな事が、考へられるのであります。併し之等は何れも非常なる缺點を持つて居ることは明かであります。若くはまたやり得ないことでございます。で之が爲に止むを得ず焼却方法を講するとか、若くはまたそ

れから具合よく行けば、例か人間の生活に對して有用なるものに回復し得るのぢやないかと云ふやうな望みの下に色々苦心をして居る次第であります。で若し此の塵芥を焼却すると云ふことであれば、それは燃えるものでなければ出来ないことは當然であります。又此の塵芥から人類の有用分を回復すると云ふことの爲には、自ら其の範囲が限定致されます。斯う云ふ立場から考へますと云ふと、合理的に塵芥を處理する爲めには、塵芥の分類が行届いて行かなければ不可ないのぢやないかと考へられます。我國に於ては、從來塵芥を各家庭に於て分類すると云ふ習慣は甚だ乏しいと思ふのであります。唯だ紙屑籠と云ふものを置いて紙屑及び其の類似品は明かに區別をして居りますが、其他のものは殆ど雜然として區畫が立たない。塵箱の中を検査して見ますと、木の葉、糞の塵、魚の類、陶磁器のかけら、硝子の破片、若くは又牛肉の罐詰用の罐と云ふやうな譯でありまして、殆どそれが雜然として何等の區別もついて居らないのである。従つて現在では、斯の如き雜然たる塵芥を處分場に運びまして、其處でどう云ふ風に之をやるんであるかと云ふことを、非常に私共は氣遣つて居る譯であります。燃えないも

のを燃やさう、腐らないものを腐らさうと云ふやうな、非常な無理が其處に行はれて居るのであります。

て、已むを得ず之等處分場に於きましては、或種の設備を用ひ、また労力を用ひまして、之等を集めた所で分類をしなければならないと云ふ状況にあると思ふのであります。それを若し反対に、各家庭に於て分類すべきものは分類するやうに、習慣付けられましたならば、さうして其の分類せられたものを秩序整然と、處理場に運ぶ所の施設が整ひましたならば、之を焼却する上に於きましても、若くは又人類に有用物を回復する意味に於きましても、確かに樂に出来るのではないかと思はれるのであります。従つて私は茲に斯の如き提案をしましたのであります。併し各家庭に於て、さう云ふ習慣を付けると云ふことは、非常に困難であると云ふ問題がありますし、又切角分類して持つて来て呉れたのであるけれども、其の分類の効果を表はすやうに之を處理することが容易に行はれないと云ふ難點もございましょう。此の點に就きましては皆さんも色々御考を御持合せのことゝ存ぜられるのであります。どうか私は分りきつたやうな、詰らないやうな提案を致しましたが、御批評下されば幸でございま

す。

(八) 「必要なれども歓迎されざる」施設に對する位置及設備に就て

、都市計畫愛知地方委員會技師

石川榮耀君

私は今度の大變な御努力に依つて出来ました報告書を拜見しまして、之は自分の云ひたいことばかり云つて居て、第三者に與へる影響と云ふことを少しも研究されて居ないと云ふことを、私は氣付いたのであります。例へば卑近な例を探りますれば、一軒の家で塵箱は必要である、便所も尙ほよくしなければならないと云ふことだけ考へて、それを座敷の前に置くか或は東北の隅に置くか、さう云ふ風な位置に就ての御研究の御親切があるかも知れないが、あの中に抜けて居たやうに私は思ふのであります。其の點都市計畫屋と政しまして、大急ぎで考へまして、斯う云ふ方面も御研究を願はなければならない、今後の斯うした御仕事に對する御研究の重點を、斯う云ふ方面にもつて戴くこと

も必要だ、斯う云ふことだけを申上げるために——それだけではおかしいのでありますから、以下くどくと附加へたい、斯う云ふ風になつた譯であります。

先づ私は一番初めに、此の塵埃焼却場、或は汚物処分場と云ふやうなものを御設けになりまして、何う云ふ影響を附近に與へて居るかと云ふことを簡単に、名古屋の例で探してみたのであります。市中に於きましては、無論相當近所の者には、大變な迷惑を——大變ちやないのであります。統計の方にも影響を與へて居るのであります。それは此の臭ひ、其の他の點に就きまして、感覚的にも影響を與へて居りますが、一方に於ては何となしに氣持が悪いと云ふやうなことが響いて居るのであります。それはどう云ふ所に響くか、其の響が私の考が良いか悪いか、疑問だと思ふのであります。私はさう云ふものを不動産の價格に對して響いた、其の響きを見ると云ふ方法をとつてみたのであります。それで例へば茲に塵埃焼却場の方から申しますと云ふと、萩野、菜生と云ふ焼却場が名古屋の郊外にあります、之は焼却場から二三丁の間は、此の萩野と云ふ方は、地價が五圓乃至八圓になつて居りますが、之

を四五丁離れますと云ふと十圓乃至十五圓になる。それから榮生と云ふ方面の、之も郊外になつて居りますが、矢張り直ぐ近接して居ります所は二十圓、離れますと之が約三十五圓位になつて居るのであります。それから下水處分場の方でみますと、明日御見學願へることになつて居ります堀留の方が、其の近所直ぐ廻りが六十圓、七十圓と云ふのに對しまして、二三町奥ひが抜ける所迄參りますと百二十圓乃至百五十圓になるのであります。熱田の處分場が、近接しました所が五十圓、離れますと七十圓乃至百圓になります。それから之は此の御報告にはない火葬場の地價を矢張り調べてみますと、火葬場の見える区域と見えない区域とでは、地價がつまり見えない区域が倍になります。それから之は此の御報告にはない火葬場の地價をみると云ふ風な影響が各方面に未だ／＼色々調査しましてそんなど三の地主なり借家を有つて居る者の迷惑の如きは、所謂大の蟲の爲めには忍ぶべきことだ、斯様なならば家賃其他で私は資料が舉り得るかと思ふのであります。で斯う云ふことは、市民全體の爲めであつてそんな二三の地主なり借家を有つて居る者の迷惑の如きは、所謂大の蟲の爲めには忍ぶべきことだ、斯様に御考へになりますれば別であります。中には小さな借家を二三軒有しまして、やつと生計を營んで居る寡婦さんと云つたやうな者も、中には無きにしもあ

らず、さう大きな地主ばかりではございませぬ、當今市中に居りまする地主は、大抵自分の家の周圍に、少しばかりの地所位しか有つて居ない連中が、多からうと思ふのであります。さう云ふ連中にとりましては、所謂全體の爲には御利益かも知れませぬが、其の全體を構成して居る、細胞をなして居る其の人達にとつては、之は一大事なのであります。然らばさう云ふ土地を、いやさう云ふ施設を何處に持つて行くかと云ふことを、御研究になるべき問題ぢやないかと思ふ。それに就きまして御報告の中に、藤原博士の私は御報告を大變愛讀さして戴いたのでありまするが——其の御報告に依りますれば、之は無暗に、現在先程御討議がありました長崎君の御在任地で起つた問題であります。斯う云ふ不動産に對する影響と云ふやうな所から申しますると、矢張りそれはやがて郊外に追放されることが自然である、斯う考へたいのであります。此の藤原博士の御報告に依りますると、現在東京に於きましては、此の下水の蒐集費が、御集めになる所のがた馬

市計畫に依つて疾風迅雷的に御極めになる事が私は良いと思ふ。兎も角も之に對しては、一先づ合理的に位置を與へよ、私は之を主張致します。今のやうな生ぬるい、全くまあ半追放的なやり方は宜しくないと思ふ。それから併しです。併し私は私の一番初めに述べましたやうな、之が附近に對する御迷惑は、私は排除しなければならないと思ふ。私は都市全體、或はそれは市民全體と云ふ風な名前に——それは何んと申しますか、名前に誤魔化されて、其の本體である細胞をないがしろにしたやり方であるが故に、飽迄どんな市民にも迷惑をかけてはならないものだと私は思ふ。其の爲めに茲にさう云ふ所謂「……歓迎せられざる」施設に對して、補償の方法をとらなければならぬと思ふのであります。補償と云つて金で補償すると云ふ意味でなしに、以下私が頗る、所謂軟派的な考案を二つ三つ考へ出したのですが、無論之は價値の餘りあるものであると云ふ自信はないのであります。一つ石として投げてみたいと思ふのであります。

それは第一に、無論之は藤原博士の御報告の中にありましたが、達筆であつさりと御書きになりつ放し——でもなかつたのでありますがもう少し書いて戴き

車で、御集めになつて居られる、あの費用が下水處理費の全體の約八割を支出して居られる、大阪に於ては今日約七割、英國の二百都市の平均が約六割と云ふことになつて居ります、で英國に較べますると、可成り東京大阪——日本の下水處理費は、此の蒐集費に金を掛け過ぎて居られる。それが更に現在のやうな郊外遙かに追はれるやうなことになりますと、是の市民に與へる費用と云ふのも又大きい。さうした迷惑もまた考へなければならない。つまり二たまたに立つた譯であります。で私は結局さう云ふ場合にどうすべきか、之を都市計畫的に考へて見たいのであります。斯う云ふ不動産に對する影響と云ふものは、最も蒐集費用をミニマムにする、合理的の方法があるであらうかと思ふ。さうしますれば斯う云ふものは、或は阻止運動其他をも廢しまして、合理的な位置を與ふべきものだと私は思ふ。之は色々難かしい條件がございませうし、御決定になるのにも隨分御迷惑のことが多からうと思ふ。つまり私の標題の「……歓迎されざる」施設を御決定になるには、實に難かしい。併しそれは都

たかつたと思ふ所は、博士の御支持に依りまして、此の燃燒物を完全燃燒せしめやう、當り前の話でありまするが、之に對しての御研究を、經濟的に出來得る範圍に於て、もう少し御研究を願ふと云ふことは當り前であります。現在に於きまして、果して此の各焼却場其他に於て、少くとも塵埃燒却場に於ける燒方が、合理的であるかどうかを、何ものかと適當なる方法に依つて検査して戴きたいと私は思ふ。

それから之は何でありまするが、此の火葬場及び塵埃燒却場程重苦しい建物はないのであります。例へば火葬場の煙突と云ふものは、我々が郊外散歩をしまするときには、心臍を寒からしむる存在であります。少くとも朗かな、陽氣にはなれない存在であります。夕方になりますと、彼が地上低く青黒い煙を棚引かせる、それを見る氣持はさう朗かな氣持とは云はれないのです。斯う云ふものゝ見へないやうにすると云ふことは、火葬場に對して、私は市民として要求する権利があると思ふ。果然自若として之をやつて居られるのであります。

それから、少くとも塵埃燒却場に於きましては、もう少し此の附近の都市美と云つては何んでありまする

が、まあ都市美で宜しい、都市美に合致するやうな御建築を願ひたい。何んでも焼けばいいんだと云ふ風で、丁度親父の小言みたいに、外が真黒で、コンクリートに張つた板は荒削りで、多少缺けて居つても、體裁も何もお構ひなし、下の方が多いと云ふ風差支へないと云つたやうな、實用一點張の殺風景な建築は止めて戴きたい。之は私は他の例は知らないのであります。少くとも屋根の形、或は辨の色、或は建物の形式に於て、塔を附けるとか、或は赤い屋根を附けると云ふ風なことは、頗る附近の風致を増すのであります。之は僅かな經費でありますから、少くとも名古屋市の今後のことに対するには、さう云ふやうな風に願ひ度いと云ふことを、此の際池田さんに御注文申上げて置きたいと思ひます。

それから第三としましては、此の下水處分場此の堀留の下水處分場なんかは、可成り良く行つて居ると思ふのであります。單に處分場一點張りでなしに、多少此の市民の日常生活に必要な設備に、利用の出来るやうにして戴けまいと云ふことを、之は無理な御注文であります。御願ひする。圖書館、集會所、子供の遊び場——臭い中で圖書館もどうかと思は

れますが、其處はまた臭氣の漏れないやうに、甚だ建築を願ひたい。何んでも焼けばいいんだと云ふ風で、丁度親父の小言みたいに、外が真黒で、コンクリートに張つた板は荒削りで、多少缺けて居つても、體裁も何もお構ひなし、下の方が多いと云ふ風差支へないと云つたやうな、實用一點張の殺風景な建築は止めて戴きたい。之は私は他の例は知らないのであります。少くとも屋根の形、或は辨の色、或は建物の形式に於て、塔を附けるとか、或は赤い屋根を附けると云ふ風なことは、頗る附近の風致を増すのであります。之は僅かな經費でありますから、少くとも名古屋市の今後のことに対するには、さう云ふやうな風に願ひ度いと云ふことを、此の際池田さんに御注文申上げて置きたいと思ひます。

それからもう一つは補償建築と云ふことに就てであります。之は名古屋に於きまして、單に塵埃焼却場だけは地價が先程申上げたやうに下りました。所が熱田の塵埃焼却場に於きましては、此處へ屠場を置いたのであります。牛を殺す所であります。牛には迷惑であります。さう云ふ風な施設を其處に置いたのであります。所が此の結果どうなつたか。私先程も申上げ

ましたが、大體の統計に依りますると云ふと、焼却場

其の他の爲めに地價が半分にも下ると云ふことを申上

げましたが、此の屠場を置きましたが爲に、此處では

其の直ぐまわりが十五圓二十五圓でありますのに、二

三丁下つた所では六七圓と云ふ逆な地價の勾配を示し

たのであります。で斯う云ふ屠場のみならず、都市計

畫の小さい公園、或は遊園地、運動場、確か藤原さん

の御報告に、西洋で何か實例があるやうに拜聴したの

であります。君は貧乏籠を引て氣の毒だ、だからこれをやる、子供

に薬を飲ませるのにも親は菓子を食はせるものであります、菓子を食はせると云ふ補償建築の一つも御考へ

を願ひ度い。最後に之は私の言つてよくないことであ

りますが、出来たならば、受益者負擔があるなら

りまして、お前はそれだと云はれる性質のもので

あります。つまり損をした區域に對して、減税するとか

其の他の方法で税を免すると云ふやうな何か方法でも出來ないか。實はこんなことを考へてみたのであります。

(二) 塵芥の堆肥化處理提唱

徳島市會議員 三 浦 尚 友 君

目今は塵芥の處理は焼却に依るのが一番適當である、斯う云ふ風になつて居りますけれども、此の塵芥の焼却を致しますると云ふことに就きましては、焼却場の設置に就き、都市の狀況に依りましては可成りの經費が要りますので、直ちに實現の運びに立ち至り難き事情もござります。之で塵芥の焼却と云ふことに代りまして、何か經費が餘り掛らない方法で、且つ衛生上の方面からも——寧ろ塵芥の焼却に就きましては衛生上結構であります。塵芥を選別しまして、さうして廐中に投すると云ふ闇夜の操作の道程に於きましては、塵芥焼却には多々衛生上の缺陷があるのであります、でそれと比較致しまして——缺陷はあるがさう澤山もない最小限度の缺陷で、さうして焼却に代るべき他に良い方法があればと存じまして、本年一月から數回試験的に研究をしたのでございますが、それは御承知の塵芥に酵素菌を投入しまして、塵芥を堆肥化する

と云ふ事で、塵芥が堆肥になる間に於きまして、爐中の焼却に於て衛生上缺陷とせらるゝ細菌も、完全に殺菌せられ、且つ又其の操作上に於ても、餘り缺陷がないのであります。塵芥を灰にして窒素分を無くしてしまふと言ふよりも、堆肥にして有效氮素を保存せしめて、さうしてそれを肥料に用ひますと云ふことは、一面目下行詰つて居ります所の農村經濟の肥料問題を解決する一端にもならうかと存じます。それで此の菌は御承知の岡山縣の倉敷市の大原細菌研究所の板野荒雄博士の發見にかかるザザ菌を使用したのであります。此のザザ菌を塵芥へ注入して、堆肥化すると云ふ事は、大原研究所で目下其のザザ菌を製造しつゝあります。明石農會あたりから數年に亘つて色々宣傳をして居りますから、既に御承知のことと存じますので、其の操作は略します。ザザ菌を用ひました結果は、矢張大原研究所の板野博士の報告の如く、完全なる堆肥が出来ますと同時に、殺菌に於ては申分はありません。殊に其の堆肥は完全堆肥でありまして、從つて生じた堆肥に、蠅が蛆集しないと云ふ事を立派に證據立てられて居ります。且つ其の塵芥を堆肥化する爲めに、選別を致しますことに依り出ました所の木片及び金屬

片、其他硝子片の如きものは、別に大きな穴でも掘りまして、木片を燃料と致しまして、焼却を致しますと、凡て之に附着した所の菌等は、無論立派に殺菌せられる譯であります。之でまた殊に塵芥を堆肥化する操作に於きましては、御承知の如く一定の容器の箱内に積みまして密閉するのでありますから、其の操作も簡単でありまするし、焼却場に於ける焼却をしてしまふ前のいろいろな道程の衛生上の缺陷と比較しまして、寧ろ缺陷が少いのであります。殊に其の堆肥は、多少費用を之に用ひて、さうして配布すると云ふことになりますると云ふと、總べての経費は自給自足で出来まするし、惹いて幾らかの償却費も市町村として得られることでありまするので、之は是非實現をしたいものと思ひまして、私の方に於きましては折角研究をしつゝあるのであります。

(ホ) 名古屋市屎尿市營處分

二十餘個年の經驗

名古屋市保健部長 金原庄治郎君

今回の御報告或は印刷物等をよく拜見致しましても

多くは其の内容が立派なことばかりで、失敗談と云ふやうなことは一つも見當らないのであります。それ故に私は此の二十餘年間に於て、私共の經驗致しました所謂失敗談に就て申上げてみたならば、或は御参考になりはせぬかと思ひまするので、さう云ふ演題を掲げた譯であります。此の二十餘年間の中で、私が自ら仕事に従事致しましたのは約十五年間、後の五六六年間に云ふものは私の直接關係しなかつたことであります。

第一に申上げたいのは、名古屋が屎尿處分に就て市營にした動機はどう云ふ事であるか、此の目的であります。名古屋市は明治四十五年に屎尿と云ふものは、全部市營に移管したのであります。勿論それに先立つて明治四十年から四十一年に亘りまして、上水とか、或は下水とか云ふやうな工事を、名古屋にしなければならない、それには何か適當なる財源を得る必要があると云ふ事で、其の財源の一つとして屎尿を市營にして之より生ずる所の利益を以つて衛生工事費に充てやうと云ふことが此の市營處分の始りであります。それで特に縣令の發布を願ひまして、明治四十五年以來市營に致して今日に至つて居るのであります。從つて先年汚物掃除法の改正に就きました、都市の屎尿と云ふ

ものは市營にすると云ふやうな改正になりましたのでありまするが、兎に角名古屋市に於ける市營の動機と云ふやうなものは、さう云ふ一つの財源を得る、併も其の財源は衛生工事費に充當したいと云ふやうな慾の深いことから生れて來たのであります。で當時は之はもう各都市でもありませうが、相當有價物として取扱はれて居る、殊に名古屋市等に於ては、借家の汚物の料金と云ふものに就ては、家主が之を貢ふと云ふやうなことで、此の市營にするに就ては、家主から大反対があつたのでありまするが、何しろ名古屋市の上下水道工事をやると云ふ財源には、是非市營にしなければならぬと云ふ強硬なる意見の方が出まして、結局市營になつたのでございます。市營に移して年々約十二萬圓の収益を上げることにしたのでござります。之は農民團體を以て組織してある株式及び購買兩會社に請負はしたのであります。其の請負金十二萬圓と云ふものを市の所得にしやう、十ヶ年かれば百萬圓以上の收入があると云ふ計算で着手したのであります、所が其の當時は相當此の見込が立つたのであります、途中に至りまして、大正二年から農村の脅威を受けることが著しくなつたのであります。詰り會社は農村から脅

威を受ける爲めに、市に納付が出来ないと云ふやうなことになりましたので、會社と市がいろいろ熟慮した結果、初め會社をして硫安加工場を建設せしめたのであります。けれども硫安加工場は臭氣問題等の爲に會社の建設したものは途中で解散をする事になりましたて、續いて大正三年に名古屋市が自ら硫安加工場を建設致したのであります。勿論其の當時硫安加工場を建設すると云ふ目的は、此の加工業を直ちに開始する事と云ふ目的ではなかつたのであります。農民の脅威を免れる爲に、所謂屎尿處分の安全辨であると云ふ意味で、兎に角經費約十二萬圓で硫安加工場を建設致しましたのでありますから、之を實際に於て作業を開始すると云ふ事は、將來があるかないかと云ふ事は分らないが兎に角作らなければならぬ、何とか茲に安全辨を設けて置かなければ、益々此の會社も市も共に豫定の收入を得ることが出来ないと云ふやうなことで、さう云ふ工場を建設した譯であります。従つて其の作業を開始すると云ふことは、丁度其の後の大正七年に、愈々傳家の寶刀を抜くと云ふやうな状態に至つて、市の豫定收入十二萬圓と云ふものは、到底收入の途がないと云ふので、已むを得ず過剰屎尿量に對する應急的の

處置として、加工作業を開始致したのであります。所が此の加工業と云ふものが、硫安に對する時價の關係で、容易に採算が採れないのみならず、其の加工場の位置が海岸に偏して居りまして、船で屎尿を輸送しなければならないと云ふやうな場所であります。尙ほ得たる所の硫安も、いろいろ採算が採れないと云ふやうな關係で、非常に困難な状態になつたのであります。大阪市が淡路島に硫安工場を御建になつたのが大正七年——八九年頃かと思ひますが、兎に角硫安加工場と云ふものは、數年間經驗を致しました結果、どうしても採算上不利であるから、作業を休止しなければならないと云ふ事は無論ないので、其の儘現在に至つて居るのであります。

要するに此の場合の目的も失敗に終り、硫安加工も失敗に終りました。

次に此の硫安加工の代案として、如何にするか、どうも適當な方法がないと云ふので、所謂海中投棄をや

つたのであります、之が大正十二年から海中投棄を開始致したのであります、勿論其の前に、此の市營當時請負契約を致しました兩會社とは全く解約を致しまして、大正十年以來市で總べて直營することになつたのであります、兎に角さう云ふやうな具合で、直ちに適當な處分の途がない、處分の方法がないと云ふので、海中に投棄すると云ふことで、百石乃至二百石二百五十石位の屎尿放棄船と申して船底に穴を開けて辨に依つてシャツターで出すと云ふ船を七八十隻造りました、それで以つて伊勢灣に放棄したものであります。之も初めの豫定では、此の海中に放棄する場合相當距離をとり、尙ほ潮流の關係を考慮したならば恐らく遠州灘に出てしまふであらうと云ふやうな見込でやりました所が、中々さう思ふ輩には嵌りませぬので、三重縣沿岸からは頻りと抗議が出て来るのみならず、三重縣ばかりではなく愛知縣下の漁村の團體から頻りと抗議が出て参りましたて、結局之も大正十五年に廢めてしまはなければならぬと云ふ羽目に立ち至つたのであります。所で此の立案當時に於きましたては、私共は此の屎尿と云ふものは、海中に投棄をすれば、その中にある所の紙類のやうな比重の軽いものは恐らく水面

に浮んで潮流に依つて此の灣外に出てしまふであらうと云ふ淺薄な推定から、此の沿岸に於ける海水浴場と云ふやうなものに對しては相當の脅威にはなるが、併し屎尿或は屎尿のついた所の紙片が網にかゝつて、それが爲めに漁業者に迷惑をかけると云ふやうな事は、恐らくないと云ふ見込であつたのであります。所が此の三年間の經驗に依つてみますと云ふと、どうしても適當なる地點を常に交互に替へゝして放棄したものがありますが、翌日は直ぐ漁村から何處々々方面に投棄してあると云ふ事が分つて來る。勿論夜陰に乘じて相當注意は致しますがけれども、兎に角漁民の網に紙が引掛かつて來るので、どうしても分つてしまふ。初めはこんなことは決してない、何かの間違ひであると云ふやうな風に、相當辯明に努めたのですが、兎に角速座に判つて來るのであります。それでいろ／＼調べてみますと云ふと、伊勢灣内に於ける打網と云ふ漁業者の持つて居る網の數と、それからそれを使ふ所の回數とを計算すると、あの廣い伊勢灣を毎日一回全面積悉く網で引くと云ふ結果になるさうであります。であるから如何に貴方々が、どんな機會にどんな方法

でやつた所で、少くとも海中に沈んだものはどんなものでも楊枝一本でも引つ掛けてみせる、と云ふやうな鼻息でありまして、結局何んとも始末が付かない。其の内に内務省から頻りと實地の調査も願ひ、或は抗議も出ると云ふやうな有様でありますので、遂に大正十五年に此の方は全然放棄してしまつたのであります、之が失敗の大なる第三であります。

此の代償としてどうするか、折角船は造つたは、海上に捨てられないと云ふので、已むを得ず伊勢湾の沿岸に於ける各農村、三重縣、岐阜縣、愛知縣、此の三縣下の沿岸の農村に、平身低頭して、何んとか屎尿を貰つて貰へぬかと云ふことを懇談したのであります。其の結果幸ひにして、各町村農會も喜んで歓迎もして貰へて、此の屎尿を市から汲取つたものを船に積んで、更にそれを所要の地點迄も輸送をして、さうして其の屎尿を無償で差上げると云ふことに致したのであります。それで農村の方でも、其の後屎尿と云ふものに就て、いろいろ此の耕作物に経験をした結果、斯う云ふ事が、發見と申しますか判つたのであります。それは從來屎尿と云ふものは、桑園とか或は竹林とか、茶園とか、或は一般の蔬菜と云ふやうなものに主に使は

る害蟲が、從來よく湧いたのであります。それが爲め収穫上非常な影響を受けて居つたが、一朝此の屎尿を水田に使つて以來、稻作に對する害蟲と云ふものが全く無くなつたと云ふやうな妙な結果が出て來たので、それ以來農村と云ふものが、たゞ幾らでも貰ふのみならず、相賞金も出していいと云ふやうな結果になつて參りましたので、一寸又然を考へたのであります。それで此の昭和二年から昨年つまり六年度の間、之をたゞやらぬ、今迄は成程市が困つたけれども、もうさう云ふやうに貴方の方では非共欲しい、幾らでも欲しいと云ふやうになつたので、之は市の財政も困難な折柄であるから、何とか寄附でもよし、何でもいゝから、相當有償にして貰ひたいと云ふことを懇談致したのであります。之は大變具合よく、農村でも宜しい、輸送費の實費位の所は出さうと云ふことになつて、昭和二年から昨年度の一括迄は、市から船に積み込んで、農村に持つて參りまして、それを農村で自ら陸揚げし、一石に付て幾らと云ふやうな契約を致しましたのであります。之は大變具合よく、農村でも宜しい、

れて居つたのであります。併し此の水田に利用すると云ふやうなことは殆ど今迄はなかつたのであります。勿論丁度此頃のやうな苗床の時代に、一定量の屎尿を使ふとか、或は愛知縣下に於ては養魚と云ふことが、相當盛んに行はれますので、其の養魚場に對して、一定量の屎尿を使つて、或は魚類の繁殖に必要な藻を繁殖せしめると云ふやうなこと等に、多少屎尿の需要があるには違ひないが、併し一般水田に相當長い期間之を施肥すると云ふことは、絶えてなかつたのであります。所がさう云ふやうに市からどんぐり船で屎尿が来る、農村でも勿體ない、何とか之を良い方法はないかと云ふので、縣下に海部郡と申しまして、所謂伊勢灣に面する沿岸地方であります、其處では之を水田に使つたのであります。相當長い期間、結實する相當前の所迄之を使つて見たのです。初めは或時には失敗をし、或時には成功すると云ふことで、隨分農村でも之に對して可成りの研究を遂げたさうであります。其の施肥の方法に就て、兎に角之は殆ど水田にも相當長い期間施肥することの適當であると云ふことが判つたのであります。尙ほ其の上に、所謂新田と申します海岸地方の水田でありますするが、稻を害する所

ます。之がまあ成功とでも云へば成功かも知れませぬが、兎に角失敗ではなかつたのであります。所で斯う云ふやうな農村に持つて行くと云ふやうなことも、到底永續はしない、或時期には又再び失敗を來たすことは明瞭であると云ふので、何とか一日も早く根本策を立てなければならぬと云ふので、昨日水道部長から御報告になりました例の屎尿と汚水と共に淨化する所の淨化裝置と云ふものゝ工事に着手したのであります。それは昭和二年から四ヶ年繼續事業で着手致したのであります。勿論其の前に、東大の草間博士等の御盡力で試驗工場を數年間實際にやつてみた所が相當成績が良いと云ふので、愈々昭和二年から繼續事業としてやることになつたので、それで此の事業の一日も早く完成せんことを願つて居つたのであります。幸ひにして昭和五年に完成致しましたので、第二の手段として此の市内に於ける公衆便所は、一切水洗式に改めることに致しました。同時に市の衛生諸機關に於ける便所をも、悉く水洗式に改めると云ふことに致したのであります。勿論此の公衆便所の改造と云ふやうなことに就きましては、既に大正十三年頃から所謂民間の營業者でやつて居りまする例の淨化裝置と云ふもの

に改造して居つたのでありまするが、それを今回更に下水直結水洗便所に改めて、現在に至つて居るのであります。

経過の極く大要はそんなことでござりますが、尙ほ此の間、殊に大正十年以來失敗に失敗を重ねた屎尿の處分を、如何にするかと云ふやうなことに就ては、其の方の概目だけを申上げますと、大正十年以降昨年迄の間に、局部的ではありまするが、いろいろなる手段をとつたのであります。第一に此の輸送に就ては、從来は船送りばかりを致して居つたのであります。が、數年間から自動車で以て、三河部の山間地方に向つて陸路輸送すると云ふ計畫を立て、實行も致して見たのであります。が、是も要するに採算上不利益であると云ふので、昭和七年度から之を廢止致したのであります。それから此の汚水の處分場の建設前に、何か少しでも良いから屎尿を適當な經費のかゝらない處分方法はないかと云ふので、大正十三年頃から私の方に衛生工事の技術員を常置致しまして、淨化装置の獎勵と云ふ事に努めたのであります。市民に對しては無手數料で設計もするが、工事の監督もしてやると云ふやうなことで、特別な技術員を置いて、少しでも民間に

の大正十年以來三個所で試験を致してみたのであります。が、之もどの方法も結局採算上有利でない。不利ではないと云ふ場合もありましたが、採算上有利でないのみならず、此の臭氣問題の爲めに、極く一小部分の處分であれば、之は可能性があるが、大量の處分としては、結局一つの問題としてさう云ふ工場を建てる場所を得ることが出来ない。假しあつても臭氣問題に於て必ず挫折を來たすと云ふことで、之も三個所試験をして致してみました。が、失敗に終つたのであります。其の次に堆肥に就て、唯今も御話がありました。が、之もやつて見たのであります。ザザ菌の堆肥ですが、さう云ふやうな金澤地方、岡山地方で、實験されたやうな塵埃と屎尿との堆積肥料と云ふやうなものを、丁度二個所で試験してみたのですが、之も結局は採算上利益でないと云ふこと、同時に、此の處分方に就て適當なる名案がない。尙ほ場所を得ると云ふことが、之も至難だと云ふことで、悉く失敗に終つたのであります。其他に十年前に、東京の三河島で何んとか云ふ會社が、泥炭と屎尿とで配合肥料を作る——横濱方面から出る泥炭を持歸つて、それに屎尿を加へて所謂配合肥料を作ると云ふことを實験致しましたので、之

を名古屋市にやつてみやうと云ふので、實際に試験してみたのであります。同時に横濱から泥炭の輸送を受けると云ふことは、之は中々經費上の問題で出來ないから、名古屋にいかと云ふので、いろいろ、此の地殻に就て研究したのであります。が、幸ひにして此の公園の西南の方面に——十年前は水田でありましたが、之は以前は海中であります。——蘆の泥炭が澤山出るのであります。之はいゝものを發見したと云ふので、其の蘆の泥炭を採掘して、之で以て一つ東京に於けるやうな方法で肥料を造つてみやうと云ふことでやつてみたのですが、どうも初めの場合では泥炭が相當出ると云ふ見込でありました所が、段々掘つてみると、思ふやうに出ないと云ふことで、結局之もさう云ふやうなことで失敗に終つたのであります。

次に中小都市に御奨めしたいと思つて居る屎尿の處分と云ふやうなことに就て申上げたいと思ひますが、時間がありませぬので、皆様方の御講演が済んで時間がありましたら、其の際に申上げたいと思ひます。

(一) 下水處理區域内に於ける既設汲取便所を急速に水洗式に改造する方策に就て

(二) 名古屋市に於て現在下水處理作業中の屎尿を直接下水道に投入する場合下水濃度の變化に對應する淨化作業上の注意事項如何

大阪市技師 藤田弘直君

島崎大阪市水道部長代理として演述。

都市の文化が段々進むに伴ひまして、いろいろな施設が必要になつて來ると云ふことは、私が申上げる迄もなく、皆さん御承知の通りであります。其のいろいろな施設の中で、我國の都市が歐米都市と較べまして一番後れて居り、また市民も左程關心を以て居ないと云ふ問題は何かと云ひますと、私は下水處理の問題ではなからうか、之が一番我國民が等閑視して居る都

くてはならないで、それにはどうしても試験的の設備に依つて設計操作の内容に就て調査する方が得策ぢやないか、斯う云ふ見解から、實は私が其の設計の任に當つたのですが、最初はまあ小さい二萬六千人に對する分を作りまして、其の後約三年ばかり精密な實驗を遂げまして、歐米の處理の結果と大した差異がない、寧ろそれ以上清淨に出來ると云ふ確信を得たのであります。それで愈々大阪市の下水處理事業を具體化する必要を感じまして、先づ大阪全市の下水處理に關する計畫、之は茲に御出の池田部長が先に大阪市に御在職中に、同君の指揮の下に私共がやりました、それを更にもう一遍修正した案であります。さう云ふ一つの全市に對する計畫を立てまして、昭和三年五月に此の計畫の認可を得たのであります。今度は更に其中の最も重要である、最も急を要すると云ふ區域は、市中央部でありますので、仙場島の内方面と申しませうか、其の中央部の約七百二十八萬坪、人口で申しますると百二十五萬人、此の中樞地域に對して、先づ以て、處理事業を施行しなくちやならぬと云ふ考で、實際の試考案を立てまして、昨年の十月内務省、大藏省の認可を受けまして、十二月に其の工事に着手した次

市問題ぢやないかと考へる一人でございます。それは現に此の都市に於ける住民の傳染病死亡率を見ましても、我が國の都市が、假りに腸チフスで調べて見ますと約三十年前に丁度合致して居る。我國の都市が約三十年後れて居ると云ふやうな現實を暴露して居る所以あります。で私共は先づ此の都市の改造は衛生から始めなくちやならぬと云ふ程に考へて居るのであります。で斯う云ふ見地からしまして、名古屋市に於かれましては、夙に御研究になり、精密なる御調査をなさつて、もう既に促進汚泥法に依る所の下水處理、併も人口三十萬、今一つは十三萬人と云ふやうな可成り大規模の處理場を御持へになつて、現に之を運用されつゝあると云ふ事は、我國の下水處理界に一つのエポックを劃されたことゝして、私は満腔の敬意を表する一人であります。大阪市に於きましても、我々は及ばず乍ら此の點を夙に留意致しまして、既に大正十四年の十二月に、市岡注水所の中へ人口六千人を處理する所の矢張り促進汚泥法に依る施設を持へたのであります。それは是非とも大阪市に於ても下水處理はやらな

第であります。まだほんの始めたばかりでありますて、此の處理場の設計其他に關しては、まだ考究の餘地が澤山あるのでありますから、名古屋が此の先鞭をつけられて、いろいろな成績を御調査になり、御發表になつた事に對しては、我々の設計に對して、多大なる御援助を得たことゝ深く感銘して居る次第であります。たゞ名古屋市の現在の處理場の使用狀況と云ふ老婆心から私は茲に立つた次第であります。それは大體此の下水處理事業と云ふものは、便所の改法に就て私は今少し御研究になる必要がありはせぬか申しませうか、實際運用して居る方法ですが、其の方と云ふ老婆心から私は茲に立つた次第であります。そる、放流下水を廢めると云ふことになりますが、此の名古屋市では、汲取便所の改造と云ふことに對して、非常な御苦心をされつゝあり、又いろいろな計畫を御立てになつて居ると云ふことを、昨日も承りましたしまた文章でも拜見したのであります。現在此の處理区域内の八萬の中に、水洗便所の數が千三百、約二%一と云ふことが、もう既に下水處理場が出来上つて約一年半にもなると云ふのでありますからして、二%と云ふのは餘りに少くないか、何か其處に其の改造を督

勵される方法に就て、もう少し徹底的の御考が必要ぢやなからうか、斯う云ふ具合に自分は考へて居るのであります。其の方法と申しますと餘り烏滸がましいかも知れませぬが、矢張り之は警察令を以て取締ると云ふ方法が、どうしても必要ぢやないか、唯だ個人の意志に任して置いたと云ふのでは、現に東京市に於ても三河島處分場が完成して、既に十年に亘んとして居るに拘らず、水洗便所に改造された數は左程多數でないと云ふ前例もありますので、斯う云ふ悪例をどうしても名古屋市に於て改めて戴き度いと云ふことを、私は切望して已まないのであります。現にベルリン等の分は、私はハツキリ知りませぬが、矢張り警察令で取締つて居るさうであります。だから相當の猶豫期間を與へて、處理事業の完成をした區域に對しては、必ず數年以内に水洗便所に改造すべし、之をやらぬ場合には、市が直接やつてさうして料金を取る。家賃を取るやうな方針で、もう少し積極的におやりになつたらどうか、聊か私は老婆心を申上げた次第であります。

大阪市の今度の實行計畫の財源と致しましても、處理事業の完成後の翌年から使用料を徵收しまして、事業の償還財源に充てると云ふことにして居ります、で

す。それで現にあの堀留の、部長の報告の水質の表であります、下水の水質と、放流水の水質、それに依つて見ましても、尿尿を加へた後の六時間後に於て、其の曝氣槽を通過する時間がありますから、其の後對於非常に悪くなる。丁度尿尿を投入して居る時間だけベースが後れて、放流水質が悪く出て居ります。無論之は一時的の現象でありますから、左程危虞するには當らないかも知れませぬが、之はどうしても一日中に何とかして、夜業しても構はぬ、もう少し緩和する、或は御加へになる量が特に多過ぎるから斯う云ふ結果になつて居るかも知れませぬが、さう云ふ點に就て、私は多少疑念を有つて居るのであります。それから其の尿尿を投込むために、其の邊が非常に臭い、又衛生上から申しましても可成り野暮な仕事かと思ひます。成るべくなれば斯う云ふ尿尿の儲を投入すると云ふことは、お廢めになるやうに、さつきも申した便所を水洗化すれば、無論之はやまる譯でありますが、さう云ふ方面に對して、一層の御努力を願ひたいと思ひます。それから撒氣板が詰ると云ふことも昨日承つたのでありますが、之も所謂尿尿の過重濃度を餘り多くかけ過ぎたと云ふ結果も幾らか助けて居る

其の使用料の率は、大體下水の量に順應すると云ふやうな方針で、唯今調査致して居るのであります。名古屋市が既に處理場が完成されて居ると云ふことに従いましても、此の點は特に立派な前例を御開き下さるやうに御願ひしたいのであります。それから次に此の處理場の入口で、尿尿を直接投入なさると云ふ問題であります。之は大體變則であります、下水處理と致しましては、便所の改造が主であつて、尿尿處理と云ふものは無論やることはやるのでありますが、かたまりて其處へ持つて来てやつたんでは、甚だ價値が無いのであります。併し乍ら過度時代として、まあ已むを得ませぬとしましても、斯ふ云ふ尿尿の非常な濃度の強いものを、而も午前七時から午後五時迄と云ふ短時間下水へ投入なさる、其の爲めに下水と尿尿と交つた濃度が非常に濃い、何でも最も濃い時には三十倍とか、五十倍とか云ふ風に拜見しましたのであります。が、一日を平均しますれば、一六〇倍になるかも知れませぬが、さう云ふフラクチュエーションの大きい扱ひ方は、處理の事業から申しますと甚だ具合が悪いので、どうしても之は一日を通じて、均一に處理したい均一に分布せなければ不可ないのぢやないかと思ひます。

のぢやないか、現に大阪ではあんなに早く詰らないのでありますから、さうぢやないかとも想像されるのであります。が、兎に角此の水洗式に改造すると云ふことに對して、今一段の御努力を切望する次第でございます。

(ト) 下水處分場位置選定その他に關する考慮に就て

名古屋市水道部長 池田篤三郎君

態々此處へ罷り出まして、御説明を申上げる程混み入つた問題でもないかと考へましたけれども、何分本會は相當權威のある會合であります。さうして御説明になりましたことが、凡て速記録に残りますが爲めに、將來誤解を招いてはいけないと考へますから、ホンの一言だけ御説明を申上げてみたいと考へます。

先づ第一に石川さんの方の——何時も乍らの石川さんの御名説を承りまして、誠に愉快に存じました。此の下水處理場又は其の他の都市の厭がられるやうな施設をやるに際しては、其の位置の選定に就ては其の事

業本位ではなくして、サラウンディング——周囲のコンディションを良く考慮に入れて、選定しろと云ふ御意見であります。之は全く我々と同じ考であります。寧ろ我が日本のやうな人口の稠密な、さうして最近に至つて急激に進歩發達をする都市に於きましては、外國に於けるものよりも一層其の事業の位置のコンディションだけで考へないで、周囲のコンディションをよく考の中に入れると云ふことは、外國に於けるもの以上に必要であると考へます。之は全く石川さんの御名説に共鳴致す次第でございます。

此のことにつきましては、昨日本會議に於きまして、堀留、熱田兩處理場の位置選定に就きまして、縷々御説明を申上げた積りであります。尙ほ又私の報告書にも詳細に記載を致して居ります。石川さんは尙ほ地價の點に就きまして、處理場の附近の地價が周囲の少しく離れた所よりも、下つた所もあつたと云ふやうな御説明であります。之は私共當局と致しまして、之が速記に残りますが故に、一言御説明申上げたいと考へるのであります。それは我々が處理場を選定するのに、昨日も申上げました通りに、成るべく周囲に影響のない土地、或は利用の出來ないやうな土地を選

あります。之は昨日も一寸申上げましたが、初めての下水處理場としての試みであります。子供の遊園地があの邊にない爲めに、多少臭ひがするかも知れませぬが、上は芝生にして、又ベンチを置きまして、さうして遊歩場と致したのであります。

尙ほ第一の石川さんの御話に就ての御説明は、此の位に止めて置きました。大阪市の藤田君の御意見に對して、一言御説明申上げたいと思ひます。藤田君は、便所を水洗式に變更をすることが如何にも遅いではないか、既に一年半處理場建設後に於て、尙ほ二或は三%しか水洗便所に改造されて居らないことは、今少し何とか方法があるではないかと云ふ御話であります。之も昨日私が本會議に於て縷々御説明申上げたと考へますが、事業と致しましては、中々やり悪い事業なのであります、一軒の家の便所をいぢることすらも、自分の家の便所をいぢることすら、中々難しいのでありますし、況んや大部分の方が、借家の中に這入つて居るのであります。之は藤田君が言はれる通りに、寧ろ法規を以て、法律的に解決すると云ふことも一法であります。

定致したのでありますて、以前に於て既に其の地價が其の周圍よりは安くなければならないのです。即ち處理場が出来たが爲めに、價格が下つたのではなくして、以前から周圍よりは不便であります。斯う云ふ風に御了承を願つて置きたいと考へます。且つ又斯う云ふ嫌惡物を扱ひまする火葬場、其の他處理場等の設備に就きましても、其の周圍に風景を施す、周圍の景色に相應しいように、又周圍の景色を害しないやうにと云ふ御意見をありました。之は誠に結構でありますて、我々も其の點は種々初めから考慮に入れてやりましたので、さつき一寸半分御譽めになりました前だけでも木は植はつて居るのであります。尙ほ後の方でも相當考慮は致して居ります。又之は御注文ではありますねでしたが、一寸御話の中には何かさう云ふ場所を利用して、他の途に使へるやうにと云ふ御話がありました。之は誠に結構な御話で、歐米に於ける如く、それを用いて、他の途に使へるやうにと云ふ御話があります。専らの周圍を散歩場とし、尙ほ日常の行樂に供すると云ふ風にすることは、誠に結構でありますて、吾々の下水處理場も其の意味に於きまして、堀留の處理場は、上を覆蓋を致しまして、其の上を遊歩場と致したので

ませう。即ち其の法律的に解決する爲には、先づ第一に、將來に於ける汲取便所の建設を禁止する。更に進んで既設の汲取便所の改造を命ずると云ふやうな風に、進んで行けばやれないことはないかと考へます。併し乍ら第二段の法規を以て從來の汲取便所に改造を命ずると云ふことは、云ふべくして中々行はれ悪いものだと考へます。でありまするから昨日も申上げました通りに、名古屋市は先づ第一にさう云ふ風な強制手段を以てやることを避け、市が之を代行して便所の改造をする。さうしてそれを月賦で拂つて貰ふ、一方に於てはそれがやられれば屎尿汲取手數料を拂ふことを免れる。斯う云ふ風な手綏いと申せば幾分手綏い手段ではありまするが、併し乍ら斯う云ふ方法を以て、漸進的に進まふ、若しどうしても之が改められない際に於ては、何か法律的の根據に依つて解決をしやう、斯う考へて居るのであります。尙ほ屎尿の投入の方法に就ての御意見でありますたが、投入の方法が畫の短時間にのみ投入するが爲めに、下水處理場の操作が困難になります。何か法律的の根據に依つて解決をしやう、斯

居る間は大小便は流さないのであります。でありまするから、其のフラクチューションが我々の方は非常に大きいと云ふことに相成るのであります。併し此のフラクチューションを、もつと少くするが爲めに、夜迄作業をさしたらどうかと云ふ御話もありました。が、之は経費の上に於て少くとも三倍以上の経費をするであらうと思ひます。先づ只今の名古屋市の經濟と致しましては、實行不可能ではないかと考へるのであります。又一方に於きましては、之が爲めに下水處理場の操作が致命的に作業の出来ないやうな困難は來たして居りませぬ。つまり晝投するが爲めに夜は樂になります。又一方に於きましては、之が爲めに下水處理場の操作が致命的に作業の出来ないやうな困難は來たして居りませぬ。つまり晝投するが爲めに夜は樂になります。其の樂な間に細菌が復活をする、晝の疲れたものが夜の間に復活をするのであります。之は私細菌學者ではありませぬが、我々の方の専門の細菌學者の話であります。が、のべつに同じやうに荷重をかけて行く方が、細菌の活力を増す、それではよくはないか、其の點から云ふと、寧ろ外國のやうに、晝の間に緩い波を持たせた方が良いぢやないかと云ふやうにも思はれるのであります。無論夜と晝が非常に遠ふと云ふことになりますと、曝氣の作業が不可能になるのであります。

私は名古屋に促進汚泥法に依りまする最新式の下水の處理場が出來ましたので聞きまして、一日も早く行つて見たい、又職責上見なければならぬと考へて居ましたのであります。が、公務の都合で今日迄其の希望を果しませぬでございました。今回本會議に出席致しました此の好機に於て、精しく昨日は池田水道部長から計画、施工、運用に就て、又實際の成績に就て、精しく、卒直に、明確なる御説明を伺ひました。尙ほ研究報告の印刷に依りまして、數字的內容に於きましては、成るべく撒氣板の目の荒いものを使ふと云ふ傾向になつて居りますが、吾々の本年購入致します撒氣板も、少しも浮動することなく、詳細に瓦ツて明瞭に發表されて居るのを拜見致しまして、誠に私共の下水事業に携ります者にとりまして、何ものにも勝る所の良き参考資料を得たと、非常に喜んで居ります。尙ほ昨日堀留、熱田兩處理場を精しく拜見致しました、實際の運用も、よく見學出來ましたのでござりますが、何れも豫想以上に立派な設備と拜見致しました。悉く感心を致して居るやうな次第でござります。尙ほ印刷物並に昨日の御説明の中、御講演の中に將來に對する方針、例へば將來の污水處理はどう云ふ風な様式を採つたらばいか、或は促進汚泥法で、最も困難な問題として居る汚泥の處理に對しては、いろいろな實驗設備

板も、從來よりは目の荒いものを購入すると云ふことに致して居ります。多少藤田君の御説に對しまして、幾分見解の異なる所がありましたが爲めに、一言御説明を申上げたのであります。が、特に水洗便所の變更に就て、急速に法律を以て或は命令を以て、改造を企てる云ふことは、我々としては可なり實行困難なものではないかと考へるのであります。が、併し乍ら大阪市が千數百萬圓の大工費を投じまして、今回下水處理場を企てるに當りまして、藤田君の如き有爲な才が、さうして其の意氣を以て、此の事業に當られると云ふことは、誠に結構なこと考へます。大阪市にとりましては、此の上もなき幸せと考へます。どうか名古屋が企てゝ居ります所の水洗便所改良に關する計畫より以上の計畫を御立て下さいまして、さうして良好なる結果を御齎りし下さいまして、我々に範を示されんことを、偏へに希ぶ次第であります。

(チ) 汚水處理と屎尿に就て

東京市土木局下水課長 衣斐清香君

—實驗設備ではあるが、可なり大規模な設備を有つて居られまするが、それに依つて汚泥消化法に依るのが良からうと云ふやうな御腹案、又どうしても我々が將來考へなければならぬ、決定しなければならぬ下水道使用料等の問題等に就きましても、可成り進んだ數字的な標準迄、腹案として御示しを戴いて居ります。誠に悉く感心をしてしまつて、何も格別私は意見、批評等を申上げる所がないのでござりますが、唯だ私が此方へ来て御話を伺ひ、又實際見學しまして感心した中で、一番私の打たれましたのは、他でもありませぬが、屎尿處理場が出来ると同時に、水便所に依らざる屎尿、即ち汲取屎尿を運搬するに「流注」と云ふ字で表はれて居るやうであります。他でもあります、屎尿處理場が出来ると同時に、水便所に依らざるやうな考へで、之を處理されて居ると云ふこと、之は我々下水處理に關する技術屋としては、隨分大きな問題である。元來此の下水と云ふものは、一體商工業者等の汚水を處分するものであります。水便所が盛んに流行するやうになりまして、隨つて其の處分と云ふことが研究され、發達して參つたのであります。屎尿を水便所に依つて取入れると云ふことは、之ももう當然の問題であつて、下水處理即ち水便所の需要と

云ふことに考へて居るのでございます。唯だ汲取便所を中に投げ込んで處理すると云ふことは、餘り考へられて居ない。それで東京市の過去の經驗に於きまして、今日御見えになつて居ります米元先生が、東京市の下水處理を計畫、施工されました當時、外國を視察されて、最も其の最新式の撒布瀘過床に依る污水處理場を、三河島に造られました。それが出來ましたのは大正十年かと考へて居ります。所が其の當時東京市でも、屎尿の問題が一時非常に喧しい時であります。時の市長は後藤さんであります。丁度今名古屋でやつて居らつしやると同じやうに、汲取屎尿を其の儘下水管を通じて、處分場に送つて處理しなければ不可ね、又處理出来るものでありますと云ふ事から、いろいろ議論もありましたが、結局污水幹線の可成り上流の方に、之を稀釋して投入すると云ふ方法を探りまして、約一千石、千二百石でしたか、一日に處分場へ持つて來ました。其の時は處分場としては、少しも考へて居なかつた。さう云ふ風な結果にならうとは、當時最新式の立派な處分場が出來たので、之から下水の處理と云ふことに對して、立派な成績を擧げて、静かに樂しまふ、其の中に水便所を段々獎勵して、處理すると云

ふやうな事に進めやうと考へて居る矢先き、いきなり持つて來て、一日千二百石からの、唯今の屎尿を投入されたのであります。非常に面喰ひました。そして其の當時非常な檻襍片とか、紙屑とかと云ふやうな浮游物は、勿論のこと、共同便所等も、皆蒐めて汲取つて、投入しましたから、非常に形の大きな不潔な固形物が流れ来たりして、非常に面喰つた。それから尙ほ撒布瀘過床の正面に、薄い纖維物の——植物性の何か纖維物でございませうが——膜が出来てしまつて、水が溜つて動かなくなつたりして困つた。非常に面喰つた。それ以來それに對して、いろいろ研究し、改良注意をして、操作上の注意もやつて見て居るのであります。その内に——撒布瀘過床には附物であるから、絶対に避けることが出来ないかも知れぬが、蝶蛹とか、小蠅が非常に多く發生して、時々群をなして近所を襲ふのです。其の附近は當時非常に閑散の所であつたが、それが自然と何時之間にか人家稠密の市街地になつてしまつて、附近的住民からは猛烈な苦情を受けるやうになりました。今では其の撒布瀘過床の周りには、七米ばかりの細かいネットを張つて、蠅の飛ぶのを防いで、時々クレゾール、或は漂白粉と云

ふやうなものを取扱つて、其の幼蟲を殺すと云ふことをやつて、隨分今日迄苦んで來て居る。それで成るべく屎尿の投入は、出来るならば廢めて貰ひたい、少くして貰ひたい、勿論汚水の濃度が段々増して來て居りますが、唯だ此の屎尿を一邊にどんぐり汲取屎尿を投棄すると云ふことが、一つの原因であらうから、廢めて貰ひ度いと云ふ希望を述べて參りました。自然投入場附近の住民からの反対もありましたので、段々投棄の量が減つて參りました。今日では約三百石そちらしか這入つて居りませぬ。併し一面に於きまして、此の屎尿の濃度が年々増して參りますので、依然としてオーバーロードの形でございまして、どうしても改良計畫、擴張計畫をしなければならぬと云ふ機運になつて居ります。斯様な次第で他の芝浦、砂町二ヶ所に處分場がございますが、之また沈澱をして鹽素滅菌をして放流すると云ふ簡易處理でござります。斯う云ふやうな事で、此の屎尿の汲取と云ふことは、餘程研究を要する問題として考へて取扱つて居る次第でござります。それで唯今南綾瀬村に屎尿の促進汚泥法に依る處理場を、保健局の清掃課の委託を受けまして建設中であります。但し屎尿を汲取つて、其の中からバキュー

タンクにそれを導いて、さうして櫛襪片、其の他を完全にとつてしまふ。さうして一晝夜位貯藏し得るタンクに入れて、尙ほ沈澱をさせて稀釋して、それから曝氣槽に送る、撒氣式の曝氣槽に送ると云ふ方法であります。後は下水の處理と全く同じでございます。それが出来ましたならば、屎尿を豫備處理をして置いて、處分をすると云ふことに對し、いろいろ研究もし、又將來の計畫に對する資料が得られると考へて居ります。

一面實際市に於て、屎尿の處分に對して困つて居ると云ふことは、之は事實である。何れの都市でも、都市の發展に連れまして、運搬距離、其の他の關係から、肥料としての價値がなくなりますと、どうしても處理をしなければならぬ。簡単に處理するには、名古屋の如く投棄處理をするのが、一番簡単であります。が、名古屋が之でよいからと云つて、必ずしも他の都市でよいとは云はれぬ。此の點は餘程考へなければならないと思ふ。で下水は先程も申上げました通り、水便所に依ると云ふことのみを考へて居つたのであります。が、將來は水便所の普及と云ふことを、如何なる努力を致しましても、さう簡単に出来るものではあります。

一週間位経つた即ち古い屎尿と云ふものを同じやうにして薄めたものと云ふのを比較してやつてみますと、汲取屎尿の方では、二百五十倍乃至三百五十倍位の所で始めて見ましたが、最前申上げました汚水と同じやうな成績になるやうな實驗がございましたので、それからみますると、汲取屎尿の方が性質が悪い……二倍と迄は行くまいか、大體二倍近く悪いと云ふことになりますが、まあ此の點に就きましては、疑問が非常にあります。二倍と迄は行かぬが、一倍少しまあ約二割増になるか知ませぬ。此の點は一寸決定的に申上げることは控へて置きたいと思ひます。尙ほ今後研究を續けて行つて、決定して置く必要があると考へます。此の名古屋市の屎尿を全部溶液からおとりになつたと云ふこと、之が名古屋市の下水處理が最新式の、あらゆる設備を網羅して御造りになつたと云ふ誇るに足る立派な設備であると共に、名古屋市の當局としては、屎尿の解決をしたと云ふ事が、非常に愉快な又良いことであると考へられますが、併し之は茲に於て私達考へなければならないことは、今迄申上げましたやうな理由で、此の汲取屎尿を下水處理場で、名古屋と同じやうに處理すると云ふことは、名古屋に

ませぬ。折角出來ましたる此の下水處分場と云ふもの機能を十分に發揮させるには、どうしても屎尿の問題を解決しなければならぬと思ひますので、それはどうしても汲取屎尿を下水道に受入れて、さうして處理場で、薄い水洗屎尿と同じやうに、處理をするところが云ふことが、必要になつて来る。必要だと云ふ考を、我々下水道關係の技術者も考へなくちやならぬのではなくからうかと云ふことを、最近に考へまして、いろいろ汲取屎尿と水洗便所から來る屎尿との下水處理に対する影響の程度の差と云ふやうなものに對して、最近研究を初めましたのですが、未だ日が浅くて、茲に其の結果をまだ申上げ得る程の結論に達して居りますかね。今日私が此の議題に對して、何か結論でも出るかと云ふ皆様の御期待があつたかも知れませぬが、遺憾乍ら其處迄申上げ兼ねます次第であります。唯今迄やりました僅かの實驗では、水洗便所から出る屎尿を、下水管を流して一日の使用水量と屎尿との割合は大體まあ百五十乃至百六十位の割合になつて居りますから、全部取付けました場合を考へて、さう云ふ風な割合で水洗屎尿の這入つて居る下水と、それから汲取屎尿、それは大體何處でも一月に三回位とりますから、

於ては私は悪いとは考へませぬ。屎尿の性質、汚水の性質から申しまして、放流汚水の性質も、或時間的に、一面に濃度の強いやうな點もございますが、又新堀川の水、それは昔と違つて非常に綺麗になつて居ると云つても少しも差支へない。私はそれを肯定致しますが、併し放流淨化、汚水を放流する河川と、放流汚染との性質の關係と云ふものは、之は一定すべきものではありませぬから、名古屋に於て差支へないから、何處の他の都市に於ても差支へないと云ふことは云はれませぬ。同じ都市に於ても、場所に依つて違ひますのであります。非常に之は難しい問題であると考へます。一體下水處理は、其の放流する淨化水の性質の標準と云ふものは、何も定めたものがないのであります。警視廳で水槽便所を取締る規則の中に規定され居る規格と云ふやうなものを、假りに目安にとればとるのであります。併し之は淨化水の放流される場所、それから水の性質等に依つて異なるのでありますから、一律に律することは出來ないと思ひます。違つて居る所に各人の頭が必要であります。それで茲に私が特にまだ結論に達しない、汲取屎尿に就ての意見を申上げます所以は、今回名古屋の施設を御覽になつ

て私と同じやうに皆様が感心なさる、それと同じやうに、汲取屎尿と水洗屎尿は、同じやうに處理する問題だ——斯う確信を御有ちになることは、一つ考へて戴きたいと云ふのが、私が茲に立つて喋々述べて居る趣旨であります。又之からお互に研究して、外國ではない此の仕事に、どうしても直面する場合がありますから、下水道の技術者としては、汲取便所は場合に依れば入れなければならぬ、或は出来たならば名古屋と同じやうに、全部収容しなければならないと云ふやうな考を以て、収容する場合にはどう云ふ設備をして、どう云ふ風にして、下水道に取り入れたらいいか、又それを處理するに當つては、普通の水洗便所と違ふのであるから、豫め設備に於てどう云ふ點を注意しなければならないかと云ふことを考へて置く必要があるであらうと思ふのであります。で此の屎尿は、清掃、保健等の關係の人のすることであつて、汲取屎尿は我々の關係する所でないと云つて、全然眼中に置かないと云ふやうなことは廢めてしまつて、汲取屎尿部分も下水處理の一つの仕事と考へて、研究する必要がありはしないかと考へるのであります。それと同時に、此の汲取屎尿を御取扱ひになつて居る關係の

であらうと思ひます。で私は今回——元此處で御世話をになりましたが、久し振りで此方へ参りまして、大變文化的施設の進歩してゐるのを見て、名古屋の街に一種懐しみを有つて居る關係上、非常に愉快に感じました。下水處理場に對しては、一番新しい、試験設備としては今迄やつたことがあります、初めての立派ないろいろな設備を拜見して戴いて、非常に愉快に思ひました。また將來の参考になると思つて喜んで居る次第であります。一言所懐を述べまして、私の討議を終ります。

(リ) 下水溢流對應策如何

都市計畫大阪 土木課技師 坪井 豊彦君

下水處理と云ふよりは、寧ろ下水が溢流する場合のことについて、報告といふよりは實は御願ひをしたいと思ふのでござります。

いろいろな方式で、下水を合流法で處理します場合に、雨水が混入しまして、之を溢流する場合がございます。此の場合に下水量に對して、汚水の處理量の

方にも是非御願ひをしたい。最も簡単に處分して放つてしまへば、人に渡してしまへば、それで済むのありますから、曾て東京で盛んに投入しました場合でも、唯だ此の處理のことを考へずに、其の或時間的に、減茶々々に澤山持つて来て放り込んだり、或はいろいろな固形物を取る装置をしなければ、樹の中で取る事は困難である。樹の中では途中で、斯んな樹などは邪魔だと云ふので、幹を破つて押込んでしまつたり、隨分猛烈に、盛んに、勇敢に作業をやられる。で下水處理と云ふことに對する影響と云ふことを一つも考へずしてやられる。何でも向ふへ放り込んでしまへば良いんだと云ふ考へでやられるが、それは非常に困ると思ふ。それから又爲政の方にも御願ひしたいのですが、直きに下水が出來ると、屎尿處分場の沈澱地へ持つて行つて、放り込んだら、さう云ふことが無いやうに、名古屋は非常に良い例ではあるが、併し之を其の儘汲取屎尿を放棄すると云ふことに對しては、無條件澤山があるのでありますから、さう云ふことを盛んに言はれて、隨分困つた場合がありますが、直きに下水が出來ると、屎尿處分場の沈澱地へ持つて行つて、放り込んだら、さう云ふことが無いやうに、名古屋は非常に良い例ではあるが、併し之を其の儘汲取屎尿を放棄すると云ふことに對しては、無條件で、此の儘確信を以て進まれる事は、どうかと考へる必要があります。之に就ては充分の研究と、調査が必要であります。

比でございますが、之は下水道のファストコスト、それは下水管費、それから下水處理場の建設費に非常な大きな影響があるのでござります。勿論此の比は河川に下水を放流します其の狀態に依つて決定されるものではありますけれども、現在計畫されて居りまする、或は實施されて居りまする促進汚泥法の場合に於きましては、河川の状態が殆ど等しいと思はれるやうな所でも、或は三倍に採られたり、或は四倍に採用せられて居ると云ふやうなことを伺つて居ります。それで此の點に就きまして、同様の状態に放流し得る河川の場合に、此の比の最低限度を衛生學上、或は土木技術上に於きまして、どうしたら最もいいかと云ふことを、御研究願ひたいと、特に御願ひする次第でござい

(ヌ) 空氣汚染の測定を各測候所

等にて行ふ事に就て

九州帝國大學教授 工學博士 君島八郎君
私は空氣汚染の測定を各測候所等、「等」と云ふ字を

其處に加へて戴きたいと思ひます、各測候所等に於て行ふことを建議するの件と云ふのでござります。

此の人間が空氣の中に住んで居りまする割合に、空氣に就ては非常に無關心で居る様でございます、それは私一人でなく、皆さんもさうであらうと思ひます。それ部屋の中に閉ぢ籠つて居て、少し空氣が悪いやうだ位で、窓を開けると云ふ様な程度はみななさいますけれども、汽車に乗つて寢臺に入りました時のあの埃を、埃臭いと云ふ程度で我慢をなさつて居らつしやる様に、皆様も私共もさう思ひますのでござります。此の水の中に棲んで居ります金魚を見ますと云ふと、あゝ可愛さうな、濁つた水の中に居ると云ふやうな感じを、起させるやうなことがありまするが、空氣の中に居つて、大變汚染した穢い空氣の中に人間が居る、可愛想な人間だと云ふやうなと考へられる方が割合に少いやうに思ひます。

此の空氣の汚染に對して、外國では隨分早い頃から、凡そ二十年も前から、大分研究されて居るやうでございます。それは石炭を焚くとか、或は人家が大層混合つて居るとか云ふやうな關係から、其の必要が起つたことゝ思ひまするが、日本の狀態を見ますると、

不幸にして、まだ此の方面は注意されて居らなかつたやうでございます。先程から下水道と云ふやうなことに對して、日本は非常に無關心だと云ふ御話を伺ひまして、誠に私共も同感に思ひますが、今回名古屋の方で、非常に立派な下水道を御拵へになつたと云ふことは、誠に敬服に堪へない次第でありまするが、それ以上に空氣に對しては、どうも人間が無關心で居るのでございます。此の無關心であると云ふやうなことに對して、大阪府、特に藤原博士の御研究を發表して戴きましたことは、之は誠に有益なことでありますて、此の方面に一石を投ぜられたる、極めて尊敬すべき業績であると考へます次第でござります。

それならば此の空氣の汚れると云ふやうなとを、真先に探し出しまするには、どう致しまするかと云ひますると、いろいろな方法がござりまするが、其の中で真先に雨と一緒に沈澱する所の煤煙の降下量を知ると云ふことが最も急務でございます。英國などの雑誌を見ますると、本年は石炭の値が安いから、良い石炭が焚かれて、一平方哩或は一平方杆の面積にどれだけの煤煙が沈澱して居ると云ふやうなことが、毎年報告に出るのを見ることがござります。之は石炭の値が

唱せられて居りますることは、結構なとてございまするが、之は矢張り空氣をよくすると云ふやうなことを、先づ考へなければならぬのであります。

其の空氣の汚染の測定は、雨やなんかと同時に、沈澱を致しまする煤煙の量を知ることが、真先であります。其の他或は空中にありますものを測ることが出来まするが、それを測るには、各測候所で雨を測り、或は風を測り、或は氣壓、其の他のものを測つて居りまするためには、此の極く僅かの設備を附け加へますと、空氣汚染の測定の一部が出来るでござります。其の爲から申しますると、各測候所等で行ふと云ふことを真先に實行政しまして、日本全國殊に都市のありますやうな所では、それを實行政したいと思ふのでござります。

私が建議案として申上げると云ふやうなことは、全く空が晴れると云ふやうなことは、あそこをお通りになる方は、よく注意なさる事柄であります。それ等の點を見ましても、此の空氣汚染と云ふことは、非常に重大な問題であつて、下水と云ふことに注意をございませぬが、併し八幡の製鐵所の附近は霧があつて、之は不思議だと思つて、また郊外に出ますると、

全く空が晴れると云ふやうなことは、あそこをお通りになる方は、よく注意なさる事柄であります。それ等の點を見ましても、此の空氣汚染と云ふことは、非常に重大な問題であつて、下水と云ふことに注意を拂ふことの必要と同時に、我々の空氣をよくすると云ふことが、必要であるのであります。或は綠化問題、公園を澤山造る。斯う云ふやうな問題が、各方面に高

「等」と云ふ二字を加へることを申上げましたが、それは測候所ばかりではないのであります。衛生試験所等に於ても、化學的の試験をやると云ふやうなことは今の測候所では少しもつかしうございますから、之は衛生試験所等に於てもやることが出来まするならば——即ち物件費とか、人件費とかと云ふやうなものが出来まするならば、之は矢張り早晚やるべき問題である。更に又之を統一する所の機關を設けまして、之を全國都市問題會議と云ふやうなもので統一致しまして結構であります。其の他の民間の各地方に於きましても、さう云ふやうなものに對しては、共同に働いて研究すると云ふやうなことが、極く必要ぢやなからうかと云ふ考でございまして、今回日本の此の空氣の悪いと云ふやうな御調べを、大阪の市中に於て、或は郊外に於てなすつたと云ふやうなことは、非常に尊敬すべき業績であると思ひまして、私が一言斯ういふやうなことを全國都市問題會議と云ふやうなものから、是非建議致しまして、空氣を汚染させない、段々良い空氣を吸ふやうにすることを、お互に考へて見たいと云ふやうなことを申上げた次第でございます。

「等」と云ふ二字を加へることを申上げましたが、それは測候所ばかりではないのであります。衛生試験所等に於ても、化學的の試験をやると云ふやうなことは今の測候所では少しもつかしうございますから、之は衛生試験所等に於てもやることが出来まするならば——即ち物件費とか、人件費とかと云ふやうなものが出来まするならば、之は矢張り早晚やるべき問題である。更に又之を統一する所の機關を設けまして、之を

(九) (一) 都市計畫法の地域として
無煙工場地域の設定及無
煙都市の設置に就て
(二) 都市汚物並汚染の措置に
關する財政に就て

千葉市大須賀 嶣君

此の議題も註釋を附けぬと云ふと御判りにならぬかも知れませぬが、詰り都市計畫法で今日地域を分けて居りまするのがまあ大方三つになつて居りますが、工場地域がたゞ大きく工場地域となつて居ります——之に對しまして、何と申しますか、煙の無い工場地を別に設けると云ふことが、必要ぢやないか、どうせ工場の中であるから、お互同志、埃及の他を以て、汚染し合ふと云ふ事をやられずして……之が即ち工場地域の使命であると云ふやうな御議論もあるらるゝと思ひまするが、何も工業家だからと云つて無理に汚さなくてよからうと思ふのであります。さう云ふことを考へました動機と申しますると、私が大阪に居りま

した時、丁度都市計畫委員會に居つたのであります。が、當時大阪の都市計畫の書記でありました、まだ委員會なんかと云ふやうなものは、どんな風にやつて参るのか分らないやうな時代であります。が、今日御出席になつて居ります大阪の内山技師等が、非常な御苦心の下に、あの問題をデツチ上げて參つたのであります。あの當時私が素人考に考へたのは、大阪の市と云ふものが淀川、或は大和川のある關係で、水の流れに依り幾つかの區域に切られて居るのであります。所が尼ヶ崎に寄りました方から煙がどんどん流れ来て仕方がない、せめて市内の或る部だけでも、煤煙の都市から免れるやうに、電氣等の動力で以てやつて参つたら良くはないか、丁度その時大同電氣が、大阪に電力を持つて来るか來ないかと云ふ岐れ目の時期であつて、まだ來るとも來ないとも私共は分りませぬ、分りませぬけれども、之は大阪が大いに電氣を使へば、大阪に持つて來るであらうし、さもなくば持つて來ないであらうと、考へたのであります。此の際どうかして大阪に、電氣を豊富にして、さうして安く市民諸君に御使ひを願はう、それには工場で澤山使つて戴ければ良いのでありますから、そこを一つ都市計畫法に依つて

何とかして、スモークレスな工場地帯を造らう、さう云ふ地域を淀川に近い部分に造つて見たい、何れにしても假令一小部分でも良いから、煙の無い所が欲しい、此の事に就ては内山君あたりも非常に心配されまし、何とかしてさう云ふ工場地域をどうしても残さなければ、今日の大坂の儘では不可ない、特に思ひ立たつ改良をしてしまはなければ、之では到底市民の忍び得る所ではない、悉く舊來の工場地域でありました所の平野の工場地帯を全部廢めてしまつて、何處か適當な場所に、スモークレスな場所が、一つ欲しいと云ふやうなことを考へたのでござります。其處で偶々其の當時電氣局の主腦部に居りました者と、私と某石炭會社の重役とは同窓生の誼みで、丁度落合つて晝食を食べた時であります、其の電氣局の人々に、私が友人關係で石炭の値を聞いたのであります。私は前に九州に居りましたから、九州の若松を出まして、大阪に持つて來る石炭の値が幾らであるかと云ふことを聞きますると云ふと、石炭が丁度二倍になるのであります、若松より出ましたものを、大阪迄持つて來ると、若松で受取る値の倍額を大阪の工場では拂つて居ると云ふことを知つたのであります。尙ほ其のことは其處に居り

ました石炭會社に居ります所の重役も認めて呉れたのであります。さうか隨分馬鹿々々しいことではないか、それよりも斯う云ふ石炭を使って居る所の工業は、寧ろ九州あたりで起せばいゝのであつて、何も遙々大阪へ来てあんなに大阪を煙らせてくれなくていい、大阪は大阪で、電力を以て生産する所のスマーケレスの工場を建てればそれでいいんだ、何も今日大騒ぎをしてまで煙をドン／＼出さんでも、立派な都市が出来るんぢやないかと云ふやうなことを考へましたので其の當時つまらない一文を草して、新聞でございましたか、雑誌でございましたか、意見を述べたのでありますか、私の如きつまらぬ者の意見は、固より顧られやう筈もなく、跡形もなく消えて、今日では何も残つて居らぬ、何時の間にやらスマーケレスになつてしまつたのであります。それを今回更に全國の斯う云ふ權威ある方々の前に立ちまして此の一石を投じてみたいと云ふ考で申上げる次第であります、つまり斯う云ふ工場地帯に於て、成程全部石炭を焚かぬと云ふことは出来ますまいが、或場所には煙の無い所の地域を、工場地帯内に置けと云ふことゝ、もう一つは、私共が四國、九州に居つた時分に、常に考へたことです

は安い石炭の供給の得られる所に持つて行く、さうして動力を用ふるやうな工業は動力工場で寄せると云ふやうな組織に統制して行くことが必要ではなからうかと考へる。又一つの都市内に、スマーケレスな工場地帯を造つて、その地域には絶対に石炭を焚かせない。無暗に焚かうたつてどうしても此處では焼けないぞと云ふ風に統制して行く必要があらうかと思ふのであります。

次が都市の汚物並に汚染の處置に關するところの財政、是亦皆さんが餘り御箸を付けぬ所の方面に、私は講題を出したいたと云ふ考でございまして、特に其の中へ註釋を附けて、中小都市と云つたのであります。大抵名古屋で開かれるんだから、大方大都市の話ばかりであるであらうと考へて居ましたが、本日議題で見ますと、名古屋市が大變中小都市に御同情下さいますので、中小都市の問題を御掲げになつて居りますることは、沟に之は愉快であります。併せて私は非常に實見を詳細にあり、又昨日來の御議論、其の他に依りま

が——今日の産業調査の結果はどうなるか知れませぬが、我々素人が見ても、何だか馬鹿々々しいやうな經濟を、日本がやつて居るやうだ、それは何かと云へば、唯今申上げましたやうに、石炭を安く使へばそれが生産費は安くなる、そんな事は誰だつて分つて居ります、然るにも拘らず、彼所が工業地として大変賑かだからと云ふので、態々大阪くんだりまで出掛け来て、石炭の市價を上げたり、又は生産費を上げたりして居る、だが斯う云ふことは、凡て石炭を使つて生産する工場は、さう云ふ石炭の安い所でさう云ふ風な工場を造り、電氣に適當な工業は電氣の安く供給せられる所で起すと云ふやうな事が極めて合理的ではないかと考へるのであります。さうする事は、軽ては現下我國の不況打開の一策ともなり、又産業統制の實も擧るんではないかと、私共は考へて居るのであります、どうも現在はさうなつて居ない、洵に逆なやり方をして居るやうに思はれるのであります。でありますので、之は日本の都市の分布としましても、今後於てはさう云ふ煙のなくて済む所は煙のない所となり、また煙のどうしてもあらなければならぬ所の工場

願ひしまして、今後古ゴムは捨てないで、どつかへ片付けて置いて呉れ、さう云つてそれを集めて、一年間やつて見た所が、中々いゝ値に賣れました。硃々給料も差上げない市の埃掃除の監視吏員等は實に御氣の毒な状態にある。使ふことはウンと使ふが、やるものにはやらぬと云ふのが、今日の有様であります。而も穢い仕事であります。之に大變同情して居りましたので、年末賞與の如きも、少し餘計にと思つて市會に要求しても、中々許して呉れませぬので、此の古ゴムを賣つて、あがり收入をせめて年末賞與に加へて差上げたいと云ふ考から、市會にも相談しました所幸ひ議員各位の承諾を得ましたので、それを市の收入に繰入れないで、やると云ふことは、或は違法かも知れませぬが、それを年末賞與の中に交ぜて分配しました所が、中々大きな年末賞與を渡すことが出来たのであります。左様な譯で、今後之を今少しく經濟化して行きますれば、市としても中々よい收入になると考へた事であります。

次に硝子の破片であります。之はどうも危くてならぬ。田舎ではよく青年會あたりが集めて居りますがそれからヒントを得たのであります。之を一つ集めます。

て呉れるから、待つて居つて値段の出た時分に賣れば、それで良いんだ、そんな土地は別に地代が掛かる譯でもないから、何年持つて居つても損をする氣遣ひはない。さうして値段の出た時分に其の鐵を賣れば、鐵屋さんが破産してしまふやうなことにならないとも限らない。賣れなくとも元々だし、若し之が錢になつたらそれだけ儲かるのであるから、斯う云ふ商賣なら損をする氣遣はないと云ふ考から、いろいろと鐵類を集めてみたのであります。妙なもので、鐵が多少賣れました。商賣人についても、見向いても呉れないやうな、個人々々では一文にもならないやうなものでも、市民銘々が少しづゝ注意して、一つ所に集めて賣りますと云ふと、それが商賣になるのであります。で今回は掃除の場合に、塵の分類などと云ふやうないろ／＼御説もございましたが、兎に角自分の實驗としては、以上申上げましたやうな結論を得ましたので、御話のやうに、若し塵の分類を願ふことが出来れば尙ほ結構、紙屑だつて相當の値に賣れるやうに思ふ。だからさう云ふものはどしき、市の公企業として之を起しまして、場合によつては市が灑返屋さんになつたつて別段悪くはないと思つて居ります。斯う云ふ時節であります。

てみやう。幸ひに丸龜では硝子屑等でいろいろな品物を造つて居る所がありましたので、要るか要らないか一度聞いて見やうと云ふので、尋ねてみました所が、之も相當の値に賣れたのであります。斯うして危い所の硝子屑等も集めて、利用される所へ持つて行けば、それ／＼適當に處分されると云ふ實驗を得たのであります。

次に鐵詰などの罐であります。私は毎夏山岳地方に遊びに参りますが、中里介山の小説で有名な白骨温泉の入口の所で非常に澤山の罐を土の中に入れてありました。昨日も池田さんの御話の中に、酸化鐵が安く出来たらと云ふやうな御話もありましたが、其處にあら罐がみな腐りまして、見てみると云ふと大抵の罐は酸化して、酸化鐵になつてしまつて居る。曾て鑛山に行つて、或岩間から非常な酸化鐵が出て居るのを見たことがあります。丁度其のやうな格好になつて居た。之は面白い、一つ市の方で試みたら面白からう——多少好奇心も手傳いまして考へました。假りに大阪の築港あたりの地所の少しも賣れないやうな所に持つて来て、市の埃を集めると同時に、鐵詰の空罐や、鐵類等を集めて放つて置いたら良い、其の内に酸化し

れる、中央の方でも名古屋邊りの大きい都市が云へば許して呉れるが、丸龜のやうな小さい所では、車々許して呉れない。こんな風で僅かの金を得るのにも、中々容易でない。之は單に一例に過ぎませんが、總べてさうであります。で将来は中小都市は、中小都市同志で援合つて——何んだか情を請ふやうな話ではありまするが、今まで自分が關與しましたことから考へますと云ふと、丁度唯今東京市政調査會でもいろいろと科學的の方面についても、それ／＼御研究をなさつていらつしやる。又全國市長さんの御機關として働いてゐらつしやる内務省の都市研究會等に於きましても、それ／＼大都市の問題については偶々私の知つて居る米元さんのやうな方々が、それ／＼立派な方々が、蘿蓄を傾けて研究をしていらつしやるのであります。或は中小都市の前では、さう申しては悪いかも知れませぬが、金が無い爲に、経費がない爲めに、餘り有力な立派な人を招聘することが出来ない。傭入れやうにも費用が無い。斯う云ふやうな有様であると考へ及ぼまする時、どうしても將來中小都市は、何か聯合でもしまして、それ／＼立派な機關に、科學的研究でも御願ひするやうな風にしてはどうであらうか。僅か一都

市位では、金が少うございりまするから、中小都市が集つて、共同の問題として、此の調査會なり、研究會へ、御費用を差上げて、御研究を願ふことにで、もしたらどうかと考へるのであります。斯くする事に依つてこそ、初めて中小都市が救はれて行く、又救はれる所の途ちやなからうかと考へまして、議題の一つとして掲げて以て、皆様の前に御意見を伺はうとするのであります、甚だ失禮を致しました。

(ヨ) 汚物處理關係營利業者 補助方策如何

福岡市會議員 石橋愛太郎君

私は一つは主催地たる名古屋市に敬意を表し、一つには先程受損負擔とお仰つた石川技師に敬意を表するト云ふ意味に於て、受益負擔の反対の問題を、實は直面して居りまするので、今日愚見を述べて御賛成を得たいと思ふ者でございます。それは北澤先生の御話にもありましたし、私の福岡市に於ける前任者であつた大須賀君も話されましたやうに、汚物を分類的に處理すると云ふ事の一つであります。即ち蒲鉾業者、又は

牛小賣業者、之等魚類の臓物、皮、骨、まあ私は臓骨と云ふ言葉を用ひて居りますが、福岡市に於ては厨芥と云ふ言葉を用ひて居るのであります——厨の芥、塵埃に對して厨芥と云ふ言葉を用ひられて居りますが、之等を處理する上に於て、市に於ては他の塵埃と一緒に焼却場に運搬して行つてしまつて居るのであります。だが蒲鉾業者乃至は牛小賣業者の殘骸は、肥料製造業者に持つて行つて處分する、之が三、四あるのであります。それを煮沸して、さうして乾燥して、粉末にして、魚粕肥料乃至は牛骨を使つて、骨粉肥料と云ふものにして、營業をやつて居るのであります。其の營業者が、私の關係して居ります博多驛の裏の東部區劃整理組合の地區内にあるのであります。私も直面しまして、臭氣鼻を衝く、此の肥料製造工場を區域外に追出す事が出來ないかと云ふ事を考へたのであります。折から警察當局に於ても、多年の問題として、もつと遠方に移すと云ふ事の内命を下されまして、當業者に於て移転することに決心致したのであります。所が移転先を物色するにです、現在の場所から二里以上離れなければ臭氣鼻を衝く此の肥料工場を歎迎する所がないのであります。勿論、歡迎は致しませぬ

が、二里外であればその肥料を利用したいと云ふので、相當歓迎する者もある譯であります。所が悲しい哉、其の當業者に於て移転する費用の捻出が出来ない。斯う云ふ事に直面致しまして、市に對し移轉費及び遠方に行つた先に運搬する費用の補助をして貰へぬか、斯う云ふ事の要求があつたのであります。私は組合關係に於て、二里外に行けば組合の地區外に参りますから、歓迎して市の方に於ても出来るだけの便宜を計られたい、斯う云ふ意味に於て、まあ運動の援助をして居る譯であります。之に就きまして私考へるには、第一には厨芥或は牛骨類は、先程も申上げました様に塵埃を分類的にすると云ふ事を習慣付けると云ふ事の第一として、牛骨、或は魚骨、獸骨類を分類します。之を肥料製造業者に無料で運搬してやると云ふことを、都市に於て義務付けると云ふ事が、相當必要な事ではないかと云ふ事を考へるのであります。第二は肥料製造を今の様に致して運搬をしてやれば、獎勵になるのでありますから——尤もいろ。他のものも肥料として利用されますが、肥料としては最も素質の充份であり、豊富である魚骨、牛骨類を獎勵して、骨粉肥料其他の肥料にする、斯う云ふ事を産業政策の一

助として、之を實行すると云ふと、更にはです、さう云ふ製造工場は、都市計畫の一端たる區割整理地区内にあるものをです、今少し遠方の整理地區外に出す事に對して、何とか法律上と迄も參りませぬでも、内務省令に於てもです、立退きを命ずる事の出來るやうな制限を設けて戴いたならでは、區割整理に於て非常に利益である、それから一面に於ては、製造業者に於ては、獎勵をして居ると云ふ事の前提の下に、立退きを命ぜられても已むを得ぬ、斯う云ふことに結論されはしないかと云ふ事を考へるのであります。

私は其の二つの問題であります、現在直面して居る問題と致しましては、さう云ふものが必要に迫られて、他に移轉をする場合、何とか市に於て補助してやる——移轉乃至遠方の距離に運搬するに對しての費用を、幾分補助すると云ふ様な事を、全國的に御極めを願ひたいと云ふ事を、此の機會に皆さんに——賢明なる皆さんに申上げて、御諒解を得、併せて其の實現を願望する次第であります。

(ワ) 重ねて名古屋市屎尿市營處 分二十餘個年の經驗に就て

名古屋市保健部長 金原庄治郎君

前回に申上げました通り、名古屋市の失敗談でございまするので、左様御承知が願ひ度いのであります。先刻東京市の下水課長さんから極めて適切なる御意見を承りまして、私共全く敬服致して居るのであります。實は既に東京市でも此頃御始めになりましたやうであります。之に就きましては、昨日高野博士から縷々此の改良便所並にそれに關聯して、局部的の屎尿處分法として貯溜の獎勵と云ふやうな御話がありましたのであります。實は我が名古屋市でも、地區の關係でどうしても局部的の處分方法を行はなければならないと云ふやうな場所があるのであります。さつと圖解を致してみます。

之が名古屋市で、之が城であります、兩堀川の運河が此處になります、それから屎尿處分に就きまして

は、此の名古屋市で最も多く經費を要する場所は、何處かと云ふと、此處になるのであります、此の兩堀川の沿線と云ふ所は、區域が割合狭いのと、尙ほ舟送一舟の輸送と云ふ事に就ては、非常に利便があるのでございます。東區の大部分は全く輸送上非常に困るので、殆ど名古屋市の屎尿處分に就ては、離れ島の形になるのであります。此の一部を處分する爲めに、全部のと同等の經費を要すると云ふやうな状態になつて居るのであります。それが爲めに大正十三年、何とかせめて此處の局部の一部でも、適當なる處分方法はないと云ふので、實は丁度内務省で御考案のやうな屎尿の貯溜場を造つたのであります。それは一日約三十石位の處分をする事の出来る方法はないかと云ふのが、發案のもとであります。無論大正十三年と云ふやうな時代でありますので、今とは全く狀況が違つて居りますが、併も其の處分法が時期に依つて變へられない方法でなければならぬ、例へて申上げますと云ふと、農家の需要のあると云ふやうな時期に於ては、何とか之を農事に利用せしめ、若し農家の需要の無い時期と云ふやうな場合に於ては、之を市に於て適當の處分方法を講すると云ふやうな、所謂二た途かけ

であれば下度田植の時期、或は養蠶の眞つ盛りの時期、或は稻を刈取る時期と云ふやうな時期には、假令肥料が如何に必要であつても、絶対に農家と云ふものは肥料の汲取りに参るやうな事はないのであります。甚だしいのになると云ふと、近年でも一日に二圓とか一圓五十錢と云ふやうな日當を出して、他の人を傭つてまでやると云ふ次第でありますので、決して此の時期には如何なる方法を講じても、農村から肥料を取りに來ると云ふ事は絶対にないのであります。さうして其の仕事はどうかと云ふと、大體——無論長短はありますするが、大體一ヶ月、例へば此の養蠶の最も喧しい、急がしい時期と云ふものは、先づ一ヶ月、或は田植時期、或は稻を收穫する時期と云ふやうな場合でも、大體一ヶ月と云ふ目標を置いたならば、著しい變化はないのであります。勿論四十日、五十日と云ふやうな場合もありませうが、之等の事を彼此考慮致しまして、三十日間貯溜する事の出來るやうにと云ふ爲めに三十石分の處理するために、中隔を八枚造つた所の屎尿溜を造つたのであります。それで先づ一ヶ月三十石の處理が出來ると云ふ計画であります。さてそれでは農家が一ヶ月以上汲取に來て呉れないと云ふや

く少量に使つたのでありますから、之が淨化の効果に於て悪いと云ふ事は當然の事であります。併し此の急場の場合已むを得ず淨化污水を、クロールの殺菌を行つて、爲さなければならぬと云ふ羽目に立至つたのであります。其の後昭和二年に下水處分場の計畫が出来ましたので、此の方面に就ては力を抜きまして、唯だ一今度の下水處分の區域と云ふのが斯う云ふ區域になつて居ります（圖解に依り説明）、斯う云ふ下水處分場の區域であります、其の後名古屋市の發展が著しくなりまして、斯う云ふ方面、下水處分場の區域でない所への人口戸數が著しく増加して參りましたので、併も此の土地が相當高地になつて居りまして、之から南へ向つて傾斜して居りますが、之から北と云ふものは所謂水田ばかりであります、併も水田ばかりの中に無數に人家が出來ると云ふやうな状態であります、今度は此の方面の屎尿處分と云ふものに困つて來たのであります。運河にも接近しないし、尙ほ下水處分場の區域からも距つて居ると云ふ事で、之を何んとかしなければならない。此の區域が約人口に致しまして三、四萬の区域であります。三、四萬の此の下水區域に無關係で、併も早急に下水處分場の出來ないと

うな場合にどうするかと云ふ問題に逢着致しましたので、之に極めて舊式ではありまするが、普通の家庭で使つて居るやうな淨化装置を附設したのであります。此の溜めのすぐ傍へ、三十石分づゝ處理の出来る所の淨化装置を併置したのであります。それはまだ我々一向之等の事務の智識もなかつたのでありまするが、民間でやつて居りますする例の城口式の淨化装置であります。兎に角大正十三年に、其の装置を此の溜めに併置したのであります。併置したのは今申上げる通り、特に必要なる場合に於ける應急處分をすると云ふ事でやつたのであります。大體此の装置が出来ました時分には、中々此の淨化装置を屢々使はなければ、屎尿處分に困ることになつて來ましたので、其の後相當、度々使つたのであります。勿論此の貯溜施設其のものとして、消化器傳染病の豫防上、或は寄生蟲の豫防の上に於て、相當の効果はありませうが、併し淨化装置其のものが、唯今申上げるやうな極めて舊式の淨化装置でありますので、其の淨化の結果と云ふものは、非常に悪いのです。況んや屎尿を一ヶ月間も貯溜してやる所のものであつて、併も之を稀釋する所のものは水量の關係で無限に使ふと云ふ事は出來ない、淨水を極

て、熱田に促進汚泥法の試験工場が出来て居つた際であります。其の式を採つて、下飯田に此の促進汚泥法を其處にやうと云ふ考で、それをまた附設したのであります。長さ十二間半、幅が六間、有効深さが二間三分五厘と云ふやうな腐敗槽と、曝氣槽を長さ十二間、幅五間、深さが一間八分と云ふやうに、腐敗槽約五千五六百石、曝氣槽を三千五六百石と云ふやうな容積のものを、矢張り之も併置したのであります。それで、今度は淨化の能率も必ず良さうだ、良からうと云ふやうな豫定で以て着工して見たのであります。が、之はどうも不可ない。淨化と云ふものは殆ど其の効果が現はれて参りませぬ。之は既に御承知の通り、何しろ三十日間も貯溜の出来ると云ふやうな極度に腐敗をしてやる所の屎尿であるのと、もう一つは、此の水を得るに初まりの計畫では、鑿井で之を取つたものであります——でありますするから水は極めて清潔なものであります。併も其の分量が屎尿に對して約三十倍程度よりない、稀釋する所の水が極めて清潔であり、而も其の水量が極めて不足であると云ふ事と、貯溜の期間が非常に長いと云ふ事の爲めに、一朝何かの重要な際に、此の腐敗槽からすぐ農家に供給すると云ふ

造致しました。同時に一時は汚泥を下水處分場の汚泥自動車で輸送して流注して居りましたけれども、それよりは簡単なる地表水を取つて注下したならば良からうと云ふので、地表水を此の曝氣槽に加へる事に致しました。同時に二つの操作の結果、其の後の成績は極めてとは申上げませぬが、相當成績がよくなつて、之ならば之を運河に流した所で差支へないと云ふ程度になつて居りますので、明日は幸ひ堀留、熱田の下水處分場を御覽になると同時に、下飯田の人口三四萬と云ふやうな極く一局部の屎尿處分に使つて居ります。唯だ之を千種から下飯田と二ヶ所の經驗から、私共考へまするのに、どうしても水は河水、若しくは相當不潔なる、所謂下水なみの水を以て稀釋すると云ふ事が必要である、名古屋市の如き井戸水を使ふやうな事は絶対に失敗の原因であらうと思ふのであります。同時に此の腐敗槽と酸化槽と云ふものを接続して見ましたが、之を切放す事の出来るやうな施設にして置かなければならぬ、それは農家の需要のある時に酸化槽を絶対に使はなくとも、農家に直接供給をする、若し農家の需要の絶対にないと云ふ時には、曝

氣槽へ其の儘屎尿を流し込むと云ふ二つの、どちらでも利用の出来るやうにして置くと云ふ事が、必要であらうかと思ふのであります。要するに之も失敗の一つであります。

屎尿の手數料の問題に就て一寸申上げて見たいと思ひますが、之は御手許へ印刷物を差上げて居りますが、先年汚物掃除法の改正で、從來明治四十五年から名古屋市は市營でやりましたが、屎尿の手數料と云ふものは、一文も取らないのであります。それでありましたが、汚物掃除法の改正を機として、昨年度から屎尿の汲取手數料を取ると云ふ事に致したのであります。勿論他の都市のやうに、屎尿の汲取と云ふ事に、市民が非常に困つて居ると云ふやうな場合ならば兎も角として、名古屋市に處分の義務があり、併も之を市營に移した當時は名古屋市民が有價物であり我々の資産である、我々の資力であると云ふ奴を、無理矢理もぎ取つて市營に致しましたやうな關係もありますが、兎に角屎尿の汲取手數料と云ふものを取る事になつたのであります。取る方法に就てはいろいろな方法がありました。要するに他の大都市の屎尿汲取手數料徴収に準じて取ると云ふ豫定であります。が、結果

つの便法にはなるが、淨化裝置として之を利用すると云ふ場合に於ては、相當之を改造せにやならぬと云ふ事になつたのであります。が、併し先刻千種の處分場で申し上げたやうに、此處も或時期には農家の需要があるのであります。常に農家の需要がないと云ふ譯ではないのであります。常に農家の需要がある時には、此の腐敗槽へ水を流注しないで、古くない所の屎尿を農家に呉れてやる、農家の需要のある時には、此の腐敗槽へ水を加へて、曝氣槽に送つて、淨化しやう——考へだけは良い積りであったのであります。が、非常にまづい結果を得たので、同時に又其後の名古屋市的情勢が斯う云ふやうな偏陥な都市でも、農家の汲取と云ふ事は、時期の如何に拘らず絶対に無いやうになりましたので、貯溜をしてそれを農家に供給すると云ふやうな事は、事實上年間を通じて必要がなくなりましたが爲めに、今日御臨席の大庭博士、其他衛生試験所等の方々の御研究に依つて、此の腐敗槽を曝氣槽に變へてしまつたのであります。但し全然腐敗槽がなくなつた譯ではありませんが、其の面積の三分の二以上を曝氣槽に改めたのであります。但し全然腐敗槽がなくなつた譯ではありませんが、其の面積の三分の二以上を曝氣槽に改

に於ては社會政策を最も多く加味すると云ふ爲に、即ち中産以下の者は手數料を免除すると云ふ一つの目標と、もう一つは水洗便所を普及するには、相當高い汲取手數料を取らなければ出來ないと云ふ爲めに、此の屎尿の汲取手數料を、地區に依つて甲乙にしたのであります。下水處分區域内は普通の定額をとり、それ以外は半額に減免をすると云ふ、一種變つた手數料の徵收條例を定めたのであります。何れも詳細此の手數料條例、其の施行細則等に就て御承知を願ひ度いと思ひまするが、要するに昨年初めて市營二十餘年間には一回も手數料を取らないで、昨年初めて手數料を取つたと云ふ事だけを御報告申上げて置きたいと思ふのであります。

(カ) 塵芥處分方法の若干問題

大阪市立衛生試驗所長 技師 醫學 博士 藤原 九十郎 君

汚物問題の中で、最も重大なるものは、申す迄もなく屎尿でございます。今迄都市が塵埃の處分ばかりに専心して、屎尿問題は捨て、置いたやうな傾向が見へ

題は經濟上大變重大な、篤と考ふべき問題である。出来れば成るべく之を少くして、併も衛生上非難のないやうな所でやりたいと云ふのが、各都市の御希望であらう、又其處に努力しなければいかぬ事であらうと思ふのであります。偕てそれをどう云ふ方面から然らば研究して行くか、考へて行くかと云ふ問題であります、それは私が申上げる必要も無い程明かであらうと思ふのであります。大體塵埃處分の中で、どう云ふ部分に最も多く金を使つて居るかと云ふ事を御考へになりますれば、蒐集運搬費であります。或都市では塵埃處理費の中で九割以上と云ふものを蒐集運搬費に使つて居る、少い所でも八割は蒐集運搬に使つて居る現状でありますから、蒐集運搬の方面に今少し考慮を向けると云ふ事は、當然の成行きであらうと思ひます。然らば蒐集運搬に就てどう云ふやうな事を考へたならば、成るべく經濟上いけるかと云ふ問題であります。之も或は分りきつた問題であると考へまするが、私は先づ此の運搬距離の短縮の問題であります。先程からいろいろ御話もありましたが——石川さんの御詰もありましたが、第一は運搬距離の短縮の問題であります。運搬距離が長ければ長い程蒐集運搬費が掛るの

る。さう云ふ事は我々衛生上の方面からみれば、大變ことは本末顛倒とでも申しませうか、さう云ふ感じがするのであります。今日は此の屎尿問題に就て、非常に澤山の御意見の御發表があつて、私共も非常に隔世の感を抱いて居るのでございまして、之を機會に各都市で屎尿問題に就て、いろいろ御研究になり、又いろ／＼實施されること考へて居ります。併し乍ら此の現實の問題として、塵埃の處分問題も、矢張り之は當事者としては、一考しなければならない事ぢやなから、私は一の學究として申上げるのでありますから、其の點はまあ空理或は空論か分りませぬが、さう云ふ點がありましたら、御聽き流しを願ひたいのであります。塵埃の問題で、何故現實各都市でまだく關心を有たなければならぬかと申しますると、それは要するに衛生の問題よりも、經濟上の問題であらうと思ひます。

今現在の事は知りませぬが、大正十四年頃の私共の調査で、全國の人口十萬以上の都市に就て、衛生費と塵埃處分費の關係を調べたのであります。約三十四%，衛生費の三割四分と云ふものが、塵埃處分に使はれて居る。さう云ふ事から考へると、塵埃處理の問

であります。そこで此の蒐集運搬距離を短縮するにはどう云ふ風にするかと云ふと、私共の不斷考へて居るのは、處分場であります——或は埋立にするにしても、焼却するにしても、或は其の他肥料製造と云ふやうな事をやるにしても、其の處分する場所が、餘り遠方ではいけない、いろ／＼之に就ては問題がありませう、或は環境の汚染と云ふやうな問題も起る筈であります。が、當事者としては其處に考へなければならぬ事であります。大都市であれば、或は若しも陸上運搬をしなければならぬ様な所であれば、一ヶ所だけの塵芥焼却所、或は塵芥處分場を造ると云ふ事が、之は大變不利な問題であらう。どうしても市内各方面に造ると云ふ事は、之は當然であります。例へばイギリスのバーミンガム等の例を考へて見ましても、汚物處分に就て世界一の所と考へて居るのであります。が、あれは全市を六つに分けて、さうして六つのものを殆ど市の中央の所へ塵芥處分場を持つて行つて一切やつて居るのであります。さう云ふ所から考へて

思ひますが、さう云ふことは考へて、成る可く便利な中心に近い所に持つて行く。所が日本ではどうもさう云ふ事に對して非難が多い。之は尤も今迄のやり方が、補償方法を考へなかつた事が悪かつたかも知れませぬが、工場地帶に置いてさへも一寸便利な所になると、そんな所に塵芥焼却場を造つては困ると云ふやうな事を云はれ勝ちであります。燒却場を市の中心に造つた例はロンドンのウエストミンスターにあります。あれはロンドンでは一番の中心地でございますが、彼所に立派に塵芥焼却場があつて、さうして平氣で立派にやつて居る。イギリスのやうな氣難かしい連中でも、それを黙つて認めて居る。さう云ふ事は日本でも出来ない事であらうかと云ふ問題であります。で、昨年私ニユーヨークへ行つた時に、向ふの焼却場も見せて戴いたのであります。さう云ふ其の問題に就て、焼却場を市内に九つ造ると云ふ事が、今議題になつて居りますが、矢張ニユーヨークでも多少の反対がある、併し之は何とかして實行するんだ、斯う云ふ話であります。それはどう云ふ所に非難があるか、煙の問題か、臭氣の問題かと云ふと、さう云ふものは何

もない。煙をなくす——無煙にする事も出来るし、臭氣を出さぬやうにする事も出来る。唯だニヨーヨーク市民の非難は、塵車が家の前を通ると云ふ事が不可ないと云ふ事であった。それにはどうも困つて、車が通らぬ譯にいかないし、此の點非常に困つて居るんだと云ふ事を聞きましたが、さう云ふやうな反対があつてもやる。それには周圍に木を植えて小公園みたやうに、周景を施して、其の中に塵芥焼却場を造るんだと云ふやうな話を伺つたのであります。兎に角日本でもさう云ふ問題に就ては、將來大いに考慮する事が必要ではないかと思ひます。

次には蒐集區域の問題であります。作業の體系とでも申しますか、之を合理化する事が必要であらう。年々蒐集費は都市の發展につれて段々増加して行く。或は人家稠密の具合が大變變つて行く。さう云ふ關係等も充分考慮に容れて、成るべく便利な所に其の中心を置くと云ふやうにして、さうして成るべく合理的に、其の區域を定めると云ふ事が必要であらう。敢て行政區とか、或は警察區に制肘される必要はないと思ふのであります。それから第二の方法として、運搬方法の關係に就て、もう少し我々は考慮する事が必要で

はないか。現在各都市では、多くは手挽車を使つて居るが、あの手挽車が將來此處何年、或は十年も續くか分りませぬが、其の近き將來に、あれがどうなるかと云ふ事を考へたならば、運搬方法に就ても相當考慮する必要がある。人力車が自動車になつたと云ふ事も、夢の間に實現したのであります。いろいろな勞働問題とか、其の他の關係から、又一面市の街路がベーヴされて、街が廣くなり、道路が廣くなると云ふやうな事から考へて、必ずしも手挽車が將來便利でなくなるか分らぬのであります。それに就ては、矢張り馬車とか、自動車とか云ふやうな問題が考慮されて来る。之に就てどう云ふものが便利であるか、馬車が便利か、自動車が便利かと云ふ問題であります。之は日本に於ける調査ではなくして、外國の調査であります。其の標準が半徑一哩以内ならば馬車がいいが、一哩以上ならば自動車が良いと云ふやうな事を云ふて居るやうであります。之もバーミンガムの話であります。さう云ふ事も將來は必要になる。それから此の馬車とか、自動

車で仕事をして居る人夫の一人當りの能率を、私一寸バーミンガムで調査して見たのであります。假りに自動車三人——運轉手一人に二人の人夫を附けるのと、馬車で二人の人夫を附けて置くのとどつちが經濟かと云ふ事をみて見ますと、自動車でありますれば一人當り約二噸一日の作業、所がそれが馬車であれば一人當り一・六四噸位の程度であつて、自動車の方が却つて能率が良い、人夫一人當りの能率が、却つて自動車の方が良いと云ふ結果になつて居ります。陸上運搬をやる所に於て、併も大都市に於ては無論之は手落ちなく御研究であります。斯う云ふ事も一つ御一考願つたらどうかと思ふのであります。

第三の方法として申上げたいのは、蒐集運搬の能率を上げる事は、塵の量を減すと云ふ事であります。行程からもいろいろ問題が出て居つたやうであります。が、塵芥量を輕減すると云ふ事を考へる。それは塵を道路にまき散らかして、塵の扱い方を減すと云ふ意味でなくして、家庭に於て塵の利用される部分は成るべく利用してもらうやうに宣傳する。之は何でもない宣傳方法と考へますからして、無駄だと思つても一つやつてみたらどうかと思ふのであります。御承知の通

り、さつきも御話がありました通り木片や其の他の燃え物を焼付けにする、又紙屑も少し位は燃える、櫛櫻も何とか處分しやうとすれば出来る、一番困るのは庭の土、道の泥ですね、併しあく云ふものは家の周囲の窪地を埋めるとか、木の根元に置くと云ふやうな事を、家庭の主婦に實行して貰ふ。之は何でもないやうな問題でありますけれども、中々大きな影響が、之で起つて来る。假りに一割位の塵芥の量が減つたとして、百萬圓の塵芥處分費を使つて居る所で、まあ九十萬圓蒐集運搬費に要するとすれば、一ヶ年に九萬圓の利益になります。九萬圓だけ塵芥處分費が節減されると云ふ事になります。之も亦バーミンガムの例を引く譯であります。彼所に三十年間塵芥の清掃課長をして居るデヤックスンと云ふ良いお爺さんがございまして、皆さんも成は中にはよく御知合の方もあるであらうと考へますが、其の人がイングランド・アンド・ウェールズの塵芥の爲め七千五百萬圓年々使つて居る、若し之を家婦の力に依つて——家婦に働きかけたならば優に二割だけ減す事が出来るであらう、さうすれば英國として千五百萬圓の収入になるぢやないか、それを丁度時の宰相ロイド・チャーチに言ふと、ロイド・チャーチ

けて下さいとある。さうして之等の簡単な規則を守る事に依つて、あなた方はあなたの家計を助ける一つの途ともなるのであるから、喜んで手傳つて呉れと云ふ事が書いてある。又他のパンフレットに何と書いてあるか、バーミンガムと云ふ都市は、塵芥の處分のために何百萬圓を使つて居る、あなた方の一寸した心掛け次第に依つて、幾らの節減が出来る、さう云ふ事を仔細に、精しく書いて、懇へて居るのであります。之は向ふから持つて來た彼所の宣傳文でありますから、後で御廻し致して置きます。先づそれを無駄な宣傳だと御考へになつても宜しうございますから、一つ實行して戴きたい。之でどの位塵芥が減るかと云ふ事を、御試験願つたら、非常に面白い事ではないかと思ふのであります。それから次は處分方法の問題でござります。處分方法は、日本ではさつきどなたからも御話がありましたやうに、焼却方法、焼却と云ふ事は、無論良い事であります、私達も賛成であります、併し乍らそればかりで塵芥を處分すると云ふ事は、どうかと思ふ。大體其の都市の周囲の環境を考へ、其の都市の事情をも考へて、さうして塵芥を處分すべきものであつて、必ずしも小さな町で——人口五萬

も大變結構だと云ふので、全國にそれを宣傳したと云ふやうな話もありますが、さう云ふやうな實例もあります。實際バーミンガムは、イギリスの都市の中で最も一戸當り、一人當り塵芥の少い都市であります。それは確かに此の人の宣傳が利いたのであります。其の宣傳のやり方は、家庭の主婦に働きかけるのであります。それで、主婦と、人夫と、監督と、此の三人が協力すると云ふ事になつて居る。さうして人夫、或は監督が各戸を廻る時に、成るべく其のお内儀さんに逢ふて頼む。さうして自分の受持の區域の塵芥の量が、一週間なら一週間の間に、或程度減つて行けば、それに對して褒美をやると云つたやうな獎勵方法を講じて、競争的にやらして居る。之は一寸簡単な事のやうでありますけれども非常に面白い事と考へます。之は向ふのボスターの譯文であります。私がバーミンガムの役所に行つた時に譯山積んでありましたので、私は勝手に五六枚持つて來たのですが、斯う云ふものを家庭の方に送るのであります。之にはどう云ふ事が書いてあるかと云ふと、所謂塵芥の始末のやり方です。家庭に於てどう云ふ風に始末せよと云ふ事を書いたものを、最も家人の讀易き所へ、此のカードを掛けるのもさつきの話ではどうかと考へますが、一寸御聽き流しを願ひたいと思ひます。海上投棄の問題であります。海上投棄は大阪等もやつて、漁業組合邊りから抗議を申込まれて困つた事もありますが、若しさう云ふ事に故障がなければ——日本では漁業の關係があるから困るのであります。外國の都市の事を申上げるのもさつきの話ではどうかと考へますが、一寸御聽き流しを願ひたいと思ひます。海上投棄は大阪等もやつて居る。更にボストンがやつて居る。ニューヨークがやつて居る。ニューヨークは世界一大都市でありますが、彼所も厨芥の三割、約三分の一と云ふも

にも書いてあります通り、イギリス等では非常に嚴重なる調査をして、第一海底の深さを二十尋か三十尋なければならない不可ぬと云ふやうな事を書いて居ります。それから距離であります。距離は少くとも十五哩以上離れなければならぬ。尤も中には四十三哩と云ふやうなものもありますが、ニューヨークの例で申しますと云ふと、夏は二十五哩、冬は十五哩と云ふやうな事になつて居るやうであります。距離が遠くて、さうして別に何等の被害さへなければ、此の海上投棄も一法ぢやなからうかと思ふのであります。それから陸上埋立の問題であります。之は外國の都市にゐらつしやる方は、之は案外だと御考へになるかも知れませぬが、向ふの都市では陸上埋立をやらぬ都市はないやうであります。多くの都市は、全塵芥の五割内外はやつて居るんぢやなからうかと考へられるのであります。この中に御持ちの方も無論お有りの事と思ふのであります。(参考品提示) 之はロンドンの塵捨場の状況であります。随分盛んなものであります。之は露天焼であります。此の位のことを向ふでも平氣でやつて居る。甚だ大規模にやつて居る上に、非常に珍らしい事でありますから、一寸それだけを申上げたのであります。之は

テームズの河口でやつて居ります。蒐集の迷惑さへなければ、斯う云ふ事もやり得るものであると云ふ事を、御記憶願ひ度いのであります。尙ほ此の陸上埋立に就きましてですが、さつきも鋏力罐の問題などが出来と云ふものはみな、埋立に使つて居る。焼却場は二ヶ所立派なものを持つて居りますが、其處ではちつとも焼かないで、全部埋立に使つて居る。併も選別してやつて居るんではない。全部紙も、鋏力罐も、何もかも一緒に埋立して居る。大變面白い例で、イギリスの保健省の方から、是非一度行つて見て置けと云ふので、其のやり方を一日中ついて見て居つたのであります。此が大變面白い。一體どの點に特長があるかと云ふと第一は鋏力罐の問題であります。鋏力罐の空いた奴を、あの儘抛つて置いて、埋めては不可ぬ、あれは人々が空罐に紙を詰める、或は泥を詰めて、逆さにしてやつて居る、その位の注意を以て、埋立をやつて居るのであります。此處に寫真があります。今向ふでは

世界一のスタンドを造るんだと云つて、非常に意氣込んで居つたが、塵の埋立に依つてスタンドを造らうと云ふ大きな谷間を見せて頂きました。高さは六尺——大體イギリスの保健省では、高さに制限を附けて普通は六呎と云ふ事になつて居ります。そうして之は四十五尺の傾斜を付けて居ります。此處の所をすつと二尺づゝ下げて居りますが、之は水はき口で、此處より他へは水を流さないやうにして居ります。さうして鋏力罐は斯んな風をして埋立てる。又硝子類の埋立の場合には、硝子は成るべく下の方にやる。硝子を紙等の上にやるとよく火事を起すと云ふのであります。恐らくそれは焦點の關係でありませうが、火事を惹起すると云ふので、さう云ふ心配のないやうに、硝子は成るべく下の方に埋立て、さうして紙を置き、泥を六寸位載せる。併もイギリスでは必ず其の日の仕事は、其の日に全部始末をしてしまふやうにする。日本のやうに作業の途中でも何でもよい、時間が来れば仕事は中途半端でも抛り放しに置いて歸つてしまふと云ふやうな事はない。必ずそれが假令一部份でも、其の日の中に載せて置くと云ふ事であります。幾ら長くても二、三日の中に、泥を載せると云ふ事にしてやつて居ります

す。之が私は非常に面白く感じたのでございまして、丁度向ふでも機業工場の都市か何かで、不景氣で閉鎖してしまつたやうな工場の、煉瓦などを叩き割つて、塵と一緒に埋立をやつて居ります。併し乍ら此の埋立した場所は、決して住宅には使つてない、病院、テニスコート、或は運動場或は花園、さう云ふものに使用して、決して埋立地を住宅敷地などに使つては居ないやうであります。此處は大いに見習はなければならない點じやなからうかと思ふのであります。

それからもう一つ處分の問題で、さつき醸酵の問題——徳島の方でございましたか、三浦さんから醸酵の問題に就て御話がありました。之は私共も多年大阪に於て研究して居る問題でございまして、醸酵に依つて此の堆肥を造る、促成堆肥製造法とでも申しますか、此のやり方であります。一寸私はどう云ふ装置でやられるか、それを聽洩したのであります。此の方法は有名なベッカリー式の厨芥處分方法であります。イタリーの都市フローレンスの如きは、全部此の方法でやつて居る。理論は空氣を多少通じて、さうして此の好氣性菌の發育を良くし、而して塵芥の分解を進めると云ふ事であります。之が其の方法の理論であ

ります。此の方法に據りますると、三十五日乃至四十日で、立派に堆肥が出来る。普通百姓の造つて居る堆肥は、早くも半年、普通はまあ一年位かかるやうであります。それ位長い期間からなければ出来ない奴を、此の方法に依つてやれば、三十五日乃至四十日で立派な堆肥になる。さつきの御話では醸酵菌を御用ひになると云ふ事であります。私の試験の結果では、普通臺所の塵でありますれば、醸酵菌は要らないやうであります。尤も薬でもつて、薬だけを醸酵させた方がいゝ。ザザーを入れた方がいゝと云ふ事になつて居ります。一寸畫がまづいのであります。側面からみれば斯う云ふ風になつて居ります。(圖示)。此處に煙突があります。塵が此處に入れてありますて、側面に空氣の入る孔をフローレンスでは極く小さな孔をあけて居つたやうであります。其の醸酵の時に、好氣性菌の醸酵であればアムモニア醸酵で大分水が出来るのであります。此の通風を考へて置きますると、こゝから水が流れて養分を取去られるやうな心配はないのであります。尙ほ此の方法で御注意申上げたいのは、此の培養には硫安を少し入れるか、或は屎

尿を少し混ぜた方が、成績が非常に良いのであります。細菌の發育が良いからして、當然の事であります。其の事が必要であります。此の方法は未だ農村を有つて居る都市、或は都市の偏僻部の、餘り人家のない、少し畠などあつて、まだ少しは肥料の要ると云ふやうな所では、之を實行すると大變面白い事だと考へます。現在大阪で一市の方ではありませぬが、阪急沿線で少しそれをやつて居ります。

其の他に焼却法であります。焼却法に就ては、無論あなたの方で大分御研究になつて、私共の方では専門ではありませんけれども、御承知の通り、大體之には通風式と、自然式とあります。此の陸上運搬をするやうな町であれば、敢て通風式をやる必要はない、自然式の方が簡便ではなからうか、唯だ之だけ簡単に申上げて置きます。其の他燃燒能率を高める問題は煙突の問題であります。焼却の場合には煙突は成るべく高い方がいゝ。外國の都市なんかで、焼却法で成功して居る所は、大抵煙突の高さを百八十尺位にして居る。中には八十米二百四十尺と云ふやうな高い煙突の所もあるのであります。高い煙突を有つて居りますれば、必ず焼却は成功すると云ふ事を、實際に私は感じ

たのであります。其の次にさつき御話の中で、北澤先生の御話の問題に就て、一寸私の意見を申させて戴きたいのは、蒐集法の問題であります。家庭に於て厨芥と、雜芥とを別々に集める——之はアメリカでは三つにやつて居りますが、之は考へると大變便利な方法でありますし、處分の方法さへ別々に出来るなら、大變いゝ事であります。どうも私共の調査では——私も初は理論的に考へたのであります。實際やつて見ると、一寸困る點がある。それは何故か、どう云ふ點が困るかと申しますと、矢張り之も經濟上の問題であります。二つの箱を家庭に置いて集めるのでありますから、今迄一つの塵箱に容れて居つたものを、さう云ふ風にすれば少くとも二つ以上の箱を家庭に用意しなければならぬ。従つて一つの箱に這入る量の減るのは當り前であります。併し乍ら之が蒐集の期間を今まで三日で一遍廻つたのであるから、二つの箱ならば六日に一遍と云ふやうなものであるが、必ずしもさうは言へないのであります。さうなると三日を四日なり五日の間隔を置いて集めなければならぬ。假令六日に延す事が出來たとしても、同時に埃車が二つ廻らなければならぬ。埃車を二つ廻すと云ふ事は、それだけ蒐集運搬

要もない。唯だ此處で考へられる問題は、人夫の労働問題であります。併しこれは外國邊りだつて——ハーミンガムあたりでも、少くとも二十時間は作業をやつて居る。さうしてそんな長い勤務に對しては、特別に歩増し制度とか、夜間勤務手當をやつて居るかと云ふと、必ずしもさうではない。日本では從來からの習慣上、さう云ふ風になつて居るから、全然やらないと云ふ事はやり悪い問題ではありませうけれども、之は當然晝夜作業に移すのがいゝと考へます。之はどなたが考へても同様ではなからうかと考へます。

塵の問題に就ては之だけであります。一寸下水の問題——活性汚泥法の問題でありますが、私は大正十四年來之に就ては非常な研究をして居るのであります。併し之に就ては四通りに五通りにも分けられ、幾通りにでもなるのであります。活性汚泥法が非常に良い方法だと云ふ事は、最早や異議のない事であります。併し之に就ては四通りにして、之等の問題に就ては、矢張り日本では未だ充分の研究が出來てゐないのであります。唯だ單に此の活性汚泥法と申しますけれども、経常費の問題とか、其の他いろいろな關係からして、果してどの方法を探ればいゝかと云ふ事に就ても、まだ／＼相當研究する必

要があらうと思ふのであります。又汚泥處分の内、機械脱水に依る處分の問題であります。之に就ては私も池田部長のお説に賛成する一人であります。先づ差當り今の所は脱水に依つて瓦斯を取ると云ふ事が、一番良い事だと思ふのですが、併しそれに就ても單にアクチベーテッド・スラッヂばかりを使はないで、下水のロード・スラッヂが大分出来る譯でありますから、それもやらなければならぬ。さうした點をいろいろ考へて参りますと、果してそれもどつちがいゝかと云ふ事も、研究して置かなければならぬのであります。其の全體の量から云へばロード・スラッヂの方が餘程瓦斯の量は多いのであります。併しアクチベーテッド・スラッヂの方は實際にメタンの質が非常にいゝのでありますから、此の兩方に就ても相當研究の餘地があらうと思ふ。又吾々も其の點に就ていろいろ目下研究を重ねて居るのであります。どうか皆さんにおても、此の點に就ては充分の御考慮願ひたいと思ふのであります。

第四 各部會に於ける報告及討議の經過報告

一 序 説

前篇第三の二に記述せる如く、總會第三日の午前、前日の兩部會に於ける報告及討議の經過を、兩部長より報告ありたるが、その内容左の如し。

二 第一部會に就ての経過報告

部長 藤岡兵一君

第一部會は、昨日（五月十九日）午前九時より開きまして、参加者は約三百人御座いました。討議に參加された方々の選ばれた問題は大體

- (一) 市町村民の負擔に關する問題
- (二) 徵稅方法に關する問題
- (三) 市町村稅制に關する問題

此の三つに大別することができるやうに考へます。

第一の市町村民の負擔の問題に關しましては、大阪商科大學經濟研究所の藤谷謙二氏は、地方稅負擔が地域的に不均衡の状態に在る事例を擧げられて、課稅の公平原則に反するが故に、これを改善する必要がある。その一つの方法としては國費と地方費の負擔区分を明かにして、交付金、補助金の制度を擴充すること

と報告されました。

以上御二方は學者として總論的の意見を述べられたのであります。次に市町村理事者や市町村會議員の諸君及都市計畫關係諸官各位等から、實際上の御經驗に基く、租稅負擔並に受益者負擔に關する御意見の開陳が多數ありました。

租稅負擔の問題の中宅地租負擔の問題は、最も熱心に討議せられまして、まず宇治山田市長福地由廉氏から、地租法並に地方稅制限に關する法律改正實施の結果、昭和七年度以降宅地租は激増し、殊に府縣附加稅に於て甚だしく、到底その重課に堪へ得ざる實情であるのでありますから、之が緩和輕減のため法律の改正を要望するといふ御意見がでました。非常に御賛成が多く、徳島市會議員豊川宗二郎氏、長岡市長木村清三郎氏、滋賀縣長濱町助役福田寅吉氏等からそれゝ御關係地の實情を述べて同一趣旨の御意見の發表がありました。尤も之に關しては東京府駒澤町會議員佐藤唯吉氏よりは、例へば東京府下の如き急速な發展をなしつゝある地域に於ては増徵も當然であるといふ意

の費用負擔關係に就て質疑的御意見の提出がありましたが、之に對しては後に西村輝一氏から詳細な御説明がありました。

第二の徵稅方法に關する事項としては、濱松市長中村陸平氏から「市の内外に於て營業所を有する者に對する市町村稅の分別課稅に就て」といふ題の下に、今日、交通機關の發達に伴ひ、銀行、會社、工場等の本店は愈々中央に集中し、地方都市には支店又は出張所等を有する者が年々多きを加へる實情であるから、その結果附加稅は中央に於て多く徵收され、地方都市では僅かしか殘されない傾向がある。これは甚だ不合理であるから本支店、出張所、代理店、分工場等の課稅分別は、各々その營業の分量に比例すべしといふ御提案がありました。

又宇治山田市主事大谷滋氏からは、徵稅上最も困難とせられる、遊興稅及び賦金の徵收に關して同市が納稅組合を組織せしめて、好成績を納めつゝある實情につき御述べになりました。

第三の市町村の稅制問題に關しては、大阪市會議員

味の御意見も出たのであります。又同氏よりは別に瓦斯、電氣、水道等の計量器に對する課稅と、富者に對する特別戶數割の創設並に自轉車稅撤廢に關する提議がありました。然るに之に對しては濱松市長中村陸平氏から反對意見の提出があり、長岡市長木村清三郎氏からは同市の水道計量器には使用料を課せざる趣旨を述べて計量器課稅は考慮を要する旨の御陳述があつたのであります。其の他租稅負擔に關しては徳島市會議員市橋九平氏から特別戶數割を家屋稅と併課し、市稅の緩和を圖る方法に就て御提案がありました。

次に受益者負擔に關しては、都市計畫東京地方委員會事務官の西村輝一氏から特に下水道改良事業の財源として受益者負擔金が適當なることを述べられました。之に依れば、各市の下水道改善が促進され、衛生狀態の進歩が期待される所以を御陳述になりました。尙ほ受益者負擔に關しては、小倉市助役末永長通氏から建築線の指定に依る小残地が生じた場合その受益者負擔を緩和する良策がなきやと意見を求められ、又都市計畫愛知地方委員會委員柴田茂氏から都市計畫道路

古畑銀次郎氏は、大阪市の例を探り、現在の劃一的市町村稅制の不合理を指摘され、大都市に關して特別の制度の必要がある事を力説され、又廣島市會議員村井林氏も亦、同様に自治體の圓滿なる發達を圖る爲めに、自治體の實情に即した稅制を樹立すべく、府縣の財政監督から自治體を解放せねばならぬと云ふ事を高唱されました。

最後に奈良市助役松本仙太郎氏は、地方稅の體系、各稅目的負擔、稅制の改正、稅務機關の統一に關して、既に御提出の「研究報告」の補足をなされました。

以上討議に當られました方々も之を傾聽されました方々も、非常な熱心でありまして、誠に此の種の學會にふさはしい雰圍氣をかもされたのでありました。豫め御通知になつた方々の討議は午後二時過に終了しましたが、參加者諸君は直には散會せられず、尙ほ引きつき、一層詳細なる説明を求めて、質疑、討論等をなされる有様で、このために尙ほ一時間半ばかりの間、一般參會者諸君に、御發言の機會を供し得た次第がありました。斯くて三時半に全く部會を終了いたし

ました。本會の性質といたしまして、決議に及ぶやうなことはありませんでしたが、參會者各自が相互の知識の交換、経験の發表に依り、夫々知見をひろめ、又屢々起りました相互の意見の相違に依つて反省を加へ

られたことも尠くなかつたと信ずるのであります。
かくて僅少の時間ではありましたが、市町村民の負擔並に市町村税制問題に關して豫期以上の効果ある討議を行つた次第であります。

三 第二部會に就ての經過報告

部長 神田純一君

第二部會は昨會議第二日（五月二十日）名古屋市公會堂第四階の議場に於て日程通り午前正九時開會、同十一時三十分休憩、午後一時再開午前に引續き討議續行、午後三時三十分過ぎ終了致しました。出席者數約二百八十名であります。

本部會に於ては討議の外に、特別報告がございました。

（イ）特別報告

特別報告は討議に入るに先立ちまして名古屋醫科大學教授醫學博士大庭士郎氏が「名古屋市に於けるチフス保菌者検索の状況に就て」、又名古屋高等工業學校教授北澤忠男氏が「下水管の繼手に就て」行はれました。大庭博士の御報告の大要を申しますと、

云ふ事實が分りました。又永續保菌者は男よりも女に多く、若き者よりも年取つた者に多いと云ふ事を御發表になりました。而して、かくの如く多數の保菌者のあることは頗る危険である。これに對しチフス菌の傳播を防止するには、(一)保菌者の排泄物を嚴重に消毒すること、(二)保菌者自身に保菌者であることを自覺せしめて、これを傳播せしめざるやう注意せしむることが肝要である』と強調せられました。

北澤教授は、陶製下水管の繼手として現在多く使用せられて居るセメント・モルタルが施工上諸種の點に於て不便のあること、又其の結果として其の効力に種々の缺陷を生ずる虞あることを指摘せられ、之に代つて、通常の鐵管の場合に於ける法兰チ附陶製下水管につき試験の結果、應用したる法兰チ附陶製下水管につき試験の結果、鐵ボルト及びゴム・パッキングの耐久性に付ては尙ほ若干研究の餘地あるも、大體良好の結果を得られたことを報告せられました。

(口) 一般報告及討議

次に討議に於きましては十四人の方々がそれべく關

係題目に關し有益なる御意見を述べられました。大體之を次の四種に區別する事が出來るのであります。

(一) 麻芥に關するもの

(二) 尿尿及下水に關するもの

(三) 空氣汚染に關するもの

(四) その他

(一)の麻芥に關するものに就きましては、名古屋高等工業學校の北澤教授は從來我國に於ては各家庭に於て麻芥を分類する習慣がない、従つて都市と致しまして麻芥を處理致しまする場合に於ては、腐敗性のもの、或は可燃性のもの、或は不燃性のもの等雜然として混入し、處理に際し多大の支障を與へますので、之を各家庭に於て各種類に分類することに致したならば之が處理に非常に都合がよくはないかといふ提言を致されました。但し、之に關聯して大須賀巖氏からは丸龜市長在職の當時思を茲に致されまして古ゴム、ガラス屑、古鐵等を各家庭に於て麻芥から擇別させて置きましたが、さうして之を市に於て纏めて拂下げた處が相當の収入を得た経験を詳細に述べられました。之れに從事

して居る者に對する給與が市の經濟の上に若干の効果を擧げたと云ふ有益なる御説明がございました。

徳島市會議員三浦尚友氏は普通塵芥の處理に關しては一般に焼却方法が用ひられて居るのであります。が、同市に於ては焼却に依らないで或種の醸酵菌を用ひ衛生上無害の完全堆肥を得た經驗を述べられました。

大阪の藤原(九十郎)博士は、各家庭に於て塵芥を擇別せしむることはなる程結構ではあるが、運搬に要する費用等に就ても考へなければならぬと云ふ御話がございまして更に外國諸都市の事例を擧げられまして塵芥處分法としては、漁業上等の支障なければ、海中に投棄することが、最も有利なることを述べ、その他種々處分上の問題に付き有益なる御意見があつたのであります。特に焼却する場合に於て焼却作業を晝夜連續とする可とするのを主張せられました。

福岡市會議員石橋愛太郎氏は魚類の屑、獸骨等の汚物を利用して肥料を製造する業者に對し其の場所の移轉を要求すると云ふやうな場合、これに對し何等か補償の途を講ずることを要望する旨を力説せられまし

た。

其の次に尿尿及下水の問題に關しては、名古屋市保健部長金原庄治郎氏より「名古屋市尿尿處分市營三十余年間に於て經驗したる事項に關する私見」の題目の下に(一)尿尿處分市營の動機、(二)處分の方法等に關して沿革的に幾多の失敗談をも露骨に御話になりました。貴重なる経験を演述せられました。尙同氏は中小都市の尿尿處分に對しては内務省式の尿尿貯溜槽と污水處分装置との中間的の尿尿處分法を推奨せられまして、次で名古屋市尿尿汲取手數料に就て之が割一的地區で狀況に應じて其の徵收方法を異にする御述べになりました。

島崎大阪市水道部長の代理として藤田(弘直)技師は都市の施設は衛生施設からといふ意味に於て下水道の必要なるを強調せられ、又下水處理區域内に於ける既設汲取便所を急速に水洗式に改造する方策に付き意見を述べられました。水洗便所の使用を警察命令を以て強制すべきことが必要であると云ふ事に就き特に名古屋市の下水施設として既に幾年かになるに拘らず、水

洗便所の普及率の悪いと云ふ事に就て意見を御述べになつたのであります。次いで名古屋市の如く短時間内に下水道に屎尿の流注をなすは作業上不利なり、宜しく一日を通じて均等ならしむるを適當とする旨等を主張されました。

之に對し池田(篤三郎)名古屋市水道部長は、第一の點、水洗便所の普及に付ては一氣に實現するには種々困難あり、名古屋市は、第一日總會に於て主報告中に述べし如く、漸進主義の方針を探るは已むを得ざるところであり、第二の點、流注方法に付ては晝夜均等作業は三倍の經費を要し、又流注のフラクチュエーションは或る程度まで細菌の復活を促し、却つて有利なるを信ずる旨を説明せられました。

東京市土木局衣斐(清香)下水課長は、下水道が完成したときは流域全部に亘り、水洗便所の普及を圖り、下水處理の使命を完うするやう努力すべきであるが、其の過渡期に於ては、汲取屎尿を下水道に收容し、下水と共に處理することは我が國の國情に於ては避くべからざる事柄であるが故に此の件に就ては下水を計畫

する場合に十分考慮する必要がある。しかし乍ら汲取屎尿は水洗式便所より來る屎尿に比較し處分作業に對する影響を異にするを以て、慎重なる研究調査を必要とすることを主張せられました。

第三の空氣汚染に關するものに就きましては、九州帝國大學教授君島(八郎)博士より空氣汚染に對する關心の喚起を強調せられまして、各府縣の測候所、衛生試驗所その他に於て煤煙降下量等に就て空氣汚染狀態の測定を爲すことを實現せしめたいと切言せられました。又大須賀巖氏は都市計畫法の工業地域中にありても特に無煙工場區域を設け、或は更に電動力の合理化によつて、無煙都市の實現を期すべきことを主張されました。

以上の外、豊橋市土木課長長崎(敏音)技師は、豊橋市に於ける井水の汚染増加及チフス罹病率を高めたる實狀を述べ、法令を以て、上水道の使用を全市民に強制することを主張せられました。尙ほ又都市計畫愛知地方委員會の石川(榮耀)技師は、塵芥焼却場、污水處分場等「必要なれども歓迎せられざる」施設に對する位

置及設備に付、特に名古屋市の實例を引用せられまして、此等の施設は其の事業本位のみより位置を定めずに公益の必要と個人の利益を調和する合理的位置を選定し且つその附近には自然、地價の低下等、損害を與ふる場合もあるのでありますから、かかる場合には何

等かの方法を以て個人の受くる損害を補償すべきものである所以を力説されたのであります。右に對して池田名古屋市水道部長より、名古屋市の事業に關する部分に付き二三の辯明的説明をなしまして石川技師も其の一部の主張を諒とせられました。

附記 第三回全國都市問題會議總會に關する文獻

第三回全國都市問題會議總會に關して、その開催並に會議狀況を報道し、又はその批判を試みたる圖書及新聞雜誌記事等を列記し後日の参考に充てんとす。但會議事務局たる法人東京市政調查會資料室備付のもののみに據れる關係上、取材の範圍自ら廣汎ならざるを遺憾とす。

一 總會の開催計畫に關するもの及總會用文書

第二回全國都市問題會議議事要錄（五一頁及五二頁）

第三回全國都市問題會議總會研究報告第一議題編

同 研究報告第二議題編

同 參考資料第一議題編

同 參考資料第二議題編

同 參考資料昭和六年度地方財政概要

同 議事要錄

全國都市問題會議會報第一號及第二號

二 總會の開催並に總會狀況及其批判に關するもの

全國都市問題會議と財政關係の議題について……

：雜誌「都市問題」十三卷四號

第三回全國都市問題會議總會議題……雜誌「都市問題」十三卷五號

全國都市問題會議第三回總會、其の期日の確定と諸般の注意……雜誌「都市問題」十四卷三號

第三回全國都市問題會議に參加を勧誘す……雜誌「都市問題」十四卷四號

全國都市問題會議第三回總會の前況……雜誌「都市問題」十四卷五號

第三回全國都市問題會議の提出論文……雜誌「都市問題」十四卷六號

全國都市問題會議會報第一號……雜誌「都市問題」十五卷一號

第三回全國都市問題會議……雜誌「大阪」八卷五號

第三回全國都市問題會議開かる……雜誌「大大

阪」八卷六號

第三回全國都市問題會議……雜誌「都市公論」十五卷六號

第三回全國都市問題會議……官報一六〇六號雜報欄

全國都市問題會議……昭和七年五月二十日大阪朝日新聞社説

總會に關する諸般の報道……總會前後に於ける名古屋市内各新聞

第三回 全國都市問題會議總會參加者名簿

(府縣等の順位は普通の用例に依るも、その各區
分内に於ける順序は全く任意にして不同なり)

本省關係

同省衛生局豫防課長內務技師
同省事務官
同省內務技師

北海道

都市計畫北海道地方委員會事務局
同
函館市土木課長
委員會技師
夕張町長
北海道帝國大學工學部教授

古松本村鹽河永野高飯
藤尾島上谷口安邊野沼
猛孝正幾協百慶六一
哉之輔一勇介治三郎省

東京府

參加者名簿

東京市文書課調査掛長	同	市嘱託
市神田區庶務課長	同	市芝區會議員
市小石川區會議員	同	市麻布區長
區會議長	同	同
市下谷區長	同	同
市淺草區長	同	同
區會議長	同	同
瀧野川町會議長	同	同
大井町書記	同	同
半住町長	同	同

レ	三河島町會議長	し同	代理者
レ	同	町會議長	し同
レ	王子町助役	し同	同
レ	同	町會議員	し同
レ	西巣鴨町會議長	し同	町會議員
レ	同	西巣鴨町會議長	し同
レ	松澤村會議員	し同	同
レ	同	松澤村會議員	し同
レ	同	同	し同
レ	同	同	し同
レ	同	同	し同
レ	同	同	し同
レ	同	同	し同
レ	同	同	し同
レ	碑義町收入役	レ	同
レ	同	町會議員	レ

野加大渡邊出常三郎一
本源納邊井龜鉢之進治
須坂堀田江勇右衛門
藍堀田江勇右衛門
須各宮城藤田
錄堀田江勇右衛門
奧城藤田江勇右衛門
吉和藤田江勇右衛門
上城藤田江勇右衛門
平城藤田江勇右衛門
嶋城藤田江勇右衛門
栗山口杉野勘太郎祐作
川山口杉野勘太郎祐作
小山口杉野勘太郎祐作
川山口杉野勘太郎祐作
嶋山口杉野勘太郎祐作
栗嶋山口杉野勘太郎祐作

二七八

參加者名簿

參加者名簿

名古屋市醫師會長	今 猪 松 富	松 楠 内 井 伊 青 坂 櫻 武 伊 中 鈴 佐 伊 中
愛知縣藥劑師會長		
名古屋實業藥劑師會長		
名古屋市看護婦組合長		
名古屋市東區西部聯合衛生會長		
名古屋市上名古屋町衛生組合長		
名古屋市西區聯合衛生會長		
同 同 同 同 同 同 同 同 同		
名古屋市南區聯合衛生會長		
名古屋市中區西部聯合衛生會長		
名古屋市中區東部聯合衛生會長		
名古屋市東區東部聯合衛生會長		
名古屋市西區蒲井町三丁目西部 衛生組合長		
名古屋市榮生西部納稅組合長		
協調會名古屋出張所		
建築學會東海支部長		
名古屋高等工業學校教授		
社團法人日本建築士會代表		
電氣協會東海支部書記長		
日本放送協會東海支部常務理事		

中伊佐土鈴中伊武櫻坂青井内清楠松富猪今
林藤藤屋木島吹木藤上水波田堀辰三波
賢靜四純保三喜永正太兵貞寅森寅
吾雄郎一義郎六吉郎夫郎錫衛藏雄太吉丈
吉

名古屋市城北耕地整理組合長	同	名古屋市城東耕地整理組合長	同	名古屋市南郊耕地整理組合長	同
組合副長	犬銅武	組合副長	水野佐兵	組合副長	北澤忠男
組合副長	加藤南	組合副長	谷口茂三郎	組合副長	高田松治郎
組合主事	高田義助	組合主事	石田銀治郎	組合副長	高田正三郎
組合副長	谷口茂三郎	組合副長	伊藤邦太郎	組合副長	西垣信太郎
組合副長	高田正三郎	組合副長	小澤林八郎	組合副長	鬼頭重三郎
組合副長	高田浩郎	組合副長	大作助	組合副長	岡田勘助
組合副長	高田浩郎	組合副長	國次郎	組合副長	木平兵衛
組合副長	高田浩郎	組合副長	太郎	組合副長	近藤孝次郎
組合副長	高田浩郎	組合副長	太郎	組合副長	近藤孝次郎
組合副長	高田浩郎	組合副長	太郎	組合副長	名古屋市瑞穂耕地整理組合長
組合副長	高田浩郎	組合副長	太郎	組合副長	名古屋市東起耕地整理組合長
組合副長	高田浩郎	組合副長	太郎	組合副長	名古屋市旭耕地整理組合長
組合副長	高田浩郎	組合副長	太郎	組合副長	名古屋市千種耕地整理組合長
組合副長	高田浩郎	組合副長	太郎	組合副長	名古屋市西志賀土地區劃整理組合長

昭和七年八月三日印刷

第三回全國都市問題
會議專集

品

非賣品

會

議

專

集

第

三

發行者兼 全國都市問題會議

東京市外北品川宿小關六五五
印 刷 者 森 江 有 三

刷印社會式株刷印島小

東京市日比谷公園
財團法人東京市政調查會內
振替口座東京六〇八二四番

發行所 全國都市問題會議事務局